

令和元年第4回志布志市議会定例会会議録

目 次

第1号（12月3日）	頁
1. 議事日程	13
2. 出席議員氏名	14
3. 欠席議員氏名	14
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	14
5. 議会事務局職員出席者	14
6. 開 会・開 議	15
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	15
8. 日程第2 会期の決定	15
9. 日程第3 報告	15
10. 日程第4 認定第1号 平成30年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について	15
11. 日程第5 認定第2号 平成30年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定 について	25
12. 日程第6 認定第3号 平成30年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認 定について	25
13. 日程第7 認定第4号 平成30年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定につ いて	25
14. 日程第8 認定第5号 平成30年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定に ついて	25
15. 日程第9 認定第6号 平成30年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認 定について	25
16. 日程第10 認定第7号 平成30年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定につ いて	25
17. 日程第11 認定第8号 平成30年度志布志市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算 認定について	25
18. 日程第12 認定第9号 平成30年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について	25
19. 日程第13 報告第6号 専決処分の報告について (損害賠償の額を定め、和解することについて)	35
20. 日程第14 議案第64号 志布志市特別職の職員の給与に関する条例及び志布志市議会 議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正す る条例の制定について	37
21. 日程第15 議案第65号 志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する	

		条例の制定について	38
22.	日程第16	議案第66号 志布志市いじめの防止等に関する条例の制定について	40
23.	日程第17	議案第67号 志布志市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	41
24.	日程第18	議案第68号 財産の取得について	44
25.	日程第19	議案第69号 土地改良事業の変更について	45
26.	日程第20	議案第70号 権利の放棄について	47
27.	日程第21	議案第71号 令和元年度志布志市一般会計補正予算（第5号）	48
28.	日程第22	議案第72号 令和元年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	58
29.	日程第23	議案第73号 令和元年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）	59
30.	日程第24	議案第74号 令和元年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第3号）	60
31.	散 会		60

第2号（12月4日）

1.	議事日程	61
2.	出席議員氏名	62
3.	欠席議員氏名	62
4.	地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	62
5.	議会事務局職員出席者	62
6.	開 議	63
7.	日程第1 会議録署名議員の指名	63
8.	日程第2 一般質問	63
	小野 広嗣	63
	野村 広志	86
	尖 信一	101
9.	延 会	119

第3号（12月5日）

1.	議事日程	120
2.	出席議員氏名	121
3.	欠席議員氏名	121
4.	地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	121
5.	議会事務局職員出席者	121
6.	開 議	122

7. 日程第1	会議録署名議員の指名	122
8. 日程第2	一般質問	122
	小園 義行	122
	青山 浩二	141
	南 利尋	166
	岩根 賢二	183
9. 延 会		202

第4号（12月6日）

1. 議事日程	203
2. 出席議員氏名	204
3. 欠席議員氏名	204
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	204
5. 議会事務局職員出席者	204
6. 開 議	205
7. 日程第1	会議録署名議員の指名 205
8. 日程第2	一般質問 206
	丸山 一 206
	持留 忠義 216
	鶴迫 京子 232
9. 日程第3	議案第75号 志布志市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例の制定について 249
10. 日程第4	議案第76号 志布志市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する 条例の制定について 252
11. 日程第5	同意第1号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて 255
12. 散 会	256

第5号（12月18日）

1. 議事日程	257
2. 出席議員氏名	258
3. 欠席議員氏名	258
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	258
5. 議会事務局職員出席者	258
6. 開 議	259
7. 日程第1	会議録署名議員の指名 259

8. 日程第2	報告	……………	259
9. 日程第3	議案第64号	志布志市特別職の職員の給与に関する条例及び志布志市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	259
10. 日程第4	議案第65号	志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	260
11. 日程第5	議案第66号	志布志市いじめの防止等に関する条例の制定について	261
12. 日程第6	議案第67号	志布志市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	264
13. 日程第7	議案第68号	財産の取得について	265
14. 日程第8	議案第69号	土地改良事業の変更について	266
15. 日程第9	議案第70号	権利の放棄について	267
16. 日程第10	議案第71号	令和元年度志布志市一般会計補正予算（第5号）	268
17. 日程第11	議案第72号	令和元年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	274
18. 日程第12	議案第73号	令和元年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）	275
19. 日程第13	議案第74号	令和元年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第3号）	276
20. 日程第14	陳情第10号	「育ちにくさを持つ子ども」及び「障がい児」とその「家族」が安心して暮らせる地域生活を求める陳情書	277
21. 日程第15	議員派遣の決定	……………	280
22. 日程第16	閉会中の継続審査申し出について （総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長）	……………	280
23. 日程第17	閉会中の継続調査申し出について （総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長）	……………	281
24. 閉会	……………	……………	281

令和元年第4回志布志市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜日	種 別	内 容
12月3日	火	本会議	開会 会期の決定 平成30年度決算委員長報告・質疑・討論・採決・議案上程
4日	水	本会議	一般質問
5日	木	本会議	一般質問
6日	金	本会議	一般質問
7日	土	休 会	
8日	日	休 会	
9日	月	委員会	常任委員会
10日	火	委員会	予算特別委員会
11日	水	委員会	予算特別委員会
12日	木	休 会	
13日	金	休 会	
14日	土	休 会	
15日	日	休 会	
16日	月	休 会	
17日	火	休 会	
18日	水	本会議	委員長報告・質疑・討論・採決・閉会

2. 付議事件

番号	事 件 名
認定第1号	平成30年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について
認定第2号	平成30年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第3号	平成30年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
認定第4号	平成30年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第5号	平成30年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定について
認定第6号	平成30年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第7号	平成30年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について
認定第8号	平成30年度志布志市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第9号	平成30年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について
報告第6号	専決処分の報告について (損害賠償の額を定め、和解することについて)
議案第64号	志布志市特別職の職員の給与に関する条例及び志布志市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第65号	志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第66号	志布志市いじめの防止等に関する条例の制定について
議案第67号	志布志市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
議案第68号	財産の取得について
議案第69号	土地改良事業の変更について
議案第70号	権利の放棄について
議案第71号	令和元年度志布志市一般会計補正予算(第5号)
議案第72号	令和元年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
議案第73号	令和元年度志布志市介護保険特別会計補正予算(第3号)
議案第74号	令和元年度志布志市下水道管理特別会計補正予算(第3号)
議案第75号	志布志市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第76号	志布志市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
同意第1号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
陳情第10号	「育ちにくさを持つ子ども」及び「障がい児」とその「家族」が安心して暮らせる地域生活を求める陳情書
議員派遣の決定	
閉会中の継続審査申し出について (総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長)	
閉会中の継続調査申し出について (総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長)	

3. 一般質問

質 問 者	件 名	要 旨	質問の相手方
1 小野広嗣	1 高齢ドライバーの事故防止対策について	(1) 本年4月、東京都の池袋で87歳の高齢者が運転する車が暴走し、母子2人が亡くなり、10人が負傷した事故以降も高齢ドライバーによる事故が続いており、高齢ドライバーの安全対策及び安全運転支援の取り組みは待ったなしの課題である。本市の高齢ドライバー事故防止対策の取り組み状況について問う。	市 長
	2 地域公共交通政策について	(1) 地域公共交通網の充実と活性化を図り、運転免許を返納した後も、自分で買い物や通院、駅に行くなど、それまでの生活と変わらない、移動手段の確保を図るべきではないか。 (2) 本年3月、志布志市地域公共交通網形成計画が示され、本市の地域公共交通の基本理念として、市民・交通事業者・行政が連携し、公共交通機関の連携が向上し、誰もがスムーズに市内を移動できる「移動網」を目指すとする。目標達成のために実施する事業を具体的に20件掲げているが、その進捗状況について問う。	市 長 市 長
	3 自転車の安全対策について	(1) 鹿児島県は、自転車保険に関する条例「かごしま県民のための自転車の安全で適正な利用に関する条例」を制定し、自転車保険への加入を義務付けている。本市の自転車保険加入促進の状況と自転車の安全対策について問う。	市 長 教育長
	4 子供の貧困対策について	(1) 子供たちの将来がその生まれ育った家庭の事情等に左右されてしまう場合が少なくない状況の中、子供たちの養育環境を整備するとともに、教育を受ける機会の均等を図り、生活の支援、保護者への就労支援などと合わせて総合的に推進する必要があるが、本市の貧困対策への取り組み状況について問う。	市 長 教育長

質 問 者	件 名	要 旨	質問の相手方
2 野村広志	1 港湾行政について	(1) 港湾が所在する自治体として国際バルク戦略港湾の整備完了後の、志布志港の展望をどのように考えているのか問う。 (2) 志布志港における輸出入の促進について市、民間事業者、港湾管理者間でどのような取り組みが進められているのか問う。	市 長 市 長
	2 商工業振興策について	(1) 国において小規模企業振興基本法が制定されている中、鹿児島県においても「中小企業の振興に関するかごしま県民条例」が改正され、施行されている。本市の商工業振興策について問う。	市 長
3 尖 信一	1 教育行政について	(1) 宮城県石巻市の大川小学校の津波被害をめぐる訴訟では、最高裁が市と県の上告を退け、遺族らの勝訴が確定した。子供を預かる教育行政に対し、高いレベルの災害対応が求められた司法判断となった。本市においては、沿岸部に位置する小学校や保育園等に通う児童・園児の安全確保に対し、今後どのような対策を取るのか問う。 (2) 従来の「暗記型学習」から、自ら課題を見だし解決していく「思考型学習」に大きく変わろうとしている。学校行事の一環としての修学旅行の在り方も見直す時期と考えるが、修学旅行を今後どのように「考える学習」に生かしていくのか問う。 (3) 軽微ないじめも積極的に認知されるようになり、全国のいじめ問題の件数は54万件と過去最高になった。本市におけるいじめ問題の件数や内容を把握しているのか問う。	教育長 教育長 教育長
	2 水産業の育成について	(1) 大分県佐伯市では、イワガキの養殖が大きな産業に成長している。本市における水産業の現状と、イワガキの養殖事業を今後どのように成長させていく考えか問う。	市 長

質問者	件名	要旨	質問の相手方
3 尖 信一	3 公金の運用について	(1) 市長の公約の柱である「入るを量りて出ざるを制す」の下、国の様々な補助金・交付金を利活用している。また、各種補助金はゼロベースでの見直しがなされている。一方、新たな財源確保に向けて、基金などの安全で有利な管理・運用は積極的になされていない。超低金利時代の中で、少しでも「入るを量る」ためにも、安全で確実な運用を行う考えはないか問う。	市長
4 小園義行	1 保健行政（国保）について	(1) 子育て世帯の負担軽減策として、第3子以降の均等割の見直しを図る考えはないか。	市長
	2 福祉行政について	(1) 幼児教育・保育の無償化に伴い副食費の助成を実施する考えはないかとの質問に「全庁的な取り組みについて協議・検討したい」と答弁された。新年度に向けた取り組みについて問う。 (2) 敬老祝金を75歳以上の全対象者に支給するように見直す考えはないか。	市長
	3 教育行政について	(1) 「志布志市いじめの防止等に関する条例」を提案されているが、内容について問う。	市長 教育長
	4 会計年度任用職員について	(1) 新年度に向けての対応等を具体的に問う。	市長
	5 政治姿勢について	(1) 市長の退職金を受け取らないと公約されているが、具体的な取り組みについて問う。	市長
5 青山浩二	1 保健行政について	(1) 乳幼児期の虫歯予防のために、本年度よりフッ化物洗口を保育所・認定こども園で取り組んでいる。これまでの経過と現在の状況及び今後の対策を問う。 (2) 本年9月議会において、市長は「乳歯から永久歯が完全に生えそろう14歳頃までの継続した取り組みが重要と考えており、来年度、小学校でのフッ化物洗口の実施に向け取り組んでいく」と答弁している。現段階における準備状況、また、どのような形で実施していくのか問う。	市長 市長 教育長

質 問 者	件 名	要 旨	質問の相手方
5 青山浩二	2 市役所本庁舎移転計画について	(1) 本年6月議会において、本庁舎移転計画のうち、短期計画（管理部門及び議会の移転）が可決された。一方、「本庁舎移転検討委員会」及び「本庁舎調査検討委員会」等で協議されるとした中長期計画の今後の進め方と情報提供の在り方について問う。	市 長
6 南 利尋	1 農業振興について	(1) 本市でも、大きな被害をもたらしている「かんしょ茎・根腐敗症」に対して、どのような対応を行う考えかを問う。 (2) 農産物の志布志ブランド化へ向け、今こそ6次産業への取り組み、販路開拓が重要だと思うが、考えを問う。	市 長 市 長
	2 地域医療について	(1) 本市の地域医療の現状をどう捉えているのか問う。 (2) 予防医療の観点からも、官・民一体となった取り組みが必要ではないか問う。	市 長 市 長
	3 観光振興について	(1) 本市の観光振興に対してのグラウンドビジョンについて問う。 (2) ダグリ岬周辺整備事業の進捗状況について問う。	市 長 市 長
	4 交流・関係人口について	(1) 交流・関係人口増加への取り組みについて問う。	市 長
7 岩根賢二	1 窓口業務の改善策について	(1) 宮崎県都城市では、この11月11日から「おくやみ窓口」を設置し、死亡に伴う各種手続きについて遺族をサポートしている。本市でも同様の窓口を設置する考えはないか。また、転入・転出手続きについても同様の窓口を設置する考えはないか。 (2) 最近、窓口での対応についての苦情を耳にした。市民に優しい窓口改善すべきではないか。	市 長 市 長

質 問 者	件 名	要 旨	質問の相手方
7 岩根賢二	2 ボランティア活動に対する支援策について	(1) 道路伐採等で、行政側で対処できない部分について、市民が自主的に作業を実施されるケースがある。そのような活動に対して、相応の支援をするための仕組みを考えられないか。	市 長
	3 危機管理対策について	(1) 11月5日に実施された地震・津波防災訓練の成果について問う。 (2) 避難場所は現在のままでよいと考えているか。 (3) 押切・通山地域の高台に避難するための施設を造る考えはないか。 (4) 津波浸水深分布図や津波シミュレーション図の色彩を、色覚障がい者にも分かりやすい配色にする考えはないか。また、これらをジオラマ風に立体的に作成する考えはないか。 (5) 市民グラウンドは、ドクターヘリの離着陸場所からは除外されている。代替地を早急に設定すべきではないか。	市 長 市 長 市 長 市 長 市 長 教育長
	4 来年度予算について	(1) 来年度は、令和3年1月1日の本庁舎移転に向けての予算が計上されると思う。その費用は必要最低限に抑えるべきと考えるが、見解を問う。 (2) 市民の身近な要望、例えば公共交通網整備の早期実現や地域医療の充実、小・中学校の雨漏り補修等に取り組む考えはないか。	市 長 市 長 教育長
8 丸山 一	1 市内の河川環境について	(1) 市内の河川は30年程前よりかなり汚染度が上がっているため、大人や子供が河川で楽しめるよう浄化対策を急ぐべきではないか。 (2) 近年集中豪雨により堤防が決壊し、広範囲に冠水する事例が増えている。市内河川堤防の嵩上げを急ぐべきではないか。	市 長 教育長 市 長
	2 普現堂池について	(1) 普現堂池に設置された水車が回り始めた。部品の欠損が見られるが、補修する考えはないか。	市 長

質 問 者	件 名	要 旨	質問の相手方
8丸山 一	2 普現堂池について	(2) 下池には外来植物と思われる水草が広範囲にわたり繁茂している。除去する考えはないか。	市 長
9持留忠義	1 県道の改良事業について	(1) 県道東原大崎線、志布志有明線、宮ヶ原大崎線の改良の現状と今後の見通しについて問う。	市 長
	2 山重幼稚園の今後について	(1) 来年度については、山重幼稚園の一時休園が示されたが、地域の声を踏まえ、再度検討する考えはないか。	市 長 教育長
	3 教育振興について	(1) 市内中学校の部活動の指導者の現状と、今後の方向性について問う。	教育長
	4 茶業振興について	(1) 11月20日に行われた「鹿児島県茶業振興大会in志布志市」に市長も参加されたが、本市の茶業振興の現状をどのように捉えているか。	市 長
		(2) 荒茶価格の低迷が続いているが、本年度の価格推移と、今後の支援対策について問う。	市 長
5 鳥獣被害対策について	(1) 国内で感染が報告されている豚コレラについては、野生イノシシが媒介しているとの報道がされている。イノシシの頭数が年々増えている本市においても同様の被害が懸念されることから、捕獲対策の充実を図るべきではないか。 (2) わなの導入に対する助成はできないか。	市 長 市 長	
10鶴迫京子	1 津波対策について	(1) 施政方針にもある強靱な地域づくりを推進する「志布志市国土強靱化地域計画」策定の進捗状況について問う。 (2) 同様に、津波避難タワーの設置に向けた地元との調整、検討の進捗状況について問う。 (3) 香月小学校前の交差点改良事業に伴い、国道220号線の北側の歩道部分は新設される交差点内の横断歩道となり、避難に支障をきたすことが想定される。円滑な避難を確保するために、既存歩道橋に連結する形で新たに歩道橋を設置する考えはないか問う。	市 長 市 長 市 長

令和元年第4回志布志市議会定例会会議録（第1号）

期 日：令和元年12月3日（火曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告
- 日程第4 認定第1号 平成30年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第5 認定第2号 平成30年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第6 認定第3号 平成30年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第7 認定第4号 平成30年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第8 認定第5号 平成30年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第9 認定第6号 平成30年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第7号 平成30年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第8号 平成30年度志布志市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第9号 平成30年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 報告第6号 専決処分の報告について
(損害賠償の額を定め、和解することについて)
- 日程第14 議案第64号 志布志市特別職の職員の給与に関する条例及び志布志市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第65号 志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第66号 志布志市いじめの防止等に関する条例の制定について
- 日程第17 議案第67号 志布志市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第68号 財産の取得について
- 日程第19 議案第69号 土地改良事業の変更について
- 日程第20 議案第70号 権利の放棄について
- 日程第21 議案第71号 令和元年度志布志市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第22 議案第72号 令和元年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第23 議案第73号 令和元年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第24 議案第74号 令和元年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第3号）

出席議員氏名（19名）

2番 南 利 尋	3番 尖 信 一
4番 市ヶ谷 孝	5番 青 山 浩 二
6番 野 村 広 志	7番 八 代 誠
8番 小 辻 一 海	9番 持 留 忠 義
10番 平 野 栄 作	11番 西江園 明
12番 丸 山 一	13番 玉 垣 大二郎
14番 鶴 迫 京 子	15番 小 野 広 嗣
16番 長 岡 耕 二	17番 岩 根 賢 二
18番 東 宏 二	19番 小 園 義 行
20番 福 重 彰 史	

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 下 平 晴 行	副 市 長 武 石 裕 二
教 育 長 和 田 幸 一 郎	総 務 課 長 山 田 勝 大
財 務 課 長 折 田 孝 幸	企画政策課長 樺 山 弘 昭
情報管理課長 岡 崎 康 治	港湾商工課長 柴 昭 一 郎
税 務 課 長 吉 田 秀 浩	市民環境課長 留 中 政 文
福 祉 課 長 北 野 保	保 健 課 長 西 山 裕 行
農政畜産課長 重 山 浩	耕地林務水産課長 立 山 憲 一
建 設 課 長 假 屋 眞 治	松 山 支 所 長 中 吉 広 志
志布志支所長 小 山 錠 二	水 道 課 長 新 崎 昭 彦
会 計 管 理 者 桑 迫 悟	農業委員会事務局長 小 野 幸 喜
教育総務課長 徳 田 弘 美	学 校 教 育 課 長 谷 口 源 太 郎
生涯学習課長 萩 迫 和 彦	志布志支所産業建設課長 鮎 川 勝 彦

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 藤 後 広 幸	次 長 中 水 忍
調 査 管 理 係 長 毛 野 仁	議 事 係 長 末 原 和 幸

午前10時24分 開会 開議

○議長（西江園 明君） ただいまから、令和元年第4回志布志市議会定例会を開会いたします。
これから本日の会議を開きます。

—————○—————

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（西江園 明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、東宏二君と小園義行君を指名いたします。

—————○—————

日程第2 会期の決定

○議長（西江園 明君） 日程第2、会期の決定を議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月18日までの16日間にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月18日までの16日間に決定いたしました。

—————○—————

日程第3 報告

○議長（西江園 明君） 日程第3、報告を申し上げます。
先の定例会から議会運営に関する申し合わせの期間までに受理した陳情は、お手元に配布の陳情文書表のとおりであります。

陳情第9号及び陳情第10号は、文教厚生常任委員会へ付託いたします。

次に、地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社志布志まちづくり公社から第28期事業報告書及び決算報告書、第29期事業計画及び収支予算書が、また、監査委員から監査報告書が提出されましたので配布いたしました。参考にさせていただきたいと思っております。

—————○—————

日程第4 認定第1号 平成30年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について

○議長（西江園 明君） 日程第4、認定第1号、平成30年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案は、平成30年度志布志市一般会計決算審査特別委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○9番（持留忠義君） ただいま議題となりました認定第1号、平成30年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について、審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、9月30日から10月3日までの4日間にわたり、執行部から、関係課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

それでは、審査日程順に従い、主な質疑と答弁について報告いたします。

はじめに、耕地林務水産課分について報告いたします。

耕地林務水産課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、森林整備地域活動支援交付金事業について、再造林率が伸び悩んでいるという状況もあるようだが、具体的な原因として何が考えられるかとただしたところ、森林の伐採による山林所有者への利益の還元が少なく、子や孫の世代につなげていけるほどの相場が伴っていないことが一番の要因として考えられる。また、技術者や経験者の高齢化により、再造林には欠かせない苗の不足、植林の担い手の減少も大きく影響しているのではないのかとの答弁でありました。

再造林を促進するための対策は協議されているのかとただしたところ、鹿児島県としても、再造林率を現在の40%から、80%とする計画を立てており、本市としてもそれに沿った形の促進事業等に取り組んでいるところである。また、通常、苗を植えてから3mに生育するまで5年間ほど必要であるが、3年間程度で成長する「エリート苗」が国の機関で開発されているようであり、下刈り等の労力を軽減できることから、導入を検討していくとの答弁でありました。

有害鳥獣捕獲事業について、猟友会ごとに管轄する区域があるなど、広域的な取り組みがなかなか進んでいないように思うが、その対策や協議がなされているのかとただしたところ、猟友会は、現在旧町単位で組織されている状況であるが、志布志市として組織の一本化がなされるよう前向きに協議、準備していくことになっている。できるだけ早く実現できるようにしていきたいが、全体の総意の実態がまだ見えていないため、もう少し期間が必要であると考えているとの答弁でありました。

次に、総務課・選挙管理委員会分について報告いたします。

総務課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、行政経営推進支援業務について、業務量削減へ向け必要な事業であることは認識しているが、平成29年度決算額と比較すると事業費が約2.5倍になっている。どのような事業を行ったのか。また、分析の結果あらわになった課題について、今後どのように取り組んでいく考えかとただしたところ、平成30年度に行政経営推進支援業務として行った主な業務としては、係長を含めた係員の中での評価方法を研修する優先度評価研修を実施した。特に業務量や業務上の課題の多い10課については、係長だけでなく課長まで含めて内容を精査し、事業の偏りをなくす、又は削減を行う手法等についても研修したところである。これまで、課によっても異なるが500を超える調査項目等があった業務量調査の内容自体も見直しながら、見直し可能な事業の洗い出しや削減へ向け、課ごとに精査して、全体としては業務量の平準化へ取り組んでいきたいとの答弁でありました。

本市の防災対策として、避難経路看板設置等業務委託や志布志市業務継続計画策定支援業務委託等、様々な事業に取り組んでいる。地震や津波といった災害も心配ではあるが、最近では豪雨災害が頻発していることから、本市における対策状況についてただしたところ、現在策定している業務継続計画は、本市にとって最も甚大な被害を想定しての継続計画としているため、内容に

については大雨にも対応できるものとして作成している。今後、計画策定後の参集訓練を実施するとともに、ハザードマップの作成等も検討すべきであると考えているとの答弁でありました。

選挙管理委員会分の主な質疑といたしまして、今年行われた県議会議員選挙や参議院選挙においても、本市の投票率は県内でも低い水準となっている。今後、投票率向上へ向け、高校生向けの啓発活動の実施や新たな周知方法等の検討が必要ではないかとただしたところ、高校生への啓発については、今回の選挙前にも、実際に高校へ出向き啓発活動を行う予定であったが、高校側の都合により実施までは至らなかった。高校生への啓発以外にも投票率の向上に向け、啓発ポスターを直接配布し投票を呼びかけるなどの新たな取り組みも行っているが、その他、選挙公報の発行等についても選挙管理委員会において現在協議中である。あらゆる方法を検討しながら投票率向上を図っていききたいとの答弁でありました。

次に、市民環境課分について報告いたします。

市民環境課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、合併処理浄化槽設置整備事業については、170基、5,855万6,000円の決算額となっている中、単独浄化槽や汲み取り便槽からの転換に予算を重点化することを打ち出している国や、令和元年度から新規設置には補助しないとした県の姿勢を踏まえ、市補助の在り方を検討する必要性を問題点として捉えている。市補助金については継続すべきであると考えますが、今後の方向性をどのように考えているのかただしたところ、国については、汚水処理人口の増加につながる設置であるか否かにより、補助対象の可否を判断することとしている。県については、浄化槽設置が義務であることから新築住宅への補助は行わないとしている。そのような状況を踏まえ、内部での協議に努めているが、現時点において、市としての最終的な方向性は確定していない。今後の方向性については、補助の必要性、在り方等を踏まえ、市長とも協議を行いながら検討していききたいとの答弁でありました。

使用済み紙オムツ再資源化事業について、市内全域での事業開始年度と完全事業化に向けた環境整備の状況についてただしたところ、平成29年度からモデル地区での回収を開始し、処理に関する実証実験を行い、処理技術については確立されたところである。本事業については、志布志市、大崎町のほか、そおりサイクルセンター、ユニ・チャームの4者で取り組んでおり、処理施設等の整備については、ユニ・チャームが主体となった令和2年度末までの国庫補助事業で整備されることになるため、処理を含めた完全事業化については、令和3年4月を想定している。なお、市内全域での使用済み紙オムツ回収については、事業化に先立ち、令和2年10月から開始し、最終的な実証実験等を行い、令和3年4月からの完全事業化に備えることとしているため、それまでの期間で市民に対する周知活動を行い、円滑な事業開始に努めていききたいとの答弁でありました。

次に、農政畜産課分について報告いたします。

農政畜産課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、農業次世代人材投資事業（経営開始型）について、給付金の交付を

受けるための要件と、独立・自営就農者に対するサポート体制はどのようになっているのかとただしたところ、前年度の所得によって、交付される額は変動するが、所得が350万円を超えると交付されないものである。また、経営開始から1年以内に交付が決定した場合は、最長の5年間の交付を受けることが可能である。独立・自営就農者に対するサポート体制としては、畑かんセンター職員や指導農業士、JA職員などによりサポートチームを組織し、年に2回、すべての対象者の耕作現場を訪問のうえ、相談やアドバイスを行っているとの答弁でありました。

農業生産対策事業について、廃プラ処理費用の一部助成も行っているようだが、生分解性マルチの普及に向けた対応は考えていないのかとただしたところ、生分解性マルチの実証試験をケールで行ったところ、破損はなく、生育状況も順調であったが、資材料費としては高価になる。ただし、マルチの回収や処理が不要になることなどによるトータルの経費では、ほとんど変わらないという試算も示されているようであり、今後、廃プラ協議会においても活用に向けた取り組みの推進を提示し、普及を図っていく考えであるとの答弁でありました。

次に、会計課分について報告いたします。

会計課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、配当金について、南日本放送から11万7000円の収入があるが、年度ごとの配当金額に変動があるのか。配当率は何%かとただしたところ、南日本放送株式会社からの配当金額については、配当率が年12%と固定であることから、金額の変動はなく、毎年度同額であるとの答弁でありました。

本市において、税等のコンビニ収納の件数はどれぐらいか。また、窓口収納や口座振替等の収納方法がある中、収納件数全体におけるコンビニ収納の割合はどれぐらいかとただしたところ、平成30年度におけるコンビニ収納の取り扱い件数は4万3,614件で、収納件数全体に占める割合は約16.8%であるとの答弁でありました。

次に、議会事務局分について報告いたします。

議会事務局長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、志布志市議会会議録作成業務委託について、委託先が県外の業者であるが契約方法は随意契約か。また、県内において同様の業務を行える業者はないのかとただしたところ、県内における同様の業務を行える業者から本市への指名願いの届出がないこと、また、当該委託先は、会議録の反訳から印刷製本までを一括で行うことができることから、契約目的が指名競争入札に適さないものであるため、契約方法については随意契約で行っているとの答弁でありました。

次に、生涯学習課分について報告いたします。

生涯学習課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、青少年研修事業については、高校生を対象としたシアトル研修、中学生を対象としたカリフォルニア研修、小学生を対象とした山形研修が合併後も継続して実施されている。それぞれの研修事業については、事業報告書として「明日へ（あしたへ）」も取りま

とめられており、志布志市教育委員会外部評価委員会による点検・評価において事業の方向性については、いずれもA判定となっている。一方で、費用の側面から、国内研修の募集定員を増やすことで、事業効果を高められるのではないかとの声もあるが、海外研修、国内研修の今後の在り方についてどのように考えているのかただしたところ、海外研修については、大学入試制度が変わることもあり、中高生の関心が高まっていると思われる。令和元年度の募集に際しては、高校生を対象とした定員4名のシアトル研修に4名が応募し、中学生を対象としたカリフォルニア研修については、5名の定員に対し、17名の応募があったところであり、外部評価の結果からも本事業については、継続していきたいと考えている。御指摘のあった国内研修の充実についても、検討していきたいとの答弁でありました。

保健体育総務費で、地域から選出されたスポーツ推進委員に対する報酬116万6,300円が支出されている。地域においては高齢化が進み、従来のスポーツでは住民の参加が厳しい状況もあるため、スポーツ推進委員による地域へのニュースポーツの普及等が必要であると感じるが、スポーツ推進委員の活動内容と人数、地域との連携の在り方についてただしたところ、スポーツ推進委員については、各公民館から推薦された28名の方に委嘱している。通常の活動については、生涯学習課が主催するスポーツ大会等において、役員として協力をいただくほか、今年度においては、総合型スポーツクラブの立ち上げに主体的に関わっていただくため、毎月開催している定例会での協議もお願いしているところである。地域との連携については、地元公民館が主催する運動会等への参画のほか、出前講座でのニュースポーツの普及活動も行っているが、行事等への参加協力が多くなっていると感じる。今後については、県が主催するレクリエーション大会等へのスポーツ推進委員の参加を推進し、ニュースポーツの普及につながる体制整備に努めるとともに、保有しているニュースポーツに関する情報や道具貸し出し等についても案内できるようにしていきたいとの答弁でありました。

次に、港湾商工課分について報告いたします。

港湾商工課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、スポーツ合宿等誘致事業について、閑散期に本市にて合宿していただいている韓国のトング大学とチャンチュン高校の経済効果はどれぐらいと試算しているか。また、有明高校跡地にジャパン・アスリート・トレーニングセンター大隅ができたが、本市へどのような影響があると考えているかとただしたところ、韓国からの野球合宿については、2校とも市内宿泊施設に宿泊いただき、野球施設等を交互に使用している。トング大学については約766万円、チャンチュン高校については約155万円の経済効果があったと試算している。ジャパン・アスリート・トレーニングセンター大隅ができたことによる本市への影響としては、隣接自治体である本市への宿泊や買い物等が期待できる。新しい宿泊施設等もできたことから、志布志町旅館業組合等関係団体とも連携を図っていきたいとの答弁でありました。

企業立地推進事業について、本市は臨海工業団地5工区までを整備・計画し、すでに3工区までが完売しているが、いずれも倉庫業の立地になっている。当初目標としてきた製造業からの問

い合わせはあるのか。また、製造業誘致のために本市はどのような取り組みを行っているのかとただしたところ、雇用創出を求め、製造業の誘致を優先に整備を進めている臨海工業団地であるが、4・5工区については、製造業からの問い合わせも数件きている。本市では、他自治体にない企業立地促進補助金制度や税の優遇措置なども設定しており、今後整備が進む港や道路に合わせ、ポートセミナーをはじめとするあらゆる機会を活用しながら、議会の皆様や関係機関と協力し、企業誘致に取り組みたいとの答弁でありました。

次に、企画政策課分について報告いたします。

企画政策課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、通信設備維持管理及び活用事業について、ホームページ維持管理業務委託と改修業務委託は同じ業者が請け負ったのか。また、ホームページの維持管理等については、委託せず、職員での対応はできないのかとただしたところ、維持管理業務は毎年行う年間を通してのホームページの維持管理になるが、改修業務はホームページの全面リニューアル及びタイムリーな情報を職員により更新・掲載できるようにしたもので、プロポーザルを行ったところ、結果的に同一業者となった。また、ホームページの維持管理については、専用サーバーがあり、ウィルス対策等専門知識がないと管理できないことや外部からのアクセスに対して24時間、365日、監視する必要があることから業者委託する必要があるとの答弁でありました。

地域公共交通網形成計画策定調査業務委託事業について、平成30年度に地域公共交通網形成計画が策定されているが、現在の進捗状況はどうなっているか。令和元年度からの3か年をかけ計画推進事業を行いながら、新たな公共交通の体系を作っていくとあるが、近年の高齢者による事故が多発していることや、運転免許証の返納を促進する観点からも、前倒しで事業を進めるべきではないかとただしたところ、昨年度策定した計画を基に、今年度、タクシー事業者、鹿児島交通株式会社との協議を行い、現在、福祉タクシー、スクールバス、免許返納も含め、全国で先進的な取り組みをしている自治体を参考にしながら、本地域が受け入れやすい形になるよう、計画の実現に向け具体的なものを検討していく予定である。地域公共交通網形成計画は3か年のマスタープランとしているが、1年でも早く取り組んでいきたいと考えており、令和2年度からの実証運行の準備も進めていることから、できるだけ早い時期に方向性を示していきたいとの答弁でありました。

次に、税務課分について報告いたします。

税務課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、本市の税の徴収率については、他自治体が徴収に苦慮する中、非常に評価できる。平成30年度の県内徴収率速報値において、本市はどのような位置にあるのかとただしたところ、県内19市の中では3番目、43市町村では8番目となっている。今後も徴収率向上に努めたいとの答弁でありました。

土地・家屋等の評価について、近年、再生可能エネルギーのソーラーパネルの設置が多く見受けられるが、ソーラー施設の調査等については、専門性が必要と思われるが、業者へ委託してい

るのか。また、どのような評価となっているのかとただしたところ、ソーラー設備の調査については、業者への委託は行わず、本人からの申告に基づき、職員が現地調査及び評価を行っている。ソーラー設備が設置されている土地は雑種地として、また、ソーラーパネル自体は償却資産として評価しており、自己申告に基づき課税されているとの答弁でありました。

次に、監査委員事務局分について報告いたします。

監査委員事務局長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、議会事務局長が監査委員事務局長を兼務するという在り方ではなく、基本的に専任の局長を置くことが望ましいと思うが、このことについて、どのように考えるか。市長等との議論は行われているのかとただしたところ、議会事務局長が監査委員事務局長を兼務していることについては、これまでも副市長等とは議論してきたところである。予算の面等考えた際、監査される立場の議会事務局長と監査する立場の監査委員事務局長が同一ということには疑義を感じることから、執行機関からの独立性を高めるため、兼務ではない方が望ましいと考える。今後、市長とも、事務局長兼務の在り方について協議したいとの答弁でありました。

次に、教育総務課・学校教育課分について報告いたします。

教育総務課長補佐・学校教育課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、平成30年度をもって、市内全ての小学校、中学校のパソコンのタブレット端末化が完了し、児童生徒の学力向上とICTの日常的な活用による指導環境の整備が成果として捉えられているが、整備された学校内のWi-Fi環境については、導入されたタブレットのみが接続可能な設定であるとの説明であった。来年4月から始まるプログラミング教育等を考慮すると、IoTの活用等も想定されるため、授業の効率化を図るためには、学校内のWi-Fi環境についても、セキュリティー対策等への配慮も踏まえながら、学校長の許可等によるWi-Fi接続への柔軟な対応が必要ではないかとただしたところ、現状においては、学校内でのWi-Fi接続が可能な機器については、情報漏えい等のセキュリティー対策として、児童、生徒、教師が使用する導入したタブレット端末に限定している。導入の段階で外部機器のWi-Fi接続は想定していなかったため、セキュリティーと活用とのバランスをとりながら、外部機器の接続に関する許可の在り方については、今後検討していきたいとの答弁でありました。

小規模校入学特別認可制度通学委託事業については、乗車児童数が28名となり、平成29年度と比較すると、12名の増加となっている。そのため、ジャンボタクシー1台、普通タクシー1台の2コースを増設したことで、決算額については、約200万円以上増えている。問題点として、特認校への通学児童が増加傾向であることを踏まえ、運行方法の見直しや総合的な事業展開の検討が必要であると捉えられているが、本事業の今後の在り方と市が取り組む公共交通網形成計画への反映についてただしたところ、特認校への通学児童は増加傾向であり、令和元年度においては40名近くとなっており、運行計画の作成にも苦慮している状況である。今後の在り方については、見直しも含め、全体的な検討が必要であると考えており、来年度に向けた検討も進めている状況である。平成30年度に策定された「志布志市地域公共交通網形成計画」は、将来的な交通ネット

ワークの基本方針を示したものであり、本事業について具体的な反映まではなされていないが、現状や課題は共有できているため、新たな交通体系の構築に際しては、スクールバスに関する個別事業への対応や課題解決につながる対応について、協議していきたいと考えているとの答弁でありました。

次に、財務課分について報告いたします。

財務課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、普通交付税が令和3年度から一本算定となるが、どの程度縮減されるのか。また、普通交付税が一本算定になることで歳入が削減され厳しい財政状況になることは理解するが、ふるさと納税制度による寄附金があることから、財政面への影響は少ないのではないかとただしたところ、普通交付税は、合併後10年間は合併算定替により算定されていたが、平成28年度からは段階的に縮減され、令和3年度に一本算定に移行する。普通交付税の制度の動向にもよるが、一本算定になれば、平成27年度の普通交付税から10億円程度減少すると見込んでいます。また、現在、ふるさと納税制度の寄附金により、財政状況が保たれていることは確かであるが、寄附金全てが財源となるわけではなく、制度継続による現状維持ができればよいが、普通交付税が10億程度減少することは確実であること等勘案すると、今後、ふるさと納税制度のほかにも新たな財源確保に努めるとともに、歳出削減、事業の見直し、公共施設の統廃合等も行っていかなければ、持続可能な財政運営につながらないと考えているとの答弁でありました。

基金管理事業について、合併特例債を活用した基金の造成は、借入可能期間延長に伴い、平成30年度からは地域づくり推進基金を8,000万円積み立てることとしたようだが、積立金額の根拠は何か。また、志布志支所への本庁舎移転等を含め、本庁・支所庁舎整備に係る基金の造成について、どのように考えているのかとただしたところ、地域づくり推進基金の積立額については、基金造成に活用できる合併特例債発行限度額を最大限に生かし8,000万円としたところである。本庁・支所庁舎に限らず、公共施設については長期的視点で維持管理していく必要があり、令和2年度に策定予定の公共施設個別計画に基づき、中長期的な視点で、基金も含め議論していきたいとの答弁でありました。

次に、情報管理課分について報告いたします。

情報管理課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、電算システム管理整備事業について、令和2年1月にWindows7のサポートが終了することにより、本市が所有する全ての端末において更新作業が発生することだが、全部で何台の更新が必要なのか。また、更新作業上の問題点等はないのかとただしたところ、令和2年1月のWindows7のサポート終了に伴い、今年度、端末自体の更新を116台、WindowsOSのみの更新を467台予定している。Windows7については全世界同時にサポートが終了するため、取り扱い業者についても、機器の確保等が難しくなっているが、本市では、一早く対応に取り組んだことから、更新作業上の問題等は特になく、計画通りに作業を進められているとの答弁でありました。

次に、農業委員会分について報告いたします。

農業委員会事務局長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、農地利用状況調査について、農業委員及び農地利用最適化推進委員により順次実施されているところだが、災害による被害を受けた農地を非農地に認定してほしいといった相談への対応はどうなっているのかとただしたところ、ここ数年、想定を超えるような災害が多く発生しており、高齢化や後継者不足も背景として、中山間地域に農地を所有する農業従事者の耕作意欲が低下しているように思われる。

そういった場合は、非農地の認定に向けた相談に応じているが、併せて、遊休農地の解消に向けて、使用貸借や「あっせん制度」の周知、農地中間管理機構との連携などについても取り組みを進めていきたいとの答弁でありました。

県農業会議への負担金について、全体予算の7割程度を占めているが、どのような活動実態であるのかとただしたところ、県農業会議は、毎月農業委員会を通じて県に進達される農地法4条、5条の申請について、審査の実施及び意見を述べる機関であり、県内43市町村と12団体により構成されているとの答弁でありました。

次に、福祉課分について報告いたします。

福祉課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、高齢者労働能力活用事業については、高齢者の生きがいの充実、社会参加の推進を図ることにより、高齢者の能力を生かした活力ある地域づくりに寄与することを目的に、シルバー人材センターの運営費の一部補助として1,850万円が支出され、会員数が増加した中での就業開拓の必要性が課題と認識されている。全国的に耕作放棄地を活用した農業推進に取り組んでいるシルバー人材センターが多くなっていることが新聞記事で紹介されていたが、会員の生きがい創出につながる本市シルバー人材センター独自の会員の経験、能力を発揮できる事業展開への取り組みの現状と増加した会員の就業率の推移についてただしたところ、シルバー人材センターにおいては、受託事業、派遣事業の就業形態となっているが、受託事業については、平成29年度の1億2,982万円から、平成30年度は1億3,135万円に伸びている状況である。派遣事業についても、高齢者活用・現役世代雇用サポート事業で2名のコーディネーターを配置したことで、平成29年度実績として7事業所16名の就業拡大が図られ、シルバー人材センターの努力が伺えるところであるが、農業分野での就業開拓には至っていない。会員の就業率については、平成27年度86.8%、平成28年度83.9%、平成29年度83.4%で推移しているが、100%の就業率を目標とした事業展開、農業分野での就業開拓について、理事会等で提案していきたいとの答弁でありました。

敬老祝金支給事業については、節目支給により1,656名の対象者に対し、約1,374万2,000円が支給されているが、自治会によっては加入する高齢者に対し、独自で敬老祝金を支給している自治会もある。支給対象者の捉え方等については、本会議においても議論されており、執行部においても関係課等で検討されていることと思うが、自治会運営費助成金を財源とした自治会による

敬老祝金が支給されている実態を踏まえた敬老祝金支給事業の在り方等について、関係課等との協議はされているのかとただしたところ、令和元年度の敬老祝金支給事業の支出額については、1,706名、1,387万6,000円の支出となっており、支給対象者、支出額は、年々増加している状況であり、財源の確保等については、財務課、企画政策課等と調整しながら進めていかなければならないと考えている。令和元年度において、老人クラブ、校区公民館、民生委員、女性団体等の代表者等10名程度で構成される高齢者福祉施策検討協議会を立ち上げる予定であり、その中で、敬老祝金の在り方については、協議してもらうこととしており、協議の結果を踏まえた上で、財務課、企画政策課との協議は引き続き行っていくことになるが、現段階で自治会運営費助成金を財源とした自治会による敬老祝金が支給されている実態を踏まえた敬老祝金支給事業の在り方等について、関係課等との協議は行っていないとの答弁でありました。

次に、保健課分について報告いたします。

保健課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、「食」の自立支援事業については、特別会計で実施する事業への移行や民間事業者が実施する配食サービスへの移行等により、配食数、利用者数ともに平成29年度実績に比較し、減少しているとの説明であった。本事業については、委託事業として実施しているが、受託者である社会福祉協議会においては、事業継続が厳しい状況であるという話も耳にする。利用者が減少している状況であるが、事業継続に向けた社会福祉協議会との協議状況と民間事業者との連携についてただしたところ、令和元年度当初時点において、減少した平成30年度の実績を踏まえた協議を実施し、食数を増やすことについて検討したところである。その後、検討結果を踏まえた運営状況について協議し、本年10月に再度、協議する予定としており、社会福祉協議会の運営状況等も踏まえ、運営に関する改善等もお願いしながら、行政としての役割を果たし、事業継続に向けた協議に努めていく。民間事業者については、志布志市域を配達エリアとする7事業者のうち、2事業者で高齢者を含む200名以上の市民に対する配食が確認できている。1食あたりの費用については、事業者により異なるが、見守りサービスを行っている事業者もある。今後、民間事業者の配食サービス利用者への見守りサービスについては、個人情報保護の観点も踏まえながら、事業者との連携の在り方を検討していきたいとの答弁でありました。

最後に、建設課分について報告いたします。

建設課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、市道の維持管理について、今後伐採を効率化するための機械の導入は検討されているかとただしたところ、昨年からは、機械化のみに限らず、薬剤散布の実施などについても検討を重ねているが、機械導入はどうしても高額になることから、集草時に送風機を活用するなど初歩的なところから伐採の効率化へ取り組むとともに、薬剤散布は志布志ふるさと協議会への委託の中で、現在試験的に人家のない歩道など構造物のあるような箇所で行っている状況であるとの答弁でありました。

危険廃屋解体撤去事業について、空き家の対策は全国的な問題となっている中で、この事業は

大いに寄与していると思うが、予算の増額は検討できないのか。また、国の補助事業は活用できないのかとただしたところ、平成22年度から開始した事業で、これまで386件の申請があり、補助を行ったところである。予算の増額については、市の単独事業であり厳しい中ではあるが、希望状況を見ながら対応を検討していきたい。また、国の補助事業もあるが、解体判定要件が現在の本市事業より厳しく設定されており、該当しないケースがほとんどの状況となることから、活用は見送る方針としているとの答弁でありました。

以上、建設課分を終了し、全ての課・局の質疑を終了し、討論・採決に入りました。

討論を行いました。討論は無く、採決の結果、「認定第1号」については、全会一致をもって認定すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（西江園 明君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

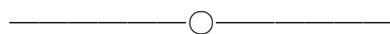
これから採決します。採決は、起立によって行います。

認定第1号に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（西江園 明君） 起立多数です。したがって、認定第1号については、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。



日程第5 認定第2号 平成30年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第6 認定第3号 平成30年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第7 認定第4号 平成30年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第8 認定第5号 平成30年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定について

日程第9 認定第6号 平成30年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第10 認定第7号 平成30年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について

日程第11 認定第8号 平成30年度志布志市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第12 認定第9号 平成30年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について

○議長（西江園 明君） 日程第5、認定第2号から日程第12、認定第9号まで、以上8件を会

議規則第37条の規定により、一括議題とします。

いずれも平成30年度志布志市特別会計決算審査特別委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、一括して委員長の報告を求めます。

○8番（小辻一海君） ただいま一括議題となりました認定第2号から認定第9号まで、平成30年度志布志市特別会計決算審査特別委員会における審査経過の概要と結果について報告申し上げます。

本委員会は、10月15日、16日の2日間にわたり、執行部から、関係課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

はじめに、認定第2号、平成30年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、審査経過の概要と結果について報告いたします。

保健課長、税務課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、平成30年度から国保運営の主体が県へ移行したことに伴い、約10億円の納付金が納められている。平成30年度の決算を踏まえ、県への運営主体移行をどのように捉えているのか。また、本市に対する約10億円の納付金や県から示された標準保険料率が妥当であったと考えるかとただしたところ、市が運営主体であった平成29年度までは、税の収納状況により療養給付費の不足等が危惧される状況も想定されていたが、県が運営主体となり、納付金を納めた平成30年度においては、療養給付費が県からの交付金として交付されることから、年度途中での療養給付費の不足に対する心配が無くなったが、翌年度の納付金額に反映されることが想定されるため、医療費抑制に向けた努力は、これまでと同様に必要であると考えている。納付金10億円の妥当性については、県が示した標準保険料率を踏まえ、徴収率等を勘案した保険料率算定であったが、平成30年度の運営については、医療費が伸びた中で単年度としては2,600万円程度の黒字となったことを踏まえると妥当であったと考えている。県においては、資産割を無くした3方式での賦課が望ましいとしているが、現状においては、統一されていない。4方式での賦課となっている自治体もあるが、本市においては3方式での賦課に変更した。その結果、資産割分の廃止や270名ほどの加入者数の減などにより5,600万円程度の税収減となり、運営への影響も考えられるが、県は3方式を目指すこととしているため、今後の推移を見守っていききたいとの答弁でありました。

本市の努力により、平成30年度の国保会計については、単年度収支で2,600万円の黒字運営となった中で、決算以前のことではあるが、県から示された約7,400万円が増額された平成31年度の納付金については、参酌したとしても、そのまま受け入れる必要はなかったのではないかと。平成31年度の保険料算定に向けた国保運営協議会で、どのような議論がされたのか。また、収入未済額の状況について提示したのかとただしたところ、県が示す納付金については、県全体の医療費や被保険者数、所得状況、医療費の伸び等を勘案し、算出された金額であり、県内の全市町村において同様の算出法となっている。国保運営協議会では、県が示した増額となった納付金額についても説明し、収入未済額についても提示したが、特段異論等はなかったところであるとの答

弁でありました。

最終的には、市当局の提案を議会が議決して決定されるが、県が示す標準保険料率等を安易に受け入れることにより、本市国保加入者の負担増や、国保運営に携わる保健課、徴収を担う税務課等の負担増とならないような提案とするためにも、医療費削減に向けた市としての努力等を県に対してアピールすべきではないかとただしたところ、県から市町村ごとに示された標準保険料率に基づき、それぞれの市町村は、それぞれの状況を踏まえた上で、保険料率を算定することとなるため、本市においても、所得状況や徴収率等を踏まえた徴収を勘案した保険料算定に努めている。各市町村の納付金についても、県内の医療費等の伸びや国保加入者数の推移等を考慮した上で、市町村ごとに県が算出しているものであることから、市としては、引き続き医療費抑制に取り組んでいくものであるとの答弁でありました。

レセプトデータを疾病ごとにデータ化し、活用することで、医療費分析を行い、被保険者の健康の保持、増進を図る目的で実施されたレセプトデータ化及び保健事業支援システムサービス事業については、約340万円の決算額となっている。この事業で集約されたデータを分析し、保健師間で共有し、保健事業の中で活用していくことが医療費の抑制につながると思う。保健師を活かしたデータの活用にどのように取り組んでいるのかとただしたところ、レセプト点検の結果、循環器系の割合が高く、糖尿病、高血圧等の疾病が多くなっており、人工透析や脳卒中など重症化が懸念される対象者に対しては、人数が不足しているが保健師、管理栄養士で疾病ごとの集団教室の開催や戸別訪問等で対応しているとの答弁でありました。

一つのまちで専門性の高い保健師を確保できることが、合併推進の一因でもあったが、現在の保健師の人数は何人か。また、専門性の高い保健師をどう生かすかが医療費抑制の鍵になると思われるが、全ての保健師が連携したレセプトデータ等を踏まえた医療費削減に向けた保健事業の中で、保健師の職能は、どう活かされているのかとただしたところ、保健師の人数については、平成30年度末時点で、課長職1名、補佐職1名、係長職3名を含む16名となっている。レセプトデータ化により、疾病ごとのリスク度合いが把握できるようになり、対象者が居住する地区ごとの担当保健師が中心になり、リスク度合いが高い対象者について、訪問等による生活改善等の指導ができるようになった。16名の全ての保健師が国保特会の事業に関わるわけではなく、包括支援センターの保健師は、介護特会での健康づくり事業を担当し、それ以外の保健師も業務ごとの担当制としているが、月1回の業務打ち合わせを実施し、それぞれの事業の進捗状況を確認しながら進めている。保健師としての職能発揮の在り方については、市民の健康づくりを共通の目的として取り組んでいきたいとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行い、次のような要旨の討論がありました。

反対討論として、平成30年度に運営主体が県へ移行し、初めての決算であるが、県への納付金については約10億円となっている。本年度当初予算における納付金についても、約7,400万円の増額となっている。収入未済額が2億1,466万円以上になっていることから、議会の議決が必要であるが、県が示す納付金額にただただ従うことで、本市国保加入者への影響や負担が大き

なっていくことが懸念される。国や県は、法定外繰入の縮小、廃止の考え方を示しており、本市においては、医療費抑制等に向けた努力がされている中で、将来的には県下統一の保険料になることも懸念される。そのような中で、税率決定に係る市の姿勢についても、地方自治の本旨に基づいた対応であるべきだが、不十分であるとする。また、市民の健康維持、増進につながる予防保全の更なる充実を図っていくためには、保健師の職能を最大限に発揮できる環境等の改善が必要であるとする。本特別会計決算の大方については、理解するところであるが、そのような観点から不認定という立場であるとのことであります。

他に討論は無く、起立採決の結果、認定第2号については、起立多数により、認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第3号、平成30年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、審査経過の概要と結果について報告いたします。

保健課長、税務課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、平成30年度の後期高齢者医療保険料の滞納状況を見ると、34名が滞納となっているが、前年度と同じ被保険者なのか。また、年々増加傾向にある収入未済額については、普通徴収の被保険者分であると思うが、年齢等を考慮すると具体的な対策等は難しいのではと考える。徴収につながる具体的な手立てがあるのかとただしたところ、法律に従い賦課された保険料を徴収し、広域連合に納付しているが、平成30年度の収入未済額は285万9,050円となり、29年度決算に比較すると、21万円ほど増加しており、年々増加傾向にある。滞納者の内訳については、前年度と同じ被保険者が見受けられる状況であり、細やかな面談に努めながら、被保険者の生活状況等に応じた分納等を案内している。また、滞納者の中には、制度自体に納得されていない被保険者も見られるが、賦課された保険料を広域連合に納付する義務がある以上、所管課としては、引き続き、制度への理解を求めながら、徴収の努力を重ねていきたいとの答弁でありました。

後期高齢者を対象とした医療制度の下、県が主体となっている広域連合の運営状況等について、十分な理解ができているのかとただしたところ、後期高齢者医療制度については、75歳に到達された被保険者への保険証交付時において、制度の趣旨等を説明している。医療給付費に至るまでの流れについては理解しているが、主体的な運営状況等については、広域連合の総会資料等で確認している状況であり、詳細な内容については把握しきれていない。賦課された保険料の徴収、広域連合への納付については、法律に基づいたものであると理解しており、対象者に対しては、保険料の納付につながる制度説明に努め、理解いただけるよう引き続き取り組んでいくとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行い、次のような要旨の討論がありました。

反対討論として、後期高齢者医療制度が始まって以来、当局の努力については認識しているが、制度の仕組み自体に対する当局の理解が低いと感じる。また、制度そのものに対する被保険者の理解が得られていないことが、未納付につながっていることから、75歳以上を区別した制度そ

のものに問題があると考え。その結果、平成30年度においては、普通徴収の被保険者分の約285万9,000円が収入未済となっており、前年度に比較すると21万1,000円程度増加している。本特別会計決算の大方については、理解するところであるが、以上のような観点から不認定という立場であるとのことでありました。

他に討論は無く、起立採決の結果、認定第3号については、起立多数により、認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第4号、平成30年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、審査経過の概要と結果について報告いたします。

保健課長、税務課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、平成30年度の要支援、要介護の認定状況についてただしたところ、平成30年度の認定状況については、平成31年3月末現在、要支援1が180名、要支援2が227名、要介護1が372名、要介護2が341名、要介護3が315名、要介護4が334名、要介護5が255名の合計2,024名となっているとの答弁でありました。

特別養護老人ホームへの入所について、要介護3以上が条件となっているが、待機者は何名いるのか。また、要介護3未満の方で、特別養護老人ホームへの入所を希望されている人の有無と、その対応についてただしたところ、令和元年6月時点の特別養護老人ホームの入所待機者は155名となっている。要介護3未満の方で入所を希望されている方は、要介護2が21名、要介護1が9名、要支援2が1名の合計31名となっている。施設入所の判定については、それぞれの施設で行われるが、その基準はいずれの施設も要介護3以上になっているため、要介護3未満の方からの入所相談等に対しては、養護老人ホーム等への入所を案内しているとの答弁でありました。

制度上、特別養護老人ホームに入所できない要介護3未満、入所待機者の155名は、在宅介護になっていくことが想定される。現在、家族介護継続支援事業では、要介護4、要介護5の方の在宅介護に対し、月額7,500円、年額9万円の介護用品利用券を給付し、介護者の経済的負担の軽減に努めているが、問題点として、地域支援事業の任意事業に位置付けている本事業を実施するためには、国の地域支援実施要綱の改正に基づく事業の廃止・縮小に向けた具体的方策の検討が実施要件であるため、第8期介護保険計画策定に合わせ、見直しをしようとしている。問題点を踏まえた上での家族介護継続支援事業の今後の在り方をどのように考えているのかとただしたところ、家族介護継続支援事業について国は、事業の廃止・縮小に向けた具体的な方策の検討を実施要件としているため、第8期介護保険計画策定に向け見直しをしていくことになる。基本的には、本事業は継続したいと考えており、国が実施要件としている縮小・廃止に向けた具体的方策の検討については、特別会計での実施の可否や、一般会計からの繰入れ等を想定した試算を踏まえ検討していく。また、財源確保については、財務課と協議し、事業継続に向け取り組んでいきたいとの答弁でありました。

介護保険料の滞納額については、増加傾向にあるが、その要因をどのように分析しているのか。また、国の負担が少ないことが市の財政圧迫につながっていると考えるが、当局としてどのよう

に捉えているのかとただしたところ、要因について詳細な分析はしていないが、第7期介護保険事業計画の施行に伴い、基準額を基に算出される各段階の保険料の増額等も影響しているのではないかと捉えている。介護保険制度の下、介護保険特別会計を運営していくためには、歳出に見合う歳入を確保する必要があるため、賦課された保険料を公平に徴収する責務を負っていると考える。滞納額については、増加傾向にあるが、滞納者の生活状況等を踏まえた分納等をお願いしながら、引き続き、収納につながる努力を重ねていきたいとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行い、次のような要旨の討論がありました。

反対討論として、平成12年から施行された介護保険制度であるが、保険料を納付してもサービスを受けられない事態が発生していることを踏まえると、制度自体に欠陥があると言わざるを得ず、本市においても、要介護3以上が入所可能な特別養護老人ホームへの入所待機者が、155名となっている状況であり、制度改正を経るごとに介護保険制度自体が大きく後退している。また、要支援1、要支援2に対する介護保険制度利用対象からの除外や、要介護1、要介護2を保険給付対象外とすることが議論されるなど、被保険者から見るとだまし討ちにあったような制度の改悪が、今の状況を作り出していることは明らかであり、大きな問題であると感じる。要介護1、要介護2に対し、介護保険制度の下でのサービス利用が除外されることになると、地域支援事業でのサービス利用に移行されることとなるが、当局としては、財源確保を検討しながら、サービス維持に努めるとしている。しかしながら、現在のサービス水準を維持していくためには、国の財政的な措置がされない限り、本市の財政を圧迫することは明白であり、国の責任の下で、制度開始当時のサービスが維持されることが重要である。介護保険料の収入未済額も制度開始以降、約2,154万6,000円となっており、令和3年度からの第8期介護保険事業計画策定については、今の状況等を踏まえた計画となるよう努力してほしい。当局の努力は十分理解するが、介護保険制度に向き合う国の姿勢が不十分であり、サービス維持に係る市の負担が、今後、財政を圧迫するという思いから認定にあたらぬとのことでありました。

他に討論は無く、起立採決の結果、認定第4号については、起立多数により、認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第5号、平成30年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定について、審査経過の概要と結果について報告いたします。

市民環境課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、下水道使用料については、823万2,870円の収入未済となっており、平成29年度に比較すると74万3,860円増加しているが、滞納者への対応については、納付されている利用者への配慮を踏まえた対応でなければならないと考える。平成30年度分までの滞納者数と公平性を担保した滞納者への対応の在り方についてただしたところ、平成30年度分までの滞納者については、令和元年9月末時点で、108世帯となっている。滞納者への対応については、職員による臨戸徴収に努めているが、今後においても臨戸徴収を継続するとともに、訪問の際の当事者への面談、聞き取り調査等を踏まえた適切な滞納整理に努めていきたいとの答弁でありまし

た。

農業集落排水接続については、平成29年度と比較し、新築36戸、単独浄化槽、汲み取り便槽からの転換6戸の計42戸が新たに接続され、84.1%の接続率となっている。新築住宅の農業集落排水への接続については、行政の主体的な推進等に関わらず進んでいくと思われるが、単独浄化槽や汲み取り便槽からの転換を推進することが、接続率、ひいては加入率の向上に大きく影響すると考えられる。接続の推進が必要な対象を明確にし、現状を踏まえた農業集落排水への転換に必要な工事費等の目安を具体的に示しながら、接続に向けた推進に取り組むべきではないかとただしたところ、平成30年度において、新築以外で単独浄化槽や汲み取り便槽から農業集落排水接続へ転換された6戸については、生活排水による河川の汚染防止を目的に一般会計の公共用水域保全事業で単独浄化槽や汲み取り便槽の撤去費用等として1件あたり10万円の補助金を交付しているが、農業集落排水への接続に係る費用等については、設置者の負担となっている。農業集落排水への接続については、設置場所や管路までの距離等により工事等に係る費用が流動的であるため、一般会計の合併処理浄化槽設置整備事業のような単価設定が困難であるが、御指摘いただいたとおり、現状を踏まえた目安となる工事費等を算出し、接続につながる推進に努めていきたいとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論は無く、採決の結果、認定第5号については、全会一致をもって、認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第6号、平成30年度志布志市公共下水道事業会計歳入歳出決算認定について、審査経過の概要と結果について報告いたします。

建設課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、公共下水道事業の休止が長く続いているが、今後の見通しについてただしたところ、事業認可期間が終わり、合併浄化槽の導入が進んでいることや、高齢化を背景とした空き家の増加によって採算が取れないことなどの理由から、昨年度行った政策調整会議において、今後、本市での公共下水道事業については「再開しない」と決定したところである。なお、公共下水道事業をやめるときには、再事業評価を行ったうえで県の事業評価監視委員会に諮問する必要があるが、今年度中にその審議が行われる予定のため、現在、事業の必要性や再開した場合に考えられるリスクを調査するなど、同委員会へ臨むための準備をしているとの答弁でありました。

公共下水道事業を再開しないと決定したことに理解はするが、今後の公共用水域への水質汚濁を防止する考え方についてただしたところ、公共用水域とは、川や海すべてであると認識している。市民環境課や、農政畜産課との連携を図りながら、水質汚濁の防止に取り組んでいきたいとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論は無く、採決の結果、認定第6号については、全会一致をもって認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第7号、平成30年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について、審査経

過の概要と結果について報告いたします。

港湾商工課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、国民宿舎ボルベリアダグリについて、指定管理者が変わり事業収入の減が見られるが、平成29年度と比較し、どの部門の事業収入が減り、その要因は何なのか。また、今後、どのように対応していく考えかとただしたところ、事業収入については、宿泊部門の低下が主な原因である。指定管理者が変わり、宿泊予約時におけるインターネット予約対応などの面で、職員が技術的に対応できていなかった。今年度は担当者を変更し、宿泊予約対応を行っているとの報告を受けた。今後は、指定管理者との定期的な協議を密に行い、事業収入の増と施設の安定稼働、宿泊客をはじめとする来館者獲得へ向け、あらゆる方策を提案し合いながら、指導・連携していきたいとの答弁でありました。

施設の老朽化に対し、計画的に修繕を行うとあるが、今後予定している大規模な修繕として、どのような修繕を行う予定か。また、修繕を行う際の費用は、どのように捻出する考えかとただしたところ、ボルベリアダグリの修繕については、今年度10か年の修繕計画を立てたところであり、今後予定している大規模修繕としては、地下ボイラー修繕や施設内外照明のLED化が高額な修繕になると予想される。修繕にかかる費用については、今年度、施設本体の地方債償還が終了し、残りは空調機の改修に伴う地方債の償還を、令和8年度まで年に約1,200万円ずつ償還することとなっている。ボルベリアダグリは、指定管理料として年に2,000万円納付していただいているため、1年当たり差額の800万円を修繕料として充当する計画であるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論は無く、採決の結果、認定第7号については、全会一致をもって、認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第8号、平成30年度志布志市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について、審査経過の概要と結果について報告いたします。

港湾商工課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、市臨海工業団地整備事業について、4工区及び5工区の造成工事や設計業務委託を行い、新たな企業を誘致しようとしているが、どういった業種の企業を誘致したいと考えているのかとただしたところ、臨海工業団地4工区については、現在造成中であり、5工区については、令和4年度中の分譲を目標に整備を進めている。多くの雇用が見込まれる製造業等を営む企業を中心に、その誘致に向け取り組んでいる。分譲開始の際には、分譲要綱も定め、志布志港における物流の拡大と地域経済の発展に寄与する企業を審査・選定していきたいとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論は無く、採決の結果、認定第8号については、全会一致をもって、認定すべきものと決定いたしました。

最後に、認定第9号、平成30年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について、審査経過の概要と結果について報告いたします。

水道課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、高井田水源地の水質悪化及び水量減少に伴い新設された蓬原中野水源地や、年々「硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素」の数値が上昇している田之浦水源地について、水質に問題はないかとただしたところ、蓬原中野水源地、及び田之浦水源地について、市のホームページにおいても水質検査の結果を公表しているが、ともに基準値を下回っていることから問題ないと考えている。なお、年々「硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素」の数値が上昇している田之浦水源地については、上田之浦水源地と近い位置にあることから、希釈を検討したところであるが、水量が少なく断念したところであるとの答弁でありました。

漏水量が増えていることの対策についてただしたところ、宅地内や公道における漏水の件数は年々減少しているが、目視ができない地下への漏水が増えているものと思われる。その対策として、本年度より戸別漏水探知機による調査を行い、漏水を確認できたことから、今後も引き続き成果を上げていくための調査を実施していくとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論は無く、採決の結果、認定第9号については、全会一致をもって認定すべきものと決定いたしました。

以上で、認定第2号から認定第9号までの報告を終わります。

○議長（西江園 明君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。
これから認定第2号に対する討論を行います。討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。
これから認定第2号について採決します。採決は、起立によって行います。
認定第2号に対する委員長の報告は認定であります。
本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。
[賛成者起立]

○議長（西江園 明君） 起立多数です。したがって、認定第2号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。
これから認定第3号に対する討論を行います。討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。
これから認定第3号について採決します。採決は、起立によって行います。
認定第3号に対する委員長の報告は認定であります。
本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。
[賛成者起立]

○議長（西江園 明君） 起立多数です。したがって、認定第3号は、委員長の報告のとおり認

定することに決定しました。

これから認定第4号に対する討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

これから認定第4号について採決します。採決は、起立によって行います。

認定第4号に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（西江園 明君） 起立多数です。したがって、認定第4号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

これから認定第5号に対する討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

これから認定第5号について採決します。

認定第5号に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり認定すること御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、認定第5号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

これから認定第6号に対する討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

これから認定第6号について採決します。

認定第6号に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、認定第6号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

これから認定第7号に対する討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

これから認定第7号について採決します。

認定第7号に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、認定第7号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

これから認定第8号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

これから認定第8号について採決します。

認定第8号に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、認定第8号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

これから認定第9号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

これから認定第9号について採決します。

認定第9号に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、認定第9号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

ここで昼食のため、暫時休憩いたします。午後は、1時5分から再開いたします。

○

午前11時54分 休憩

午後1時03分 再開

○

○議長（西江園 明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○

日程第13 報告第6号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め、和解することについて）

○議長（西江園 明君） 日程第13、報告第6号、専決処分の報告についてを議題とします。

報告の内容について説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 報告内容の説明を申し上げます。

報告第6号、専決処分の報告について説明を申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したので、同条第2項の規定により御報告を申し上げます。

令和元年10月7日に、市道の管理瑕疵に伴う事故に関し、損害賠償の額を定め和解したものであります。

内容につきましては、令和元年8月22日、午前9時30分ごろ、天神地区道路で、国道220号方向から「志布志療育センターにここはうす」に左折しようとした和解の相手方が所有する普通乗用車が、グレーチング蓋を跳ね上げマフラーを破損したものであります。

事故の原因は、市の道路の維持管理が不十分であったためであり、過失割合を市が100%、和解の相手方を0%とし、和解の相手方の所有する普通乗用車の原型復旧及び代替車両借りに要する費用22万4,100円を市が和解の相手方に賠償し、和解したものであります。

よろしく願い申し上げます。

○議長（西江園 明君） ただいまの説明に対し、質疑があれば許可いたします。質疑はありませんか。

○12番（丸山 一君） 前回の損害賠償のときにも同じような理由だったわけですが、あのときの答弁は、「市内を全部調査して対応いたします」ということだったわけですが、こういう事例が起きるといことは、調査不十分であったな、対応は完全ではなかったなと思うんです。

実際、市内には、660kmから700kmぐらいの市道認定道路がありますよね。それを限られた市の職員で調査をしていくのは限界があると思うんですけれども、実際、前回のときに、答弁では、「すぐ対応いたします」と言われたが、僕は、多分されてないんじゃないかと思うんですけれども、どうですかね。

○志布志支所産業建設課長（鮎川勝彦君） 9月議会でも同様の損害賠償の報告をいたしたところでございます。前回は8月5日、今回は8月22日の案件で、9月議会でも述べさせていただきましたが、主要な市道・農道において、担当職員や建設業者に呼び掛けてパトロールを実施したところでございます。現在、異常箇所において補修を行っているところでございまして、現在まで補修を12か所行っております。

また、職員においては、通勤や現場等へ出向く際に道路の異常を発見した場合は、建設課や各支所産業建設課へ連絡するように呼び掛けたところでございます。

今後は危険箇所の情報収集のためパトロールの強化を行い、危険箇所を早急に発見し、市道の良好な維持に努めたいと考えているところでございます。

○12番（丸山 一君） この際ですから、例えばですね、志布志ふるさと協議会に全域調査依頼をしてもらわないことにはやっぱりそのたびに損害賠償というのが出てきますよ。職員で聞き取りをしたり、通勤途中で調査とかいうのはもう限界があるわけですよ。ただ、志布志ふるさと協議会の方々は慣れておられるから、一括して全域調査をしてもらったらどうですか。そしたらこういう事案は起きないと思うんですけれど。

○建設課長（假屋眞治君） 現在のところ基幹市道につきましては、年間を通して志布志ふるさと協議会の方に管理をお願いしているところでございます。

それ以外にですね、先ほど産業建設課長が申しましたとおりですね、課長会を通しまして、道

路の異常を発見した場合にはということで、舗装の穴ぼこや、それから陥没、それから道路灯の点灯してないもの、ガードレールの壊れたもの、通行の支障になるもの、落下物があった場合ということで、これについて職員がですね、市内を公用車で回っておりますので、それに気付いた場合には、建設課と産業建設課に連絡をくださいというようなお願いもしたところでございます。

それから、これは平成29年なんですけれども、「地域における協力に関する協定」ということで、市内の郵便局の皆様と協定を結んでおりまして、その中の内容として、道路に異常を発見した場合は、支障のない範囲内で報告をくださるということでありますので、これについても再度郵便局の方と確認をしながら、早期発見ができるように努めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

○議長（西江園 明君） 志布志ふるさと協議会に対する調査依頼をどう考えているのかという質問ですから、それに答えてください。

○建設課長（假屋眞治君） 志布志ふるさと協議会につきましても市内を走っておりますので、それと市道の伐採作業もお願いしておりますので、その中で気付いたときには報告をしていただくようお願いしていきたいというふうに思っております。

○議長（西江園 明君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

以上で専決処分についての報告を終わります。



日程第14 議案第64号 志布志市特別職の職員の給与に関する条例及び志布志市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（西江園 明君） 日程第14、議案第64号、志布志市特別職の職員の給与に関する条例及び志布志市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第64号、志布志市特別職の職員の給与に関する条例及び志布志市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、人事院の令和元年度の給与改定に関する勧告に鑑み、議員、市長、副市長及び教育長の期末手当の額の改定を行うものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○総務課長（山田勝大君） それでは、議案第64号、志布志市特別職の職員の給与に関する条例及び志布志市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足して説明いたします。

本案は、人事院の令和元年度の給与改定に関する勧告に鑑み、議員、市長、副市長及び教育長の期末手当の額の改定を行う必要があることから提案するものです。

今回の人事院勧告は、平成31年4月時点での民間給与が国家公務員を上回る結果になったことを受けて、月例給、期末・勤勉手当等の引き上げが行われたものでございます。

勧告の主な内容としましては、国家公務員給与と民間給与との較差を埋めるため、一般職の月例給について、初任給の引き上げ及び30歳代半ばまでの月例給を平均0.1%引き上げ、期末・勤勉手当を現行の4.45月分から4.5月分とし、年間0.05月分引き上げるものとなっております。

これを受け一般職の国家公務員の給与改定に準じ、特別職の国家公務員の給与を改正する法律も可決されております。

それでは、付議案件説明資料の3ページをお開きください。

特別職についても、国の特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律で、期末手当を現行3.35月から3.40月とし、年間0.05月分引き上げることが提案されたところです。

本市におきましても、今回の人事院勧告及び法律改正を踏まえまして、今回、議員、市長、副市長及び教育長の期末手当の額の改定を提案するものです。

それでは、議案に基づき説明申し上げます。

付議案件説明資料の4ページをお開きください。

令和元年12月支給の議員、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給月額を0.05月分引き上げ、「100分の167.5」を「100分の172.5」に改めるものです。

なお、附則第2項では、12月分の期末手当の支給月数を改正するため、今回の改正後の規定は令和元年12月1日から適用することを定めております。

附則第3項では、12月分の期末手当を改正し、追加で支給することになることから、支給済である12月分の期末手当については、今回改正後の期末手当の内払分として取り扱うことを定めております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第64号は、総務常任委員会に付託いたします。

—————○—————

日程第15 議案第65号 志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（西江園 明君） 日程第15、議案第65号、志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第65号、志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、人事院の令和元年度の給与改定に関する勧告に鑑み、一般職の職員の給料月額及び勤勉手当の額の改定を行うものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○総務課長（山田勝大君） 議案第65号、志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について補足して説明いたします。

本案は、人事院の令和元年度の給与改定に関する勧告に鑑み、一般職の職員の給料月額及び勤勉手当の額の改定を行う必要があることから提案するものです。

付議案件説明資料の5ページをお開きください。

先ほども御説明いたしましたが、人事院勧告どおり、国の一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律でも、同様の内容で可決されております。

これを受け本市におきましても、今回、給料表、勤勉手当の額の改定等を提案するものです。

月例給の改定についてでございますが、民間給与水準を踏まえ、30歳代半ばまでの職員が在職する号棒については平均0.1%の引き上げとなっております。

次に、期末・勤勉手当についてでございますが、現行の4.45月分から4.5月分とし、年間0.05月分引き上げるものとなっております。

それでは、議案に基づき説明を申し上げます。

付議案件説明資料の6ページをお開きください。

第26条で、令和元年12月支給の勤勉手当の支給月額を0.05月分引き上げ、「100分の92.5」を「100分の97.5」に改めるものです。

なお、6月、12月の支給月数は現在100分の92.5ですので、今回の改正では、6月分の支給規定と区別するため、12月支給についての条文を追加しております。

また、同項の規定に基づく規則で定める職にある職員とは管理職手当を支給されている職員で、その職員については「100分の112.5」から「100分の117.5」に引き上げるものです。

7ページから10ページは行政職給料表の新旧対照表となっております。

附則第1条第2項では、平成31年4月1日から遡及適用することを定めております。

附則第2条では、12月分の勤勉手当を改正し、追加で支給することになることから、支給済である12月分の勤勉手当について、今回改正後の勤勉手当の内払分として取り扱うことを定めております。

附則第3条では、規則への委任を定めております。

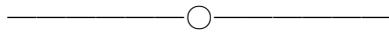
以上で説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第65号は、総務常任委員会に付託いたします。



日程第16 議案第66号 志布志市いじめの防止等に関する条例の制定について

○議長（西江園 明君） 日程第16、議案第66号、志布志市いじめの防止等に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第66号、志布志市いじめの防止等に関する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するため、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、市、保護者、地域住民、その他の主体の責務を明らかにするとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めるものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○市民環境課長（留中政文君） 議案第66号、志布志市いじめの防止等に関する条例の制定について、補足して御説明申し上げます。

付議案件説明資料11ページをお開きください。

志布志市いじめの防止等に関する条例の概要になります。

まず、法・条例・基本方針の関係イメージ図ですが、いじめ防止対策推進法が平成25年6月に制定され、国のいじめ防止基本方針が平成25年10月に、県がいじめ防止基本方針が平成26年3月に制定されたところでございます。

志布志市は、志布志市いじめ防止基本方針を平成26年12月に策定し、学校いじめ防止基本方針を平成27年から策定しております。今回、平成27年3月に制定した志布志市いじめ問題対策連絡協議会等条例に、いじめの定義や基本理念、市や教育委員会、教職員、保護者及び地域住民の責務等を盛り込み、より実効性のある条例にするため、児童生徒及び市民を対象に志布志市いじめの防止等に関する条例を制定しようとするものでございます。

それでは、条例の内容について御説明いたします。

第1条は条例の目的、第2条は「いじめ」「いじめの防止等」「学校」「児童生徒」「保護者」それぞれの定義を規定しております。

12ページをお開きください。第3条は、基本理念を定めておりますが、市がいじめ防止基本方針と整合を図っております。

第4条はいじめの禁止及び児童生徒の心構えについて、第5条から第9条まで、「市」「教育委員会」「市立学校及び市立学校の教職員」「保護者」「地域住民」の責務をそれぞれ規定しております。

13ページになります。第10条・第11条は、市と学校がいじめ防止基本方針を定めることを規定

しております。

第12条から第18条は、「市立学校」「市立学校の教職員」「教育委員会及び市立学校」「教育委員会」「市」「保護者等」「地域住民」とそれぞれいじめ防止のための対策及び啓発活動について規定しております。

14ページの中ほどには、いじめ防止のための各主体の関係性を示したイメージ図を載せております。

第19条に、いじめの早期発見を、第20条から第22条にいじめに対する措置等、いじめの対処について規定しております。

第23条に重大事態への対処について規定し、第24条に情報の提供を、第25条に総合教育会議における協議について規定しております。

第26条から第42条までは、「いじめ問題対策連絡協議会」「いじめ問題専門委員会」「いじめ問題調査委員会」と、各附属機関について定めております。内容は、現行の条例のとおりですが、志布志市いじめ問題対策連絡協議会の委員のみ10人以内から12人以内に変更しており、「自治会に属する者」「市立学校に在籍する児童生徒の保護者」を加えております。

第43条に条例の施行に関する委任について規定しております。

附則で、施行期日を令和2年4月1日とすること、現行の志布志市いじめ問題対策連絡協議会等条例を廃止すること、及び各附属機関に関する経過措置を規定しております。

以上で、補足説明を終わります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第66号は、文教厚生常任委員会へ付託いたします。



日程第17 議案第67号 志布志市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（西江園 明君） 日程第17、議案第67号、志布志市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第67号、志布志市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、道路法施行令の一部改正に伴い、指定区間内の国道に係る占用料の額を改定する措置が講じられたこと、及び鹿児島県道路占用料徴収条例の一部改正に伴い、県道に係る占用料の額を改定する措置が講じられたことに鑑み、市道に係る占用料の額の改定を行うものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い

申し上げます。

○建設課長（假屋眞治君） 議案第67号、志布志市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、補足して説明申し上げます。

道路占用料の額については、固定資産税評価額等を勘案し算定されており、国においては、3年程度ごとに占用料の額の改定が行われております。志布志市においては、鹿児島県道路占用料徴収条例の額を採用しておりまして、鹿児島県が平成30年4月1日から占用料の額を改定していることから、本市も合わせて改正するものでございます。

それでは、付議案件説明資料の17ページの新旧対照表をお開きください。

志布志市が占用料を徴収している代表的なものを説明申し上げます。

別表中、「道路法第32条第1項第1号に掲げる工作物」、電柱、電線等でございますけれども、その中で、第1種電柱を690円から630円に、第2種電柱を1,100円から970円に、第3種電柱を1,400円から1,300円に改定しますが、これは九州電力株式会社の本柱、約5,200本が該当いたします。

第1種電話柱を620円から570円に、第2種電話柱を990円から900円に、第3種電話柱を1,400円から1,200円に改定しますが、これは西日本電信電話株式会社の本柱、約5,000本が該当いたします。

「共架電線その他上空に設ける線類」は、二次占用でございますけれども、6円のままとなります。

付議案件説明資料の18ページでは、「道路法第32条第1項第2号に掲げる物件」ですけれども、その中で、外径が0.07mから0.1m未満のものは、37円から34円に改定しますが、西日本電信電話株式会社の管路になります。

以上が、主な占用料でありまして、全体の約98%の額を占めております。本市の本年度の占用料は1,500万円を見込んでおりますけれども、単価改定により来年度は1,370万円の見込みとなり約130万円の減収となる見込みでございます。

付議案件説明資料の20ページをお開きください。

備考欄の6でございますけれども、国土交通省から占用面積等の端数処理方法を精緻化し、いわゆる細かくし、0.01㎡又は0.01m未満の端数を切り捨てて計算する趣旨の通知がありました。「1平方メートル若しくは1メートル」を「0.01平方メートル若しくは0.01メートル」に改正するものです。

備考欄8については、占用期間が一月未満のもの又は一月未満の端数があるときは、「日割をもって」を「1月として」に改正するものでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○19番（小園義行君） 今回引き下げですよ。これが県のそういう路線価とかいろいろなことがあるんでしょ。その中で評価がこういうことですからマイナス改定ですよということですね。

これ今回が初めてですかね、こういう見直しがあって占用料が引き下げられたり引き上げられたりするというのは、あんまり記憶がないもんですから、まずそれが1点ですね。

そして、電柱としたらNTTも九電も径が違いますね、大きさでね。それでこんな形になるわけですか。それが二つ目ですね。そして今後、いわゆる何年かおきに、3年ごとというふうに県の条例でこういうことだということでしたけど、これについては、これから3年ごとにこういう改定がされていくというふうに理解していいんですかね。

○建設課長（假屋眞治君） まず1点目でございますけれども、県の条例が変わるごとに改正するわけですが、以前行ったときに、志布志市としては、平成24年の4月1日から1回だけ改正をしております。

それから、単価等につきましてですけれども、これにつきましては、私どもは先ほど申しましたとおり鹿児島県の条例中に別表がありまして、その中の志布志市が対象となる場所を採用しております。

その中身としては、私どもが算定できないわけですが、その中には道路の価格やら使用料とか占用面積、いろいろ修正をかけてこの単価がはじかれているようでございます。

ただ、あとは電柱と電話柱につきましては、1種から3種まであるんですけれども、電線が何本乗っているかということで、単価が変わっているということでございます。

これからなんですけれども、単価改正ということですが、当然地価によって上がるときもありますし下がるときがあります。ですので、国の方はまた基本的に3年ですが、県の方はそれに合わせて3年ごとに改正したり少しずれたりします。県の条例改正の条項を把握しながら、それに合わせて上がるとき、下がるときの両方、市の方も変えていくようになるというふうに考えております。

○議長（西江園 明君） 小園議員、よろしいですか。

○19番（小園義行君） じゃあうちとしては久しぶりの改定だということですね。これまでは、実際これマイナス改定はされない方がいいわけで、本来はですよ、この間ずっとね、そういう高いところで維持してた方が、歳入というかそういった意味ではいいわけです。

今後については、その県の条例に基づいてそういうことだということになるということですね、今回のこれを受けてですね。はい、分かりました。

あと1点は、占用料として、例えば、農道とかに電柱が立ってますね。そこを補助事業を受けて改善するときに、そこについては占用料というのはいただいているというふうに理解をしてないわけですが、そうしたときにですよ、今回のこの条例改正に基づいて、国の補助事業等を導入した際のそういったものについて、この電柱を移す際にですね、例えばこれを移動してくださいよというときに、NTTなり九電からお金をいただくという行為が発生するわけですが、そこについては何ら影響ないというふうに理解していいですか。

○建設課長（假屋眞治君） 占用料の中にもいろいろございまして、今、電柱の話なんですけど、それ以外であれば水道事業のものは減免して占用料を取ってないとかいうのがございます。今回電

柱の話ですので、電柱については、私どもが農道にしても市道にしても占用料を取っておりますので、これがいろいろな事業にあったときには、それが民から民に動くのか、それから、官から官に動くのかとかいうことで条件が違いまして、それに基づいてNTTさん、それから九州電力さんが算定されまして、動かす費用を私どもが負担することになります。

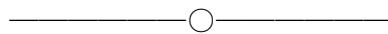
この占用料自体については、この条例を改正しますが、移転費用の負担等については変わらないということでございます。

○議長（西江園 明君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第67号は、産業建設常任委員会に付託いたします。



日程第18 議案第68号 財産の取得について

○議長（西江園 明君） 日程第18、議案第68号、財産の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第68号、財産の取得について説明します。

本案は、臨海工業団地開発事業用地を買収するにあたり、地方自治法第96条第1項第8号及び志布志市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明申し上げますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） 議案第68号、財産の取得について、補足して説明申し上げます。

財産の取得の内容につきましては、志布志市志布志町安楽字樋口3473番1ほか86筆、計8万2,678.47㎡を、臨海工業団地事業用地として、随意契約により、2億1,227万8,555円で志布志市土地開発公社から買収するものであります。

なお、臨海工業団地については、民間企業からの早期分譲の要望に応えるため、来年度以降に発生する公共残土の効率的な受け入れ態勢を早期に整える必要があることから、今回、議案上程しております。

臨海工業団地5工区の事業用地としましては、未取得の用地が2筆、計2,291㎡ございますが、今回はそれを除いた用地8万2,678.47㎡を取得し、本議案の議決があった際には、速やかに開発行為及び農地転用申請手続を行い、事業の推進を図ってまいります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○19番（小園義行君） ここにですね、地目で田というのが結構あるわけですけど、これまでも

委員会等々でもいろいろやり取りはあったと思うんですが、この土地改良区との関係で、これだけの土地がなくなると、いわゆる賦課金の徴収が難しくなりますね。そういったもので土地改良区との合意といいますか、そういったものもきちんと受けての提案というふうに理解していいですか。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） この臨海工業団地のほかの4工区、5工区の事業を着手する際には、事前に説明会を開催しておるところでございます。

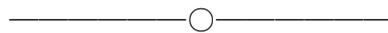
そういった中で、土地改良区の役員の方々も中に入っていて、その条件、いろいろな返済等もございましたので、その条件等を了解、理解してもらった上でこの事業に着手しておりますので、その辺については、土地改良区及び所有者の方々も理解いただいた上で進めているところでございます。

○議長（西江園 明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第68号は、総務常任委員会に付託いたします。



日程第19 議案第69号 土地改良事業の変更について

○議長（西江園 明君） 日程第19、議案第69号、土地改良事業の変更についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第69号、土地改良事業の変更について説明を申し上げます。

本案は、土地改良事業計画の主要工事計画等を変更することに伴い、志布志市営土地改良事業を変更して施行するにあたり、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） それでは、議案第69号、土地改良事業の計画変更について、補足をして御説明いたします。

付議案件説明資料は23ページから25ページになります。

肆部合地区の区画整理は、平成27年度から農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業、基盤整備で実施し、平成28年度からは団体営基盤整備促進事業で現在施工中であります。

今回、事業の名称、受益面積、区画整理、施工年度、概算事業費を変更し、令和4年度完成を目指すものであります。変更の内容については、付議案件説明資料の23ページから25ページを御参照ください。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。

会議規則第53条の規定により、岩根賢二君から発言通告が提出されておりますので、まず、岩

根賢二君の質疑を許可いたします。

○17番（岩根賢二君） 通告をいたしておりましたので質疑いたしますけれども、今の説明で、ひょっとしたら詳しい説明があるんじゃないかなと思って期待していたんですが、詳しい内容についてはほとんど分かりませんので一応お尋ねしたいと思います。

まず、この変更がなぜ必要となったのか。2点目に、変更により面積が1割ほど減っているんですけども、施工年数が増え、しかも事業費も増額となっております。

その理由等について、詳しい説明をお願いいたします。

また、変更により、受益者や市の負担に変化はないものか。そして予算措置はどうなるのか。

以上の点について説明をお願いいたします。

○市長（下平晴行君） それでは、1点目のなぜ変更が必要となったのかでございます。

今回の計画変更は、当初計画の事業費より1億3,378万円増加し、増加率が37.2%となったところですが、農業農村整備事業計画変更取扱要領では、事業費の変動が10%以上ある場合は計画変更が必要となっているため、今回土地改良法に基づく計画変更の手続きをするものでございます。

2点目でございます。

「変更により面積は約1割減となっているが、施工年数が増え事業費も増額となっている。その理由等について詳しい説明を求める」ということで、お答えいたします。

計画段階では、地籍図と地形図をもって実施計画を策定して積算していますが、事業採択後に基本設計を委託して精査した結果及び換地計画の見直しにより面積が1.6ha減となったところであります。

施工年数と事業費につきましては、詳細設計における用水検討により、安定した用水確保のために導水路を追加する計画に変更したこと、高速道路の排水路横断部の接続による他の排水勾配確保のための客土を増加したこと、排水路縦断計画の変更により水路断面の見直しをしたこと、用水路と排水路の延長等の理由により、工期の延長と事業費の増額が必要となったところでございます。

「変更により、受益者や市の負担に変化はないのか」ということでお答えいたします。

受益者が負担する金額は、反当たり5万円で変わりはありませんが、市の負担分は事業費全体で4,278万4,000円の増額となります。

「予算措置はどうなるのか」でございます。お答えいたします。

計画変更における総事業費4億9,378万円のうち国の負担が55%で、2億7,157万9,000円、県の負担が15%で7,406万7,000円、市の負担が30%で1億4,813万4,000円となります。

以上でございます。

○17番（岩根賢二君） 詳しい説明があったわけですが、この議案を提案するにあたってはです、今言われたような詳しい内容の説明を付けて、資料としてですね、そうされたら質疑もしなくて済むと思うんですよ。これだけの金額の増減がある、また工事期間が延長になると、

単純な疑問なんですね、私が思ったのは。面積が狭くなって、そして工期が増えて予算も増えると。それをこの議案提案の仕方ではとても納得ができませんので、今言われたようなことを資料として出されるのが当然かなと思った次第でございます。

その点について、市長の考えをお願いします。

○市長（下平晴行君） 議員おっしゃいますように、総体の事業が減っているのになぜ額が大きくなるかという、これは疑問を持つの当たり前だと思いますので、今おっしゃったように資料添付の在り方がちょっとおかしかったなあと、今後はそういう形ではしっかりした資料の添付をしまいたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長（西江園 明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第69号は、産業建設常任委員会に付託いたします。



日程第20 議案第70号 権利の放棄について

○議長（西江園 明君） 日程第20、議案第70号、権利の放棄についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第70号、権利の放棄について説明を申し上げます。

本案は、普通財産の貸付契約に基づく貸付料を放棄するにあたり、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○志布志支所長（小山錠二君） 議案第70号、権利の放棄について、補足して説明申し上げます。

付議案件説明資料は、26ページになります。

放棄する権利の内容は、志布志市公有財産管理規則第29条の普通財産の貸付契約に基づく貸付料であり、志布志市志布志町安楽字水溜地内の宅地118.85㎡に、居住用住宅用地として貸し付けた土地の貸付料であります。

放棄する債権の額は、土地の平成25年度分貸付料4万円及びこれに係る延滞金であります。

債務者は、議案に記載のとおりであります。

放棄の理由は、平成25年8月、被相続人が亡くなられたことにより、被相続人の相続人全員が相続を放棄したことにより、相続人が不存在となり相続財産が法人化されたが、相続財産に換価価値がなく、普通財産の貸付契約に基づく貸付料を徴収することができなくなったことにより、貸付料を放棄するものであります。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○19番（小園義行君） 現在は志布志支所長の説明のとおりだと思います。今後ですよ、この建物に対して放棄されてますのでね、これが壊されて更地になったらまた可能性出てきますよね、いろんな意味でね。そういったものでどれぐらいの経費がこれをまた普通財産として貸し付けを始める際に、予算としてどれぐらいかかるんだらうかと、そういう思いがあるわけですけど、そこについてはいかがですか。

今後この建物を改修して貸し付けるとかそういったことにはならんと思うんですけど、そこら辺については考え方だけお願いします。

○志布志支所長（小山錠二君） 建物につきましては、現在取り壊しの費用としまして、約220万円ほどを予定しているところであります。今後土地の貸し付けにおきましては、更地になったあとにまた利活用を考えていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（西江園 明君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第70号は、総務常任委員会に付託いたします。

—————○—————

日程第21 議案第71号 令和元年度志布志市一般会計補正予算（第5号）

○議長（西江園 明君） 日程第21、議案第71号、令和元年度志布志市一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第71号、令和元年度志布志市一般会計補正予算（第5号）について、説明を申し上げます。

本案は、令和元年度志布志市一般会計歳入歳出予算について、ふるさと納税推進事業、畜産施設整備支援事業等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○財務課長（折田孝幸君） それでは、議案第71号、令和元年志布志市一般会計補正予算（第5号）について、その概要を補足して御説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の予算に19億8,796万3,000円を追加し、予算の総額を278億8,023万7,000円とするものでございます。

それでは、予算書の5ページ、説明資料は1ページをお開きください。

第2表の繰越明許費でございますが、繰越理由につきましては、予算成立後の事由により、年度内に支出が終わらない見込みがあるため、「中山間地域総合整備事業 有明地区」ほか4件、5億3,602万2,000円を地方自治法第213条第1項の規定に基づき翌年度に繰り越して使用するも

のでございます。

詳細につきましては、説明資料をお目通しください。

予算書の6ページ、説明資料は2ページをお開きください。

第3表の債務負担行為補正でございますが、地域優良賃貸住宅整備事業につきましては、令和2年度に整備を完了し、令和3年度から入居を開始するためには、今年度中に事業者を公募する必要があることから、令和2年度から令和32年度までの8億2,262万8,000円を限度額として、そして、小学校施設改修事業につきましては、建設工事の発注と工期の集中による入札辞退や入札中止の解消を図り、建設工事の発注を平準化することから、令和2年度の限度額を1,760万円、地方自治法第214条の規定により、債務負担行為として定めるものでございます。

予算書の7ページになりますが、第4表の地方債補正でございますが、土地改良施設突発事故復旧事業に伴う公共事業等債を420万円追加し、県営土地改良事業及び治山事業に伴う合併特例債を750万円増額するものでございます。

それでは、歳入歳出予算の主なものを御説明申し上げます。

まず、歳入予算の主なものを御説明いたします。

予算書の10ページをお開きください。

10款、地方特例交付金、2項、子ども・子育て支援臨時交付金、1目、子ども・子育て支援臨時交付金は、本年10月から実施された幼児教育・保育の無償化に伴う、今年度限りの臨時交付金として3,451万1,000円計上しております。

予算書の11ページをお開きください。

15款、国庫支出金、1項、国庫負担金、2目、民生費国庫負担金及び4目、教育費国庫負担金は、幼児教育・保育の無償化に伴い国が負担する予算を計上しておりましたが、県及び市の負担については、国からそれぞれに地方特例交付金として交付されることに伴い、地方特例交付金と県支出金に組み替えるため、合わせて6,883万3,000円減額しております。

予算書の14ページをお開きください。

16款、県支出金、1項、県負担金は、幼児教育・保育の無償化に伴い、2目、民生費県負担金を3,425万8,000円増額し、6目、教育費県負担金を6万4,000円計上しております。

予算書の17ページをお開きください。

17款、財産収入、2項、財産売払収入、1目、不動産売払収入は、志布志地区の市有地の売却に伴い258万円増額しております。

予算書の18ページになりますが、18款、寄附金、1項、寄附金、2目、特定寄附金は、ふるさと納税の増加見込みにより、ふるさと志基金寄附金を12億円、九州写真師会連盟と福祉支援隊からの寄附金により、その他寄附金を15万円、BTV株式会社からの地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）寄附金を500万円、合わせて12億515万円増額しております。

予算書の19ページをお開きください。

19款、繰入金、1項、基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金は、今回の財源調整として

2,268万2,000円増額、5目、地域づくり推進基金繰入金は、移住定住促進事業に充当する財源として930万円増額、15目、ふるさと志基金繰入金は、ふるさと納税の寄附見込額の増加に伴う事業等に充当する財源として7億5,191万4,000円増額しております。

予算書の20ページになりますが、20款、繰越金、1項、繰越金、1目、繰越金は、平成30年度の歳入総額から平成30年度の歳出総額を差し引いた歳入歳出差引額を計上してはりましたが、そこから翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額を計上する必要があったため1,632万円減額しております。

予算書の22ページをお開きください。

22款、市債は、1,170万円増額し、総額で21億3,851万1,000円としております。

次に、歳出予算の主なものを、御説明申し上げます。

歳出の款及び項の全般に渡って、人事院勧告に伴う給与等改定及び本年4月1日以降の人事異動の増減分や退職に伴う減額調整等で総額1,218万9千円減額しております。

併せて、10月から最低賃金が引き上げられたことに伴い不足する賃金を増額しております。

予算書の24ページをお開きください。

2款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費は、ふるさと納税の増加見込みに伴う郵送料の増加分として、役務費の通信運搬費を900万円増額しております。

説明資料の4ページをお開きください。公用車に設置するドライブレコーダーの取り付けに伴う費用が不足するため、手数料を171万4,000円増額しております。

4目、企画費は、地域おこし協力隊員の本年度採用人数が当初計画を下回っているため、地域おこし協力隊事業を報酬等290万2,000円減額しております。

予算説明資料の5ページをお開きください。

移住定住促進事業の要望件数が増加していることから、負担金、補助及び交付金を930万円増額、ふるさと納税によりいただいた寄附金を積み立てるため、積立金を12億円増額しております。

予算書の25ページをお開きください。

自治会運営費助成事業は、事業費の確定見込みに伴い、負担金、補助及び交付金を155万円減額しております。

予算書の28ページ、説明資料は3ページをお開きください。

2款、総務費、4項、選挙費、3目、執行選挙費は、参議院議員選挙及び鹿児島県議会議員選挙の執行に伴い、事業費が確定したことから、合わせて693万7,000円減額しております。

予算書の35ページ、説明資料は7ページをお開きください。

6款、農林水産業費、1項、農業費、6目、畜産業費は、畜産共進会等謝礼事業の事業費確定に伴い、報償費を176万6,000円減額、野生動物侵入防止対策に伴う柵等の設置に支援を行うことにより、アフリカ豚コレラ等の侵入防止を図るため、負担金、補助及び交付金を1,734万3,000円増額しております。

8目、農地整備費は、基盤整備促進事業の事業費の確定見込みに伴い、委託料を437万2,000円

減額、工事請負費を337万2,000円増額、補償、補填及び賠償金を100万円増額しております。

説明資料の8ページをお開きください。

県営土地改良事業の事業量が増加したことに伴い、負担金、補助及び交付金を450万円増額しております。

予算書は36ページになります。

2項、林業費、2目、林業振興費は、有害鳥獣捕獲頭数の増加に伴い、報償費を131万4,000円増額しております。

説明資料は9ページになります。

4目、治山費は、7月の大雨により崩壊した久木迫地区の治山施設の下流部に堆積した土砂撤去に伴う県への負担金として負担金、補助及び交付金を350万円計上しております。

予算書は37ページ、説明資料は6ページをお開きください。

7款、商工費、1項、商工費、3目、観光費は、寄附見込額の増加に伴い、ふるさと納税推進事業を7億3,781万円増額しております。

予算書の39ページ、説明資料は9ページをお開きください。

8款、土木費、2項、道路橋りょう費、2目、道路維持費は、大雨や台風等の影響により、修繕箇所が増えたこと等により、需用費を220万円増額しております。

予算書の46ページ、説明資料は10ページをお開きください。

10款、教育費、6項、保健体育費、1目、保健体育総務費は、2020年の東京オリンピック聖火リレーの実施に伴う経費として、需用費を10万円、鹿児島県実行委員会への負担金を402万4,000円計上しております。

2目、体育施設費は、有明体育施設市民グラウンドの表土の環境改善を図るため、委託料を871万2,000円増額しております。

予算書の47ページ、説明資料は6ページをお開きください。

11款、災害復旧費、1項、農林水産施設災害復旧費、1目、現年農林水産施設災害復旧費は、曾於南部土地改良区が実施する畑かん施設の復旧事業に伴う受益面積に応じた負担金として、473万6,000円計上しております。

以上が、補正予算第5号の主な内容でございますが、詳細につきましては、補正予算説明資料を御参照ください。

よろしく願い申し上げます。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○19番（小園義行君） あと予算特別委員会で審議されるんですけど、少しだけ教えてください。債務負担行為を今回起こされてですね、地域優良賃貸住宅整備事業、仮称となっておりますけど、ここについて少しお示しをください。

今回そういう優良賃貸住宅を整備するということですが、志布志市における住宅の充足率といえますかね、そういったものをどういうふうに捉えられて、今回この有料型の賃貸住宅整備事業

を債務負担行為でやろうというふうになったのか、それが一つです。

二つ目に、ここにさっき全員協議会で説明されましたが、このSPCですね、特別そのSPCというのは、市内の業者さんをそれぞれ考えておられるんですかというのが二つ目です。

三つ目にですね、建設そして契約、期間中の建設、管理運営にそれぞれ市がですよ、このPFI方式でやったときに、市がどれだけ関与できるのかと。指定管理者とはちょっと違うわけですのでね、そこについてどういうふうにお考えなのかというのを教えてください。

四つ目に、この低所得、また中所得の形で今回40数戸ということですが、割合はどのような形でそれを造られるんですかというのがちょっと見えてませんのでお願いをします。

そして五つ目に、このSPCが破綻したときは、これ直営で志布志市がこの事業を引き継いでやるというふうに私たちは理解をしていいのかどうかということの五つですね、今後これ事業としては債務負担行為ですので、今回議決すればですね、あと物を申せないということになると困るものですから、少し感じたことを今お聞きしています。それぞれについては、あとまたそれぞれ議会に出されるんでしょうが、この債務負担行為を認めるか認めないかということに関して、私が思ったことを少しお聞きしています。よろしくをお願いします。

○建設課長（假屋眞治君） まず一つ目の充足率の話ですけれども、公営住宅のこの志布志地区の近辺につきましては、若浜住宅、それから松波住宅、それから東町団地と第2東町団地等がございます。この公営住宅については、ほとんどが100%の入居率になっているところでございます。

それから、民間の状況について、詳しいデータはないんですけれども、今、チラシ等やいろいろなネット等でも調べておりますけれども、2DKタイプ等がかなり建っていて、その辺も入っているというような状況でございます。高台の方に行きますと一戸建ての3DKが多いというような状況を把握しております。あとは住生活基本計画等に基づきまして、この地域、香月線沿線につきましては、松波住宅のこの地区が別地建て替えのところでありまして、そのマンション形式といいますか、共同住宅の3DKタイプでいきたいと、重複しないような形でいきたいというふうに考えて今回提案しているところでございます。

それから、SPCの構成メンバーということですが、これにつきましては今、説明会をしまして、市内の建設業者、設計事務所、それから不動産会社、それから清掃会社、設計事務所等が来られているような状況でございます。

基本的にはですね、公開をします。その中で構成を組むわけですが、私どもとしては、できれば当然地元にしてもらったほうがいいですので、公募要件の中で、市内業者が希望する場合は加点をするというようなところでやっていきたいというふうに思っております。

それから3番目なんですけど、これがBTO方式という方式を取ります。民間に造っていただきまして、そのあと志布志市に所有権を移して、そのあとSPCの方で30年間維持管理をするということになります。

今までも先進事例はいっぱいあるんですけれども、コンセッション方式とかいうのがあったり

して、それは空港とか水道事業などの運営権自体を全て任せて、結局は全て自分たちで料金設定から全てをやるというようなことのようにございます。

それから独立採算制というのがありまして、それにつきましても全てを任せて、市は一切支援しないので自分の利益でやりなさいというパターンがあります。そういう形の中ではなかなか経営が厳しかった事例はあるようございます。今回についてはB T O方式ということで維持管理までお願いすると。それで、運営を任せるとするのは、S P Cで運用してくださいねということをお願いするところでございます。

それから4番目ですけれども、今回はですね、24戸というのはですね、今ここで当初考えていたのが、3 L D Kを24戸程度ということで考えております。ということで、今回、内訳といいますか、子育て世帯向けということで、3 L D Kを24戸程度というのを提案していただきたいというふうに考えているところでございます。

それから、S P Cが破綻というのが最後にありましたけれども、S P Cというのはこのプロジェクトにつきましても担保をとりますので、ということは、このプロジェクトファイナンスですね、ですからこの収益自体が担保されますので、会社自体の資産を差し押さえることはありません。

ですので、今回このS P Cの運営自体が成り立つように、市の関わり方もなんですけど、市はその融資をした金融機関と協定を結びまして、一緒にモニター活動とか監視をしていきまして、帳票とかも出してもらいますので、そういう形で関わってきます。

それから、当然家賃の決定とかいうのは市の方にございますので、そちらは市の方でやってくと。今度はS P Cが破綻しないようにする努力、それから破綻した場合は、その時点で金融機関と直接協定を結んでおりますので、議会とも相談は必要なんでしょうけれども、新たにこれを継承できる場所を探るか、それが成り立たなければ直営ということもそのときには検討しなくてはいけないということになってまいります。

それから破綻というのが、その中の、S P Cの中の会社が継承をしないとか、もうやめますとかいったときには、その株を持っていた場合には、そのグループの中で株を買い取って運営するとかいう方法が想定されているところでございます。以上でございます。

○19番（小園義行君） 今の説明ですと、今回、その会社が造る、建築をしますね、そして管理運営、それぞれの会社がやり出すわけですね。そうしたときに、例えばですよ、市がそこに全く関与できないというようなことになると、いわゆる市民の要求に添った形での良いものが完成品として来ないという場合があるわけですよ。だから、そこは担保できてるんですねということを答弁としては求めているところです。

なぜならですね、今、県営住宅は指定管理してますね、これとはちょっと違いますよ。必ずですね、県じゃなくてその管理会社がですね、とても強くて簡単にうまくいかないということ等も発生するんじゃないかと僕は心配をして、そういう相談もありますけど、今回このS P Cは、四つの形でのいわゆる建設をします。設計をする会社、運営をする会社と管理会社と建設会社の四

つあるわけですのでね、この中でいろんなことがあったときに市が関与しないとなると少し困るなあと、そういう思いがあつてのことで、そこについては担保できてますねというのが一つですね。

それともう一点は、それぞれの会社が、今、最後に答弁されましたね、個々にですよ、うまくいかなくなるという、それは法人ですから分からないですよ。そういうことについては、きちんとしたあとの経営、そういったものについては個々でちゃんと受けますよというようなものがないと、これ認めるわけにはいかんじゃないですか。民間にそのまま持って行かれたりとかですね、そういうことにならんようにしないとという心配をします。

なぜなら今、株式会社志布志まちづくり公社ですよ、第三セクター方式でやってますけど、あそこも心配をするわけですよ。土地は会社のもので、破綻したら、筆頭株主は志布志市ですけど、別なところに持って行かれると困るねえという、今回これ所有権が志布志市に移るからまだいいですよ。そういったことが今後起きないような、起きたときの担保は二つとも大丈夫ですねということをお聞きしてるわけです。お願いします。

○建設課長(假屋真治君) いろいろ民間業者と意見交換しまして、その中で実施方針案というのを今、ホームページでも公表しているところでございます。

市の持ち物になりますので、それと、やっぱり入居者へのサービス低下にならないとかいうことがございます。それと破綻してはいけないということがございますので、先ほど申しました金融機関と志布志市で協定を結びまして、一緒に監視をしていくということをごに今、うたつてるところでございます。その下で引き受けてもらうということでございます。

モニタリングといいますけれども、それについては調査設計時についても、私ども市の方が調査します。それから、工事施工時についても市から立ち入りができるとなっております。それから工事完成、当然引き受けるときには瑕疵があるといけませんので、それをちゃんと引き受けるようにそれも検査するようになっているところでございます。

それから、あと維持管理とかそれにつきましても供用開始後、定期的に管理することになっていきますし、SPCの財務状況についても、毎年決算書類、それから事業報告書について市に報告するとなっておりますので、そこについても関与はしていくことになると思います。

それからモニタリングの方法につきましては、年2回書類とヒアリングというものをやっていくことになっているところでございます。

当然、やはりこのSPCが30年間ずっとそのままでいけばいいんですけども、今言われたとおり、中には一代で建設会社が終わるとかいうのが出てきます。可能性は十分あると思いますので、そこら辺については、金融機関と私どもが監視しながら、今度はまたその中で代わりに建てる人を充てたりとかいうのを考えながら、一番大事なのは住んでる住民の皆さんの安心安全ですので、そうならないように担保を取ってやっていきたいというふうに思っています。

それと事業が始まる時点では、当然このSPCが金融機関から融資を受けるので、金融機関も当然この事業が成り立たないと見込んだときには融資しませんので、そこも最初の段階からハー

ドルは高いと思っていますので、そこはきちんとした形で、入居者へのサービス低下がないように取り組んでいきたいと思っています。

○議長（西江園 明君） ほかに質疑ありませんか。

○17番（岩根賢二君） 今回の債務負担行為のことでですね、関連もするかと思いますが、お尋ねいたします。

まず、この3LDKを24戸とおっしゃいましたけれども何棟で建てるのか。一つの棟で24戸じゃないと思うんですけどね。

それとですね、全員協議会で金額の明細をお示しになりました。建設費が幾ら、管理費が幾らとかいうのを、これをこの場でもういっぺん説明をお願いいたします。

それとプロポーザルを求めるときに、津波対応の仕様で求めるとおっしゃいましたけれども、その具体的な内容がもしお示しできればお願いしたいと思います。

それと市長にお尋ねいたしますが、平成23年にこれ若浜住宅の方だったかな、若浜住宅の建て替えがありましたね。このときに産業建設常任委員会でどのような議論があったのか。そのことは市長は承知しておられるか、その点をお聞きします。

○建設課長（假屋眞治君） まず、3LDK24戸程度ということですがけれども、今、絵の中では1棟を書いております。コストを考えたときには1棟の方がコスト的に安くつくのかもしれないけれども、そこについては敷地の形状とかございますので、そこはこちらが実施方針に基づいて、民間のSPCがまたこの方法がいいというのがあればそれもまた2棟になるのか、いろいろ形が変わる可能性はあるところでございます。示しているのが24戸程度ということで考えているところでございます。

それから、全員協議会で申しました建設費ということですがけれども、これにつきましては試算の段階で、今回、債務負担行為の上限を求めるということで、実際に標準建設費とかいろいろなものを換算しまして、建設費を5億8,980万2,000円ということで数字を申し上げたところでございます。

それから、津波の件につきましては、いろいろこれまで標高が、先ほど4.6mから5.8m程度ということをお知らせしました。そういう中で実施方針の中では、当然この地域では南海トラフの地震が発生する恐れもあるということがございますので、民間の方もそれに対する対策というものを提案してもらえばいいということで、実施方針にも書いているところです。

具体的に言えば、頑丈な造りにするとか、例えば、それと1階部分を吹き抜け、ピロティ形式にするとかいうことも提案してもらえれば、その辺が加点ができるというようなところでございます。

それとあの辺がですね、避難ビルが香月小から西側の方がですね、なかなか県営住宅自体はあるんですけども指定したものがございませんので、そういう今回のこのPFIというのは民間対話ですので、民間と一緒に良いものを造ろうというものでございますので、その中で屋上避難とかいうのを提案されれば、またそういうのも加点というか、良い方向で減災というか、予防的

な防災ができるのかなあというふうに思いまして、今日、全協の中でも申したところでございます。

○市長（下平晴行君） 平成23年、私も議員をしておりましたけれども、総務委員会です、ちょっと今この若浜住宅の件については記憶にないところでございます。

○17番（岩根賢二君） 課長の答弁の中で、建設費が5億8,980万円ですか、債務負担行為は7億円となっておりますね、その差を説明をしてくださいね。

市長、これは多分総務委員会じゃなくて、市長がそのときは総務委員だったということですね。私も多分そのとき総務委員だったと思うんですが、それはいいとして、このときですね、委員長報告があったんですよ。

この議案を可決するかどうかというときですね、若浜住宅の。そのときの委員長報告、私も産業建設委員じゃないですから記憶はしていないわけですけども、そのときの産業建設委員長の報告がですね、このようになっています。

東北地方太平洋沖地震に関連して、本市の公共住宅ストック計画等、上の大地に移すことは考えないのかとただしたところ、そのまま今、当てはめると変に市民に不安を与えるようなことになるので、将来的には上の方へというようなことも考えていかなければならないと思っているとの答弁がありました、ということでございました。

そこでお聞きしたいのは、この上の大地に、将来的にはですね、上の方へというようなことも考えていかなければならないというふうなことが、執行部から答弁があったわけですね。ですから、このことについてこの議案を提案するときにですね、このことは議論にならなかったのか、その点をお聞きします。

○建設課長（假屋眞治君） 限度額につきまして先ほどは建設費だけを申し上げましたので、それ以外の部分についてでございますけれども、限度額は8億2,262万8,000円でございます、建設費が5億8,980万2,000円、それから維持管理ということで、30年間で1億8,075万円、それから防水工事とか、それから外壁塗装とか修繕費ということで、2回分で5,207万6,000円ということで試算をしているところでございます。

○議長（西江園 明君） これを計画するにあたりその委員会での答弁を踏まえた議論はなかったかということです。

○市長（下平晴行君） そのことについての議論はなかったように記憶しております。ただ1階というか、普通の平屋だとそういう議論が出たんじゃないかなあというふうに思うんですけど、今日の全協で答えたような、そういう逃げる目的に建設するわけじゃないですけども、そういう避難場所にもなるというのもあるというふうに思います。ということで議論はあまりなかったということでした。

○17番（岩根賢二君） 下をなんですか、駐車場みたいな吹き抜けにしろということですよ。そして屋上の方を避難場所にできないかということで、プロポーザルを求めるといことだろうと思います。そうですね。

それで上の大地にということの議論には至らなかったということだと、私は今、市長の答弁を聞いて思ったんですが、そういうことだったのか確認です。

○建設課長（假屋眞治君） 全協でも申し上げたんですけれども、公営住宅の建て替えにつきましては、平成18年度に住宅マスタープランと公営住宅ストック総合活用計画を策定しております。志布志駅から香月線沿線につきましては、運動公園の東側に若浜住宅がありまして、西側に松波住宅がございました。あとはまた海岸線沿いに通山住宅、あとは高台の方に宮脇住宅、それから肆部合住宅がございまして、これを建て替えるということですと進んでおりました。

平成21年度に若浜住宅を1棟6戸と通山住宅を1棟4戸造っております。平成22年度が松波住宅、松波住宅の場合はもともとあるところではなくて、隣の方の別地建て替えということで、ちょっと高いところになりますけれども、1棟6戸建っているような状況でございます。

その年度の3月11日に東日本大震災が発生しております。翌年はですね、長寿命化計画は策定はしたんですが、この年も若浜住宅と通山住宅を造りまして、通山住宅についてはもう完成しているところでございます。

この辺でやっぱりいろいろ防災の研究とか勉強をする中でですね、やはり浸水水域とかそういうのが出てくるということがございましたので、まずは、まだ優先度としては若浜住宅と松波住宅と考えてたんですけれども、まず宮脇住宅と肆部合住宅を建て替えましょうと、先に済ませておりました。

その中で平成29年度ということで、この年は都市計画マスタープランで、まちづくりについての方針を作りました。それから、公営住宅の長寿命化計画、それと住生活基本計画というのものをこの年にちょうど策定しております。ちょうどこの年も1月に市長選があったんですけれども、その途中でアンケートとかワークショップとかまちづくり委員会なんかを実施しながら、やはり、当然防災も、逃げることは逃げる、ちゃんとやりながらこの辺の活性化もしましよというところで、若浜住宅の方はですね、やっぱりほかのところよりも低いもんですから、この辺は住宅政策に限らず、スポーツゾーンとかいろいろ検討しましよという方向性になりました。

若浜松波地帯全体的から見ると高い位置にあるもんですから、そういう対策を練りながらですね、やっていくということで、市長と副市長ともその辺は意見を共にしながら、今回このことを提案するところでございますし、また昨年度は津波防災地域づくり計画等もありました。その中で参加しまして、避難と防災踏まえながら、そしてまちづくりはまちづくりでやっていくということで、今回これを提案するというところでは、市長と意思確認をしたところでございます。

○議長（西江園 明君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第71号については、8人の委員で構成する令和元年度志布志一般会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第71号については、8人の委員で構成する令和元年度志布志市一般会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました令和元年度志布志市一般会計予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって、尖信一君、青山浩二君、八代誠君、持留忠義君、鶴迫京子さん、小野広嗣君、岩根賢二君、小園義行君、以上8名を指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました8人を令和元年度志布志市一般会計予算審査特別委員会委員に選任することに決定しました。

次に、委員会条例第9条第2項の規定により、特別委員会の委員長及び副委員長を互選するため、同条例第10条第1項の規定に基づき、議長において令和元年度志布志市一般会計予算審査特別委員会を招集します。

ただいまから第1委員会室において特別委員会を開きます。その間、しばらく休憩します。

○

午後2時37分 休憩

午後2時49分 再開

○

○議長（西江園 明君） 会議を再開いたします。

ただいま特別委員会において互選されました委員長及び副委員長を報告します。

委員長に岩根賢二君、副委員長に青山浩二君、以上であります。

○

日程第22 議案第72号 令和元年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（西江園 明君） 日程第22、議案第72号、令和元年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第72号、令和元年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、説明を申し上げます。

本案は、令和元年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出予算について、一般被保険者高額療養費に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,967万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億3,660万9,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算につきまして説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の県支出金の県補助金は、保険給付費等交付金を4,967万円増額するものであります。

6ページをお開きください。

歳出の保険給付費の高額療養費は、一般被保険者高額療養費を4,967万円増額するものであります。

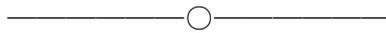
よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第72号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第23 議案第73号 令和元年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（西江園 明君） 日程第23、議案第73号、令和元年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第73号、令和元年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）について、説明を申し上げます。

本案は、令和元年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出予算について、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費、一般管理費等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

今回の補正予算は、歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億6,427万3,000円とするものであります。

それでは、歳出予算の主なものについて説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の国庫支出金の国庫補助金は、地域支援事業交付金を4万2,000円増額するものであります。

6ページをお開きください。

歳入の県支出金の県補助金は、地域支援事業交付金を2万1,000円増額するものであります。

9ページをお開きください。

歳出の地域支援事業費の包括的支援事業・任意事業費は、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費を11万円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第73号は、文教厚生常任委員会へ付託いたします。

—————○—————

日程第24 議案第74号 令和元年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第3号）

○議長（西江園 明君） 日程第24、議案第74号、令和元年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第74号、令和元年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第3号）について、説明を申し上げます。

本案は、令和元年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出予算について、一般管理費に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ26万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,782万6,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算について説明申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の繰入金は、一般会計繰入金を26万5,000円増額するものであります。

6ページをお開きください。

歳出の総務費の総務管理費は、一般管理費を26万5,000円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第74号は、文教厚生常任委員会へ付託いたします。

—————○—————

○議長（西江園 明君） 以上で、本日の日程は終了しました。

明日は、午前10時から本会議を開きます。

日程は一般質問です。

本日は、これで散会します。

お疲れさまでした。

午後2時56分 散会

令和元年第4回志布志市議会定例会会議録（第2号）

期 日：令和元年12月4日（水曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

小 野 広 嗣

野 村 広 志

尖 信 一

小 園 義 行

青 山 浩 二

南 利 尋

岩 根 賢 二

丸 山 一

持 留 忠 義

鶴 迫 京 子

出席議員氏名（19名）

2番 南 利 尋	3番 尖 信 一
4番 市ヶ谷 孝	5番 青 山 浩 二
6番 野 村 広 志	7番 八 代 誠
8番 小 辻 一 海	9番 持 留 忠 義
10番 平 野 栄 作	11番 西江園 明
12番 丸 山 一	13番 玉 垣 大二郎
14番 鶴 迫 京 子	15番 小 野 広 嗣
16番 長 岡 耕 二	17番 岩 根 賢 二
18番 東 宏 二	19番 小 園 義 行
20番 福 重 彰 史	

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 下 平 晴 行	副 市 長 武 石 裕 二
教 育 長 和 田 幸 一 郎	総 務 課 長 山 田 勝 大
財 務 課 長 折 田 孝 幸	企画政策課長 樺 山 弘 昭
情報管理課長 岡 崎 康 治	港湾商工課長 柴 昭 一 郎
税 務 課 長 吉 田 秀 浩	市民環境課長 留 中 政 文
福 祉 課 長 北 野 保	保 健 課 長 西 山 裕 行
農政畜産課長 重 山 浩	耕地林務水産課長 立 山 憲 一
建 設 課 長 假 屋 眞 治	松 山 支 所 長 中 吉 広 志
志布志支所長 小 山 錠 二	水 道 課 長 新 崎 昭 彦
会 計 管 理 者 桑 迫 悟	農業委員会事務局長 小 野 幸 喜
教育総務課長 徳 田 弘 美	学 校 教 育 課 長 谷 口 源 太 郎
生涯学習課長 萩 迫 和 彦	危 機 管 理 監 河 野 穂 積

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 藤 後 広 幸	次 長 中 水 忍
調 査 管 理 係 長 毛 野 仁	議 事 係 長 末 原 和 幸

午前10時00分 開議

○議長（西江園 明君） これから本日の会議を開きます。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（西江園 明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、東宏二君と小園義行君を指名いたします。



日程第2 一般質問

○議長（西江園 明君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、15番、小野広嗣君の一般質問を許可します。

○15番（小野広嗣君） 皆様、おはようございます。今朝はかなり寒い朝だったと思っておりますけれども、どうか風邪などひかれないように仕事に従事していただければと思っております。

去る10月12日、東日本に記録的な大雨をもたらしました台風19号は、広い範囲で河川の氾濫や決壊が相次ぎ、大規模浸水など大きな被害をもたらしました。また、台風15号による被害の爪痕が残る地域では、追い打ちをかけるような事態ともなりました。お亡くなりになられた方々の御冥福をお祈りいたしますとともに、被災地の一日も早い復旧・復興を願うものであります。

それでは、早速ではありますが、質問通告に従い、順次、当局に質問をしてまいります。

はじめに、高齢ドライバーの事故防止対策の観点から質問いたします。本年4月、東京都池袋で87歳の高齢者が運転する車が暴走し、母子2人が亡くなり、10人が負傷した事故がありました。それ以降も高齢ドライバーによる事故が続いております。近年、75歳以上の高齢ドライバーの死亡事故の割合は高まっており、単純ミスによる事故も目立つ中、国は、一昨年施行の改正道路交通法で、75歳以上の免許保持者は違反時や免許更新時に認知機能検査を受けることを義務付けております。今や高齢ドライバーの安全対策及び安全運転支援の取り組みは待ったなしの課題であると思っております。そこで、本市の高齢ドライバー対策の取り組み状況について伺いたいと思っております。

次に、地域公共交通政策の観点から2点質問いたします。

冒頭で質問しました高齢ドライバーの事故防止対策の一つとして、運転免許証の返納も手段の一つであります。いまだ生活の足として車が欠かせない高齢者も多い中、自主的に免許を返納した後も、自分で買い物や通院、駅に行くなど、それまでの生活と変わらない移動手段の確保を図るためにも地域公共交通網の充実と活性化を早期に図るべきではないかと思っておりますが、お考えを伺いたいと思っております。

また、本年3月、志布志市地域公共交通網形成計画が示され、その中に本市の地域公共交通の基本理念が示されております。そこには、市民・交通事業者・行政が連携し、公共交通機関の連携が更に向上し、誰もがスムーズに市内を移動できる「移動網」を目指すとなっております。

その目標達成のために実施する事業を具体的に20掲げております。計画の期間は、本年度から2021年度までの3年間であります。そこで、その計画の進捗状況について伺いたいと思います。

次に、自転車の安全対策の観点から質問いたします。近年、自転車運転者による事故やトラブルが多く発生していることを背景に、交通ルール遵守と交通マナー向上を図るため、平成27年6月1日から改正道路交通法が施行されました。また、近年、自転車による事故の裁判で高額な賠償を命じられるケースが相次いでおります。そういった中で、鹿児島県は、自転車保険に関する条例「かごしま県民のための自転車の安全で適正な利用に関する条例」を制定し、自転車保険への加入を義務付けいたしました。そこで、本市の自転車保険加入の促進の状況と自転車の安全対策について伺いたいと思います。

次に、子供の貧困対策の観点から質問いたします。去る9月7日、改正子どもの貧困対策法が施行されました。法の目的、理念として、子供の貧困対策の推進に加え、子供の貧困の解消に資することとなっております。子供たちの将来がその生まれ育った家庭の事情等に左右されてしまう場合が少なくない状況の中、子供たちへの養育環境を整備するとともに、教育を受ける機会の均等を図り、生活の支援、保護者への就労支援などと合わせて総合的に推進する必要性が指摘をされております。そこで、改正子どもの貧困対策法の今回の施行を受け、本市の貧困対策への取り組み状況について伺っておきたいと思います。

○市長（下平晴行君） 小野議員の御質問にお答えいたします。

高齢ドライバーによる悲惨な事故は、池袋の事故以降も後を絶たない状況ではありますが、警察庁においても、今後、自動ブレーキの義務化など、あらゆる事故防止対策が実施されていくのではないかと考えるところでございます。

さて、本市での高齢ドライバーに対する事故防止対策でございますが、まず普及啓発といたしまして、安全安心なまちづくり指導員による各地区サロンでの交通安全講話や県警本部によるさわやか号での交通安全教室を毎年実施し、体調が悪い場合は運転を控えるなど、運転時の注意事項等を直接高齢者の皆さんにお伝えしております。

次に、運転に不安のある高齢者が免許証を返納した際の支援事業として、平成25年度からタクシー券を交付しておりますが、本年10月からは御家族等が送迎される際に車の給油に利用していただけるよう給油券を追加したところでございます。

事故防止全般といたしましても、地区の交通安全協会や交通安全母の会による交通安全キャンペーンの実施、1,000人街頭立哨等を通じて普及啓発を図りながら、警察や関係機関と連携し、事故防止に努めてまいりたいと考えております。

次に、地域公共交通政策についてでございますが、昨今の高齢者による交通事故等の増加から、自動車の免許返納の重要性がメディア等でも取り上げられています。免許を返納された方が移動手段に困ることなく、これまでと同様な生活を営んでいくため、移動手段を確保していくことは喫緊の課題であると考えています。

現在、本市では、70歳以上の方や障がいのある方を対象に福祉タクシーを運行して、御利用を

いただいているところであります。この福祉タクシーをしっかりと充実させ、また補完するよう取り組みについても現在調査・研究をしておりますので、今後しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

また、本市では、本年3月に市民・交通事業者・行政が連携し、公共交通機関の連携が向上し、誰もがスムーズに市内を移動できる「移動網」を目指すという基本理念の下、「志布志市地域公共交通網形成計画」を策定しました。本年度から3年間、この計画を推進していく中で、20項目の取り組みを定めたところであります。今年度については10項目実施していくということで、国の補助事業を活用しながら取り組んでいるところであります。現在、新たな「移動網」を構築するために、関係機関や交通事業者へのヒアリング等を実施しているところであります。令和元年10月8日には、志布志市地域公共交通活性化会議において進捗状況について報告・協議を行ったところであります。今後も、交通事業者や各種団体と協力し、政策の推進を図ってまいりたいと考えています。

次に、自転車の安全対策についてでございますが、「かごしま県民のための自転車の安全で適正な利用に関する条例」につきましては、平成29年3月24日から施行されており、交通安全教育の啓発、自転車の安全適正利用に加え、自転車損害賠償保険等への加入、乗車用ヘルメットの着用の規定が平成29年10月1日より施行されております。

本市でも、県の条例が制定された平成29年以降、春・夏・秋及び年末の交通安全運動に際し、県で作成した散らしの配布を行い、普及啓発を行ってきたところでございます。自転車を運転する皆さんが加害者・被害者とならないよう、学校・警察・交通安全協会等、関係機関と連携し、普及啓発を図りながら安全運転を推進してまいりたいと考えております。

小・中学校の安全対策や保険加入の現状等については、教育長に答弁させます。

次に、子供の貧困対策についてでございますが、令和元年9月7日に子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律が施行され、子供の将来だけでなく、現在の生活等に向けても子供の貧困対策を総合的に推進することを規定するとともに、子供の最善の利益が優先考慮されること、貧困の背景に様々な社会的要因があることが基本理念に明記されたところでございます。その中で、子供の貧困政策計画の策定について、これまでは都道府県が対象でありましたが、今回の改正により努力義務ではあるものの、市町村も加えられたところであります。

また、平成26年8月に閣議決定した「子どもの貧困対策に関する大綱」についても見直し作業が行われ、令和元年11月29日に閣議決定されたようでございます。

このような状況を踏まえ、現在、ひとり親家庭への支援や生活保護世帯への支援、学習支援、生活困窮者支援等を実施しておりますが、子供の貧困対策についてはまだ十分とは言えない状況でありますので、国や県を参考にしながら市の取り組みについて推進をしてまいりたいと考えております。

○教育長（和田幸一郎君） 自転車の安全対策についてお答えします。

教育委員会では、「かごしま県民のための自転車の安全で適正な利用に関する条例」の具現化

を図るために、学校に対しまして文書やリーフレットの配布による周知や、児童生徒及び保護者への啓発を依頼するとともに、管理職研修会での周知啓発を重ねてまいりました。

各中学校では、自転車通学規定の中に自転車損害賠償保険への加入を条件として加え、通学時以外の日常生活でも必ずヘルメットを着用することとしております。本年度の自転車通学生徒は476人で、自転車損害賠償保険等の加入率は100%となっております。毎年、学校を通じて配布される鹿児島県PTA連合会総合保障への加入については、本年度、小学生が187人、中学生が245人となっており、その他の損害賠償保険等も含めると、確実にその加入率は増加しております。

今後、各学校において様々な場面を想定した交通安全教室を実施するとともに、自転車は自動車と同様の車両であるということを見守る・保護者に周知してまいります。教育委員会としましては、定期的に調査を行いながら、条例を遵守した安全で適正な自転車の利用がなされるよう、児童生徒及び保護者への啓発を図っていきたくと考えております。

続きまして、子供の貧困対策についてであります。

子供たちの貧困対策推進と教育費等負担の軽減等については、以前に議員からも御質問をいただき、答弁させていただいております。その際は、スクールソーシャルワーカーの配置活用による福祉課等の関係機関との連携や、少人数・習熟度別指導や放課後補充指導等によるきめ細やかな学習指導、特別支援教育支援員の配置、夏休み学習教室や志学教室の実施について答弁させていただきました。

志学教室については、当時、志布志市文化会館の1か所のみを会場に実施しておりましたが、現在は志布志、松山、有明の3会場で開催しております。また、年に数回、志布志に縁のある方でその道を極められた方に講話をお願いしておりますが、これも志学教室に通う生徒が夢や希望を持って学習に取り組む良い機会となっております。

また、今年度新たに中学校での英語検定への検定料の助成を始めました。これにより生徒の金銭的な負担の軽減を図りながら、学力向上にもつながるものと期待しているところです。

今後も、子供一人ひとりが夢や希望を持って学習に取り組める環境の整備に努めてまいります。以上でございます。

○15番（小野広嗣君） ただいま、市長、教育長からそれぞれ答弁をいただきました。

はじめに、高齢ドライバーの事故対策という観点から、市長の方からも、今、市で行われている取り組み、その一端をお話していただきました。これまでも私も含めて同僚議員からも質問が出ておりますので、大体その内容はこちらでも把握しているつもりでございます。

そういった状況の中で本題に入る前に、市の現状を捉えておきたいというふうに思うんですが、本市における人口はよく分かっておりますけれども、その中に占める高齢者人口、そしてその高齢化率がどうなっているのか、そこをまずお示しをください。

○福祉課長（北野 保君） 今年度の高齢化率でございますけども、34.7%でございます。

人口につきましては、しばらくお待ちください。

○15番（小野広嗣君） こちらの方で分かっていますので、当局が分からないのが不思議でなら

ないんですけども、市長、申し上げますね。1万938人という状況であります。そういった意味からしたときに、今、福祉課長が述べられた34.7%というのは、僕が把握している数字と一緒にだろうと思います。そういった意味からいうと、全国が27%ちょっとというところですね。本市の高齢化の推移、そして高齢化率というのがかなり高めになっているということをお互い理解した上で質問に入っていきたいと思って、お聞きをしたところでございます。

今回、通告をいたしたわけですけども、それ以降におきましても、高齢ドライバーによる事故というのはまたございました。4日ほど前もテレビをにぎわしておりましたけれども、80歳の高齢者が高速道路を時速100kmぐらいのスピードで逆走をしている。そして、その挙げ句、御本人も悲しいことに亡くなられ、相手側もよけきれずに負傷したと、こういった痛ましい事件が相次いで起こっている。本市においても、こういった高齢者がたくさんいらっしゃる状況の中で、何とかして交通安全の観点からも、悲しい事故を防ぐ観点からも、守っていくというのがやはり市行政当局としての大事な仕事だと僕は思っているものですから、今回こういった質問をさせていただいております。

そこで、まず具体的に聞きたいんですが、市全体の免許保有者数とその中に占める高齢者の免許取得数、そしてその保有率ですかね、そういったものも含めてちょっとお示しをください。

○市長（下平晴行君） 本年10月末現在の65歳以上の免許保有者数は7,371人で、人口1万838人に対しての保有率は68%でございます。

○危機管理監（河野穂積君） お答えいたします。

免許保有者数に対する割合でございますけれども、本年の10月末現在で免許の保有者全体2万1,972人に対しまして、先ほど市長が答弁いたしました高齢者が7,371人ということでございます。率にしますと33.5%ということになっております。

○15番（小野広嗣君） 今述べていただきました。市長と危機管理監からお話がありましたけれども、免許の保有者数に占める高齢者、これが33.5%ということでありました。そして、一方でその33.5%が、市長が先ほど申されました7,000人を超える数。それで、本市の高齢者の人口から、その7,000幾らを見ていくと、大体7割の高齢者の方が免許証を保持しているということで、いかにこのまちにおいて高齢者にとっても車が必要かということが実態的に浮き彫りになってくるんだろうなというふうに思うわけですね。

そういった観点から見たときに、次にお聞きしたいのが本市における交通事故の推移、そしてその中に占める高齢者の事故の中身、推移ですね、そこを直近でも結構でございますので、お示しをいただければと思います。

○市長（下平晴行君） 全体では10月末現在で71件、うち高齢者が34件ということで、割合が47.9%ということでございます。

○15番（小野広嗣君） 今、市長から答弁していただきました。そのことを受けて、市長の率直な今の現状を捉えての御感想をお示しいただければと思います。

○市長（下平晴行君） 約半分がこういう状況だということでございますので、本当に先ほど言

いましたように、喫緊の課題ということで対策をしっかりとしていかなきゃいけないというふうに感じているところでございます。

○15番（小野広嗣君） 当然、市民の生命・財産、そういったものも含めて、安全・安心を守り抜くという市長の立場でもありますので、十分御理解をされていると思いますけれども。

先ほど市長も答弁の中で言われました、国の方でも自動ブレーキ等の実証実験をやり、それをしっかり推進していこうというような御答弁もありました。まさしく、本年5月に安倍首相の方から、こういった高齢者の交通事情に鑑みて、しっかりとした手当てをしていかなきゃいけないという指示が出ました。

それを受けて、6月に一つの方向性が示されております。その中、全ては申し上げませんが、喫緊の課題として高齢ドライバーの安全運転の支援、これをやっていかなきゃいけない。そういった場合に、後ほど述べるつもりでおりますけど、免許証の返納ということに対してしっかりと手当てをしていかなきゃいけないというのが、本市でも今少し取り組んでいただいておりますけれども、国としてもそれにしっかりと力を入れていくという方向性が一つ。もう一つが、先ほど市長が答弁された中身に少し関連するわけですが、急加速を防ぐ機能であるASV装置、これを搭載した車の購入支援の補助とかも考えていかなきゃいけないというふうにあるわけですね。

そういった場合、急ブレーキをかけられる装置、そしてあるいは急発進等を防ぐ、前へも後ろへもですね、こういった機能が今開発されて、どんどん搭載されています。私の車にもこれは既に搭載していて、1回だけですが、助かったことがあります。踏切の所で、前の方が進んでいくんですね。一旦停止で進んでいく。当然、進んでいったと思って、こっちもアクセルをスッと踏んでいたら、向こうが止まったことに気付かなかったんですよ、その先で。そうしたら、自動ブレーキがバツとかがかって、「ガガー」と言いましたけど、接触せずに済んだ、自分自身が実体験をしているんですね。

そういうことから見たときには、こういった機能のある車を購入するときの補助であるとか、あるいは後付けでも今できるようになっていますので、そういったことに対する補助であるとか、様々、自治体がやるようになっていきますね。東京都では7月からこのことをしっかり取り組んでいるというのは、市長も当然御存じだろうと思います。それ以外にも多くの自治体で5万円ほどの補助をつけるとか、6分の1補助というか、5万円ぐらいの補助、あるいは県によっては3万円の補助をつけて取り組むとかいうことをやっていますので、できれば国の動向もありますけれども、それを待っていてもなかなか1年、2年の間に我がまちでそういった事故を防ぐためには、そんなに今新車を購入されている率が6割から7割ぐらい全部ついていますので、大きな負担にはならないと思いますので、そういったことも検討に値するんじゃないかと思うんですが、どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） これは、先ほどおっしゃいましたように、国の方でも来年度からそういう取り組みをしていくということでございますが、このことについては、加害者も被害者も大変

な心労と申しますか、あるわけでありますので、そういうことを含めましても何らかの形でそういう対応をしていきたいというふうに考えております。

○15番（小野広嗣君） ぜひ、市長も、これ今からの検討状況と、でも、待ったなしの状況ですので、庁内で早めにどういった安全運転をしていただく、その安全を守るために市としてできること、先進自治体の事例が結構出ていますので、今言いました急ブレーキ等の施策に関してもしっかり検討を加えていただいて、対応方をしていただければ本当有り難いというふうに思っております。

あと、今回この質問にあたって、交通安全計画、本市が平成28年度から平成32年度、いわゆる令和2年度までの計画を作っているんですけど、中身も、だから平成28年度の中身になっているんですけど、これ5年計画があって、この実施計画というのは毎年作られていないのか、ちょっとそこ確認をさせていただきたいと思います。

○危機管理監（河野穂積君） お答えいたします。

今、議員がおっしゃいましたように、志布志市交通安全計画といいますのは、平成28年度に策定をされております。それから5年間の計画ということで、来年、令和2年度までの計画ということになってございます。単年度の実施計画でございますけれども、確認をいたしましたところ、この交通安全計画を策定しました平成28年度のみとなっているようでございます。各単年度において様々な計画、また見直し等を含めながら策定していくものではあるとは考えておりますけれども、現状では平成28年度のものだけということでございます。

○15番（小野広嗣君） できれば、市長、実施計画、そんなに大変な計画にはならないわけですよ。年度ごとの見直しを少しして行って、その分を含めて実施計画を立てていくと、次年度へ向けてですね。これが結局5年間の間に1回しか、このまま多分質問しなければそのまま終わっているんだろうなというふうに思うものですから、そこに対してはしっかりとした方向性を持って、実施計画書も年度ごとにしっかり練り上げていただきたいと思いますと思いますが、どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） おっしゃいますとおり、志布志市交通安全計画については5か年ということで、実施計画については単年度で毎年度実施計画書を策定しなければいけないように思うわけでありますので、それはやはり市民の安全・安心という観点からもこのことはしっかり計画をすべきだというふうに思っております。

○15番（小野広嗣君） ぜひそういう方向で進めていただきたいと思います。

この中に、普及啓発活動という中で、まさしく高齢者の交通事故防止に関する市民の意識を高めるために、毎月15日が「高齢者交通安全の日」となっているんですね。そして、毎月20日が、俗に言う「交通安全の日」と。これはよく私の方も分かっているんですが、15日の「高齢者交通安全の日」、合わせて20日も含めて、市民にどれくらいこのことが周知されているか。それは、普及推進していくと計画の中にちゃんとあるんですからね。それがどこまで推進されているのか。

市長じゃなくても結構でございますけれども、答弁をお願いしたいと思います。

○危機管理監（河野穂積君） 今、議員がおっしゃいましたように、毎月20日は「交通安全の日」ということで、各主要な交差点等に職員を配置して、交通安全を呼び掛けているところでございます。

今、御指摘のございました毎月15日、「高齢者交通安全の日」というのは、特に取り組みがなされていないような状況であるというふうには考えております。ただ、毎月20日の「交通安全の日」には、シートベルト着用でありますとか、そういったものの普及啓発を図っているというところでございますので、この件につきましては、広くまた市内では周知がされているものと理解をしているところでございます。

○15番（小野広嗣君） これくまなく読ませていただきました。1回読んで、今回で2回目なんです。どうしても、後でもまた自転車のところでも申し上げますけれども、なかなかここに計画を立てて、それを推進している部分と全くなおざりになっている部分とあるんですね。そこはやっぱりしっかり精査してやっていただかないと、本当に市長の思いはよく分かるんですけども、市長がそういう細かいところまでなかなか目が届かないとするならば、やっぱり職員の皆さんがそこにしっかり目配せしながら、不備になっている部分は見直ししながら取り組んでいただきたい。全然これ15日の高齢者交通安全の日というのは伝わっていないですよ。僕がいろんな方々に御存じですかと聞いて、はっきり言って知っている人は全くゼロでした。関わっている人は別ですよ。普通に暮らしをされている方々は分かっていないという状況ですので、これ答弁は結構ですので、そういったことも含めてお願いをしたいと思います。

あと、これ前回の質問のときにも申し上げているんですけども、県がドライブレコーダーの貸し出し等もされて、そして高齢者の運転の状況というのを後で見させていただいて、そして自分たちの運転の状況がどうなのかというのを点検されて、これは厳しいなと思ったら免許を返納される場合もあるし、まだ頑張れるということもあるんでしょうけれども、そういった取り組みもしているんですけども、計画ではですよ。そういった報告を志布志警察署と連携を取りながら受けているのか、そこを少しお示してください。

○危機管理監（河野穂積君） 今おっしゃいましたように、県警の方でドライブレコーダーの貸し出しというのをされているということはこちらの方も確認をしているところでございます。

まず、このドライブレコーダーの貸し出し等につきましては、例えば交通事故の現場診断でありますとか、また様々なサロンのところで紹介はしているところではございます。ただ、具体的に貸し出しの件数でありますとか、どういった効果があったとかというのはこちらの方も把握をしていないところでございますので、今後またそういった警察との連携も図りながらしっかりと対応していきたいと考えております。

○15番（小野広嗣君） ぜひ、管理監のそういう答弁でありますので、今後そういう方向で進めていっていただきたいと思います。

あと、市長も、交通安全の運転に関する捉え方というのは一方で免許証の返納という、このた

めの支援事業というのも志布志市はやってくださっていて、先ほどおっしゃったように、当時タクシー券2万円と。1万円からスタートして、2万円券。だけれども、岩根議員の質問の中でも使い勝手といいますかね、なかなか厳しいようでパーセンテージ的にも5割を切っていましたね。そういった中での検討で、今回出てきたのがガソリン券も使えますよと。2年内に限ってということになっています。これはこれで一歩前進しているんだなというふうには思うんですけども、やはり先進自治体を見ていくと、もっともっと選択肢の広がり、セレクト方式にやっているところが増えていくんですね。県内の状況も全部資料としていただいている、各市町村の分もみんな持っています。お隣の曾於市が少し頑張っている感じがしますよね。3年間のバスの関係でやっぱり継続性を持ってやれるような取り組みになっているんだなと思いますけど、全体的にはまだまだ県内でも弱いかなという気はしております。

でも、これで先進地を見ていきますと、やはり立派な取り組みをしているところがあるんですけど、例えば、これ2年ほど前、会派でも伺った富山県黒部市というところがあります。この黒部市では、市内バスのフリーパス券、これ有効期間が無制限なんですね。希望者全員にこれは交付をされます。そして、すごいのは、このフリーパスともう一つ付くんですね。これは、1から5まであるんですが、市内タクシー業務のタクシー利用券。ここは、富山地铁がありますので、ICカード。そして、同じ富山地铁のゴールドパスの購入費助成。そして、四つ目が電動補助機付自転車の購入費助成。デマンドタクシー回数券の購入費助成。こういったものがずっと付いています。ですから、市民の移動手段が無くなるわけですね。そういったことの代替手段としてどうすればいいのかということ考えたときに、やはり知恵を絞ってこういった取り組みをしているわけでありまして。本気度といいますかね、自主返納支援事業に対する、それが伝わってくるなと思うんですが。

やはり市民の方と話をしていくと、これは特にタクシー券2万円のときでしたけれども、やはり使う人にとってみれば、使い切り型ですぐ使っちゃうと。1万円のときは、特にそうでしたね。1万円では、すぐ使っちゃうよと。1か月、2か月で使っちゃうよと。今回は2年となっていますけど、使う人によっては半年ぐらいですぐ使ってしまうと。それ以降は、どうするんだということが解決に至っていないんですね。

そういうことを考えたときに、やっぱり先進自治体ではいろんなことを考えています。もっと有り難いと思うのは、シニアカーがありますね。シニアカーへの助成事業というのをしっかりやっているところがあります。購入費用の6分の1以内で5万円を上限に支給していると。これは大変喜ばれる制度で、やはり免許返納後も、返納して、本市のガソリン券みたいに親兄弟、いろんな関係者に、親といいますかね、子供さんたちに送ってもらうためのガソリン代になるというのも一つの方向性ではあるでしょう。でも、これも使い切り型ですね、どちらかという。やはり継続して使用できるようなプラン、こういったものを入れて、セレクト方式にして選んでいただく。やっぱりこれが今後の在り方の一番大事な視点じゃないかなと思うんですが、市長、どうお考えでしょうか。

○市長（下平晴行君） おっしゃいますとおり、いわゆる返納するためにはそういう交通手段がどういう形で対応ができるのかということでございます。後で地域公共交通のことも質問されますが、私どもは、そういうデマンド的なことも含めて、いつでも通院や買い物もできるような体制づくりをどうしたらいいかということでそこも含めて考えているわけですが、今おっしゃったように、シニアカーのそういう補助等も含めて一時的な支援じゃなくて、継続できるような支援対策をとっていくためにはどういう支援、助成がいいのか、十分内部で検討してまいりたいと思います。

○15番（小野広嗣君） よく市長も質問の趣旨を捉えてくださっていると思いますが、今、1本というか、2本ですけれども、タクシー券とガソリン券、これでは選択肢が狭すぎるんですね。そのことだけは理解もしていただいて、検討を加えていってくださいね。やっぱり選べた方がいいんですよ、市民にとっては。そして、一生に一度というぐらい重大な決断に迫られるわけですね。それにしても、このタクシーとガソリン券の2万円、2年内の使い切り型ではあまりにも寂しいのかなと思いますので、そこは十分、市長もお分かりだと思いますので、更なる検討を加えていただければというふうに思います。

あと、もう一つですね、細かいんですけども、本市の、先ほど申し上げました、この中にもあるんですけど、運転免許証を返納した時に、運転経歴証明書というのが実際は有料ですけども、交付されるんですね。それが身分の証明書にもなっていくということですけども、うちでもそういうのがありますよとなっていますけれども、そこでとどまっていた、その情報がすごく弱いなという気が一つしています。

だから、調べていきますと、自治体においては、この身分証明書に代わる運転経歴証明書、これの発行に対して発行手数料と、いわゆる移動手段が無いですから、それを後日いただく時に郵送される。その郵送費までちゃんと補助して、面倒をみていっているという取り組みをやっているところも結構多いですので、本市はそこまでまだ目が届いていないなと思うんですが、そこどうですか。

○市長（下平晴行君） おっしゃいますとおり、これも一つは免許返納をする側からみれば、やっぱり返納してもこういうサービスもしているんだということを考えますと、当然そういう形での対応はしていくべきではないかというふうに思います。

○15番（小野広嗣君） 今、市長の方からそういうふうに答弁がありましたので、いわゆる担当課の方でも市長とまたしっかり詰めていただいて、やれるやれないというのはまた結論が出るでしょうから、そういった選択肢もあると。そういったことを考えていただいた方がいいかな。なぜこういう細かいところまで言うかという、さっきのやっぱりセレクト方式というか、市民の方に選んでいただくという選択肢を増やしていくとき、このことは別ですよ。先ほどの返納の支援、支援の中には入るけども、選んでいただく部分とはちょっと違いますね。こちら側としても、一方的に配慮する在り方ですね、これはね。そういったことも含めて、ぜひ考えていただきたいと思っております。

あと、2番とも絡むんですけど、結局免許証を返納していく。そうすると、買い物の困難さも出てくる。病院にも行けないとかありますけど、特に買い物に関しては、自宅から運転して、買い物をして、荷物を積んで自宅まで帰っていたのが、それができなくなる。バスを使うにしても、重い物を持って帰らないかん。これは企画政策課が調査した意見の中に出ていますね。そうした場合に、やっぱり取り組んでいるのが、こちらでもJAさんを通じてとか、様々多少あるんですけども、移動買い物車というんですかね、こういった車をしっかり使っていくということがすごく大事というので、移動スーパーカーみたいな取り組みというのがすごく増えている。

それで、調べていきますと、農林水産省は各地で移動スーパーを行っている全国的な企業や団体、そして自治体の取り組みを紹介しているんですね。そして、このような取り組みをしっかりと学んで、自治体においても買い物支援等の取り組みをやっていくべきではないかと。言葉で言えば、「食料品アクセス問題ポータルサイト」というのがあります。こういったところをしっかりと学んでいただいているのかどうか、少しそこをお示してください。

○市長（下平晴行君） これは、JA等でも移動スーパーですか、そういうのを実施しているところではありますが、そういう手段での対応の仕方というの、おっしゃるとおり、買い物をして、荷物が重くなるという観点では、やっぱりその地域に行っていただくような移動スーパーも必要ではないかというふうには思っているんですが、自主的にしていただく移動スーパーであれば、これは当然有り難いと思うわけでもありますけども、その近辺にある既存のスーパーとの兼ね合い等々も含めて考えていかなきゃいけないというふうに考えております。

○15番（小野広嗣君） 担当課でもいいですけど、今、僕が申し上げた観点から答弁できるんですか。

○企画政策課長（樺山弘昭君） 買い物支援に関する部分については、各課で連携しながら協議をしているところでございます。先日は、市内の事業者の方から買い物支援についての協力依頼とか、そういったのもあったところでもございまして、それぞれの課での立場からどういった方向性があるのかということの検討を始めているところでございます。具体的な政策については、まだ決定はしていないところでございます。

○15番（小野広嗣君） だから、農林水産省が出している、そういった買い物弱者対策、そして食品の関係で「食料品アクセス問題ポータルサイト」というのがあって、事例を引いて、全国の先進事例をわざわざ紹介して、活用してくださいというふうに言っているわけですので、それを今しっかり見て、庁内で議論をしているという答えが出てこないのが寂しいわけですよ。市長の答弁は答弁で分かります。企画政策課がアンケートを取った中にも入っているじゃないですか。市民の声として、地域、地域で核となる拠点があれば、その拠点を回っていただくような政策が欲しいと言われてますよ、ちゃんと。そこに対しての質問なんですよ。そこは、今どこまでの検討状況になっているんですか。

○企画政策課長（樺山弘昭君） 公共交通の中での移動支援については具体的な取り組みが進んでいるところでございまして、各スーパーとか商店を結ぶ、そういった取り組みについては進ん

でいるところでございます。

今さっき申し上げましたのは、買い物支援の移動スーパーとか、そういったものに対する取り組みについては、今、各課で協議をしているということでございます。

○15番（小野広嗣君） 2番手に入りたいと思うんですよ。同じ絡みになってきますのでね。今の受け答えも含めてそうですが、とにかく免許証を返納していくと。冒頭の質問にもあったように、いわゆる高齢者の移動手段が無くなる。そうした場合に、市としてどういう施策を市民に提供していただけるのかということは今一生懸命もんでいただいているわけですが、それを考えていったときに、市長が福祉タクシーの話がされました。これをもう少し中身を詰めていきたいと。そして、市民の利便性を図りたいと。今その調査・研究をやっている最中であるということでございますけれども、そうした場合に、相乗りタクシーという、うちで言う相乗りタクシーは福祉タクシーの観点から見えていますよね。今、国が進めている相乗りタクシーというのは、制度を変えて、割り勘制にして、タクシー業界も運転手が少ないという中でしっかり活用を図るといって新しい制度をスタートさせようとしていますね。地域公共交通のスタイルを考えたときに、そういう新しい意味での相乗りタクシーという観点が必要になってくると。そうなってくると、更に市民の利便性が図れる。これ実証実験をやっている関わった人たちの7割以上がこういった制度を速やかに導入して欲しいという声があがっていて、これは全国、都市部だけの話じゃなくて、地方においてもこれを取り入れて欲しいという国の思いが出ておりますので、そこに対する検討が少しなされているのか、お示しをください。

○市長（下平晴行君） このことについては、せんだって私も愛知県豊明市で、いわゆる地域公共交通の取り組みを民間で対応しているということを研修したところでございます。単なる福祉タクシーでありますと、定時では、ただ病院に行くとか、買い物に行くとかということだけではなくて、いわゆるデマンド方式ですと、予約して、そして自分が行きたい所に行く、また帰る時もそうなんです、そういうことも含めて福祉対策、いわゆる高齢者を外に出していくということも含めて、いろんな形での効果があるということでもありますので、そういう予約制の体制づくりをしていくと、予算の、いわゆる歳出の在り方についても無駄が無いし、利用される方も予約ですので、自分の行きたい時間にとということでの、それは一つはシステムづくりがまず大事だというふうに思うわけですが、先ほど議員がおっしゃるように、そういう買い物困難者が免許返納をしやすい体制づくりをするためには、そういう地域公共交通体制の在り方についてしっかりと取り組みをしていかなきゃいけないというふうに感じたところでございます。

○15番（小野広嗣君） 時代状況に合わせて国の制度も変わったりして、相乗りタクシーという新しい視点での取り組みというのも出ていて、そういったことも今後いろんな議論をする中で取り入れていけるものは入れていくと。そういう考え方で進めていって欲しいというふうに思いますが、今、いみじくも市長が言われました。僕、次の質問でちょっとお聞きしたいと思っていたのを少し触れられましたけど、地域公共交通を考えたときに、まちづくりの視点でやはり取り組んでいく。そこには、福祉政策であるとか、様々な政策が重なってきますので、総合政策となっ

ていくんですね。そうした意味では、医療とか、福祉とか、教育、そして観光・経済・交通安全の観点、こういったものを捉えて、地域の暮らし、その活力がアップするような政策に、この地域公共交通のシステムが寄与するような在り方でないといけないというふうに僕は思っているんですよ。それを考えたときに、市長が今回の行政報告の中で、市長と企画政策課長、企画調整係長が豊明市の視察に行かれています。実施している移動サービスについてちょっとしか載っていません。実際そこに行かれて、どういうことを学び、感じて帰ってみえたのか、少しお示しください。

○市長（下平晴行君） 先ほども言いましたように、豊明市では最初、エリアを設定して、まず停留所をいわゆるごみステーションに設定をしたということで、そして自分が行きたい所に何時何分という予約をして、そこにバスというか、送迎車が来て、目的地に乗せていくというような体制で、先ほど言いましたように、単なる買い物とか、福祉とか、病院とかというだけじゃなくて、老人の方々が外に出ていく、イベント等にも参加していくような体制づくりも含めてしておりましたので、これは、先ほどおっしゃいましたように、医療福祉関係、それから生活の関係、そして高齢者の方々の、いわゆるこれからの免許返納も含めて、いろんな形での対応ができるんじゃないかというふうに感じたところで、企画政策課長にも来年度早急にエリアを設定して、取り組みをしていこうよという話をしたところでございます。

○15番（小野広嗣君） よく分かる話でございます。市長になって、この地域公共交通の在り方に関してスピードアップしているなというのはすごく評価をしているところでございます。市長、いみじくも言われましたように、外に出ていっていただく。病院に行くとか、買い物支援、これは当然大事なんです。すごく大事なことなんですけれども、総合的に捉えて、市長が今答弁をしていただきました。

富山市の市長さんが発表されているけれども、外へ高齢者に出ていっていただくことによって、どれだけ医療費が削減されたかという、30億円削減されるとかいう試算まで出ていますね。そして、他にもいっぱいあるんですよ、政策としては。「外に出ていく」「人と触れ合う・語り合う」、このことがいかに大事か。そういった意味では、そういった視点も含めた総合政策として、この推進をしていただきたい。

今回質問する中で一つ気になっていたのは、当初5年の計画で立てていたトータルプランをやはり上位法と合わせて3年に少し絞り込んだと。そのことによってスケジュールがスピードアップするのは有り難いんだけど、窮屈になってはしないかという危惧もあったもんですから、少し質問をさせていただきました。

先ほど市長も言っていただきました、10項目を本年度に実施していくと。この10項目が本当にその計画のままにいつているのかなという、ちょっと首をかしげるようなものもあるもんですから、ここについては実際どうなんですか。一つ一つ個別にはなかなか難しいですけども、遅れているものがあつたらお示しをください。

○企画政策課長（樺山弘昭君） お示ししました公共交通計画の中で20の目標がありまして、そ

の中で10の部分について現在進捗しているところがございます。

計画では三つの基本方針を示しております。まず、効果的な志布志式お出かけ移動網を構築していくということ。それから、環境の創出をしていくということ。それから、地域公共交通の運行の持続ということでございます。

現在10の事業を推進しておりますけれども、具体的には、関係機関、運輸局であったり交通事業者、鹿児島交通等とのヒアリングや協議を進めているところがございます。また、県内の市町村の取り組み、定時・定路線で行っている取り組み、それから予約型で行っている取り組みを現在研究しているところございまして、先ほど市長からありましたように、具体的な事例ということで豊明市の研修も行っているところがございます。それから、市民の皆様方の意見を聞きながら進めていかなければならないということでございますので、市民のワークショップ、サロンの場に出向いたりしながらいろんな高齢者の皆様方の意見も聞いているところがございます。そして、バスマップの作成とか、マルシェに合わせて電車の乗り方教室とか、そういったことも実際行っているところがございます。現在の計画については、おおむね進んでいるというところで考えているところがございます。

○15番（小野広嗣君） 今後の方向として、コミュニティバスを出すのではなくて、「お出かけタクシー」的なスタイルをとって、そして拠点、拠点を作り上げて、そこを回していくという方向性で検討をしているということは当然存じ上げています。その中で、今、自宅と校区公民館、いわゆる小さな拠点をつなぐ、そして地域主導による移動網構築の実施をすると。これができないと、今の「お出かけタクシー」の構想は実現しないわけですよ。ここは、本年度大丈夫なんですか。

○企画政策課長（樺山弘昭君） 「お出かけタクシー」という形で今協議を進めているところございまして、バス停を作りながら進めていくということを考えているところがございます。今ありましたように、一番最終的な拠点までのことでございますけれども、私どもの考え方としましては、自宅と拠点をつなぐことにつきましては、地域コミュニティの力を活用していきたいということを描いているところございますけれども、これにつきましては運輸局の指導も受けながら行っているところございまして、新たな法改正もあって、可能な部分ではありますけれども、交通空白地帯解消のための最終手段であるということから公共交通会議との合意を受けながら、慎重に対応して欲しいというような指導も受けているところがございます。例えば、ボランティア等になりますと、送迎に使う車両の問題とか、運転者の問題とか、ボランティア利用のこととか、事業の継続性等についても指導を受けながら対応していきたいと思っているところございまして、そういったことも研究を進めているところございますけれども、まず前段の「お出かけタクシー」のバス停の充実等についてをこれから整理していきたいと考えているところがございます。

○15番（小野広嗣君） 別段責めているつもりはないんですよ。一応こういう計画に載っていて、そのとおり進んでいるのかという確認の質問をしていますけれども、このことに関しては、本年

実施とかいうのは難しいなというふうに思う。うたってはありますけど、難しいと僕は思うんですよ。しっかり地域コミュニティを立ち上げて、そういった協力を得ていく。法改正の下に運輸省とも折衝をしていくと。それは、よく分かります。ただ、計画に載せている以上、我々は質問をせざるを得ないからしています。

当面は、今、課長が言われたような取り組みになるということでもあります。そうした場合に、これまでのやり取り、同僚議員ともあったんですが、本年度に実証実験をして、明年度スタートという流れでしたけど、これが1年ずっといくんじゃないかと思うんですが、そこはどうなんですか。

○市長（下平晴行君） これは、先ほど言いましたように、エリアを選定して、取り組みをまずしていこうと。その流れの中でどういう状況が一番いいのか、そういう考え方で取り組みをしていきたいというふうに考えております。

○企画政策課長（樺山弘昭君） 前回の答弁では、今年度の実証まで頑張っていきたいというような発言をしたところでございましたけど、今、市長からありましたように、よく整理をしまして、来年度に向けて取り組んでいきたいと思っております。

○15番（小野広嗣君） 計画どおりにいかない場合もあるでしょう。だから、一つ一つ本会議での答弁というのは慎重にやらないと記録に残っているんですね。残っていたものをしっかり学んで、我々もまた質問するわけですので、そこは理解はしていますので、分かりました。

あと、バス停をまず設定して、「お出かけタクシー」という形でやっていくときに、その料金体系であるとか、名称であるとか、そういったところはもうなっているんですか。

○企画政策課長（樺山弘昭君） 現在、いろんな角度から検討しているところでございまして、いろいろアンケート調査の中でも200円程度なら支払っていいというようなこともございましたので、将来的には有償でということと考えているところでございますけども、モデルの段階では無償で進めていきたいと思っているところでございます。それから、志布志式のお出かけ方式について、どういったネーミングで進めいくかということについても、今現在協議を進めているところでございます。民間事業者のいろんな提案、それから市内のタクシー交通事業者、鹿児島交通、それからスポンサーの意見、それから地域の皆様の意見をしっかり聞きながら、合意形成をしながら進めていこうというふうに考えているところでございます。

○15番（小野広嗣君） 分かりました。

あと、委託方式であるとか、あるいは先ほど市長が言われました予約方式をとる、コールセンターみたいな、そういったシステムとか、そこは今見えているんですか。

○市長（下平晴行君） そういう形で取り組みをしていきたいというふうに思っています。

○企画政策課長（樺山弘昭君） コールセンター等につきましても、先進地視察で研修もしたところでございまして、私どもの今後の計画におきましても、コールセンターの位置付けも考えているところでございます。それぞれの役割を分担しながらしっかり担ってもらいたいというふうに考えているところでございます。

○15番（小野広嗣君） あと、1点、2点、市長にちょっとお示しをしたい。御存じかもしれませんが、新しい移動システムの在り方として、グリーンスローモビリティの普及促進というのがあります。これは、電動で時速20km未満で公道を走る4人乗り以上のパブリックモビリティ、低速で走る小さな公共交通と言われていて、ゆっくり移動しながら、病院、買い物、そして、そのまちの景観を感じながら行くという、一石三鳥のシステムだと言われていています。これをすぐ導入とはいかないでしょうけれども、既に走行実績一覧、この11月1日、その一覧が出ていました。それを見ていくと、55の自治体で実証実験が済んでおります。そして、各自治体が導入に向けた、いわゆるポイントとなるお示し、ポイント集も出ていますので、しっかりこれを見ていただいて、今後の地域公共交通の在り方の中で検討を加えていただきたいと。どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） そういう事業が本市にとってどうなのか、そこは内部で十分協議・検討して、対応してまいりたいというふうに思います。

○15番（小野広嗣君） ぜひ先進自治体の事例が50を超えるほど出ていますので、大きな町だけじゃなくて、小さな町も実証実験が済んでいますので、そういったのも参考にさせていただければと。

この項でどうしても言っておきたいことがあります。公共交通システムの構築というのは並大抵のものではないと思っています。そして、国の補助金等を使ってスタートをさせても、いずれその補助金が打ち切られていくと、必ず赤字になっていきます。これは、僕らも先進自治体を見ていって分かっています。近江八幡市もそうでした。素晴らしい対応をしていましたけど、どうするんですかと言ったら、ほかを削ってでも、これは守っていく、死守していくんだという市長の思いでした。そういったことを考えたときに、やはりこの地域公共交通を守るための活性化基金、基金を造成していくべきだと僕は思っているんですよ。ふるさと納税等の中からもここに組んでいけるように。だから、内外ともにこの地域公共交通を守るための基金、この基金を守るために寄附制度をしっかりと取り入れていくという考えが必要だと思いますし、先を見込んだ自治体はそういった基金を組んでいます。せっかくこちらにも新たにスタートをさせる、その気概でいるわけですから、5年、10年後を見込んでそういった基金の造成に入るべきだと思いますけれども、どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） その前にこの運営をどうやっていくかということでの考え方でございますが、例えば病院、スーパー、そういう特に停留所を持った場合には、そこからもお金をいただく。そして、デマンドですので、乗った時に一部負担をしていただくと。その差額をやはり市がしっかりと対応していくというような考え方を持って対応していきたいと。

今おっしゃいますように、基金でございますが、これは補助金がいつまでもあるわけではございませんので、そこ辺も内部で十分検討してまいりたいというふうに思います。

○15番（小野広嗣君） 積算というのは、今後、姿形が見えてきたときに出てくるとは思いますけれども、どちらにしてもオンデマンドにしても、成功しているというか、利便性は図られていても、結局、市の財政に食い込んでくるということは見えていますので、しっかり基金の造成を的

を絞ってやっていっていただきたいと、これは要請をして、次に移りたいと思います。

自転車の関係ですけれども、まずはじめにお聞きしたいのは、ここ数年の市内での自転車事故の現状について、またその件数等についてお示しをいただきたいと思います。

○市長（下平晴行君） 今年度の状況でございますが、10月末現在で自転車の交通事故が市内で1件発生しております。平成30年度6件、平成29年度に6件、平成28年度に3件ということで、対歩行者の事故が平成29年度1件発生しております。それ以外は、自転車の運転者が加害者となるものではないところでございます。

○教育長（和田幸一郎君） 学校の管理下の中で起こった自転車の事故ですが、直近で3年間ですが、平成29年度が2件、平成30年度が3件、そして令和元年度が今の時点で1件と。それから、学校管理下外、つまり家庭で起きた事故につきましては、平成29年度が3件、平成30年度が4件、令和元年度は8件と、こういう状況になっております。

○15番（小野広嗣君） この質問に関しては、教育長答弁のように、以前も質問をしまして、当局が捉えている件数と学校側が捉えている状況、そして中にはすごく重大な自転車事故も過去には起こっておりますね。そういったことを考えたときに、また県もこういう条例を作っておりますので、再び質問をさせていただいたわけですが、先ほどの安全計画を見ていくと、事細やかに書いてあるんですよ。

しかし、見ていくと、書いてあることの実効性が全然伴っていないなということだらけなんです。自転車の歩道を広げるとか、あるいは自転車の走行区間の確保を進める。もっと言えば、商業系地域等における歩行者、自転車利用者の安全で快適な通行空間を確保するため、幅の広い歩道、自転車道、自動車専用通行帯等の整備を推進するとなっているんですよ。でも、こういったことって、他にもいっぱい書いてあるんですよ。交通事故による被害を減らすための政策の中の一つ、自転車の絡みだけでも三つぐらい書いてあります。でも、その実効性というのは本当に伴ってなくて、御書物で終わっているなというふうに思うんです。ですから、実施計画も年度ごとにしっかり出して欲しいというのは、見直すことが無いからこういうことになっちゃうんですよ。どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） そのとおりで今きているというふうに私もそう感じております。先ほど言いましたように、そういうことも含めて実施計画をしっかり作るべきだというふうに思っておりますので、そこ辺のことは内部でもしっかり対応していきたいというふうに思います。

○15番（小野広嗣君） 市長がそういう理解をされておりますので、また庁内でそのことが進むというふうに思います。そこは期待をいたしたいというふうに思います。

時間があまり無いので、保険加入の件に関しては、教育長の方からもお話がありました。それは、学校現場としては、調査は簡単ですので、それができるということではありますが、市内学校、高校生もいますので、そして高齢者の方も自転車に乗っていらっしゃいますので、そういったところへの促進が弱いんじゃないかということでの質問でありますので、そこに対して、当局、お答えをいただいておりますので、お願いをしたいと思います。

○危機管理監（河野穂積君） お答えいたします。

確かに学校等につきましては、自転車の通学とか、そういうもので許可の条件にもなっているようでございますので、先ほど答弁ございましたように100%ということになっているかと思えます。

本市におきましても、春・秋の交通安全運動でありますとか、また年末年始の交通安全運動の際には散らし等を配布して、保険加入ということで、これは県警が作った保険の散らしでございますけれども、そういうものも配布をして、周知を図ろうとはしているところではございますけれども、これまで以上に警察とも連携を取りながら実施してまいりたいというふうに考えております。

○15番（小野広嗣君） 今回、学校側に通告もしていますし、多少聞きたいことがあるんですけども、市当局側が主体でこの件は聞いておきたいと思っているんですよ。過去に同僚議員からも学校現場に対しては質問が出ておりますので、是正された部分も結構あると思いますのでね。例えば、学校では、小学校・中学校にヘルメット着用を義務付けている。しかし、本市には、自転車に乗られる高齢者もいたり、高校生もいたりする。ここへの促進が進んでいないということがあって、少し弱いなじゃないですかという質問なんです。どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） そうですね、そういう一般向けの対応というのはしていないところでございます。

○15番（小野広嗣君） これ県の条例の中にはそこも含めて推進をして欲しいという条例ですからね、市長。加入状況、いわゆる市民の方の自転車を持っていらっしゃる方々の加入状況って、なかなか把握しづらい、学校現場以外は。けども、方法はいろいろあるんですよ。アンケート調査で聞いて、大体何%とか、パーセントぐらいは出せるんですね。

実は、全国調査が済んでいるんです。昨年末から今年の2月ぐらいにかけてですね。これは、au損保がやっていて、実は鹿児島県はこの条例を作ったもんですから、15位ぐらいでしたかね、結構上位の方に今いるんです。そして、最初に作った兵庫県というのは、この加入率が70%を超えているんですよ、市民も含めて。そして、自転車事故率も急激に下がっていると。そういう実績が上がっています。そういう意味から言えば、本市の状況もやり方によってはしっかり掌握できるんだというふうに思います。今後、様々なアンケート、いろいろ調査をされるときに、学校現場とも協力しながら、こういったのを押さえた上で県の条例に沿って市としてどう取り組めるのかと、そういうことを考えていって欲しいと思いますが、どうでしょう。

○市長（下平晴行君） アンケート調査等をすることによって、やっぱり市民の意識というか、それは出てくるんじゃないかというふうに思いますので、そこ辺はどういう形でできるのか、十分協議してまいりたいと思います。

○15番（小野広嗣君） 教育委員会の方も含めて、行政、市当局と一緒に協議をしていただきたい。協力するところはしてあげて欲しいんですね。学校側だけで完結するのではなくてですね。

当然、資料は皆さんお持ちでしょうから、県が出している条例の中身、そして様々、自転車のマナーについてもカラーで分かりやすいようになっていますので、多分学校現場ではしっかり下

りていると思いますけれども、どうしても行政が制度が変わった時だけ1回広報で流す、で終わってしまっているんですね。過去をずっと調べていくと。学校側は、ちゃんと志アップ手帳ですか、ああいったのでしっかり取り組んでいますよね。あの取り組みを、市当局の広報とか、BTVであるとか、ホームページとかでしっかり取り組んでいただきたいと。これは、答弁は結構です。要請をしておきたいというふうに思うんですが。

今回、鹿児島県の条例が一昨年できた。ここのポイントは、保護者と学校を主体者としているということですね。いわゆるその子供への自転車教育を保護者・学校に対して義務化したということが一つのポイントで、責任を取れない子供については、事故の責任は周りの大人であるということをしかりと義務付けた、明確化したという視点を外してはならないというふうになっています。その中で、特に注目したいことが、子供と高齢者を守るという視点がすごくたわれているんです。なぜかと言ったら、やはり子供に対しては学校現場が一番分かっていると思いますけれども、高齢者の、先ほど運転の話もしました。高齢者の自転車の問題もそうですが、そういう悲しい事故に遭ってはいけないし、加害者になってもいけない。そういった場合の賠償命令が1億円近い賠償命令が出ていて、とても返せない。自己破産するしかない。自己破産されたら、被害を受けた側は賠償されないんですよ。そのくらい悲しい事件になってしまうから、しかり行政としてもそこは目配りをして欲しいという視点で質問をさせていただいています。

そういう意味では、自転車保険単独に入ると、家族が全部入っていくと高くなりますからね。そうではなくて、賠償保険に入る、あるいはカードを持っていると、カードの保険についてきますね。そういった賠償保険がね。200円とか300円追加で自転車保険加入できるわけですよ。賠償責任は取れるわけですよ。そういったこともしかり、学校現場は多少やられていると思います、周知をさせていただきたいと思いますが、市長部局はどうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 自動車保険の中には自転車保険も付帯する保険もありますので、今おっしゃいました高齢者・子供をどう守っていくかということも含めて、保険が、いわゆる加害者・被害者に対しても必要じゃないかというふうに考えておりますので、その加入の周知にどう取り組めばいいのか、内部で十分協議してまいりたいというふうに思います。

○15番（小野広嗣君） 先ほど資料がちょっと無かったものですから、鹿児島県の順位は17位です。それで、加入率が55.7%。学校現場と違うんですね、一般車両まで含めたときはね。でも、全国平均が56%なんですよ。ちょうど平均値にきている。だけれども、兵庫県が一番先にこういった条例を作ったものだから、ここが70%を超えている。ですから、鹿児島県はもっとも上がっていくと思いますね。そういった流れに沿って、この条例に沿って、市としても今後取り組んでいただきたいと思います。ちょっとだけ、教育長、答弁をいただければと思います。

○教育長（和田幸一郎君） 先ほどから小野議員のいろんな意見を聞きながら、学校というところは子供たちの命を守ることが非常に大事であるということで、交通事故だけではなくて、地震あり津波あり不審者対応、いろんなことがあるわけですが、この自転車のことにつきましては、鹿児島県が条例を作っているという、その意味というのは、やっぱり子供たちだけではなく

て、保護者がきちんと義務を負うということが一番今回この条例の持つ意味ではないのかなと思います。先ほど議員が言われましたように、9,000万円近くの前回の賠償の子供の事案がありましたけれども、あれも最終的にはやっぱり子供というよりも親が責任を持たなきゃいけないということで、加害者にも被害者にもきちんと責任が取れるような状況にもっていくということでございますので、私どもまたこの交通安全指導につきましては、どの学校も一応行っておりますので、今後ともやっぱり繰り返し繰り返しこのことについては警察等とも連携を図りながら進めていくということを前提に、とにかく子供の命を守るための様々な対応を進めていく必要があるんだろうということを改めて感じたところでございます。

○15番（小野広嗣君） もう1点、教育長、以前交通安全教室を開いた時に、修了証を配付しているところがある。それは意識付けとしてすごく大事だと。全学校がやっているわけではありませんけれども。またこれまでも伊崎田小学校の関係でしっかり取り組んでいる時代もありました。こういったものの展開というのは、どうなっているんでしょう。

○教育長（和田幸一郎君） 各学校、交通安全教室というのを行っております。その交通安全教室の中で自転車の乗り方、そして警察の方々に直接指導をいただくというような、そういう対応をしたり、それから自転車の安全点検をしたりというようなことがございます。その中で、今、議員が言われましたように、伊崎田小学校などは自転車の乗り方がきちんと終わってから、自転車免許証というのを発行しておりますが、この取り組みというのがまだ全市的に行われている状況じゃございませんので、伊崎田小学校の取り組み等を参考にしながら、できるだけそういう具体的に自転車の乗り方が子供たちに指導して、免許証が与えられる、そういう体制というのは図っていく必要があるんだろうなということを感じております。

○15番（小野広嗣君） 同僚議員のやり取りの中でもそういった話が出ていて、それ以降進んでいないとするならば、早急にそういったことも情報提供していただいて、全市的にやはりそういったことは、いいものはモデルとして取り組んでいていただきたいと。これは、要請をしておきたいと思います。

次に移りたいと思います。子供の貧困対策について、少しお示しをください。いわゆる教育支援であるとか、生活支援であるとか、保護者に対する就労支援であるとか、子供の貧困に対しての取り組み、展開というのは総合政策になっていくと思うんですが、今、時間があまりありませんので、本市の子供たちを取り巻く貧困の状況というのを執行部、そして教育委員会の方ではどのように捉えていらっしゃるのか、答弁を求めておきたいと思います。

○福祉課長（北野 保君） 貧困世帯をどのように把握をしているかということだと思っておりますけれども、鹿児島県が平成29年6月に実施いたしました「かごしま子ども調査」の結果の中で、ひとり親世帯が所得の低い割合が高いとしているところでございます。

本市のひとり親世帯につきましては、480世帯でございます。そのうち20人が無職であるというふうに把握をしております。また、本市の生活保護世帯の状況でございますが、本年10月末現在で309世帯でございます。そのうち子供のいる世帯が9世帯となっているところでございます。

生活困窮の把握につきましては、社会福祉協議会が運営するしぶし生活自立支援センターと連携をいたしまして、昨年度が124件の相談があったところでございます。収入や生活費、そしてまた家賃やローン、税金や公共料金等の支払い、仕事探し、引きこもりなど、様々な内容の相談があるところでございます。また、身近な存在である民生委員・児童委員とも情報の共有をしながら連携を図っているところでございます。

○教育長（和田幸一郎君） 教育委員会の方で貧困の状況と申しますか、子供たちの厳しい状況を把握する資料とすれば、一つは就学援助、これがどのような状況になっているのかということの一つ表されると思います。就学援助の子供たちの認定者数につきましては、令和元年度時点で24%という状況でございますので、4人に1人は就学援助をもらっているという状況があります。

それから、もう一つ、教育委員会で数字として表せるのは、奨学金の申込状況であります。これについては、毎年、奨学金の貸与を申し出る子供たちが非常に増えていまして、平成28年度は71人申請でしたが、令和元年度は111人というような状況でございますので、就学援助あるいは奨学金の状況を見るかぎり、やはり厳しい家庭の子供たちは増えているのではないかなど、そういうふうに理解しております。

○議長（西江園 明君） 小野議員、申し訳ございません。ここで5分間、休憩をさせていただきます。申し訳ございません。

○15番（小野広嗣君） はい。

○議長（西江園 明君） 5分間、休憩いたします。



午前11時29分 休憩

午前11時34分 再開



○議長（西江園 明君） 会議を再開いたします。

一般質問を続行します。

○15番（小野広嗣君） 本市の子供たちの貧困状況というのをそれぞれの角度で把握をしていただいている分だけはお示しをいただきました。先ほど課長の方からあった、「かごしま子ども調査結果から見えてきたもの」という書類は、僕の方でもつかんでおりまして、状況はよく分かって質問をしているつもりですので、先ほどの数字はありがとうございました。

あと、もっともっと細やかに実態を把握していかなきゃいけないと本当は僕は思っているんです。それをやっている自治体のことを後で御紹介します。

その前に、国が様々な施策を打って、自治体の手助けをしようとしている中に、「地域子供の未来応援交付金」というのがございます。このことを市長は御存じでしょうか。

○市長（下平晴行君） いいえ、知りません。

○15番（小野広嗣君） 笑っている分だけ時間ももったいないですけどね。市長、かいつまんで申し上げますね。

この交付金というのは、子供の貧困対策に取り組む地方自治体による地域における実態調査、地域ネットワークの形成等の取り組みを包括的に支援することを目的として創設され、平成30年度から当初予算化されています。

先ほど市長が言われたように、市町村の計画策定の努力義務ですね、これが課されたことによって地方自治体の役割がますます大きくなっているということで、この交付金では、実態を把握するための調査や整備計画の策定、子供たちと支援を結び付ける事業、連携体制の整備など、地方自治体の様々な取り組みを支援しますと。ですから、ぜひこの交付金を活用して、地域における子供の貧困対策を推進していただきますようお願い申し上げますというふうに、逆に内閣府の方からきているんです。そのことに対して、まだ手が挙がっていない。

特に、宮崎県はすごい勢いで市町村が手を挙げています。鹿児島県は少し遅れていて、鹿児島市だけが手を挙げていますよ。本年中にそういう計画を練っている自治体もあるように聞いていますので、ここですね、本当に子供の貧困の実態調査を日南市はこの制度を使って、300万円の補助金をもらってやっているんですね。こういった取り組みをしっかりとアンテナを張ってやっていくのが市長の掲げる政策の一つだろうと思いますが、どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） そのような交付金があるとすれば積極的に活用して、子供の貧困対策の推進を図ってまいりたいというふうに考えております。

○15番（小野広嗣君） そういう方向でお願いします。

あと、一方で、「子供の未来応援基金」というのもございますので、そのことは当局が資料を出せば、また市長も勉強できると思いますので、市長、別途あるんですよ。これは、民間、企業、そして個人がNPOに寄附をして、そのNPOが、いわゆる貧困の世帯をしっかりと守っていくと、そういう制度を作っていますので、それも含めてしっかりと勉強していただきたいというふうに思います。

今回、もう1点、どうしても時間内でお話しておきたいことがあります。

一つは、子供の貧困に対して、滋賀県の野洲市というのがすごく真剣に取り組んでいて、ここは研修もすごく多いところですよ。少し述べますと、条例を作っているんですね。「暮らし支えあい条例」です。その中で、ポイントがいっぱいあるんですけど、二つほどちょっと気になったのを言いますと、生活困窮者を、「経済的困窮、地域社会から孤立その他の生活上の諸問題を抱える市民をいう」と、定義付けがなされています。その上で、「市は、その組織及び機能の全てを挙げて、生活困窮者等の発見に努めるものとする」となっていて、そして市として生活困窮者を何が何でも救っていくんだという姿勢が条例の中を読んでいくと感じます。そして、先ほどもありましたけど、ここでの取り組みで興味深い点は、税金滞納から生活困窮者を把握しようとするその姿勢、税滞納の封筒に生活困窮の相談窓口へつなぐ案内を同封しているんですね。そして、税滞納をしている人は、他にも様々な滞納をしていることもしばしばある、これは、本市も一緒ですね。そして、給食費だ、家賃だ、借金だとか、色々抱えているわけですよ。そして、第一の課題は、こういった滞納が別々の部門から請求されており、一元的に管理ができていないという

こと。それを管理するためにこういった条例を作って、取り組んでいると。この中では、食料が無ければフードバンクと連携するとか、服が無ければ面接用のスーツも貸すとか、そして年末年始の寂しさを緩和し、安否確認のために相談者へ年賀状まで出すような、市がですよ、取り組んでいると。これは、支援の本当の一端なんですけれども、公的なサービスにつなぐことだけに終始するのではなく、あらゆる社会資源を活用する姿勢が見えると思うんですね。食料もスーツも市民からの寄附で成り立っているんですよ。ここの野洲市の市長が言うには、「人を救えない制度は、制度ではない」と。「個人の支援が社会を良くする」と。「とにかく、行政は制度をつくることに終始しがちですが、大切なことはその制度が本当の意味で市民のためになることですよ」と言われています。すさまじい方法だと思いますが、市長、どうお考えでしょうか。

○市長（下平晴行君） 「くらし支えあい条例」ということで、今話がありましたとおり、行政というのは市民の生命・財産を守る義務があるということから考えますと、そういう制度が制度じゃなくて、やはり助けるための制度をしっかりと踏まえて取り組みをしていかなきゃいけないというふうに思ったところでございます。

○15番（小野広嗣君） 今申し上げた制度あるいは条例、こういったものを参考にしながら、本市でどういう形でこういったものを参考にしながら進められるか、検討を加えていただければと思います。

最後ですが、今回の質問の一番大きなのは、先ほど市長が言われたように、市町村に貧困対策の計画書をしっかり作るんだという努力義務ですけど、これが課せられた。しかし、そのためには困難を要することもあるから、しっかり情報も出すし、財政的な支援もするよというのがメインです。ですから、そういう観点から見たときに、早急にそういった支援を受けながら計画を練り上げていっていただきたいというのが一番の思いで質問しておりますが、どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） そういう今質問がございました。そういう内容を十分こっちゃんも精査して、取り組みをしてまいりたいというふうに考えております。

○15番（小野広嗣君） 教育長の方からも今日のやり取り、特に市長を中心にやっていますけど、一言御感想があれば、お述べいただければと思います。

○教育長（和田幸一郎君） 冒頭、議員が言われましたように、子供たちが生まれ育った環境でそのような教育を受ける権利を含めて、厳しい状況があってはならないということと併せて、私はやっぱり貧困というのは連鎖していくという状況がありますので、親が貧困であれば、子供にもその貧困が伝わっていくという状況があります。私自身は、ここで教育委員会の方として務めている中で、非常に教育に対する支援、貧困家庭に対する支援というのは、他のところに負けないぐらいの支援というのをしてくださっているなという思いがございまして。ただ、教育委員会サイドだけでなく、生活の支援もあります、経済的な支援もあります、就労の支援もありますので、これは教育委員会だけではなくて、保健課・福祉課含めて総合的にやっていかなければなかなか実を結ばないだろうなというふうに思っておりますので、改めてまた貧困対策について理解を深めながら、今後、教育委員会と、それから市長部局の方と一体となって取り組みを進めて

いく必要があるだろうということを改めて感じたところでございます。

○15番（小野広嗣君） 今、教育長が言われたように、親の経済力とか家庭環境で子供の未来が失われる、そこに格差が生じてはならないと本当に思うんですね。我がまちの子供がそういった状況に陥らないために、市長、そしてまた教育長を中心に対策を練り上げていていただきたい。そのことを要望いたしまして、終わりたいと思います。

以上でございます。

○議長（西江園 明君） 以上で、小野広嗣君の一般質問を終わります。

次に、6番、野村広志君の一般質問を許可します。

○6番（野村広志君） 皆さん、こんにちは。お昼前ですけれども、残り時間、質問させていただければと思います。

会派、志みらいの野村でございます。早いもので12月になりまして、5月に新しい元号「令和」が始まりまして、令和元年もあとひと月足らずとなり月日の流れを今更ながらに早いと感じる今日でありますけれども、本市といたしましても、今年度も様々な事業の展開がなされ、市民が安全で安心して暮らすことのできる環境づくりに対して傾注をいただきましたことを、市長をはじめ、執行部の皆様方にはいつも頭の下がる思いでいっぱいあります。

そのような中、前回の9月議会の冒頭でも、本市を含む九州南部の豪雨災害についてのお見舞いを申し上げたところでございましたが、その後、9月、10月と立て続けに関東甲信越地方と東北地方に台風が上陸をし、記録的な豪雨が発生をいたしました。犠牲になられた多くの方々にはこの場をお借りして、御冥福をお祈りするとともに、被災された皆様方には心よりお見舞いを申し上げたいと思います。まだ普段の生活もままならないところだとは思いますが、一刻も早い復興を心よりお祈り申し上げたいと思っております。

このように毎回のようにお悔やみを申し上げなければならない昨今の気象状況でありますので、本市としても十分な備えを更に心掛けていただきたいものだなとお願いをしておきたいと思っております。

それでは、通告をしておりました2点について、質問をしてみたいです。

まずは、港湾行政についてお聞きをしてみたいです。国際バルク戦略港湾を有する志布志港が所在する自治体のこれからの志布志港の展望や夢をお聞きをしてみたいです。一昨年から進められております国際バルク戦略港の整備計画は、およそ5年程度で完了となると伺っていますが、そこで志布志港全体の更なる展望についてどのような計画を持って、また今後の在り方についてどのような考えの下で関係機関と協議が進められているのか、まずはお聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） 野村議員の御質問にお答えいたします。

今後の志布志港の展望の一つとして、近年多発する自然災害やそれらの激甚化への備えも重要と考えております。具体的には、コンテナターミナル岸壁、穀物大型岸壁、フェリー・RORO（ローロー）岸壁等の耐震化や津波襲来時における原木流出防止対策の整備を進める必要性があると考えており、今年8月末に志布志港湾振興協議会にて国・県に対し、これら強靱化について

要望を行ったところでございます。

また、今年度、市の方では国土強靱化地域計画を策定する予定ですが、志布志港の強靱化についてもこれに盛り込む予定であります。

○6番（野村広志君） 今答弁いただきました国土強靱化地域計画の策定ということで、志布志港の強靱化も一緒に盛り込むということで大変重要なことであるなど今思ったところでしたが、仮に大規模地震が発生した場合、そういった際には、耐震強化岸壁について災害発生直後から緊急物資の輸送や経済活動の確保を目的とした通常岸壁よりも耐震性が強い、強化された係留施設として、緑地等々のオープンスペースと一体となって、緊急物資の荷さばきや一時保管、支援部隊のベースキャンプ等のための災害拠点となることを想定しているようでございます。港湾の持つ機能や可能性が最大限に発揮できるためにこのことを盛り込むことは非常に重要なことだなど思っております。

では、ちなみにこの志布志港湾の岸壁等について、耐震の強化岸壁の整備状況を少し伺いますか。

○市長（下平晴行君） 若浜地区の観光船バースが緊急物資輸送対応として唯一耐震化をされている状況でございます。

○6番（野村広志君） 若浜地区の観光船バースということでした。残りについて耐震化はされていないということですが、ではバルクの今新たに造っているところ、また含めて、そこについては耐震強化岸壁になるということによろしいわけですか。これはまだ計画には入っていないということでしょうか。

○市長（下平晴行君） 今のところは入っておりませんが、こういう強靱化計画も含めて、今後はそういう対応をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○6番（野村広志君） 分かりました。

それでは、もう1点、原木流出防止対策の整備についても触れられましたが、これについても当然早急に対応すべきことだなど感じております。津波漂流物対策施設の整備については、津波の浸水そのものの被害を低減させるだけでなく、津波による漂流物、これは船舶だったりとか、車両、コンテナ、そして何よりも志布志港で懸念されている木材等の漂流物から人命を守り、また市民の財産の被害を軽減させるための減災を目的とした整備事業だと理解をしておりますけれども、先般、会派の政務調査で釧路港を視察させていただきましたが、釧路港では平成19年度に津波漂流物対策施設の整備が完了しておりました。やはり災害に強い港でなければならないという思いでおりますけれども、実際にこのことについては提案されたということですが、国や県の反応はどのようなものだったか、お聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） 今年の8月末に原木流出防止対策の整備についての要望をしたところでございます。また、一方、耐震強化岸壁や原木流出防止対策の整備については、港湾計画の変更や新規事業として予算の確保が必要でありますので、時間を要すると考えております。このことについては、国・県と協議してまいりたいと。やはり国・県の方もそういう津波等に対しての心

配はしているようでございます。

○6番（野村広志君） 釧路港の例を挙げますと、街の公園の一部にそのものが造られておりましたけれども、景観を損なわないような形で配置されていたようでございます。岸壁の方にポールとワイヤーメッシュのようなもので防ぐという、構造上いろいろそういった設計がされているようでございますので、そういったものもしっかりと協議いただきまして、ぜひですね、今実際に海からくるというよりも、今荷積みされている木材をどうして防ぐかということ、それが街中に流れてくるのをどうして防ぐかということが本市の中では課題になるのかなと思いますので、そういったことも含めながら、この津波漂流物対策施設の整備を進めていただければなと思っております。このことについては、様々な事業も創設されているようでございますので、ぜひとも進めていただければなと思っております。

では、市長、もう一つ、この港湾機能が充実されるということで、志布志港の位置付けとしてまちづくりの中核的観点から、本市のまちづくりにどのようにこの港湾を生かしていくのかということについてお聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） 第2次志布志市総合振興計画の「郷と郷」「人と人」「物と物」のつながりがあるまちの基本目標がありますが、その中で、志布志港は、海の玄関となる広域拠点施設として機能の充実を図り、都市計画マスタープランでは国際的な物流の拠点として位置付けております。本市や周辺市町村の生活利便性や産業基盤を支える広域的な都市拠点として、コンパクトで密度の高いまちづくりに生かしていきたいというふうに考えております。

○6番（野村広志君） 少し分かりづらかったんですけど、確かに志布志市の都市計画マスタープランの中には、今、市長が述べられたようなことが書かれておまして、国際的な物流の拠点という形で明記されておりますけれども、実際に港湾を管理するのは県でございまして、港湾が所在する自治体、志布志市として港湾を生かしたまちづくりについては、本市ができることとしたらどういったことが実際にあるんでしょうか。

○市長（下平晴行君） 本市といたしましては、先ほどおっしゃいましたように、都市計画マスタープランの「快適」「安全」「活力」「継承」の四つの「志」の一つである「活力」での方針で、志布志港やインターチェンジを中核とした効率的な産業活動を行える商業地・工業地と市内外を結ぶネットワークの形成とあるように、港と交通網が一体となった「ヒト・モノ・カネ」の流れの拠点として推進できるというふうに考えております。

○6番（野村広志君） 様々あったかと思えますけど、これまで港湾を生かしたまちづくりとして協議が進められてきているということはどうかがい知れたところでしたけれども、今話をされた都市計画マスタープランを基にして、国や県、関係団体に対して何か具体的な提案みたいなもの、当然、本市は都市計画マスタープランに沿った計画を進めていくわけですけども、国や県、関係団体に対しては、提案みたいなものがなされたのか、そういったものがあれば、今教えていただけますか。

○市長（下平晴行君） 志布志港の開発利用及び保全等に関する事項を取りまとめた港湾計画を

港湾管理者である鹿児島県が策定をしているところです。

○6番（野村広志君） 港湾計画については、当然、県が策定されているということですがけれども、県に対して具体的な何か、今後の展望とかを鑑みながら、新たな提案みたいなものはされていないでしょうか。港湾を生かしたまちづくりとしての提案ということですがけれども。

○市長（下平晴行君） 市民が港湾や海の恵みを享受でき得るまちづくり計画につきましては、中心市街地活性化に関する法律に基づき、中心市街地活性化基本計画を策定するとなっておりますので、その中で具体的な調査を行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（西江園 明君） ここで、昼食のため、暫時休憩いたします。午後は、午後1時5分から再開いたします。

—————○—————

午前11時57分 休憩

午後1時04分 再開

—————○—————

○議長（西江園 明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

○市長（下平晴行君） 先ほどの御質問にお答えをいたします。

市といたしましては、志布志港の整備、機能の充実として、第2次志布志市総合振興計画に基づいて推進をしているところでございます。また、中心市街地と港周辺の整備に関わる計画として、歴史遺産を活用した魅力ある観光地づくり計画書を作成しており、駅周辺から商店街地区を経由し、日本遺産に認定された麓地区までのまちあるきルートの見直しや、サイン・景観整備などのハード面と受け入れ態勢などのソフト面を内容に盛り込み、更なる地域振興対策として活用をしてみたいというふうに考えているところでございます。

○6番（野村広志君） 昼を挟んで少し今から眠くなる時間ですがけれども、またよろしくお願ひしたいと思います。

今答弁ございました港を使っただけの中心市街地活性化の計画等々ということで、これどれぐらいのスピード感を持って進めていかれるのか。なかなかその状況が見えてこない部分も若干ありますけれども、市長としてのお考え、どれぐらいのスパンで進めていくお考えでいらっしゃいますか。

○市長（下平晴行君） できるだけ早くということで、先ほど申しましたように、歴史のまちづくりの、いわゆる計画書の策定もしているところでありますので、早い段階で取り組みをしてみたいというふうに考えております。

○6番（野村広志君） 歴史のまちづくりの構想と、今ありました中心市街地活性化の基本計画の策定というような形で答弁ございましたが、一つここで私からの提案と申しますか、この港を使ったまちづくりというのは、市民の方々も非常に注目されているところなのかなという気がいたしますけれども、一つ提案がございます。このことは、港湾を生かしたまちづくりとして、市

民が港を身近なものとして感じ取れ、また地域交流の拠点として港湾のにぎわいを創出するものでありますが、「みなとオアシス」という制度があることは御存じだと思います。現在全国で135か所の港が、国土交通省によって登録されております。

ちなみに、「みなとオアシス」についてですが、地域住民の交流や観光の振興を通じた地域の活性化に資する港を核としたまちづくりを促進するため、平成15年に制度が設立されております。住民参加による地域振興の取り組みが持続的に行われている施設を国土交通省が登録するものであります。設置者については、地方自治体、NPOの団体、港湾に資する協議会などがあるようございまして、九州では21の港が登録されているようございまして。お隣の油津港においても登録されているようございまして。このことは、近年、港湾においては経済活動の拠点の色合いが濃くなり、住民の方々がなかなか近寄りがたい空間になっているということを受けて、発足しているようであります。

本市においても、今後、先ほどもございました基本計画の策定も含め、予定されているようございまして、こういったことの登録なども目指すことも考慮しながら、市民が海の恵みの恩恵を受けられる、そういったことがまたまちづくりに生かされてくるようなことが望ましいことかなと思っております。このことについて、市長、お聞きになって、どのようにお感じになりますか。

○市長（下平晴行君） 「みなとオアシス」は、NPOやボランティア団体等が積極的に運営を行う必要があり、住民参加が必須条件となっております。また、年間を通して主体的なイベントや他団体との調整等が必要となっているようであります。

本市では、これまでも実行委員会によるみなとまつりやポートマラソンといった各団体による港に関わるイベントが行われております。また、11月にも観光船バースのボランティア清掃をしたところでございます。「みなとオアシス」に類する取り組みは、既になされております。

「みなとオアシス」につきましては、今後のボランティア団体等の展開を踏まえて考えてまいりたいというふうに思っているところでございます。

○6番（野村広志君） 「みなとオアシス」については、市長も十分に認識されていらっしゃるかと思いますけれども、このことについて、これ登録をしたからといって何か特別な交付税があるとか、何か特別なことがあるということではないようございまして。国土交通省からのぼり旗だったり、認可されるということで登録ができるということのようございまして、一つの象徴になるのかなと思っております。港を使ったまちづくりに傾注して、一生懸命そのことを取り組んでいるということが市民にも非常に分かりやすい形で示せるのかなと思っております。これは、何か箱物を造りなさいとか、何かしなさいということではなくて、施設を登録するという形で、九州の21ある港の中でも、様々なものが登録をされております。海の駅であったりとか、観光協会だったりとか、資料館、また隣の油津港でありますと、油津港の東地区の9号、10号の岸壁であったりとか、漁協の岸壁であったりとか、赤レンガの倉庫であったりとか、当然、フェリーターミナル、国際ターミナルであるとか、公園であったりとか、岬であったりとか、ありとあらゆる

るものがこの対象になるようでございます。これは、あくまで、先ほども申しましたように、象徴になります。港として、こういった港の財産を生かしながら、市民に享受していただくというようなこととなりますので、まさに港を生かしたまちづくりにとっては、単に登録ということで、そういった活動がなされていますよということで市長の答弁でしたけれども、なされているのであれば、それをきれいに整理をして、こういうことにも取り組んでいるんだと。市民にもそれが分かりやすいような形で、のぼり旗一つにしても、そういったことが市民へのPRということになるのであれば、こういった活動も必要なのかなと思います、もう一度どうですか。

○市長（下平晴行君） おっしゃいますとおり、象徴ということ言えば、やはりそういう登録をすることで市民の皆さん、あるいは市内外にも情報提供ができるという部分では、良いのではないかとこのように思っております。

○6番（野村広志君） ぜひ検討していただけますか。はい、では、検討していただくようお願いしておきます。

では、このことも含めながら、市長、志布志港のまちづくり、港湾を生かしたまちづくりということ、今後も発展し続けると、発展し続けさせるというような、港湾を持つ自治体の首長として、市長、志布志港を持つ地元の首長ですので、その首長としてこの港を発展し続けられるということを持て自信を持って述べられますか。一つ、どうですか。

○市長（下平晴行君） これは、先人たちが努力したおかげで今の港があるわけでございます。その港のおかげで都城志布志道路も開通間近になっておりますが、そういう港の恩恵というものは私ども生活する中でも大変有り難いと。その先人たちがしっかりと努力されたものを、やはりその港を活用していく、そして次の世代にまた引き継いでいくという大きな役割があるというふうに思っておりますので、この港の重要性、これも重要港湾になっているわけでありましたが、そこを含めてしっかりと対応していきたい。それは、先ほど言いましたように、そういう先人たちのおかげさまだというふうに感謝をしているところでございます。

○6番（野村広志君） 今、市長からお聞きしました。志布志港は、飼料・穀物の効率的な輸入港として、まさに進化をし続けていかなければなりません。併せて、東九州自動車道や都城志布志道路においても、2020年度の末までには志布志市までの区間が開通される見込みと発表されている中で、これからやはり重要になってくるのは、背後地の発展に向けて、この港湾機能を含むインフラを更に生かしたまちづくりではないかなと私自信はすごく強く思っております。このことは、港湾の方が所在している自治体として、これだけ恵まれた環境にあり、優位性に秀でているものではないのかなと思います。どこの自治体でもやはり特徴を生かして差別化を図りながら、我がまちの発展のために尽力をしておられます。当然、本市でも同じように努力されております。本市は、有明地区、松山地区、志布志地区と3つの町が合併をして、志布志市ができています。そういった背後地にも十分に配慮されたまちづくりがこの港を通して享受されるようなまちづくりをしていただきたいと思います、強く思っております。

他の自治体からも、うらやむほどの整いつつある環境だといった声を多く聞くところでありま

すけれども、このこと自体が、市長、当たり前のように思われているのではと少し危惧するところもありますので、当然、この港があって、昔からこの港を中心としながら、志布志のまちは発展をしてきたと思いますけれども、そのことが当たり前ということではないと思われま。市長は、その舵取り役として十分にその機能を生かして、更に道筋を立てていただきたいと。市長は、来年度から庁舎を志布志支所へ移転するというこの計画を進められているかと思われまけれども、新たなまちづくりの構想の中で、この志布志港湾を使ったまちづくりというのは、いわばワンセットなのかなと私自身も思っております。そういった意味では、このまちづくり、やはり港を生かした形でもう一度考えて、しっかりとした考えを持って進めていただければなと思われまが、最後にもう一度その点についてお聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） これは、今までも国会議員、あるいは国に対しても要望活動をしてきたところでございます。そういう面では、先ほどおっしゃいましたように、港と道路が同時に再整備される場所は全国でも珍しいと。国に行っても、志布志市という、そういうふうによく向こうから言葉を掛けていただくというような状況でございます。そういうことも含めて、しっかりとトップセールスとしての役割を果たしてまいりたいというふうに考えているところでございます。港湾に関する全国大会などに今までも自ら積極的に参加をして、必要な予算等の要望活動をしてきたところでございますが、これからも港の重要性ということでは、港を使っていただく荷主や港湾関連企業への訪問、そして志布志港ポートセミナー、企業立地懇話会等々へ参加をして、志布志市の情報発信をしてまいりたいというふうに考えております。

○6番（野村広志君） では、次に志布志港における輸出入の促進についてお聞きしてまいります。

これについても何度かお聞きしておりますが、昨年9月の議会の一般質問でお聞きしました。この輸出入の促進については、前回の答弁を受けて、まだまだ多くの課題があるなということがうかがえたところでした。そこで、今回、輸出入の中でも、特に志布志港発の農産物の輸出について、少しお聞きしてまいりたいなと思われま。

「鹿児島県農林水産物輸出促進ビジョン～攻めの農林水産業の実現に向けて～」の発表が県からございまして、あれから約2年余りの期間が経ちましたけれども、このビジョンの実現に向けて戦略的な取り組みとして、「つくる」「あつめる・はこぶ」「うる」の 카테고리を輸出サプライチェーンとして柱立てをして、2025年度までに輸出額300億円を目標に取り組みが進められていると思われま。

前回の市長の答弁で本市も県と足並みをそろえて進む必要があるという認識をされておられ、また市町村との協議が行われれば積極的に参加をしていきたいというようなお話があったところでした。その後、県から何らかの動きがございましたでしょうか。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

その後、県からは具体的な提案はないところでありますが、協議というレベルのものは行われておりませんが、随時、県からも輸出に関わる情報を提供してもらっているところでございます。

11月には志布志和牛ブランド協議会が県庁農政部に出向き、輸出の状況等について研修をしたところでございます。

○6番（野村広志君） 県からは具体的な提案は無かったということですが、では、本市の方から何かこのことについて積極的な動き、働き掛けというのはされなかったんでしょうか。

○市長（下平晴行君） 港湾管理者は農産物輸出促進に限った取り組みではないわけですが、コンテナで輸出される全ての品目に対して輸送実験となるトライアル事業を行っているところです。

本市といたしましては、コンテナターミナルでの実入りコンテナの輸出入に対する助成、冷凍・冷蔵電源施設利用助成、更に海外での商談会等の参加費に対する助成を行っているところです。また、農産物の輸出促進だけを目的にして、港湾管理者、農業者などと協議をしたことはありませんが、農業者に対しては、輸出の際に必要なGAPなどの取得推進の啓発を図ってきたところでございます。また、1月末にはジェットロとの共催による貿易セミナーを開催する予定でございます。

○6番（野村広志君） 先ほどの話の中で県からは輸出についての協議の提案は無かったということでしたので、逆に本市の方から輸出についての提案であったりとか、働き掛けはしなかったのかという質問でしたけれども、そこについては。

○農政畜産課長（重山 浩君） 市の方から県の方へ特に輸出についての働き掛けはしていないところですが、各関係の方で研修等はさせていただいているところでございます。

○6番（野村広志君） その研修というのがこの志布志和牛ブランド協議会の方での研修会等々ということで理解してよろしいですか。

では、先ほど県の方から輸出に関する情報をいただいているということがありましたが、県の考えであるとか、方向性はお聞きになっていますか。分かれば、課長でもいいですけども、お願いします。

○農政畜産課長（重山 浩君） 県の方も輸出ビジョンを策定しまして、「つくる」「あつめる・はこぶ」「うる」ということで段階的な役割分担をしているところでございます。当然それぞれのハードルもございますので、輸出に向けた研修会とか、そういうことも受けておりますので、畜産部門の方も来月開催ということで聞いております。そういった研修会への参加を促しているところですが、なかなか志布志港からという形にはまだ至っていないところでございます。

○6番（野村広志君） 農産物の輸出促進について、そのことに特化した協議というのはなかなか進んでいないのかなということが垣間見えたところでしたけれども、先ほど市長の答弁の中で1月の末だったですかね、ジェットロとの共催による貿易セミナーというのがあるということでございました。これは農産物を含むものが対象なのか、全ての輸出のものなのか、またそのセミナーは本市で開催されるのか、そこについて、どうでしょうか。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） 今、1月末にジェットロとの共催による貿易セミナーを開催ということで、内容につきましては、輸出に向けた食品安全入門セミナー、これ仮称ですが、それ

と、お茶の輸出セミナーということで、本市の方で2回ほど開催を予定しているところでございます。

○6番（野村広志君） 輸出の入門セミナーとお茶の輸出についてのセミナーということで、2回とも本市でということですかね。分かりました。そういった際、ぜひとも我々も勉強させていただければなと思っております。

前回の質問の中で本市の現状として、市長の方から、一定のロットを確保し、しかも定期的に出荷できる体制づくりについては課題があるという認識が見受けられました。また、そのことについても積極的に情報収集をしていきたいということでありましたが、何らかこの課題についての情報が得られておりますでしょうか。

○市長（下平晴行君） 本市の輸出の動向についてでございますが、現在輸出されている農業法人などに調査したところ、高級品として海外に販路を拡大したという生産者も複数存在し、ロットの確保はできているということでしたが、輸出相手からの1回当たりの発注量が多くないということから、コンテナが1品目だけでは満杯にならず、他産地・他品目との混載、詰め合わせで輸出することとなり、集荷機能のある福岡、神戸から多く輸出されている状況でありました。例えば、志布志市のピーマンも福岡から台湾に輸出されていますが、混載で週数ケース程度ということで、志布志港においては混載機能の強化が求められているというものでございます。

○6番（野村広志君） 先般、市内のお茶の業者さんとお話をする機会がございました。その方も同じようなことを、今答弁あったとおりのことですね、ロットを考えれば、やはり混載でないとお茶についてもなかなか厳しいというお話でありました。そういった理由から、今もありませんとおりの、物資が集まりやすい博多港に集中しているんじゃないだろうかということでありましたが、この混載機能の強化についてはやはり課題解決に向けて何らかの手立てを講じていかなければならないなと感じておりますけれども、本市として今後この混載による、輸出の調査・研究を本市の方で進めていく考えはございませんか、市長。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） この混載による輸出等については、県の方で支援措置があるところですが、なかなか利用が少ないというような状況でもございますので、先ほど申し上げましたように、まずはジェトロの研修で生産者の輸出に対する考え方をレベルアップして、そういったところから入っていくべきではないかなということも考えておりますので、ジェトロによる研修強化を考えているところでございます。

○6番（野村広志君） 今、課長からありましたが、当然その先にはやはり志布志港発ということでお聞きしておりますので、志布志港から混載でそういったものが出せるというような環境を整えば理想的な形になるのかなと思います。それを見据えながら、そういったセミナー等を進めていただければなとお願いしておきたいと思います。

あと、出荷できる体制づくりの整備については、先ほどの「つくる」「あつめる・はこぶ」「うる」という輸出サプライチェーンの視点で見たときに、まず売れる作物の点で、前回の質問の際、どのような作物をどのような形で市場が求めているのかということをも十分調査する必要があると

いうことで答弁されております。どの程度この調査が進められたのか、それについてもお聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） 海外戦略立案のための調査によりますと、一つ目は、いちごをはじめとする果物については季節商材で販売しにくいということで、日本国内のリレー出荷が必要であるということ。二つ目は、さつまいもは台湾でブームになっているので、ある程度の需要は見込めるということで、三つ目が、お茶は健康に良いということでヨーロッパで需要はありますが、有機栽培であることが必要であるというようなこととございます。また、海外では日本食ブームもあり、日本ブランドに対する一定の需要はあるわけですが、国内よりも価格が高くなるため、それに見合うだけの高いブランド力が求められるというような内容であったところです。

○6番（野村広志君） しっかりと調査いただいておりますこと、安心いたしました。

では、この「つくる」という点において、どうでしょうか。本市は、温暖な気候の下で、畑かんの整備もあいまって、適時、適量の生産ができる基盤があり、海外の農薬規準等を考慮した生産技術が確立をすれば、どのような作物でも生産できるとのことでありましたが、今のところ輸出に適しているものは持っていないとの前回の答弁があったところです。この輸出に適したものについて、この「つくる」という部分での取り組み具合はいかがなものでしょうか。

○市長（下平晴行君） お茶については、輸入国の残留農薬基準に適合した茶の生産に努めてきたところです。特に、欧米向けには化学合成農薬を使用しない、有機栽培による生産が増えてきております。また、牛肉においては、肉質の良い高級品が求められており、引き続き肉質向上に向けた生産指導をしているところです。また、県貿易協会では、事業者へ食品コンテナ混載内の県産品の占める割合に応じて助成を行う支援があります。このほか、日本政策金融公庫等による支援や品目別による支援などもありますので、相談内容に応じて案内をしているという状況でございます。

○6番（野村広志君） では、この農産物の輸出については広域的に取り組む必要があるという認識で、先ほどの鹿児島県農林水産物輸出促進ビジョンの大きい方に県と連携をしながら取り組みたいと述べられております。また、市内をはじめ、近隣自治体の企業等へのポートセールスについても行っていきたいとの見解が前回あったところでしたが、実際この2点については何らか具体的な結果に結び付くようなものがありましたでしょうか。

○市長（下平晴行君） 志布志港のポートセールス活動としては、市内外の企業へ訪問を行って、市の助成事業等の紹介や各企業等の情報収集を行ってきた中で、市内の企業で自らの努力であります。しかしながら、農産物を継続的に輸出することは、リードタイムや商品の販路・ロット数、消費者ニーズ、各国による規制等があり、難しい現状もあるということでございます。

○6番（野村広志君） この問題、やはりなかなか難しいんですけども、市長としては、この港湾が所在する自治体として、志布志港発の農林水産物の輸出については、志布志市から積極的な情報を発信して、先駆的な取り組みで進めたいというお考えなのか、もしくは前回の答弁のと

おり、県の動向を注意深く注視しながら、県の推進ビジョンに則って広域的に足並みをそろえながら進めていくという考えなのか、このどちらなのかということを少し市長のお考えをお聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） これは、先ほど言いましたように、港の活用をどうしていくのかということになりますと、当然自らもそういう輸出体系をしっかりとしていかなきゃいけない。先般、志布志港のポートセミナーの中でも、これは流通科学大学の教授が、やはり志布志港は海外に向けた取り組みをしていくことが港の、いわゆる活性化、地域の活性化になるんだというようなことでの講演等もございましたので、そういう考え方で港の活用をしていかなきゃいけないというふうには考えているところでございます。

○6番（野村広志君） 市長はよく述べられますが、国や県の動向の前に、動きの前に、私ども自治体としては先取りした取り組み、先取りした考えで取り組みをしていかなければならないと示されます。まさしくこの港湾が所在する自治体の長として、しかるべき取り組みを期待したいところであります。

では、少し視点を変えた形でお聞きいたしますが、これからの志布志港が更に飛躍して発展していき、志布志市のまちづくりの中核を担い、経済・雇用・環境・観光など、あらゆる角度の中でその機能性を生かしてくるとすれば、今後の志布志港湾を考えたときに、現在とは異なる新たな港湾におけるあらゆる分野を網羅できる受け皿となり得る管理運営会社等の体制を模索する必要があるのではないかと考えております。こうした港湾全体を管理できる、発展的に運営できる受け皿会社が設立されれば、輸出入においても、コンテナターミナルにおいても、更に積極的な展開が開けてくるのかなと考えております。ぜひとも関係機関と協議をされ、将来を見据えた対応を考えてみてはどうでしょうか。また、参考までに管理運営の在り方には違いがありますがけれども、釧路港については、既にそのような受け皿会社で管理運営がなされているようであります。参考にさせていただきながら、検討していただきたいと思います。市長の見解をお聞かせください。

○市長（下平晴行君） おっしゃいますとおり、港湾利用者のニーズ等を踏まえ、港湾の利便性やサービスの向上と港湾の効率化に資するものは何なのか、そういう情報収集をしながら、そのことに対して何が求められているのかということも含めて努めてまいりたいというふうに考えております。

○6番（野村広志君） このことは、関係者も非常に多くおりますし、こういったこと、利害の絡む件も多くあるかと思えます。それぞれに配慮をしながら、なかなか答えの出ないものもあるかと思えますけれども、期待して、お願いをしておきたいと思えます。ぜひとも前進させていただきまして、志布志港湾の将来の展望に新たな空気を吹き込んでいただければなお願ひしておきたいと思えます。

また、農産物の輸出についても多くの課題がございますが、一つ一つ前進して解決を図っていただかなければならないのかなと思っております。近い将来、志布志港発の農産物の輸出がしっかりとシステム化されて、志布志港がそういったことを担えるような港になっていくということ、十

分に注視しながら、これからも質問してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひします。

それでは、二つ目の質問に入ります。商工業の振興策についてお伺いをいたします。

国において平成26年に小規模企業振興基本法及び小規模支援法の制定を受け、鹿児島県においても中小企業の振興に関するかごしま県民条例が制定され、施行されております。

しかしながら、昨今の小規模企業を取り巻く環境は、少子高齢化、後継者不足、海外との競争激化、そして特に今年10月から引き上げられました消費税増税による個人消費の落ち込みで地域経済においては計り知れない低迷が懸念されております。こういった課題を克服し、商工業者の活力を取り戻すためにも、本市における商工業の振興策について、まずはお聞かせいただきたいと思ひます。

○市長（下平晴行君） 小規模事業者が大半を占める本市の商工業を取り巻く経済環境は、今年10月の消費税増税により個人消費の落ち込みが懸念されていること、景気低迷による事業不振や後継者不足で廃業に陥るなど、大変厳しい状況にあると認識をしております。

鹿児島県では、平成28年3月に中小企業・小規模企業の振興に関する鹿児島県民条例が改正され、従来の施策を拡充すべく、新たな支援事業が盛り込まれたところであります。

また、国では、小規模企業振興基本計画の第Ⅱ期が令和元年6月に策定され、目標と施策の中に3つの重点項目と2つの新規項目が整備されております。そのことを受けて、本市商工会では、小規模企業振興基本計画にもある重点項目、地方公共団体との支援機関の連携強化に基づく経営発達支援計画をこれまで単独で計画策定しておりましたが、今年度から志布志市と共同で策定したところでございます。

今後は、補助事業を効果的に活用できるよう、小規模事業者自身が計画に基づき、P D C Aを回していけるようフォローアップ体制を強化していきたいと考えております。また、これまで同様、個々の事業者の多様なニーズに答えられるよう、商工会との連携を密にしながら、地域一体となって商工業の振興に努めてまいります。

○6番（野村広志君） 今ありました小規模事業者の個々の多様なニーズにということ、様々な業種・業態がある中で、事業者自身にP D C Aを回していけるような体制とフォローする体制をということでありましたが、このフォローする体制、具体的に補助事業を効果的に活用できるようにという手法ですね、そういった手法について何かお考えがあれば、お聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） 商工会には、経営指導員や支援員等が配置されておりますので、基本的には商工会による企業巡回による情報収集、支援情報の周知及び経営指導等のフォローアップが考えられます。

市としましては、創業支援や事業承継の相談など、商工会と協働しながら効果的に運用することで体制強化が図ればというふうと考えているところでございます。

○6番（野村広志君） 小規模事業者への支援について、やはり大方、市の商工会に依存する部分が非常に大きいのかなということは、今、市長から答弁があったとおりに思います。

では、今年度から経営発達支援計画を商工会と市と共同で策定をしたということでありましたけれども、その目的と期待する効果についてあれば、お願いします。

○市長（下平晴行君） 従来は商工会独自で策定しておりましたが、小規模企業振興基本計画の見直しによって、今回から市と商工会の共同による経営発達支援計画を策定したところであります。特に、この経営発達支援計画は、第2次志布志市総合振興計画を参照されていることから、市の方向性を重要視して策定されております。そのことで、これまで以上に市と商工会は連携を密にしていくことが求められ、中でも商工会が主体となって実施する補助事業や優遇制度などに、市ホームページなどの広報媒体を活用しながら情報周知を図ることが可能になるというふうに考えているところでございます。

○6番（野村広志君） 市長、では、なぜここに来て、自治体と商工会が連携強化を更に深める、進める必要性があったのでしょうか。どうお考えですか。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） 経営発達支援事業は商工会においてこれまでも策定されていた計画であります。小規模企業振興基本計画の見直しによって、今回、自治体との共同で策定することとなったところであります。地域特性を生かしまして事業活動を行い、特に売り上げ及び利益の確保と事業の持続的発展を遂げられるよう支援することで地域経済の活力等を確保することを目標として共同で策定することに至ったということとなっております。

○6番（野村広志君） 少し意地悪な質問だったかなと思いますけれども、それほど小規模事業者が疲弊しているということを市長の方にも認識をしていただきたかったという思いで少しお聞きしたところでした。

そういった中で、全国地方自治体においても、この小規模企業振興に関する条例の制定が進みつつあります。そこで、本市においても、この小規模企業振興に関する条例の制定に向けて協議を進めていただきたいというのが今回の質問の趣旨になります。このことは、あくまで条例を制定すること自体が目的ではないと考えております。制度はあくまで目標であり、目的はやはり厳しい状況に置かれている小規模事業者を少しでもサポートできればというようなことになろうかと思っております。条例の制定をもって支援の後押しが少しでもできればということで、条例の制定のお願いというような形で今回質問させていただいております。いかがですか、市長。

○市長（下平晴行君） 現在のところ、条例の制定につきましては検討していないところですが、本市では、志布志市商工業振興対策協議会を設置しているところでございます。委員は、市議会から議員2名の方をはじめ、市商工会、商工業者の代表、学識経験者、市の職員から構成されております。協議会の中で商工業企業者の様々な意見を伺いながら、今後の施策等に反映できればと考えているところでございます。

また、志布志市の総合戦略であります「志布志市まち・ひと・しごと ころざし創生戦略」における様々な事業に積極的に取り組んでいるところであります。引き続き、事業者からの様々なニーズ把握に努めながら、商工会等と密に連携して、事業のビルド&スクラップを行いながら、商工業振興に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○6番（野村広志君） 「まち・ひと・しごと ころざし創生戦略」等も含めながら、私が今言った、条例の制定をとということではなく、そういった形で進めていきたいというような答弁であったのかなと理解するところですが、先ほどもお話ししたとおり、条例を作ること自体が目的ではございません。条例は、制定しなくても、それに見合うようなしっかりとした担保ではないんですけれども、具体的な動きが少し見えてくればなという思いがありました。

現在、商工振興対策事業等で商工会の方には部門別に対策事業が様々組まれております。こういういったことを特化して、条例の中できれいに整理ができるのかなと思っております。ある程度方向性を決めたりとか、将来を見据えた展開が可能にもなるのかなという思いがあるものですから、条例の中で整理をされたらということでの提案でありましたので、ぜひともそういったことも考えていただければなという思いでおります。

では、現在進められている小規模事業者への支援についての内容を少しお聞かせください。

○市長（下平晴行君） 具体的な振興策としては、創業支援助成事業、販路拡大支援助成事業、店舗リフォーム助成事業をはじめ、経営体質の強化及び経営の安定を図るための商工業資金利子補給金交付事業などがあります。その他にも、地域経済の活性化並びに消費喚起を促すためのプレミアム商品券等の発行事業も実施をしているところでございます。

○6番（野村広志君） 様々支援策を講じていただいておりますが、広く全国、県内もそうだけれども、見てみますと、本市の取り組みが万全であるとは言い難い部分も多く見受けられるようです。

ここに、全国の商工会連合会における都道府県及び市町村における、先ほどもお願いしております小規模企業振興に関する条例、その条例を制定した後の効果に関する調査をした資料がございます。この資料については、所管課には事前にお渡ししてありましたので、御覧になっているのかなと思っておりますけれども、当然、全てが本市に見合うものではありませんけれども、条例の制定の効果のようなものはしっかりとうかがえているようでございます。

では、様々な支援もあろうかと思っておりますけれども、特に喫緊の課題として捉えておりますのが、新規就業者の支援と後継者の対策についてであります。このことについて少しお聞きします。

少子高齢化という社会問題に直面をしている中、小規模事業者においては、後継者の不在による事業継承の難しさや、仮に後継者がいらっしゃっても、混沌としている景気の動向により、経営の不安定さを危惧し、事業の継承を断念される方も多く見受けられるようでございます。

そこで、小規模事業者への支援の事業拡充の柱として、小規模事業者新規就業者支援対策事業を早期に整備をしていただきたいと思います。市長の見解をお聞かせいただきたいと思います。

○市長（下平晴行君） 少子高齢化する中で本市においても例外ではありません。事業承継ができず、廃業せざるを得ない状況が生じています。商工業の新規就業者支援対策におきましては、今話がありましたように、自分の子供がいなかったり、あるいはいても継承しなかったりというようなことで、後継者の支援対策を含めて、できるだけ早い時期に制度設計をして、そういう支

援をしてみたいと。そういう後継者の在り方と申しますか、せつかくの技術を持ちながら、無くなっていくというのをそのまま見逃すというか、そういうことをしないことによってまちの活性化も図れるんじゃないかなというふうに思っておりますので、このことについては、しっかり支援拡充してみたいというふうに考えております。

○6番（野村広志君） 早期に取り組むと、制度設計をするということでありましたので、大いに御期待申し上げたいと思いますが、そういったことも含めながら、条例で、ある程度整理をしながら示していかれるといいのかなということで、これ先ほどと少し戻りますけれども、そういった思いもあったところでした。

ここに、曾於市における商工業の新規就業者支援事業の概要があります。お隣の曾於市ですけれども、曾於市では、既に平成24年度からこの事業に取り組んでおられます。親の経営基盤を全く引き継がずに新規経営をする者、これは全くの新規ですね、新規の方には月額7万円ですね、親の経営基盤を引き継ぎながら経営改善を行う者、後継者という形ですけれども、これは月額5万円、これを2年間支給しております。驚くことに、この実績については、昨年度まで7年間、57名の方が支給を受けておられて、特にびっくりしておりますのが、後継者として支給を受けている者は7名であります。残りの50名に関しては、全て新規就業者であるということです。業種においても、ありとあらゆる業種がございます。びっくりするぐらい業種があるなど改めて感心したところでしたけれども、この事業を目当てにですね、市長、移住される方も多くいらっしゃるということで聞いております。どうですか、市長、こういった内容をお聞きになって、率直な感想をお聞かせいただけますか。数値があれば、またそれも見られたかと思えますけど。

○市長（下平晴行君） 今の曾於市のこの要綱でございますが、これは7万円と申しますと、月7万円ですので、年間84万円。そして、次の二つ目は月額5万円ということで申しますと、年間60万円という、いわゆる助成をしていくというようなこととなりますので、この辺がこういう助成をして、そういう対応をしていくのか、そこ辺はもうちょっと内部の状況を踏まえて、私も、「行ってみたいまち」「住んでみたいまち」「住んでよかったまち」の実現を目指して取り組みをしているところでございますので、そこ辺は十分内部で協議をさせていただきたいなというふうに思っております。

○6番（野村広志君） この移住されている方もいらっしゃるということでしたので、移住・定住という、そういった視点からもこういった取り組みというのが功を奏しているのかなと思っております。ぜひとも、当然大きなこれも予算もかかってきます。そういったことも含めながら、課内で十分に協議をしていただきたいと思いますと思っています。

まずは、先ほど市長の方から、後継者ないしは新しく就業される方々については、早期に制度設計をして、小規模事業者への支援を拡充していくというような答えをいただきましたので、少し安心したところであります。

これで終わりますけれども、先ほどお願いした条例の制定についても時代の流れもございまして、今後、その流れに沿って協議をいただけることをお願いをしまして、私の一般質問を終わりたい

と思います。

○議長（西江園 明君） 以上で、野村広志君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩いたします。

—————○—————
午後1時55分 休憩

午後2時05分 再開
—————○—————

○議長（西江園 明君） 会議を再開いたします。

玉垣議員、早退です。

一般質問を続行します。

次に、3番、尖信一君の一般質問を許可します。

○3番（尖 信一君） 皆さん、こんにちは。今、控え室で早く終われとか、時間を延ばせとか、いろいろと言われて、どっちやねんという、ちょっとプレッシャーを感じているところであります。

今日は、主な項目で3つ質問をさせていただきたいと思います。それぞれ、私、新聞を作っていて、新聞を配っている時に、市民の方からいろいろ御意見とか問い合わせがあったことを含めて、また議員の立場としても質問させていただきたいなというふうに思っております。

じゃあ、通告どおり、順に沿って質問をさせていただきます。

まず、教育行政についてでございますが、皆さん御存じのように、宮城県石巻市の大川小学校の津波被害をめぐる訴訟で、最高裁が市と県の上告を退け、およそ5年7か月にわたり裁判で争われてきた件が遺族らの勝訴で確定しました。これは最高裁が上告を退けたという形でございます。

子供を預かる教育行政に対して非常に高いレベルの災害対応が求められた司法判断となり、私も全国紙6紙全部見ましたが、非常に厳しい内容がそれぞれ書いてありました。教育現場は、正直なところ非常に戸惑っておられるというところがあるかと思えます。

そういう背景を受けて、本市においては沿岸部に位置する小学校や保育園等がございますけども、そこらに通う児童園児の安全確保に対して、今後どのような対策を考えておられるか、少し考えをお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

今回の宮城県石巻市の大川小学校の津波被害をめぐる最高裁判決を受けて、市の教育行政を預かる立場として改めて責任の重さを痛感するとともに、学校と一体となって防災体制の強化に取り組み、児童生徒等の安全確保体制の一層の充実強化を図っていきたいと考えております。

本市においても、自分の命は自分で守るという認識の下、沿岸部の小学校では、高台へ児童がばらばらに避難する「津波てんでんこ」や、保護者への引き渡し訓練、休み時間や授業時間等に行う予告なしの訓練、市防災訓練と連携した避難訓練を実施しております。20分程度のショート

の避難訓練を繰り返し実施することで安全に対する意識は高まってきております。

本市では、昨年度から文部科学省指定の学校安全総合支援事業に取り組んでおり、学校・家庭・地域が連携した取り組みを構築するとともに、大学教授や気象台の方々等の専門家を講師として学校に招へいしたり、大学教授の指導の下、中核教員が中心となって防災マップを作成したりするなどの取り組みも行っております。

今後、更に地震・津波・火災・風水害を含めた自然災害から命を守るための防災教育や避難訓練の充実に努めてまいります。

○3番（尖 信一君） ここで、石巻市の大川小学校の事案について、少しだけ振り返ってみてみたいと思います。

地震が発生したのが14時46分、一応児童が108名おられて、全員校庭に集められました。教員が10名、校長は不在でした。その中で、24名が、今、教育長もおっしゃいましたけども、保護者が来られて、引き渡しをしたということでございます。校庭で40分待機している間にいろいろ議論がありまして、「すぐ避難しよう」とか、「裏山であまり低学年は登れないかもしれないけども、裏山に逃げよう」とか、様々な意見があって、かんかんがくがくあったようでございます。その中でも、何人かの教員は、「裏山でもとにかく逃げよう」という意見があったようでございますけども、結局はまとまらず、津波が到来する7分前には広報車が前を通過して、「津波が来ますので、すぐ避難してください」という放送をしながら広報車が走ったんですね。それでも、なかなか避難しなかったと。最終的に避難を始めたんですが、避難を始めて7分後に津波が到来したと。74名の方が被災されて、70名亡くなって、4名の方がいまだに行方不明と。助かったのは、先生お一人と児童がお二人でしたかね。そういう災害でございました。

今回、最高裁は、市と県の上告を棄却したわけですから、仙台高等裁判所の二審ということで、ここの判断で最終結審ですので、これが判例になるかどうか、私も分かりません。最高裁の決定であれば、恐らくこれが判例で揺るぎない今後の一応裁判の例になってくると思うんですけども、上告を棄却していますので、これが最高裁の最終的な判断になるかどうか分かりませんが、恐らく今後これが基準になっていくんじゃないかなというふうに思います。

その中で注目しなければならないのは、子供を守るべき学校、行政がとるべき手段、これほどのようなことがあっても予見可能性を想定して、様々な施策をとりなさいという判断でございました。また、避難してきた校庭に一般の方もおられまして、地域の責任者らしい方、自治会長さんか公民館長か分からないんですけども、地域の責任者が、「ここは津波が来ない」というふうに先生方におっしゃったらしいんですね。それを基準にしたかどうか分かりませんが、二審では、児童を管理している教職員には一般の市民の判断レベルよりも高い判断基準を求めるということを判決の中に書いてございます。判決文がA4で77枚ありました。6時間ぐらいかかりましたね。これは、二審の高裁の分です。

このように、我々が一般普通考える判断基準よりも高い基準のレベルで管理下に置いている学校職員は判断されると。非常にここら辺は管理者にとっては厳しいことになっていると思います

ね。

宮城県は、すぐ翌年、2012年に各学校に防災主任を置きました。恐らく来年からはプログラミングの授業やら英語やらいろいろ始まるんで、先生方には大変な負担になろうかというふうに思っております。そういう事情がありながら、こういう判断が出たわけなんですけども、今、教育長が「津波てんでんこ」の訓練とか、引き渡しの手順とかいうふうにおっしゃいましたけども、ちょっともう一回聞きたいと思えますけども、「津波てんでんこ」で避難している時に、保護者が引き渡しを求めて来られた場合の手順というのはございますか。もしよろしければ、教えてください。

○教育長（和田幸一郎君） 「津波てんでんこ」の訓練というのは、志布志小学校、香月小学校、それから通山小学校、津波がすぐ押し寄せて来るような学校については行っております。この「津波てんでんこ」という訓練は、一応計画的に行っているところでございますので、その場に保護者が来るというような想定は今されておられません。実際の場面で、もし津波が起きた時に、「津波てんでんこ」で逃げている時に保護者が来た場合のことについては、それぞれ各学校でマニュアルができておりますので、マニュアルに沿って対応することになると思います。ただ、基本的には、津波が起きた時には、逃げ場所というのは3つの学校とも決めておりますので、そこに真っ先に逃げに行くということで、最終的には逃げた場所で保護者に引き渡すというようなことを取り決めている学校もあります。そこら辺は、まだそれぞれの学校の判断に任せているところがございます。

○3番（尖 信一君） すみません、教育長、そのルールを教えてくださいというふうに申し上げたんですけども、この場ではかなり長いですか。量が多ければ、結構ですけど。少し具体的に教えていただければ。引き渡しのルールです。

○教育長（和田幸一郎君） 引き渡しにおいては、沿岸部の学校で言いますと、それぞれ3つの学校で避難場所というのは決めておりますので、そこで保護者の方々に引き渡しをするというのが基本的な考え方になっているということでございます。

○3番（尖 信一君） そのルールを聞いたかったんですけども。

次にいきます。先ほど教育長も学校保健の件を申し上げられましたけども、平成20年には学校保健法というのがありましたけども、平成20年に学校保健安全法というふうに改定されております。この中には、学校安全計画の策定、それから危険等発生時の対処要領というのを作成しなさいという指導がありますけど、これは当然作られておりますよね。

○教育長（和田幸一郎君） これは義務でありますので、全ての学校で作られております。

○3番（尖 信一君） 具体的に申していいかどうか分かりませんが、通山小学校で沿岸部から大体700m、香月小学校は直線距離で大体1km、沿岸からございます。もし津波が来た時に、児童達が全員スムーズに「津波てんでんこ」で避難できるのか、ちょっと私も1回も立ち会っておりませんので、そこは分かりませんが、いずれにしても国道を渡らないといけないんですけども、そのところは大丈夫でしょうかね。

○教育長（和田幸一郎君） 私は、通山小学校の「津波てんでんこ」の様子を見たことがありますが、すけれども、必然的に国道があるわけですので、国道を渡らざるを得ませんので、避難場所まで約10分ということで、「津波てんでんこ」で避難した場合はですね。あと、香月小学校、志布志小学校ありますけれども、香月小学校も国道を渡らなきゃいけないという、そういう状況は想定されるといふふうに思いますので、そこら辺をどう対応していくのかというのは非常に大きな課題ではないかなというふうに思っております。

○3番（尖 信一君） 香月小学校には課題があるということなんですけれども、その課題についてはまだ具体的な解は見つかっていないということですか。

○教育長（和田幸一郎君） まだ具体的な方策というのは、今、私の方ではっきりと把握ができておりません。

○3番（尖 信一君） 教育長、ちょっとそれ問題ですよ。震災が起きて、9年、10年になりますよ。いまだに具体的な計画が見つかっていない、答えが見つかっていないというのは、ちょっと私は問題だと思いますよ。お答えください。

○教育長（和田幸一郎君） 先ほど言いましたように、通山小学校の方は国道も渡って行くということで、香月小学校の方は、横断歩道と、それから陸橋があります。このどちらを利用しているのかということについて、私の方が今情報を持ち得ておりませんので、今の状況で避難訓練どちらを利用しているのかということについては、後もってまたお答えをしたいと思います。

○3番（尖 信一君） ちょっと質問に困るような答えでございます。

愛知県の田原市、「タハラ」市と読むかもしれません。ここは、津波想定が21mと想定されていまして、この災害が起きてからいろいろ議論がありまして、最終的に高台の小学校と統廃合して、移転しました。その理由は、もちろん校長がおっしゃるには、少子化という問題もあったんですけども、大きな原因はやはり津波だというふうにおっしゃっているんですね。

本市の場合は、沿岸部に接しているのは3校ございますけれども、志布志小学校は一部かなり高台に校舎が建っていまして、建っている校舎も結構高さがございます。ただ、ほかの2つは非常に危険性のある位置に校舎があると。こういうことを言うと、危険をあおっているというふうな批判もありますけれども、やはり現実的に対応していかないといけないと思うんですね。そういう意味を含めまして、これは市長にも聞くべきかどうか分かりませんが、まず、教育長にお聞きしますけれども、残り2つの学校の移転、統廃合とかは視野に入っていないですか。

○教育長（和田幸一郎君） 今、私の方では視野には入っておりません。

○市長（下平晴行君） 私も今のところ視野には入っていないところです。

○3番（尖 信一君） その理由を聞かせていただけますか。

○市長（下平晴行君） それは、大規模校で、まして他へ移転するとなると、新しい校舎を造っていかなくちゃいけない。そういう面では財源的なものも含めてですね。今、教育長が先ほどからおっしゃるように、「津波てんでんこ」という形での、いわゆる来たらすぐ逃げるんだと、まずはそのことから取り組みをしていかなくちゃいけないのかなというふうに考えているところです。

○3番(尖 信一君) 私は、一応提案だけさせていただきます。時間はかかる、資金もかかると思いますけども、やはりそこら辺を視野に入れて、学校の移転となると地域の活力の問題が絡んできますので、地域の方の意見も聞かないといけないと思いますけども、私が新聞を配っている時に、やはり一番おっしゃったのは、毎日じゃないんだけど、おじいちゃん、おばあちゃんが子供を小学校に送っていく時に、ときたまですけども、「もしかしたらこれが最後の姿かなと思う時がたまにある」というようなことをおっしゃっていたんですね。保護者の中にもそういう方が何人かいらっしゃいました。それが本当に市民の、私は声だと思っただけですね。そういう声が少数であったとしても、やはり長い将来を見据えた場合は、そういう危険性のあるところの小学校、中学校はないですけども、小学校等は将来的には少子化もありますんで、有明小学校とか案楽小学校と統廃合を考えるとかいうようなことも視野に入れていくべきかなと思っております。一応これは私の考え、提案として受け取ってもらえればいいかと思っております。

続きまして、教育行政の2番目について質問させていただきます。

従来の「暗記型学習」から自ら課題を見いだして解決していく「思考型学習」に大きく変わろうとしております。学校行事の一環としての修学旅行の在り方も見直す時期と考えるが、修学旅行を今後どのように考える学習に生かしていくのか、考えを聞きたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○教育長(和田幸一郎君) お答えします。

修学旅行などの旅行、集団宿泊的行事というのは、平素と異なる生活環境にあつて、見聞を広めながら自然や文化などに親しむとともに、より良い人間関係を築くなど、集団生活の在り方や公衆道徳などについての体験を積むことを狙いとして実施されております。

市内全ての小・中学校では、単に目的地を訪れるだけではなく、事前に調べ学習を行い、旅行先で自分の調べたことを確認し、新たな課題と出会い、考えを深めるなど、探求型の学習を行っております。また、修学旅行後、学習をまとめたり、学んだことを情報発信するなど、工夫した学習計画の下に実施されております。修学旅行の目的を達成するために、旅行先でしかできない豊かな体験を行うとともに、異なる環境の中で過ごすことで志布志市の良さを感じたり、未来の志布志市を考えたりする貴重な体験の場となるよう努めてまいります。

○3番(尖 信一君) 今回の質問にあたり、市内の5つの中学校の過去4年間の修学旅行先の一覧表を提示していただきました。

その前に、青少年研修事業という形でシアトルとカリフォルニアに高校生・中学生を短期留学という形で事業を実施なさっておりますけども、これの応募者数と実際に行かれた数、それから前回の予算委員会で初めて聞いたんですけども、自己負担金額があるというふうに聞きました。この金額が分かれば、教えてください。そして、もう1件は、中学校の修学旅行費、これの金額が5つも学校がありますし、毎年若干違うんでしょうけども、大体どれぐらいかかっているのか、もし分かれば、教えていただきたいと思っております。

○生涯学習課長(萩迫和彦君) お答えいたします。

シアトルの研修につきましては、自己負担額が20万円でございます。そして、カリフォルニア研修につきましては、15万2,000円の負担金があるところでございます。

それから、応募者数についてのお尋ねでございますけれども、令和元年度につきましては、定員、シアトルが4人につきまして、申込者が4人、カリフォルニアにつきましては、定員が5名につきまして、申込者が17名となっております。

○3番（尖 信一君） 5つの中学校の修学旅行費は、また分かった時点で結構かと思えます。

今の自己負担を聞いて、正直びっくりしました。でも、負担金15万2,000円のカリフォルニアの場合は、定員5名に対し17名応募があるということですね。

なぜこういう一般質問をしたかと言いますと、これは事前に通告していないので、申し訳ないなと思うんですけども、予算委員会ของときこの事業が果たしてこれだけの、四百何万円かかっていますよね、かかっている、果たして限られた生徒さんにこれだけの費用をかけていくのが適切かどうかということ予算審議の中でお聞きしました。そうしたら、外部評価委員会で適切だと判断されたという一言でございました。そこから初めて私も、本市の修学旅行はどうなっているんだろうかという疑問を抱いて、今回の質問に至ったわけでありました。

この青少年研修事業、自己負担が20万円、それと15万2,000円、そうそう一般の家庭が出せる金額ではないです。私は、限られた人に大きな予算を使うよりも、もう少し考えていただきたいなというふうに思っております。

それから、志布志市内の中学校の修学旅行一覧表でございますけれども、過去4年間の分をいただきました。行く先が大体1回で6件から8か所ほどございます。すみません、これ何泊か分かりますかね。

○教育長（和田幸一郎君） 中学校の修学旅行は、基本2泊3日です。ただ、さんふらわあの場合は、3泊4日という形になります。

○3番（尖 信一君） さんふらわあは2つの中学校で3回ほど使われておりますね。全部でトータルしまして、約135か所の訪問先があります。その中で、個人的な意見として、ああ、なかなかいい所に行かれていますなというのは135か所の中で5か所でした。これは、個人の判断基準ですので、あれなんですけども、こういう所だったら、まあ、いいかなという所が、原爆資料館とか、平和記念公園とか、原爆資料館が非常に多いようでございます。私が、こういう所がいいんじゃないかなと思ったのは、トヨタの九州工場、ここは工場見学とだけしか書いていません。それから、ヤクルト佐賀工場とか、西南学院大学、大学にも修学旅行で行っていらっしゃいます。残念ながら、ほとんどが、グリーンランドとか、キャナルシティ博多とか、ユニバーサル・スタジオ・ジャパンとか、はたまた劇団四季とか、こういう所があるんですね。これは、それぞれの判断によるんでしょうけども、今から学習指導要領が変わって、問題解決型の人材を育てようと、考える人材を育てようという教育方針にこういう所が果たして適当なのかどうか、教育長の意見をお聞きします。

○教育長（和田幸一郎君） 修学旅行の目的というのは、三つございます。一つは、校外の学習

で子供たちが豊かな自然とか文化に触れるというのが一つ目的としてございます。それから、二つ目に、教師と子供、それから児童生徒同士が心の触れ合いというのを校外の場で深めるということ。そして、三つ目は、生活習慣とか、あるいは公衆道徳とか、そういうことを学ぶということで、それぞれの学校が2泊3日の計画を立てていると思います。限られた日程の中で各学校が何を持ってくるのかというのは本当にいろんな判断をされてのことだと思いましたが、全てが遊びの施設でやっているわけではなくて、その2泊3日の日程の中にそれがたまたま入っているということなんだろうと思います。2泊3日の日程が全てそのような娯楽的な、娯楽的などという言い方は悪いですが、例えばグリーンランドとか、そういうことではなくて、それぞれの学校が必要なものとして、例えば平和的な学習をしようとか、あるいは企業を見学しようとか、そういう日程が盛り込まれていると思いますので、一概に全てこの日程が学校にとって、修学旅行の目的からいっておかしいということは私は言えないと、そういうふうに思います。

○3番(尖 信一君) 私は、「全て」なんて一言も言っていませんよ。個別に指して、ここが適当かどうかという質問をしたんですね。「全て」とは、私、言っていませんよ。

この修学旅行の計画は、各学校が単独で決めているんですか。それとも、教育委員会もしくはその関連する機関でレクチャーをしながら、学校からの提案に対して許可を出しておられるのか、そこら辺をちょっと教えていただけますか。

○教育長(和田幸一郎君) 修学旅行の計画については、教育委員会はほとんどタッチしておりません。ただ、計画ができた段階では、こちらの方にどのような計画で行くということはあがってきています。

修学旅行の計画をするにあたっては、もちろん担当する旅行業者がありますので、旅行業者と学校が打ち合わせをするわけですが、その中に私どもが必ず修学旅行をする上で大事にしたいのは、事前に子供たちがどのような学習計画を立てて、そして修学旅行に行って、その後、修学旅行から帰ってからどのような報告をしていくのかと、この三つの段階というのは、確実に各学校行うようにということで、ただ行って、終わりということではなくて、そのような形の修学旅行でありたいということで、そのことについては各学校には指導しているということでございます。

○3番(尖 信一君) 公益財団法人日本修学旅行協会というのがありまして、ここが毎年、教育旅行シンポジウムというのを夏にやっておられます。当然御存じかと思うんですけども、2017年、2018年、2019年のテーマ設定の趣旨を調べてみましたけども、今、教育長がおっしゃったように、訪問先に対する事前学習、それから現地での事前に収録したテーマの調査・記録、それから事後学習で記録のまとめ方というのが2019年、今年ではテーマになっております。

修学旅行というのは、新学習指導要領の中で特別活動の中に入っております。その中の学校行事、その中の旅行、集団宿泊的行事として位置付けられております。

今、教育長がおっしゃいました三つのテーマというのは、それは教育長個人のテーマですか、それとも学習指導要領にのっとったテーマですか。

○教育長(和田幸一郎君) 学習指導要領にのっとった基本的な考え方です。

○3番(尖 信一君) 今年の学習指導要領では、「情報活用能力の育成を図るため、各学校においてコンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ること」と定められておりまして、学校におけるICT環境の整備とICTを活用した学習指導活動の充実に努めることが求められていると。ICTは、「一斉学習」「個別学習」「協働学習」のいずれの学習場面においても活用されるが、それは教科の学習のみならず、特別活動においても同様であると。修学旅行を主とする教育旅行では、ここから、今、教育長がおっしゃいました事前学習ですね、それから現地での情報共有や活動の記録、そして帰ってきてからの調査記録のまとめというふうになっております。

今、教育長がおっしゃったような内容とほぼ一致するとは思いますが、先ほど最初におっしゃいました、教育長が、私がちょっとこれは不適切ではないかと御指摘申し上げました各学校の訪問先、私は教育委員会である程度レクチャーをして、それで決めているのかなと思っていましたけども、恐らく各学校と旅行会社がそれぞれの思いで決めておられるというような受け取り方でよろしいでしょうか。

○教育長(和田幸一郎君) そのとおりでございます。

○3番(尖 信一君) せっかく貴重な2泊3日、3泊4日の時間をかけて、費用をかけて行かれるのであれば、できるだけ新しい新学習指導要領の生きる力、これをうたっていますよね、生きる力を育めるような修学旅行を目指して計画していけるように教育委員会が指導していくべきではないかと思っておりますけども、そこら辺今後の考えを最後に聞かせてください。

○教育長(和田幸一郎君) 子供たちが集団生活を通して学ぶ場というのは、この修学旅行だけではなくて、例えば集団宿泊学習もあります。それから、先ほど企業のことを言われましたけれども、各学校、職場体験学習がありますので、職場体験学習で子供たちは実際職場に行って、様々なことを学ぶということで、いろんな学ぶ場というのがあります。その中で、やっぱり大事にしたいのは、議員が言われますように、子供たちが主体的に考えて、実施ができるような、そういう子供たちを育てようということなので、修学旅行、あるいは遠足、あるいは職場体験学習、集団宿泊学習、そういう様々な場面で子供たちのそういう力を今後も育てていきたいなど、そういうふうに思っております。

○3番(尖 信一君) 今の答弁は、今後、各学校、旅行会社の計画についても、ある程度注目、指導していくというふうに判断してよろしいですか。

○教育長(和田幸一郎君) 最終的には学校の判断だと思いますけれども、こういう視点も求められるよねということは、今後また指導はしていきたいというふうに思います。

○3番(尖 信一君) 理解しました。ありがとうございます。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

軽微ないじめも積極的に認知されるようになり、全国のいじめ問題の件数は54万件と過去最高になりました。本市におけるいじめの問題や件数などを把握なさっているか、お答えください。

○教育長(和田幸一郎君) それでは、いじめの件数についてのお尋ねです。

いじめについては、学校の大小にかかわらず、軽微な段階で1件でも多く発見し、1件でも多く解決することを前提に未然防止に向けた取り組みを推進しております。

令和元年度のいじめの認知件数は、10月末現在、小学校393件、中学校は43件で、合計436件となっております。

学校では、いじめがゼロであるということより、1件でも多く発見して解決できたことが、学校の信頼につながることを指導しているところであります。

○3番(尖 信一君) 全国的に見ましても、小学校はダントツにいじめが多いんですよね。本市でも、これを見ますと、中学校よりも10倍ぐらい多いということですね。

今回、志布志市いじめの防止等に関する条例が新たに制定されるようで、我々にも資料が届いております。ぜひともきちっとしたものを作っていただきたいなと思っております。

今回、なぜこんな質問をしたかといいますと、やはり市民から声が上がって、教育長や市長に情報が上がっているかどうか分かりませんが、ある特認校でいじめがありまして、入学されて早々いじめが始まりまして、学校で先生が入って来られた時、担当の子供が「起立」と言うんですね、そのいじめられた子が、「起立」を皆さんに呼び掛けたところ、いじめた本人が立たなかったということで、「何何ちゃん、立って」と頼んだらしいんですね。そうしたら、その子がつかつかて来て、叩いたらしいんですね。それを見ていた他の児童が、「叩いたら駄目よ」と、「暴力は駄目よ」という一件があったらしいんですね。そこから、いじめが始まったみたいなんです。祖父母の方が学校に行かれて、担任の先生にこういうことがありましたということで御相談なさったんですね。これはあくまでも当初相談だったということでした。しかし、担任の先生は、「発達段階ではよくあることですよ」と、笑っておられたということで、相談の対象にならないような感じだったということだったんですね。どんどんどんどんいじめがひどくなりまして、とうとういたたまれなくなりまして、去年の11月に市内の他の小学校に転校なされました。注意をした友達も最終的には今年の3月いっぱい転校なさったみたいですね。

ちょっとその事案、10月か11月頃には教育委員会に3回相談に行かれたということでしたけども、どうでしょうか、それは報告として御存じですか。

○学校教育課長(谷口源太郎君) お答えします。

学校からその報告は受けております。

○3番(尖 信一君) 私も、学校名は言いません。教育長は、その話は聞かれていますか。

○教育長(和田幸一郎君) はい、聞いております。

○3番(尖 信一君) 教育委員会に行った時に、3回行ったけども最初から最後まで、メモも取ってもらえなかったと。最初の頃は頷いていろいろ聞いてもらえたけど、2回目、3回目行った時は下を向いて何も相談もできなかったということなんです。

いじめ問題というのは、大なり小なり必ず起きるかと思うんですよね、これは。先生たちも教育委員会も一生懸命やっておられて、たまたまそういうめぐり合わせでそういうお子さん同士が鉢合わせになって、いじめ問題が起きるといこともあろうかと思いますが、私が一番気にな

ったのは、その後の対処なんですね。対処方法。対処をきちっとされなかったということで怒っておられたんですね。そこら辺どうなんでしょうか。学校教育関係として、いじめ問題に対する対応がしっかりとできているのか。条例もきちっとありますし、恐らくマニュアルもあると思うんですけども、恐らくいじめ問題というのは、一例一例全て違うと思うんですよね。そこら辺どうなんでしょうか。きちっと対応できているんでしょうか。

○教育長（和田幸一郎君） いじめ問題の対応ということで言いますと、大事な視点が三つあります。一つは、未然防止ということで、いじめが起らないような、そういう学級の雰囲気とか、かねての子供たち同士の心の交流とか、そういうのを図って、子供たちが学校に楽しく行ける、そういう雰囲気をつくる。未然防止。それから、二つ目に、日常的に早期発見をしていくということがございます。教育委員会には毎月いろんないじめの状況ということについての報告が上がりますので、その中で重大案件につながりそうないじめについては適宜指導しております。それから、最後に、今、議員が言われましたように、どのような対応をしていくのかということでもありますけれども、今言われましたように、いじめの対応については一件一件全て状況が違いますので、いじめた児童生徒、それからいじめられたと言われる児童生徒、それからいじめた側の保護者、それからいじめられた側の保護者ということについての意見、考え方とか、あるいはこちらの考え方を伝えるようにしておりますけれども、先ほどの事例について、もし保護者側が非常に不満を持ちながらということであれば、こちらのまだ対応が十分でなかったということも言えるんじゃないかなと思いますので、今後のいじめの対応の仕方について、私どもはまたもう一回誠実にそういうことに向き合うという、その大事な視点を忘れることなく取り組まなきゃいけないということを感じております。

○3番（尖 信一君） おっしゃるとおりでございまして、いじめ問題には、解決、ある一つの解はないわけなんですね。様々な事例がありますので、様々な解決方法はあるかと思っておりますので、そこら辺は、今後、学校関係者の皆さんで共有して対処していただきたいなというふうに思います。

残念ながら、この11月に市内の他の学校に転校なさいました。その転校先でも、また問題が起りました。これは、事前に通告はしておりませんが、いじめ問題じゃなくて、その児童の方が食物アレルギーがありまして、牛肉アレルギーということで医師の診断書も出されておられたんですけども、学校側の給食の方針かどうか分かりませんが、全部食べさせられたということで、その日の夜中にアレルギーが発生したという事例があるんですね。その事例は、お聞きになっていないですか。その方は、給食センターに電話したら、栄養士さんが出られたけども、笑いながら、「すみません、忘れていました」と言われたということでした。これ下手したら、命に関わることなんですよ。その事例は、報告ありますか。

○教育長（和田幸一郎君） 具体的に今ちょっと把握ができておりませんが、ただ私が今感じたのは、アレルギー対応ということについては命に関わることでございますので、これについては、給食センターの方が一人ひとりの子供のそのときそのときのメニューというのはきちんとアレルギー対

応の食事を出して対応していると思うんですが、もし今のそのような事案が現実としてあったとしたら、このことについては、再度私どもはきちんと指導していかなきゃいけないなというふうに思います。

○教育総務課長（徳田弘美君） アレルギー対応の件で、時期的に議員がおっしゃる時期とはちょっと異なりますけど、そういう事案があったことは報告がありました。私、直接保護者の方にも謝罪をして、翌日にもまた子供の安否を校長にも確認をしたところでした。

○3番（尖 信一君） すみません、11月と申し上げたのはちょっと私の勘違いで、残念ながら、その方は結局11月に他の市に転校なさいました。この市では子育てができないということで転校なさいました。それが11月でした。申し訳ありません。

今、教育長がおっしゃったように、非常に危機的な状態だと思うんですね、こういう場合は。子供さんの生命に関わることですから、もしそのような事案があったんでしょ。そういうふうな報告を私も市民の方から受けましたから。ぜひ対策をとっていただきたいと思います。そのところをもう一度お願いします。

○教育長（和田幸一郎君） 給食というのは、子供たちの非常に大事な、子供たちが楽しみにしている時間でもありますので、どんどんどんどんアレルギー対応の子供たちが増えている状況があります。ただ、本当に一つ間違えば、死に至るといような、そういう非常に厳しい状況というものもあるわけですので、もう一回、給食センター等の先生方、そしてまた学校の対応もいろいろ問われる部分があると思います。その子が今日はアレルギー対応の食事がきちんとできているのかという確認とか、そういうことを含めて、再度また指導を徹底していきたいというふうに思っております。

○3番（尖 信一君） もしかしたら隠れたそういう問題があったのかもしれないので、そこら辺はもう一度精査していただいて、対応していただきたいなというふうに思っております。

○議長（西江園 明君） 答弁ありますか。

○教育長（和田幸一郎君） 先ほどの香月小学校の避難のことについて、私がちょっと把握しておりませんということですが、あそこに歩道橋と横断歩道があります。香月小学校は、5月の訓練では、歩道橋を活用して避難する。11月の訓練では、今度は警察官の誘導で横断歩道を渡って避難すると。そういう学校に応じた避難訓練を実施しているということで今報告を受けておりますので、私自身はそのことを具体的に把握しておりませんが、本当にそういう意味では申し訳なかったなというふうに思います。

○3番（尖 信一君） それでは、2番目の水産業の育成について、市長にお伺いしたいと思います。

産業建設常任委員会の所管事務調査で大分県の佐伯市に行ってまいりました。イワガキの養殖が大きな産業に成長しておりまして、大分県の産業水産物の60%を佐伯市が生産しているということでございました。その中でもイワガキが占める割合が多くて、20tでしたかね、出荷なさっているようでもございました。

それを踏まえて、本市における水産業の現状と、今、本市で補助金を出していますイワガキの養殖事業を今後どのように成長させていくのか、お伺いしたいと思います。よろしく願います。

○市長（下平晴行君） 尖議員の御質問にお答えいたします。

本市における水産業の現状につきましては、志布志漁協の組合員の高齢化に加え、長引く漁価の低迷・燃料価格の変動等により、漁船漁業は厳しい経営が続いております。さらに、志布志湾におきましても、不漁等で水揚げが減少し、漁家経営はひっ迫しております。漁協経営におきましても、販売事業で水揚げ高が前年度を下回り、年々厳しい状況となっております。

イワガキの養殖事業は、平成28年度から地方創生交付金のイワガキ等養殖ブランド化事業により本格的に養殖を始め、養殖を開始して3年目の昨年度は、志布志市のふるさと納税の返礼品として出品をしたところでありました。また、今年は、漁協隣接の「びろう」跡に新鮮なイワガキを味わえる漁協直営の海鮮レストランを整備いたしました。4年目の今年は、生産量が更に増えてきております。今後は、生存率を向上させるための養殖技術のノウハウを更に蓄積させるとともに、県・市・漁協と協力して、新たな販路拡大に努めたいと考えております。

○3番（尖 信一君） 我々も佐伯市に行って、非常に勉強になりました。以前から養殖ガキの件については、私興味を持っておりましたので、委員会の方に私から、たまには養殖業の視察に行ったらどうですかということで受け入れていただきまして、視察してまいりました。

佐伯市のイワガキの歴史に少しだけ触れてみたいと思います。平成16年、県の水産試験場がイワガキの種苗生産に成功したということで、それまで佐伯市の養殖業者は真珠の養殖をやっておりました。ただ、その真珠の養殖が疫病で全滅したことがあったんですね。さあ、どうするかということで2枚貝、同じく2枚貝ですので、2枚貝の技術をもってイワガキの養殖に挑戦なされたようです。共通する道具も結構あったようで、初期投資があまりかからなかったということでございました。県の水産試験場が20万～40万個、種苗を生産できるようになったということで、市は一切補助金を出さずに、県からのこの種苗を無償で19業者に渡したと。どうぞ頑張ってくださいということでですね。19業者の中の8業者が以前の真珠の養殖業者ということでございました。ただ、2枚貝の養殖は、非常に特殊らしく、非常に手間がかかるということで、残りの11業者は新規で、同じ漁業関係でしたけども、撤退なさったということでございました。結局、以前から2枚貝の養殖をなさっていた8業者が最後まで残ったということですね。

私が一番驚いたのは、最初は民間業者の方が自主的に種苗を自分らで購入して、実験的に始められて、その間、県の水産試験場で量産体制ができるようになったということで、それまで業者の方が自力でやっておられたと。本市の場合は、毎年1,200～1,300万円の補助金を出してやっておりますね。その違いを非常に強く感じたわけで、今回の質問となったわけでございます。

平成28年度から始まっています本市のイワガキ養殖について、種苗の購入費用と、それからそれに伴っての生産額、出荷額、分かれば、教えていただけますか。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） 平成30年度につきましては、種苗の購入費としまして200

万円計上しております。

○議長（西江園 明君） 生産高、販売高。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） 平成30年度の出荷額は、本格的に出荷を始めたのは平成30年度のみで納税からということで、初年度600個ほど出荷しております。

○3番（尖 信一君） 平成30年度の稚貝購入費は、分かりませんか。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） 稚貝ですね。平成30年度の稚貝購入費、これは、イワガキ、トコブシ、ヒオウギ貝、この稚貝を購入しております、イワガキを72万円、トコブシを72万円、ヒオウギ貝を40万円購入しております。

○3番（尖 信一君） 平成28年度、平成29年度は、分かりませんか。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） 平成29年度がイワガキの稚貝を172万円、平成28年度は後もって報告いたします。

○3番（尖 信一君） 私がいただいた資料では、平成28年度の稚貝の購入が112万円ですね。平成29年度が260万円、平成30年度が390万円となっています。違いますか。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） これは、先ほど申しましたのは補助額でありまして、それに組合単独のお金を追加しまして、その金額だと思われまして。

○3番（尖 信一君） それから、もう一度確認します。平成28年度出荷品質向上対策費に640万円、平成29年度品質向上調査研究費に230万円、P R・販売促進費が194万円、平成30年度が6次産業化準備費に350万円、それから品質向上調査研究費に280万円、P R・販売促進費に183万円となっていますが、これは間違いありませんか。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） 平成29年度。

○3番（尖 信一君） いや、平成28年度から申し上げました。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） すみません、平成28年度は、後もって資料を持ってきます。

○議長（西江園 明君） その数字が間違いはないかということ。平成29年度で。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） 平成29年度のP R・販売促進費は194万円。

○3番（尖 信一君） そうですね。はい。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） 合っております。

○3番（尖 信一君） 合っています。品質向上調査研究費。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） 品質向上調査研究費につきましては230万円。

○3番（尖 信一君） 合っていますね。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） 6次産業化準備費が350万円。

○3番（尖 信一君） それは、すみません、平成30年度ですね。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） そうです。はい、すみません。平成30年度でした。

平成29年度は、出荷販売費が112万円、備品購入費が316万円、稚貝購入費、これはロープとか、それも含まれますので、260万6,400円となっております。

○3番（尖 信一君） 去年、平成30年度が商品等の出荷は何個とおっしゃいましたかね。すみ

ません、もう一回お願いします。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） 平成30年度は、ふるさと納税関係で600個出荷しております。

○3番（尖 信一君） 佐伯市の資料の中に、技術が進んでかなり生産性が上がった結果だと思うんですけども、これだけの生産量があれば、年収がこれだけありますよという資料をいただいております。それにひきかえて、本市の今の平成28年度、平成29年度、平成30年度を見ましても、非常に効率が悪いというふうに思ったんですね。

組合の方にちょっと調べてみました。そうしたら、やはり組合の中でもいろいろ意見が出て、いろいろ言うんだけど、実際従事している方がなかなか意見を聞いてくれないと。こういうふうな改善をした方がいいんじゃないかということと言っても、全く聞き入れてくれないと。歩留まりが非常に悪いといいながらも、かごを上げてみると、中が見えないぐらい藻がびっしりついて、酸素の行き来もできないような状態だと。それでも清掃しないというような意見を聞いたんですね。

佐伯市の養殖の一番大事なポイントは、出荷まで1年半ぐらいかかるんですけども、やはり4回ぐらいは大がかりな清掃をするということだったんですね。これは、後で必要であれば、資料を渡しますけども、販売価格がキロ850円ですね。稚貝の単価が1個10円、歩留まりを5割と設定しています。これは、最悪の歩留まりらしいです。大体5割から8割が歩留まりらしいです。先ほど申しましたように、年に4、5回きちっと清掃すれば、歩留まりは7割、8割まで上がるということでした。出荷サイズが大体1個当たり150～170g、それで1日8時間労働した場合、これで計算していきますと、これで出荷すると、純利益が580万円出るという事業プランがきちんとできているんですね。

これを見て、私がもうちょっと若ければ自分でもしたいなと非常に思ったぐらいなんですけども、こういう例があるのに、本市では3年かけて600個の出荷。ちょっとこれどうなんでしょう。何か根本的に見直す必要があるんじゃないですか。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） 議員おっしゃるとおり、佐伯市の方では年4回ほどのメンテナンスといいますか、そういった清掃活動を経て、残存率を最低でも50%、通常は70%以上を上げているという実績は素晴らしいものと考えておりますが、どうしても志布志漁協につきましても、そういう体制を整えば、もっと残存率が上がるとは考えるところがございますけど、組合としても、人間的なもの、予算的なもの、管理についてはなかなか厳しいものであります。実際、組合としても、最低年1回はローテーションとして清掃、その貝殻を磨く、そういうことは行っているようでございます。

○3番（尖 信一君） その年1回というのが大きな問題なんだろうね。最低でも年4回ぐらいはしないと、歩留まりが7割、8割までいかないというのは、これ分かりますよね。

もう一つ、私問題があると思うんですよ。やはりこの補助金を漁業組合に出しておられると思うんですけども、その判断でよろしいですね。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） 佐伯市は早い段階で生産性を上げて、所得につながっているという実績があるということでございますが、志布志漁協につきましては、初期投資が3年はずっとブイとか、そういうものに大分その補助金を使って、当然滅菌関係の機械も入れていますので、そこら辺が大体3年目で整ったところということで、これからはメンテナンスですかね、そういう形で補助金というか、そういうのに充てて、もっと残存率を上げるという形では考えているところでございます。

○3番（尖 信一君） じゃあ、かなり来年は期待ができるということのようでございます。

私は、先ほどちょっと途中で言いかけましたけど、他に問題があるというのは、やっぱり組織の在り方だと思うんですよね。ある限られた組織の中で一生懸命やっておられるんでしょうけども、新しい手法、新しい考え方を受け入れない体質があるんじゃないかなと思うんですよね。ですから、補助金の在り方にしましても、ただ1か所にやるんじゃなくて、こういう事業プランがあるわけですから、例えば異業種から参入を募るとか、建設業とか飲食業でもいいかと思えます。農業法人でもいいかと思えますけども、新たな養殖業参入という形での新しい風を入れていかないと、組織は変わらないと思うんですよね。そこら辺も含めて、最後に、市長、どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 私も、その組織の在り方が大きな問題じゃないのかなという気はしているところです。もちろん補助金の使い道等々も含めて、やはり先進地もあるわけでありますので、そこ辺も含めてしっかりと漁業者の方にも組合の方にも取り組みをするようにしていきたいというふうに思います。

○3番（尖 信一君） 去年、小園議員が漁業法の改正の件で一般質問をなさっていますけども、漁業法の改正がありまして、国も陸上の養殖とか、海面養殖とか、今後伸ばさざるを得ない方針だと思うんですね。「獲る漁業」から「育てる漁業」という形で、そこには既存の意識だけでなく、新しい意識を持った新規参入で業態を突破していかないと、恐らく本市のこのイワガキだけじゃなくて、漁業全体が衰退していくんじゃないかなというふうに思っております。

ちなみに、北海道にサロマ湖というのがありますよね。ここにサロマ湖養殖漁業協同組合というのがあるんですけども、ホタテガイを育てますけども、年収6,000万円です。すごいですよね。こういうところもあります。

今、市長がおっしゃったように、そういう時期にきていると、新たな風を吹き込んで突破していかないといけないというお言葉を信じて、最後の質問に移りたいと思います。

公金の運用についてということで、市長の公約の柱であります「入るを量りて出ざるを制す」の下、国からの様々な補助金・交付金を本市も利活用しております。一方、各種補助金のゼロベースの見直しながされております。そのような中で新たな財源確保に向けて、基金などの安全で有利な管理運用は積極的になされていないと思います。超低金利と言われている時代の中で少しでも「入るを量る」ためにも、安全で確実な運用を行う考えはないか、お尋ねしたいと思います。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

本市の基金運用状況につきましては、21基金のうち、16基金を基本的に1年間ごとに定期預金

運用し、3基金を定期預金と普通預金で、2基金を常時収支の行える流動性のある基金として普通預金運用を行っており、総額は10月31日現在、72億1,705万3,408円となっております。現在、基金ごとに定期預金で預けていますが、1年以上の預金金利は3,000万円以上で0.035%から10億円以上で0.080%と、預け入れる金額により金利が設定されていることから、複数ある基金を同一日に預ける一括運用によるスケールメリットを活用し、最も有利な金利が付与される預け方をしております。安全を第一に確実な運用を行っているところであります。

しかし、この金利は、今年度からの利率であり、10億円以上1年満期の金利が0.15%あったものが0.08%になり、例えば10億円を1年間定期に預けた場合、70万円の減額となっております。預金だけでは十分な運用益を確保することが難しい情勢となっております。

お尋ねの債券運用につきましてでございますが、国のマイナス金利政策の導入後、国債や地方債も利回りは低いですが、債券運用も必要であると考えますので、検討してまいりたいというふうに考えております。

○3番（尖 信一君） 基金の総額72億円ということでしたけども、これは積立金の62～63億円はまた別ですよ。

○会計管理者（桑迫 悟君） 積立金とは別で、現在の基金の残高でございます。10月末現在の基金残高が72億1,705万3,408円となっておりますのでございます。

○3番（尖 信一君） 地方自治法第241条第2項、「基金は、目的に応じ、確実かつ効率的に運用しなければならない」とあります。当然御存じだと思いますけども。それから、地方財政法第4条の3第3項、「預金、国債証券、地方債証券、政府保証債券、その他の証券の買い入れ等の確実な方法によって運用しなければならない」というふうに定めがございます。今、本市ではそのようなことがなされているようでございます。

ちなみに、今年8月、大分県国東市に視察研修に行きましたけど、国東市が積立金残高が150億円ありまして、そのうちの51.5%が有価証券の運用です。

県内に限って申しますと、本市は、当然債券運用ゼロでございます。鹿児島市もゼロです。南さつま市が168.6億円の積立金のうち、37%が債券運用です。南大隅町、ここが99.5億円の中の40.5%が債券運用です。すみません、これ2017年度分ですね。ちなみに、東串良町、これが23.5億円ございますけども、ここが2017年度は5%でしたけども、去年は21%に伸びて、債券運用をしているようでございます。

それから、一番、九州の中で債券運用を一生懸命やっているところは大分県のようにございます。各市・町がそれぞれ非常に高い割合で債券運用を行っております。宇佐市が177.5億円のうち、71.9%を債券運用しているということでございます。

市長がいつもおっしゃっている、「入るを量る」という意味では、ここら辺も当然考えていかなければいけないところかなというふうに思います。

ちなみに、全国で見まして一番債券運用が高いところが福岡市でございます。積立金620億円のうち、全額100%を有価証券で運用をしております。

市長、どうでしょうか。具体的に、先ほどの答弁では3,000万円ぐらいの運用益、預金金利があるということでしたけども、「入るを量る」という意味では、安全な運用をしながら、更なる運用益を得るべきではないかなと思いますけども、そここのところをもう一度お願いします。

○市長（下平晴行君） これは、おっしゃるとおり、これからはそういう時期にきているのではないかというふうに考えております。ある財産をどう活用して、「入るを量る」かということは基本的なことですので、そこ辺は十分内部でも検討して、対応してまいりたいというふうに考えております。

○3番（尖 信一君） どなたに聞いていいかわかりませんが、会計担当かどうか分かりません。JICA債って、御存じですか。市長、どちらか。

○会計管理者（桑迫 悟君） 政府機構の発する債券と存じております。

○3番（尖 信一君） ちなみに、今回、公金の運用ということである金融機関に伺いまして、調査をさせていただきました。そのときに、大隅では今年の春ぐらいに鹿屋市役所で各担当者にレクチャーをしましたということでした。私が行ったのが10月半ばでしたので、その翌日ぐらいにも会社でありますということで、12月は10日にまたレクチャーをやるという、公金の運用管理という形ですね。そういう情報は持っておられますか。

○会計管理者（桑迫 悟君） 常時、証券会社からセミナー等の開催につきましては、ファックスが届いているところでございます。

○3番（尖 信一君） 参加をされていますか。

○会計管理者（桑迫 悟君） 先月も、11月14日に2社のセミナーを受けてきたところでございます。

○3番（尖 信一君） 今ちょっとこれ申し上げましたけど、JICA債というのがございます。これは、政府が出資している基金でありまして、海外に有償で投資をしていくということでございます。それから、格付けは「AA+」で国債並みの格付けでございます。現在、投資しているところが、全部は申し上げられませんが、自治体で17、大学で7、金融機関が47銀行が出資しています。そのほか、団体ですね、労働組合とか、例えばJAとか、ここら辺が9団体出資しております。投資期間は10年です。当然、「AA+」ですから金利も低いです。しかし、ここは、最近、議員の方から様々質問が出ていますけども、SDGsやらESGの関連の投資を行っています。非常に勉強すべきではないかなというふうに思っております。

ちなみに、県内では鹿児島信用金庫が投資をしております。また必要であれば、この資料等はお渡ししますので、ぜひ少しでも「入るを量る」ような投資活動をしていただければと思います。私は、あくまでも安全投資という形で提案していますので、余裕があれば株式投資とかいろいろあるんでしょうけども、私も証券会社におりましたから、そこら辺はよく分かっていますけども、やはり公金でございますので、安全投資が第一かなというふうに思っております。

ちなみに、特別会計、先ほど市長でしたかね、一括運用をなさっているということでしたけども、運用上、この一括運用というのは非常に大事なんです。そこら辺をやっておられるとい

うことだったんで、非常に安心しております。

ちなみに、福岡市が積立金を100%運用しているということをさっき申し上げましたけど、一般会計で財源が不足したときにどうするかという問題が当然出てきますけども、この資料をいただいた金融機関に聞いたところ、銀行から借りた方が安いということでございました。0.0幾らの分です。先ほど申しましたように、まとまった金額の基金を一括運用で預けていた方が、そちらの方の金利の方が高いと。ですから、金庫はゼロでもいいんだというようなことをおっしゃってました。ぜひ参考にさせていただきたいと思います。

市長、最後、そこら辺を。

○市長（下平晴行君） 今話がありましたように、預けるところの金利と、一時借り入れでそういう対応をしていくという、いわゆる「入るを量る」対応を関係する財務課等々と協議をして進めてまいりたいというふうに考えています。

○3番（尖 信一君） 最後に、これをちょっと出すのを忘れていましたけど、御存じですか。議員の方、御存じですか。さすが、岩根議員、御存じですね。見えますか。これは、地図の記号です。災害伝承碑、ここで災害がありましたというのを、国土地理院が出しているものなんですね。今回、国土地理院が追加しまして、ついこの前まで137ぐらいでしたけども、今300ぐらい増えています。実質的には、地図には載っていないけども、全国に1,000か所ぐらいあるらしいです。

私は、いつも津波や地震のことを申しますけど、やはり日本列島というのは活火山の上にそのままあるというふうな認識が必要ではないかなと思います。昨今、様々な所で、予想もしないような所で、地震が起きたり、津波が起きたりしていますけども、ここ数年は、下からの災害ではなくて、上からの災害も最近は多いんですよ、豪雨災害。上からも下からも災害が起きていますので、そこにどういうふうに関後対処していくのか、そこら辺を十分、それを言ったら何もできないと、この前、おっしゃいましたけど、それは、ここで言っているかどうかわかりませんが、でも、それぐらいは、やっぱり考えて、様々な手段を設定しておかないと、「いや、あいた、しもた」ということになったら遅いと思うんですね。ぜひともそこら辺をよろしく願って、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（西江園 明君） 先ほど尖議員の教育行政のところでは修学旅行費の答弁が漏れておりましたので、答弁を許可します。答弁をお願いします。

○教育長（和田幸一郎君） 先ほど修学旅行費がどれぐらいかかっているのかという質問がございました。それぞれの学校が全部行き先が違いますので、行き先というか、行程が違いますので、おおよその金額ということで受け止めていただきたいと思います。

小学校は、熊本方面に行っている学校が約2万8,000円程度、それから県内、指宿とか知覧とか、そういう所に行っている学校が約1万9,000円。それから、中学校は、さんふらわあを利用している学校があります。これは、約4万5,000円で、市の方から1万円の助成をいただいているということであります。それから、同じ中学校で長崎とか福岡方面、これは約4万8,000円と、

そういうおおよその金額ということで御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（西江園 明君） 次に、耕地林務水産課長、答弁漏れの分をお願いします。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） 先ほど平成28年度分の補助金の額ですが、平成28年度につきましては、平成27繰予算、これ加速化補助金ですが、備品購入費が114万1,000円、人材育成費が200万円、調査研究費が110万円、消耗品費が125万9,000円、P R費が4万円、合計で554万円と、平成28当年度の推進事業、これにつきましては、稚貝購入費が112万6,000円、養殖機材等購入費、これが128万円、出荷向上対策費が640万円、合計で880万6,000円となっております。

○議長（西江園 明君） 以上で、尖信一君の一般質問を終わります。

—————○—————

○議長（西江園 明君） お諮りします。本日の会議は、これで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

明日は、午前10時から引き続き本会議を開きます。

日程は、一般質問です。

本日は、これで延会します。

どうもお疲れさまでした。

午後3時33分 延会

令和元年第4回志布志市議会定例会会議録（第3号）

期 日：令和元年12月5日（木曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

小 園 義 行

青 山 浩 二

南 利 尋

岩 根 賢 二

丸 山 一

持 留 忠 義

鶴 迫 京 子

出席議員氏名（19名）

2番 南 利 尋	3番 尖 信 一
4番 市ヶ谷 孝	5番 青 山 浩 二
6番 野 村 広 志	7番 八 代 誠
8番 小 辻 一 海	9番 持 留 忠 義
10番 平 野 栄 作	11番 西江園 明
12番 丸 山 一	13番 玉 垣 大二郎
14番 鶴 迫 京 子	15番 小 野 広 嗣
16番 長 岡 耕 二	17番 岩 根 賢 二
18番 東 宏 二	19番 小 園 義 行
20番 福 重 彰 史	

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 下 平 晴 行	副 市 長 武 石 裕 二
教 育 長 和 田 幸 一 郎	総 務 課 長 山 田 勝 大
財 務 課 長 折 田 孝 幸	企画政策課長 樺 山 弘 昭
情報管理課長 岡 崎 康 治	港湾商工課長 柴 昭 一 郎
税 務 課 長 吉 田 秀 浩	市民環境課長 留 中 政 文
福 祉 課 長 北 野 保	保 健 課 長 西 山 裕 行
農政畜産課長 重 山 浩	耕地林務水産課長 立 山 憲 一
建 設 課 長 假 屋 眞 治	松 山 支 所 長 中 吉 広 志
志布志支所長 小 山 錠 二	水 道 課 長 新 崎 昭 彦
会 計 管 理 者 桑 迫 悟	農業委員会事務局長 小 野 幸 喜
教育総務課長 徳 田 弘 美	学 校 教 育 課 長 谷 口 源 太 郎
生涯学習課長 萩 迫 和 彦	危 機 管 理 監 河 野 穂 積

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 藤 後 広 幸	次 長 中 水 忍
調 査 管 理 係 長 毛 野 仁	議 事 係 長 末 原 和 幸

午前10時00分 開議

○議長（西江園 明君） これから本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（西江園 明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、東宏二君と小園義行君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（西江園 明君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、19番、小園義行君の一般質問を許可します。

○19番（小園義行君） おはようございます。日本共産党の小園義行でございます。

12月を迎えて師走ということで、今年も終わりだねというそういうことになっていますが、今、国会開会中で、まさに桜の季節でもないのに「桜を見る会」でいろいろ与党、野党、そして総理大臣を含めて当局に質疑等々がされております。

いつもこの議会のたびに国会が開かれていますと、何か問題が起きている。そのときに、国民の代表である国会議員が行政当局、いわゆる総理大臣にいろいろそんなくがあるのかどうか分かりませんが、問題が起きたら、与党・野党問わずに「おかしいことはおかしい」と、真相の解明に向けて努力をしていく、それが国民から負託された議員としての務めだろうというふうに思うんですけども、聞こえてくるのは、与党からは何らそのことに対して問題を追及するか、そういったこともなく、野党だけがなぜか追求していると。これでは、本来、国会議員は何のために国民から選ばれて国会でいろんな議論をして法律を成立させたりやっていくんだらうと。私は、「おかしいことはおかしい」と、やはりこれは与党も野党もなく、何がおかしいのかと、そのことについてはしっかりと追求をするべきだというふうに思います。

マスコミ等を通じて、ほとんどの国民が感じているのは、私も同じですけども、しっかりとそのことに答える説明責任を果たしていないというのが私自身が国会のやりとり、そしてマスコミ、ニュース等を見て感じております。

そういった意味で、税金を扱う、税金を使う、そうした立場で国の代表がああいうところでジャブジャブとお金を使っている。そんなお金があるんだったら、地方自治体にしっかりと回して、国民のためにお金を使う、そういった政治をしていただきたいものだというふうに私は思います。

また、私たち議員も、ここにおられる当局の方々も、税金を預かっていろいろ使うための政策を出し、それを議決するという責任を私たちは持っています。そういった意味で、私たちもお金を使うということに関しては、謙虚でなければいけないというふうに私は思います。私たち議会も所管事務調査、そして政務活動費等々、いろいろな研修等を通じて住民の皆さんの大切な税金を使わせていただいております。そういった意味からしたときに、私は当局も含めてですけど

も、私たち議員も謙虚であるべきだというふうに思います。

そういった立場を申し述べさせていただいて、一緒に住民の皆さんから納めていただいている税金を住民の福祉の向上、いわゆる全体に行き渡るようなお金の使い方というものをよく考えて当局は執行していただきたいし、私たち議員もそれをしっかりとチェックできる、そういった議会でありたいものだというふうに私は思っております。

そういった立場から、今回、6点ほど通告しておきました、そのことについて順次質問をさせていただきます。

まず、国保会計運営についてということで、子育て世帯の負担軽減策として、第3子以降の均等割の見直しを図る考えはありませんかということで通告をしました。これまで、この問題について市長の答弁が「勉強させて欲しい」と。もう一步踏み込んだ対応をしていきたいと。そして、税の負担の問題を考えたときに、十分協議させて欲しいと、過去の議会でそういった答弁をされております。そういったことを含めて、それぞれ勉強もされていろいろ協議もされたことだと思いますが、その後、どういった協議がされたのか、まずお伺いをしたいと思います。

○市長（下平晴行君） 小園議員の御質問にお答えいたします。

国保税の軽減につきましては、客観的に見て担税力を著しく欠いている者に対して行われるものであり、特定の年齢以下の者に対し一律に軽減を適用することは適当でないと考えております。また、令和元年度につきましても、被保険者が年々減少している中、8月診療分までの療養給付費を前年度同時期と比較しますと、6.34%増加しており、1人当たり医療費も6.2%増加している状況でございます。医療費の増加に伴い、県に支払う国保事業費納付金が年々増加していく状況の中で、健全な国保運営を保っていくためには、国保税や国保基金等の財源を確保していくことが重要と考えているところであり、現段階で本市独自で均等割の軽減を行うことは難しいと考えているところでございます。

○19番（小園義行君） 市長の立場は難しいということであります。

この国保の仕組みを考えますと、赤ちゃんが1人生まれて国保に加入されている世帯だと均等割がかかります。その御家庭が双子であったら倍かかります。赤ちゃんにも税金をかけられている、こういった税というのはほかにはないんですね。

そうしたときに、市長は特定のそういうことには難しいということでもありますけれども、運営をする側からだけ見たらそうでしょう。でも、実際に平成30年度の決算の状況を特別委員会で議論をさせていただきました。そうした状況、どういった状況かということ、収入未済、約2億1,400万円からあります。そして滞納の状況を見ても、現年度分、過年度分、合わせた約8割が200万円以下の所得の世帯であります。国保税はさっきも言いましたように、赤ちゃんにも課税をされる。せめて子育て世帯の支援策としての均等割の見直しというのは、私はあつてしかるべきだというふうに思うんですが、市長の立場はそうではないということでもあります。何がそういうふうになされているんですかね。

○市長（下平晴行君） 議員御存じのとおり、均等割軽減には7割軽減、5割軽減、2割軽減と

いう軽減策が取られているということから、いわゆる先ほど言いましたように、客観的に見て担税力を著しく欠いている者に対してはそういうことでありますが、そういう軽減策がしっかりと取られているということでの対応でございます。

○19番（小園義行君） それは、市長、所得に応じてそういうことですよ。7割軽減、それはね。でも、基本、子供が1人生まるとその御家庭には、実際に7割軽減、5割軽減、2割軽減、それは所得でそれぞれでしょう。

でも、実際にそこに負担が生じるわけですね。全くお金を生まない子供さんにも税金がそうやってかかっているわけですよ。そこは少し子育て支援の問題としては、私自身はそういった多子世帯に対しては、本当に御苦労されているということをもってこれまでも質問してきました。当局の試算として「約270万円ほどあれば、それで大丈夫ですよ」というのが過去の議会でもありましたね。そういう状況があって、法定で減免しているからもうしないよということではなくて、全国の自治体それぞれ頑張っ、国保については市長も入っている全国市長会ですよ、この国保については国庫負担を増やして共済健保並のそういうふうにしてくれというふうに、全国市長会もお願いをして国保の負担軽減のためにやってくれというふうに要望をされているわけですよ。その一人ですよ、あなたも。

だからそういった意味からしたら、そこについては、もう法定で減免しているからということではなくて、もっと国保について勉強させて欲しいということでしたので、そういうこと等も含めてどう理解されているのかなという思いで質問をやっているところです。全国市長会がそういうふうに国保について要望しているということについては、どういう御理解ですか。

○市長（下平晴行君） これは、今おっしゃいましたように、国がそういう対応をしっかりとやっていくお願いをしているところであります。

では、鹿児島県でも御承知のとおり、鹿屋市は基金からそういう対応をしているわけですが、先ほど言いましたように、それぞれの市町村についてはそういう均等割軽減等がありますので、その中で今おっしゃったようなことの対応として国がしっかりともうちょっと軽減策と申しますか、そういうことをすることによって、市町村の国保運営がうまくいくんだということのお願いだというふうに思っております。

○19番（小園義行君） あくまでも国がちゃんとしろということですよ。でも基本、国はこういうことをやろうとしているかということ、来年、2020年度、ここから保険者努力支援制度と、これ、これまで国が出す交付金ですよ、都道府県と自治体で500億円あったんですね。いわゆる頑張っているところには交付金をやりますよと。そうでないところは減額するということがあったんですね。これまでは、県が市町村に対してもっと一般会計からの繰り入れなんか止めなさいと、そう指導したらやりますよとやっていたんです。今度2020年度から、去年、一昨年はこの保険者努力支援制度というのは都道府県化になったときになったんですけれども、2020年度からこういうことですよ。この保険者支援制度の配点のメリハリを強化すると、市町村にも公費繰入金の削減・解消の取り組みを進めれば交付金を増やしますよと。そういうことをして、アメとムチを使

い分ける政策なんですね。この保険者努力支援制度、これ市長も理解をされていますね。これ国がこういうことですよ。「自治体が条例を通じて行う被災者、子供、生活困窮者などの国保税の独自減免に充てる公費繰入金は、赤字には分類しませんよ」と、ペナルティから外しますと言っているんですよ。

市長は、前の議会でこういうことも述べられていますよ。「軽減財源として法定外繰入を行うことは、解消すべき赤字と見なされ、県から財政健全化計画の策定を求められるとともに、保険者努力支援制度に係る特別交付金も実質的に減算されることになるため、軽減財源の確保以外にも財政運営の悪影響を精査する必要がある」こういうことだったんですけども、実際は、「独自に子供の、いわゆる均等割、そういったものを条例を通じてやるのであれば、このペナルティの枠からは外しますよ」と、そういうことを言っているんです。「来年度からは条例なくそういうことをやったら、いわゆる努力者支援制度、交付金減らしますよ」ということですよ。これは、まさに国が国保税の値上げをどんどんやれという、そういうことを言っているにふさわしいじゃないですか。

だからそういうことを考えたときに、この均等割、第三子からと私は言っていますけれども、「条例でそういうことをしてやると、その交付金のペナルティの枠からは外しますよ」と言っているわけで、そこについてはどういうふうに見えますか。来年度から始まるんですよ。

○保健課長（西山裕行君） 今の議員のご質問にお答えいたします。

この条例に減免の項目を定めてすれば、法定外繰入の対象から外すというようなことでございますけれども、昨日、県の方にも一応確認をいたしておりますけれども、今、県の方が想定しているその一般会計からの繰入金の法定外繰入の中には、保険者の政策によるものというものは法定外の繰入と、そのペナルティの対象になるということでございますけれども、そのほかに保険料の減免に充てるため、災害減免とか、そういうものにつきましては、この決算補填以外の目的の法定外繰入とするというふうにしておりますという県の見解でございました。

○19番（小園義行君） 県に確認をしたらそういうことだと。実際、じゃ2020年度からこの保険者努力支援制度、どういうふうになると理解されているんですか。もう一回、答弁してください。

○保健課長（西山裕行君） ただ今国の方が示しております2020年度の国保の保険者努力支援制度につきましては、今、示されているものにつきましては、今回人生100年時代を迎え、いろんな施策において保険者における要望を健康インセンティブについて強化をすること、予防、健康づくりについて配点割合を高めてメリハリを強化するというところで示されているところがございます。その中で、法定外繰入の解消等について、プラス評点ではなくマイナス評点を今回導入するというところで、各保険者の努力について、加点及び配点でメリハリを付けるというふうに国の方は示しているところがございます。

○19番（小園義行君） そういう御理解なんですね。実際、いろんなケースが起こるわけですね。この保険者努力支援制度でですね。国が示しているケースですよ、そういったときに、これまでは県が指導したら県にはアメをあげますよと、こういうことですね。今後、市町村は繰入金を削

減・解消計画、こういったことを作ってちゃんとやっていますよというところにはアメで来るわけですけども、そうした中で計画を立てて自分たちのところが削減の目標を年次だとか、具体的な取り組み、そういったものを我がまちでは、じゃ定めているんですか。

○保健課長（西山裕行君） 法定外繰入の削減額の目標ということでございますけれども、本市においては現在、本年度も法定外繰入等については入れておりませんので、赤字ということにはなっておりませんので、削減額については定めてはいないところでございます。

○19番（小園義行君） そういう理解なんですね。でも私は、基本、国保、ずっと議員になってから国民健康保険税は非常に高いというのが、国保に入っておられる方の共通認識ですよ。正直言って私も国保ですけども、正直言って非常に高いねって。収入の1割以上を国保税だけに納めているという現実があります。

そういった中で、さっき言いました200万円以下の所得の人たちの中で子育てをしながら国保税を納めている、そういう人は結構おられるわけで、そういったところを少しでも改変してあげませんかという、こういうことなわけですけども、実際に、今、市政としては国の言いなりでやっていきますよと。

私はそうじゃなくて、住民生活を守る防波堤になる考えはありませんかということ、政策的なことをここで議論しているわけで、実際はどの立場に立つのかということなんですよ。国はそうですよ、やるんですよ、こうやって。でも、我がまちは国がそういう、言葉は悪いけど、悪政、とんでもないことをやる時は防波堤になって住民を守ってあげる、これが下平市長の大きな公約じゃないですか。その立場を考えませんかということなんですよ。

最後をお願いします。

○市長（下平晴行君） 前年と比較しますと医療費だけで約9,500万円、4月から8月の診療分でございますが。そういう状況の中で、先ほど言いましたように、国民健康保険法の中でもしっかりとその均等割の軽減がされているということから含めて、基金とか、もしくはそういうこの医療費等のそういう負担増がないとなれば、そういう対応ができるんじゃないかというふうに思いますけれども、現状では、4月から8月分だけでも9,500万円以上の医療費が上がっているとありますと、医療保険事業そのものの運営が本当にできるのかどうかということになりますので、今のところは、先ほど答弁したように、考えていないということでございます。

○19番（小園義行君） 当局の姿勢というか、市長の姿勢はよく分かりました。基本、270万円ぐらいあるとそれが可能ですよと。当局がこれを試算されているんですよ。これ、今後またやりましょう。今日はもう時間がありませんのでね。やはり私は、住民を守る、そういった防波堤になって、しっかりと守っていくと、そうしないと、この収入未済、これどんどん増えていきますよ、本当に。

次に行きます。次に、福祉行政ということで、「幼児教育・保育の無償化に伴い、副食費の助成を実施する考えはないか」、こういうふうにこれまで前の議会で質問しました。

そのとき、「全庁的な取り組みについて協議・検討したい」というふうに市長は答弁されたん

ですね。この全庁的というと、私の理解だと教育委員会でも、福祉課でも、保健課でもいろんなのを重層的にやっている。それをちゃんと子育てのそういうことで、ちょっと整理したいと、全庁的という言葉がどういう意味なんだろうと思って、この「全庁的な取り組みについて協議・検討したい」、どういうことでその後取り組みをされたのか、ちょっとお願いします。言葉の意味も含めてですね。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

本市における子育て支援につきましては、現在、保育料の軽減や子ども医療費の高校生世代までの助成、出産祝い金など、様々な支援策を講じているところでございます。

その中で、現在の子育て支援策については、各課でそれぞれの事業の実施しておりますので、まずはその支援策のメニューをしっかりと整理する必要があると考えております。

その全庁的な考え方ということでございます。

令和元年9月議会の答弁の際に申し上げました、幼児教育・保育の無償化に伴い、確保できる財源の活用についての全庁的な取り組みについての協議・検討については、出生から幼児、児童生徒、成人、高齢者などの世代ごとにあります支援制度全般についての協議・検討を考えているところでございます。

○19番（小園義行君） ということは、子供からお年寄りまでという、そういう意味で、まだ具体的にはなっていないということですね。

基本、当局から私たちも所管事務調査をするということで、志布志市の現状をちょっといただきました。その中で、志布志市は努力して国基準の6割で保育料をいただいていた。今回、保育料の無償化ということで、4割負担をしていたものが今回0になるということで、その金額が4,200万円からの一般財源のマイナスになって浮きますよということですね。この4,200万円を使って副食費4,500円ですけれども、それを我がまちの子供たちのそこに支援はできないかということで、財源はここにあるんですね。全国どこでもいろいろやられているわけですが、全ての自治体がそういうことだと思うんですよ。国がやることで浮いた財源をそこに充てるという、そういうことを、「財源はここにあるから、市長、いかがですか」ということで質問しているわけですが、市長は子供からお年寄りまでのトータルでということで、ここに財源はある。これじゃ他のところに使う、0歳から2歳とかですよ、そこにもそうでしょう。でも実際、副食費を4,500円払うということで、例えば私たち、お隣の東串良町にちょっと行ったんですけど、そこも私たちのまちと同じように浮いたお金で対応するということでした。

これは、全国どこでも一緒だと思うんですね。その結果、東串良町は何が起きたかといったら、保育料の滞納が10月以降は滞納者が0になりましたというようなこともあったんですよ。そういったことを含めて、「ある財源の中でできませんか」ということなんですよ。市長が今、当初予算で提案されようと考えているのか分かりませんが、この4,200万円、来年度の試算でそこがあるということで、それについては当初予算で何らかの形で出そうという考え方で理解していいんですか。

○市長（下平晴行君） 考え方としては、施政方針で述べましたけれども、「0歳から2歳の課税世帯の保育料についての軽減策については取り組むことはできないか検討をしていく」ということでございます。

このことについては、やはり生産年齢人口の方々、20歳から39歳の方々が住んでいただくような手立てになるんじゃないかなど。特に課税世帯を対象とした取り組みでございます。

○19番（小園義行君） じゃ、今回の幼保無償化のそこから外れている0歳から2歳、そういったところに対しての保育料のいわゆる負担軽減、そういったものはやるというふうに今の答弁で理解していいですね。そういうふうに受け止めたんです。そうですか。

○市長（下平晴行君） 検討させていただきたいということでございます。

○19番（小園義行君） ぜひ、そういった方向も含めて、これ来年度の試算としてこれいただいているんですよ。今まで国基準の6割でしていたやつを全部国が見るということで、市の負担の4割、そこが4,200万円ほど浮きますよということ、財源もここにあるということ、その0歳から2歳のところの負担の軽減、そういうのを検討すると。そして、併せて他の子供たちの中でのこの予算の中で副食費の負担の軽減、そういったものも合わせて、私はいろいろ検討して欲しいと。でも今回、市長の方から0歳から2歳の個々の世帯のところ、非課税、そういうところについての保育料については軽減を考えているということでの答弁いただきましたので、このことについては理解をし、さらにこの副食費の負担、そういった軽減についても当初予算等々のいろんな中で議論としていただいてやっていただきたいと、そういうふうに思います。そういうことを少し含んで、0歳から2歳についてもやるということ、検討するということでしたので、そこについては理解をしました。

これから先、今、始まったばかりですけれども、これが1か月、2か月、3か月、来年の当初予算の提案の頃には実状が分かると思うんですよ。いろんな意味でですね。そうしたときに、何らかの対応策を考えてもらわないと、副食費の値上げとかいろんなことは考えられるわけで、そこにならないようにしてください。

再度、もう一回、全庁的というのは0歳からお年寄りまでという、そこを含めた形での政策の展開をしたいというふうな理解でいいんですね。

○市長（下平晴行君） はい、そのとおりでございます。

○19番（小園義行君） そのことについては、全庁的という言葉、捉え方がいろいろありますので、分かりました。

この副食費のそのの、いわゆる支援策としては、今後やらないとは言わないけど、検討していくという、言葉ではもうそれでよろしいですよ。そういう理解でいいですか。

○市長（下平晴行君） 副食費については、これまで保護者が負担してきたことであります。在宅で子育てをする場合でも生じる費用であることや、他の社会保障分野の食事も自己負担されていることも踏まえて、主食費、副食費ともに実費徴収とするところであることから、本市としましても国の考え方に基づいて、保護者の皆様にこの分については御負担をいただくという考え方

でございます。

○19番（小園義行君） やがて市長も私と同じように年を取ります。特老とか、そこに行ったときに、うちでも飯食うんだから、こども取って良いというふうに介護保険も変わってきたんですよ。でも基本は、本当に私たちは子供がいなかったら未来はないですよ、正直言って。そこについては、少し考え方、それぞれでしょう。

また、このことについては、今後またやりたいと思います。

この0歳から2歳のところの非課税世帯、そういうところも含めて、こういう形だと。課税されているところ、いろいろあります。そこについてはちゃんとやるということでしたので理解をして、次に行きたいと思います。

次は、敬老祝金を75歳以上の全対象者に支給すると見直す考えはありませんかということで、これまでも予算の範囲内で全支給に見直す考えはないかということとずっと質問してきました。その中で、先の議会で、福重議員とのやりとりの中で、私だけじゃなくて他の方たちも多分敬老会とかですよ、そこに行くといろんなことがあると思うんですよ。そういった中で、福重議員の質問でも、「現予算の範囲内でどのような形がよいのか、協議したい」というふうに答弁をされていますね。そのことは、一歩進んだんだねと僕は正直思ったんですよ。福重議員とのやりとりの中です。そういった意味で、どういった協議がされて今日に至っているのかということをお示しく下さい。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

前回の9月定例会においても同様の御提案をいただき、全員支給となった場合にこれまでの取り組みを踏まえて、現予算の範囲内でどのような形がよいのか、十分協議したいと答弁を申し上げたところでございます。

そのようなことから、本年10月31日に老人クラブ、公民館、民生委員、女性団体等の代表者を構成委員とする高齢者施策検討委員会を開催しまして、対象者、支給金額、支給方法等について、今後の方向性の御意見をお伺いしたところでございます。支給方法も含めて、現行どおり、節目支給が望ましいという御意見をいただいたところでございます。

この御意見を参考に、私、副市長、そして担当課である福祉課と協議を行い、来年度は現行どおり実施したいというふうに考えているところでございます。

○19番（小園義行君） 現行どおりということは、節目支給であるということですね。市長も答弁の中で、80歳からするか、いろんなことを考えているということで、実際、この高齢の方々のそこに代表者と言われる方々と検討委員会を開催されたわけですね。その意見としては、要らないよということだったんですね、それじゃね。今の市長の答弁だとね。1回だけですか。ここにそれぞれ代表者の方々があるんですけども。

○福祉課長（北野 保君） 高齢者施策検討委員会につきましては、1回の開催でございます。

その中で敬老祝金事業の経緯と概要を説明いたしまして、令和元年度の支給状況、そしてまた志布志市の推計人口、そしてまた高齢化率の今後の推移、各年齢層に応じた支給額の例等を示し

て協議をしたところでございます。その中の意見といたしましては、もらう側からすると全員もらった方が嬉しいと思うが、市の財政的には減らした方がいいと思う。そして、また将来にわたっては現行のまま走った方が無難である。現状も毎年ではないが、満年齢と節目年齢で支給されているため、約3年に1回はもらえているというような御意見をいただいたところでございます。最終的に、現行どおり節目支給とすることでよいとの意見で集約していただいたところでございます。

○19番（小園義行君） それぞれの立場の人がそういうふうにおっしゃっている。本来、これまでも何回も言ってきましたけど、条例の趣旨、そういった目的、そこに沿ったときに、やっぱり基本、その場で代表者ですからね、私はこうの方がいいという、そこはなかなか難しいんだろうと思うんです。でも私たち自身が接しているお年寄りの方々は、基本、毎年の方がいいわけで、基本はですね、そういうことなんですよ。あなた方が「そういう形で民意はつかみましたよと。その人たちは要らないというふうに言った」このことを私たちは今後は伝えていくわけですけども、そんなふうにおっしゃったんですかと、市長がですよ、そういうことですので、ここに書かれている公民館連絡協議会とか、民生委員・児童委員協議会、地域女性連絡協議会の代表者の方々ですね、その人たちが、節目でよいと、要らないよということだったというふうにお伝えをして構わないんですよね。そういうことですのでね。分かりました。

でも、これね、本当に住民の声をつかみとるとしたときには、やはり私は市長がいろんなところに行かれるはずですよ。そのときに聞かれるはずですよ。この一部の人たちが、この人たちが悪いという意味じゃないですよ。きちんと本当に正直に話される、そういったものの中で、もらえるものとして市長から、市からいただいたというのは、私たちが相談を受けるとき「介護保険料やら年金から引かれ、もうがつつりあいやが」って、そういうことなんですよね。一方で年間2,000円か3,000円か、金額はそうです。そこについてもきちんとしたものがあって、「ああ、やっぱりよかったな、志布志市に住んでいて」という、そういうものが私は必要だというふうに思います。この方々がそういうことだったということですので、今回については、そこで私も深く追求をしたいとは思いません。でも大方の高齢の方々は、毎年支給の方がこれはいいわけで、節目で3,000円もらうより2,000円だと5年間の間に1万円もらうんですよ。それは当然そちらの方がいいわけでね、ここについては、そういう答弁で分かりました。このことも、今後またやりたいと思います。

次に行きます。教育行政というふうに書きましたけど、これここに条例の中身を見ると学校のことを主でしたので教育行政としましたけれども、これ提案されているのは市長部局ですので、そこについてお願いします。分けて質問したいと思います。

まず、今回のこの条例提案の背景はどういうことだったんですか。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。本年の3月に議員からのいじめ防止に関する条例制定の一般質問を受け、検討してまいりました。本市においては、いじめにより児童生徒の生命・心身または財産に重大な被害が生じる、いわゆる重大事態は起こっておりませんが、起こってか

ら対応するのではなく、先手管理ということで条例を制定することとしたところでございます。また現在、学校でのいじめ問題に関しては教育委員会でいじめ防止基本方針を定め、適切に取り組まれているものと認識しておりますが、やはり地域住民を巻き込んだ取り組みが不可欠であると思いますので、地域住民に対して児童生徒の健全育成を図るための環境づくりや、いじめに関わる情報提供などの責務を定め、市民と一体となっていじめをなくしていく取り組みを行ってきたいという考えで今回の提案に至ったところでございます。

○19番（小園義行君） 市長、条例というのは非常に重たいですよ。我がまちの憲法ですからね。ここに全て義務を課していくという条例ですよ。私は今回この出されたこれを何回も読んだんですけど、子供たちはいじめをするものという前提ですね。もちろん、受ける側もありますよ。

一方でその子供たちのことは書いてあるんですが、大人がいじめる場合がありますね。例えば学校で言うと、家庭でやると体罰だとかいろんなことになるんですけど、学校だと先生がやると体罰とかありますね。体罰にいかなくても、無視する、先生がその子を見捨てるという、そういったこと等が仮に起きたときには、この条例でどういうことになるんだろうねと、そういう思いがあるんですね。

現実には、私たちが小さいころですよ、えこひいきという言葉がありましたけれども、そういうことで、子供たちは正直ですからね、あの先生はえこひいきしているという、こういうことがある。でもこの条例の中で、そういったことはどういうふうに捉えて、この条例のどこにそれが書いてありますか。

○市長（下平晴行君） いじめという表現ではありませんが、条例の第12条第5項に「教職員は体罰及び児童生徒の人間性、人格の尊厳を損ね、又は否定する言動を伴う不適切な指導を行ってはならない」と規定しているところで、そういうことも含めて先生がその子供にそういう対応をするというのはあり得ないことだというふうに思うんですね。そういうことも含めて、今回は対応したということでございます。

○19番（小園義行君） 確かにそこらはそう書いてありますね。これは指導の在り方が書いてあるんですよ、これ。そういうのを大人のいじめというふうに理解していいんですね。

○市長（下平晴行君） そういうことになろうかというふうに思います。

○19番（小園義行君） 非常に、これ条例ですからね、全て、私も含めて、この条例の中に入るんですよ。なぜかという、これ学校だけの問題じゃないんです。志布志市いじめの防止等に関する条例ですからね、学校の問題だけじゃないんですよ。ここにおられる全部がこの条例でくくられるんですよ。そういった重たい条例を本当に深く考えた上で提案されたんだろうかという思いがあったんです。

ちなみに、これ鹿児島県、そして県内の自治体でこの何とか市、何とか町条例、いじめの防止等に関する条例をつくっている自治体がありますか。鹿児島県もどうですか。

○市長（下平晴行君） ないようでございます。

○19番（小園義行君） ないですよ。なら、私は我がまち、冒頭市長が答弁されましたね、

重大事案が発生しているとか、そういうことではありません。であればですね、もう少し深く検討した結果でこうした条例という、条例ですよ、これは出すべきだったのではないかという思いがあります。この条例をつくることでいじめがなくなるとか、そういった効果がどれぐらいあるんだらうかと。いろんなことをこれ議論した上でされたんだらうかとちょっと思いがあったものですからね。本来、「いじめはもうまずいよ」というのは、全国民の中で共通理解はされている。でも、それぞれの個々においていろんなことがやられていますね。そこについては、全国でもこのような条例をつくっている自治体というのはそんなにたくさんあるわけじゃないと思います。これ、いじめ防止対策推進法で方針がいろいろつくらなきゃいけないとなっていますよね。そういうことで十分なんじゃないかという思いがちょっとあったものですから、いいですか。

じゃ、先ほど言いましたね、いろいろあるんです。具体的にちょっと聞きますね。この10条と11条ですね。志布志市いじめ防止基本方針、これを教育委員会はそうしなさい。学校におけるいじめの防止、これもしなさい。これ、現実にかうあるんですけども、今、方針がつけられていますね。それは廃止するんですか。

○市長（下平晴行君） 教育委員会のそれについては、その状態で取り組むと申しますか、いくということでございます。

○19番（小園義行君） ここに、今回新たに条例ですよ、これまで志布志市はいじめの防止基本方針、これですね、平成29年の3月に改定しています。それはなぜかといったら、市民憲章を定めたからです。そこで変わったんです。学校についても、学校いじめ防止基本方針というのを定めています。これ、今回条例でわざわざこうしているんですが、この今あるこれとはどういうふうに理解をしたらいいんですかということをお願いいたします。

○市民環境課長（留中政文君） 今のことにつきましては、志布志市いじめ防止基本方針とか、学校いじめ防止基本方針について、定めるということをしっかり条例で規定したところでございます。

○19番（小園義行君） 今、定めているんですよ。これは、もう廃止ですか。新たにつくるという意味ですか。

○議長（西江園 明君） 答弁準備のため、しばらく休憩します。



午前10時54分 休憩

午前11時00分 再開



○議長（西江園 明君） 会議を再開いたします。

○市民環境課長（留中政文君） 現在の基本方針を条例で位置付けをすることになりますので、現在の方針はそのまま生かされることになります。しかし、改正をする場合につきましては、志布志市いじめ防止基本方針につきましては、速やかに公表すると。また、学校いじめ防止基本方針につきましては、当該市立学校に在籍する児童生徒、その保護者のその他関係者の意見を聞く

機会を設けるというようなことをございます。

○19番（小園義行君） ということは、この10条、11条である「基本方針を定めるものとする」という、これについては、今あるものをそのまま引き継いでいくということですね。基本、そういうことであれば、わざわざ条例でうんぬんということにはならんというふうに思うんですけども、そういうことでいいでしょう。

じゃ、次に行きますね。この14条ですけども、これは全ての学校にそれを置くというふう

に理解していいの。
○市民環境課長（留中政文君） 第14条につきましては、市立学校におけるいじめ防止のための対策に関する組織ということで、各学校に置くというようなことをございます。

○19番（小園義行君） 置くということですか。

○市民環境課長（留中政文君） はい、そのとおりをございます。

○19番（小園義行君） 次に、21条と22条です。ここ非常にこれ大変だなと僕は思うんですけども、21条ですよ。校長及び教員による懲戒、「市立学校の校長及び教員は、当該市立学校に在籍する児童生徒がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定により、適切に、当該児童生徒に懲戒を加えることができる」。そして22条は、出席停止その他の措置ということですが、これですね、誰がそれを判断して、懲戒を加える。そして、出席停止って、重大事態とかなるとそうでしょうけれども、この「懲戒を加えることができる」。これは、誰がそういう判断をするんですか。

○市民環境課長（留中政文君） 21条につきましては市立学校の校長及び教員というように、22条につきましては教育委員会というふうなことで、そこが主体で判断するというようなことをございます。

○19番（小園義行君） 学校と教育委員会と分けてあるんですよ、21条と22条でね。重たいものは教育委員会、そしてそれ以前は学校長や先生が懲戒を加える。これですよ、非常に先生にとってはつらいでしょう。教育的配慮というのをどこに考えたらいいいんですか。ここまで当局として考えられてこういう条例になったんでしょうけど、教育的配慮というのが、例えばいじめた側、「あなたはこうですよ」と、「もう学校に来てはいけません」とかね、懲戒を加える先生と子供の関係。今度は、いじめられた側は、そのことによってA君が学校に来れなくなるという、このことについて、どれだけ当局でこの教育的配慮というのを感じられてこういう条例になったんですか。

○市民環境課長（留中政文君） 21条につきましては、学校教育法の第11条の規定によってする

と。
第22条につきましては、学校教育法の第35条第1項の規定によってそういう措置を講ずるということをございます。

○19番（小園義行君） それは、ここに書いてあるからよく分かるんです。教育的配慮というのは、この義務教育、小学校、中学校の中で、こういう懲戒を加えられた側、今度はいじめた側と

いじめられた側では、先生とかまた学校との信頼関係が、これ大変難しいですよ。条例だとこれでやらないといけないからですよ。条例でなかったら、そこについては方針として法に基づいて、学校教育法、そこに基づいてこういうとですよ。志布志市のこれ条例ですからね。そこについて、教育的配慮をどういうふう考えたのと、そのことを聞きたいわけですよ。

○市民環境課長（留中政文君） この条例を制定するときに、各規定につきましては教育委員会とも協議を行いまして定めているところでございますので、教育委員会とそこら辺は十分詰めた上で条例の方は提案しているところでございます。

○19番（小園義行君） じゃ、教育委員会もここに一緒になって議論したという、そういうことで理解していいんですよ。今の答弁でね。

じゃ、ちょっと教育長、お伺いします。仮にこの懲戒を下したり出席停止、こうしたときに、私はそれに基づいてやるというのは必要だというふうに考えられて法律ができていますよ。でも、いじめが起きた後の対応をどのように考えているのかという、その子供に対するいじめた側、いじめられた側に対しての、どれだけ深い配慮があつて、子供が引き続き学校で安心して学べる、そういったものがこの条例だと難しくありませんか。そこを私は聞きたいんですけども、教育委員会もこれで良とされたということの今の答弁ですので、そこについては、どんなふうに理解したらいいですか。

○教育長（和田幸一郎君） 今回のこの条例の策定にあたりましては、教育委員会の方も協議をしながら取り組んでまいりました。

本来ならば、もし法の順序性から言うと条例があつて、それに基づいては、先ほど議員が言われましたようにいじめ防止基本方針を作成するというような、そういう順序性が必要なんですよけれども、教育委員会の方ではもういじめ防止基本方針、学校いじめ防止基本方針というのができていますので、それに準じた形で今回この条例ができたという経緯がございます。

今言われました、その懲戒と出席停止の件ですけども、懲戒については、学校教育法の11条で認められているということになります。それから、出席停止につきましても教育委員会が出席停止という措置を講ずることができるということですが、ただ私はこの懲戒あるいはこの出席停止にあたっては、やっぱり相当子供たち、あるいは保護者の意見というのを十分汲み取りながらしていかないと、これが一人歩きしてもらったら困るなという、そういう基本的な考え方を持っておりますので、懲戒あるいは出席停止の措置をするにあたっては、出席停止の条件というのが二つございますので、一つはその児童生徒が性行不良、そして他の子供たちの授業が妨害されてしまうような状況、このときには出席停止という措置ができるというふうになっていますので、ただこれはあくまでも被害者、あるいは加害者の立ち直りということを前提にしていかないと、これが一人歩きしてしまつて、懲戒とか、あるいは出席停止というのを乱発するような状況というのは絶対避けなきゃいけないというふうに基本的に考えておりますので、そういう状況の中でこの条例が定められているということで、教育委員会の方としては、そのところは条例ですので義務が生じてきますので、非常に重みがあることですけども、一応基本的にはそういう考え

方を持って対応していくということで今考えております。

○19番（小園義行君） 教育長、正直に聞きますけど、このいじめ防止基本方針、学校いじめ防止基本方針で、法律にはうたわれていますよね。でも方針だとそれなりのやり方がある。条例だと、これやらないといけないんですよ。それは、教育者としてはちょっと待ってよという思いが、私が学校の先生だったらそういう思いがあるんですけども、教育長、正直にどうですか。提案されているから、いや、そういうことではありませんという答弁しかないと思うけれども、私が学校の先生、私だったら難しいなど。条例ではなく、方針だと「法に基づいてこうなっているからこうよね」みたいなものがあるけど、条例ですからね、これやらないといけないんですよ。その重さをどれだけ当局は考えて学校の先生方にこれをやれというふうに条例化しようとしたのかということを私は聞いているわけです。そこについては、もう学校の先生にやってもらうよと、そういうことで深く考えての条例の提案だというふうに理解していいですか。

○市長（下平晴行君） 先ほど言いましたように、子供たちを守るという観点から、やはり条例を制定して、しっかり地域ぐるみで、家庭・学校・地域での対応をしていくということでの条例制定でございます。

○19番（小園義行君） 私の子供もいじめにあって、不登校になりました。でも、何とかして学校に復帰し、そして卒業し、今大人になって家庭生活を営んでいます。そうしたときに、仮にその当時この条例があったら大変だったなというふうに私は思います。子供の心が学校に対する信頼、先生に対する信頼、そういったものをどういうふうに引きずって大人になっていくんだろうと。僕は、教育基本法が求めている人格の完成という、そこに向かって、このいじめは絶対許しませんよ、うちの子もいじめられましたけれども。でも、そこを何とか乗り越えて社会に送り出すという仕事を担っていかなきゃいけない。これ、今回条例ですからね、私を含めて全員ここに拘束される部分があるんですね。だから、そういった意味で、非常に私は重たい条例だなと、そういうふうに思っています。

次に、いじめが起きた後の対応をどのように考えているのかということで、教育委員会に聞きます。

昨日もちょっとやりとりがありました。このいじめの件数ですね。それを、ちょっと状況をお聞かせください。そして、それに対しての対応はどういうふうにされたのかということだけお願いします。

○学校教育課長（谷口源太郎君） 議員の御質問にお答えします。

教育委員会の方では、毎月学校からいじめ、問題行動等の月例報告をいただいております、それによりますと10月末現在で小学校の方が393件、中学校が43件と、これが今年度の4月から10月までのトータルの件数になります。

○19番（小園義行君） それに対してどういった対応をされたんですか。

○学校教育課長（谷口源太郎君） このいじめにつきましては、軽微なものから重大事案につながりかねないものもございます。学校の段階で教師の方が対応するものと、それから教育委員会

に具体的な事案を報告していただきまして、学校と教育委員会が連携して対応するものがあります。そういったものを全て毎月そういった事例の報告を受けながら、適切に対応しているところでございます。

○19番（小園義行君） この学校いじめ防止基本方針、これに基づいてちゃんと対応されているということですね。それはそれで理解をします。

次に、いじめが原因で転校や不登校の発生というのは、本市でもここ近々、数年で起きているんですかね。

○教育長（和田幸一郎君） 教育委員会定例会で子供たちの転校について、何が原因で転校したのかということについて毎回報告をしてもらっておりまして、平成30年度でいくと、いじめ・不登校で転校したという子供が1件。それから今年度、いじめというより、子供たち同士のトラブルということで転校というのが1件、そういう報告でございます。

○19番（小園義行君） いじめを受けた子供たちの心を思いやると、本当につらいものがあるなど。それに対して、学校の先生たちも努力をされ、結果、それが届かないということで転校ということになっているところです。実際、転校しましたね。結果、不登校、そこまで追い詰められている状況というの把握されていますか。

○教育長（和田幸一郎君） 具体的な事案になってしまいますけれども、小学校時代、ちょっと子供たち同士のトラブルがあって、中学校に上がって、中学校で1年目はよかったけれども、2年目になったら、前そのトラブルのあった子供と同じ学級になってしまっただけで不登校になったとか、そういう事案とかがあります。本来ならばそこら辺の小・中連携がきちんとできておれば、小学校のときのトラブルが、やっぱり子供ですからずっと引きずってしまっているわけなので、2年生の学級編成のときにでもそういう配慮ができればよかったんでしょうけど、また元の友達と一緒になくなってしまったということで学校に行けなくなったという事案が今年度報告されております。

○19番（小園義行君） いじめが原因ということで転校し、そこでまた学校の先生、そして子供たち、いろんな関係性の中で不登校になっている。そういった子供も現実にいるというふうに理解していいんですよね。

○教育長（和田幸一郎君） そのとおりでございます。

○19番（小園義行君） そうしたときに、私は学校は行かないでいいよという考え方を持っている一人でありまして、怖いところには行きたくないですもんね。この議場に蛇が1匹いたら、私は絶対にここには入れない、怖いからです。だから、ぜひ、そういうこと、いじめが原因で転校、そして不登校になっている事例もあるというふうに教育長の方からありました。

そこで、この不登校になっている、これは数が少ないからいいとかいう問題ではなくて、そのことが原因で不登校になっている、いじめだけじゃなくて、今度はその学校の状況とかいろんなことがあるんでしょう。「志布志ふれあい教室松風」やフリースクール登校となった場合に、そういった子供に対する、一人も取り残さないという意味で、その子供、その御家庭に対する支援というのは、どんなふうに具体的にされているんですか。

○教育長（和田幸一郎君） 学校に行きたくても行けないような状況の子供たちに対して、教育委員会の方としては公的な施設として議員御存じのように、「志布志ふれあい教室松風」という適応指導教室がございます。そこに行ってもまだなかなか行けないというような状況の場合は、民間の施設でフリースクールというのがございます。

この二つの施設については、もちろん出席扱いということになります。フリースクールについては、これはそれぞれ個々の子供たちの実態に応じて、例えば通学する日数とか、あるいは学習内容とか、あるいは学習の時間とか、そういうことは割と自由に決められているという状況がございます。いずれにしましても、学校に行けない、保健室登校、そこもできない。そういう状況の子供を救う場として、今回、適応指導教室、あるいはフリースクールというのが設置されていると、そういうことでございます。

○19番（小園義行君） 現在もそういう状況が起きているということも少し理解をし、今後もそういう不登校になる、いじめが原因だったり、いろんなことがありますよ、要因は。そうしたときに、しっかりとその子供、そして御家庭に対する支援をやるべきだというふうに私は思うところです。

そこで、「不登校児童生徒への支援の在り方について」ということで、文部科学省の初等中等教育局長という方から令和元年10月25日に通知が出ていますね、ここにね。これはもう御存じでしょう。この中を全部読むと、このフリースクール、そういったもの等々に関しても出席の取り扱いだとか、そこもちゃんと書かれています。支援を、その子供、その御家庭にどういうふうに心を砕くのかというのは、この通知の中にしっかりと書かれています。そういった意味で、これを、一人だからいいよということじゃない。ただの一人も取り残さないという意味で、そうした学校に行けない、不登校になっている子供たちの支援と御家庭に対する支援というのを本市としてもしっかりとこれは考えるべきだと思うんですけども、そこについてはいかがですか。

○教育長（和田幸一郎君） 確かに議員が言われますように、学校に行けずに悩み苦しんでいる子供たち、そしてまたその保護者に対する適切な対応をするという意味で、フリースクール、あるいは適応指導教室、そういうこと等については、十分に配慮して取り組みを進めていかなきゃいけないということを考えております。

○19番（小園義行君） この通知について、しっかりと向き合っ取り組んでいくというふうに理解していいですか。教育長の答弁、そういうことですね。理解をしました。

ぜひ、そういうことで、苦しんでおられる方々、私も過去、これまでも不登校になっているお父さん、お母さんといろいろ向き合っ相談したりしながら関わってきていますけれども、ぜひ、ただの一人も取り残さないという、そういうことに対して、学校が安心して学べる場、そうでなくなるときには、そういうフリースクールだとか松風、そういうのを利用して、その子供の人生の前段部分ですよね、一番基本的な部分をしっかりと保障していくと。それは、握って離さないで欲しいと思います。

そういった意味で、どこかのまちがつくっているから、そこが良い条例をつくっているからそ

れをやったらどうか、そういう問題じゃ私はないと思うんですね。我がまちの実状が、果たしてきちんと反映された形でのこの条例の提案なら理解もするんですけど、もう少し、これよく、深く考えられたんだろうかというふうに僕は思うんですよ。

私たち議員は、議会基本条例というのをここにつくっています。この議会基本条例の議員の活動原則ということで、第4条に「議員は次に掲げる原則に基づき活動しなければならない」とあるんですね。同条第1項第3号に「市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、政策の立案等に必要な能力の向上を図るため、不断の自己研さんに努め、市民の代表としてふさわしい活動をする事」、志布志市のまちの住民がどういう意向を持っているのかと。そのことを的確につかんで努力しなさいというのを、これ条例ですから、私はこれに縛られているんですね。だから、基本的には、我がまちの子供たち、我がまちの御家庭、子供を抱えている、そういったものをしっかりとした上で、この条例やそういったものは提案をすべきだと思うんです。どこかのまちがつくっているから、それがいいよと。それはそのまちの実状と全く違うわけで、我がまちで重大事案とかそういうのがどんどん起きているなら、これは分かりますよ。でも、いじめは悪いというのは、もう前提に立って物を言っているわけですし、もう少しこの提案をするときは、そういう、これを提案することでどんな影響があるのか。これまで我がまちでそういうことが本当に必要だというふうに理解をされるようなこと、どうしてもしなきゃいけない、それがあったのかと。それが私にとってはとても大事だというふうに思うんですね。

これから先、もっと先生や学校、そして住民の皆さん、子供たちは、権利条約で意見表明権を持っているんですよ。子供たちの意見も聞いた上で、こうした条例というふうになると提案をされるべきだったろうなというふうに私は思うんです。私は、志布志市が定めている方針も、ここに二つありますね。いじめ防止基本方針、学校いじめ防止基本方針。方針、ここに止めておいていたほうがよかったのではないかと。学校の先生や教育委員会、そして当局の人たちもですよ、私はこの方針で十分法に基づいてつくられていますのでよかったのかなという思いがありますが、提案がされていますので、それなりの覚悟を市長は持っておられると思うんです。もっともっとこれをよくしていくために、条例がどうなるか分かりませんよ。住民の意見を聞いて直すべきは直す。そういった考え方をお持ちですよ。

○市長（下平晴行君） 当初、重大事件が起きてからでは遅いというようなことでこの条例を制定したところがございます。議員がおっしゃるように市民を縛るということではなくて、教育委員会、学校、教職員、児童生徒、市民、それらが全員でいじめは悪だと、悪いことだと認識し、協力して防止に取り組むことを目的としているところがございます。

それから、教育委員会で定めております基本方針により、いじめを防止することと、条例を制定し、いじめの防止に取り組むことを比べた場合、保護者、または児童生徒は、より実効性のある防止方法を望まれるというふうに考えておりますので、これも市民目線に立った場合、条例によりいじめ防止に取り組むことが必要だというような観点からでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○19番（小園義行君） いじめは悪いというのは、もう国民の共通認識だと思うんですね。もちろん、そうです。ぜひ、いじめられた側、いじめた側も含めて教育的配慮というのが十分にあって、その子供さんの人生が豊かなものになるために義務教育に関わっておられる方、また高等学校もそうですけれども、ぜひ教育委員会としてもそうしたものを一人も取り残さないという、その考え方に立って努力をしていただきたいと、そういうふうに思います。

次に移ります。会計年度任用職員についてということで、新年度に向けての対応が今されているところです、ハローワーク等々を含めてですね。どういった取り組みになっているのか、お願いします。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

会計年度任用職員制度への移行につきましては、令和元年10月2日から3日までの2日間、職員向けの説明会を開催し、10月8日から10日までの3日間、嘱託臨時職員向けの説明会を開催したところでございます。

募集につきましては10月15日から10月31日まで、ハローワークを通じて行ったところでございます。現在、面接選考を行っており、遅くとも来年1月末までには可否について通知をしていきたいというふうに考えております。

○19番（小園義行君） 今回、会計年度任用職員制度が導入されるにあたって、現在嘱託職員、パート職員、臨時の方、いろいろおられるわけです。現在の数とどういうふうにこれが変わるんですか。フルタイムが何人、パートが何人、どういうふうに変わっていくのか。ちょっと数をお願いします。

○総務課長（山田勝大君） 現在、任用しております月15日勤務の臨時職員は90名でございます。それから、嘱託職員が230名の合計320名でございます。

フルタイムとパートタイムの件でございますけれども、全てパートタイムを計画しております。現在、会計年度任用職員として募集しているのは290名でございます。

○19番（小園義行君） 少し減るということですね、現在よりね。

そこで、この嘱託職員とパートさんも含めてですけど、業務量の調査というのは、これ、現在もされているんですかね。

○総務課長（山田勝大君） 業務量調査につきましては、臨時嘱託職員の方は、平成27年度まで行ったところでございます。平成28年度以降は行ってないということでございます。

○19番（小園義行君） 行ってないということであれば、業務量というのはよく分からないわけですが、例えばここにもらっていますよ、松山支所ですね、ここで現在19名の方が嘱託職員、臨時、パートということで、あなた方が出した資料ですよ。ちょっと数字は若干変わっているかもしれませんが、ごめんなさいね。移転した場合のという、そこでいただきました。そこで、私は今の松山支所をどうするのかということ、会計年度任用職員を導入するにあたって、実際の実態調査を正規の職員、そしてパートの職員、嘱託の職員、実態調査をして、会計年度任用職員、何人必要だねということ、そういう調査をすべきだと思うんですが、そこについてはいかが

ですか。

○総務課長（山田勝大君） 今回の会計年度任用職員制度の導入につきまして、各課とヒアリングを行っております。そういった中で、現在の計画している人数になったところでございます。松山支所につきましては、現在の人数から、現在、嘱託臨時の方23名ですけれども、予定としましては21名になるところでございます。ただ、勤務日数を15日勤務から20日勤務に増やしておりますので、総勤務日数でいきますと一月当たり420日ですけれども、これが会計年度任用職員制度が施行になった場合も420日ということで、同日数を確保している状況でございます。

○19番（小園義行君） じゃ、今のヒアリングをしているから、もうそれで十分だという理解ですか。ぜひ、それならそれで実態調査をしたということですので、ぜひ、松山支所を例に挙げましたけれども、ぜひそこについても職員の負担にならないように、またサービスの低下を招かないということが大前提ですので、そこについてはしっかりやってください。

併せて、来年の4月から施行ですが、その後8か月したら本庁を移転します。この有明支所、志布志本庁、どういうことになるかということもきちんと頭に入れてやらないとまずいと思うんです。そこについても、考え方をちょっと聞いておきたいと思います。

○総務課長（山田勝大君） 現在、4月から業務をするにあたりまして、必要な人員ということで設計をしたところでございます。

移転の場合の職員数ですけれども、業務については同じ業務をしていくところでございますので、会計年度任用職員についても同じ人数が動くという考えでおります。

○19番（小園義行君） ぜひそういう形で、業務に支障が起きないような対応をしてもらいたいというふうに思います。

最後です。市長の退職金の問題についてちょっとお聞きします。市長は退職金を受け取らないと公約されて当選されて、今2年経って、もう折り返しです。市長、あと2年したら任期が終わるんですが、具体的にどういったやり方でこの退職金を受け取らないよということにされているんですか。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

これまでの他自治体の事例を見ても、特例条例を制定するか、また特別職の職員の給与に関する条例の一部改正条例を制定する手法が採られているようであります。本市の特別職、一般職員の退職金は、鹿児島県市町村総合事務組合で共同処理しております。退職金の算定基準月の給与を0円とする特別職の職員の給与に関する条例の一部改正条例を制定する手法が有効ではないかというふうに考えているところであります。

令和2年度中にどの手法がいいのか、その他にも方法がないのか、十分検討して判断をしてまいりたいというふうに考えております。

○19番（小園義行君） 有効な方法を考えてやるということですか。隣の曾於市の五位塚市長は、その月の報酬0円にして受け取らないというやり方だったんですね。ぜひ、市長もそういう考え方があるならば、その連合会ですか、退職手当組合、そこに対してやっぱり、もうこういうのは

首長の人にですよ、「要らないんじゃないの」という声をちゃんと上げるべきだと思うんですが、そこについては、市長いかがですか。いや、私だけの問題ですよということなのか、ほかの首長さんに、「そうじゃないの」みたいな声を上げてほしいと思うんですが、どうですか。

○市長（下平晴行君） おっしゃいましたように、退職金を受け取らないことについては、私自身の公約でございますので、県市町村総合事務組合での提案は考えておりません。

○19番（小園義行君） やっぱり首長、政治家ですからね、自分の信念を堂々と、そうやって「あなたもどうですか」ぐらいは言って、組合の在り方として役員か何かされていると思うんですけれども、とりあえず来年、ちゃんとやるんだということでした。

今回、いろいろ取り上げさせていただきましたけれども、やはり私たちは住民のために何をすべきかということが一番大事であろうと思います。そうした意味で、今、国会で起きているようなああいう見苦しいやり方じゃなくて、とても今日もやり取りしていきまして、真剣に答えていただく、こっちも真剣に質問する、教育長も一緒ですけれども、そういう立場でこれからはまちづくりのために全力を挙げて取り組んでいきたいということを申し上げて、私の一般質問を終わります。

○議長（西江園 明君） 以上で、小園義行君の一般質問を終わります。

次に、5番、青山浩二君の一般質問を許可します。

○5番（青山浩二君） 改めまして、こんにちは。会派、真政志の会、青山でございます。

非常に微妙な時間帯になりましたが、午前中、与えられた時間はしっかりと全うしてまいりたいと思います。

一般質問も私がちょうど折り返し地点でございます。私が終われば、残り5人になりますので、執行部の皆さんにおかれましては、残り1日半、最後までお願いしたいと思います。

では、通告に従いまして、一問一答で質問していききたいと思います。

それでは、まず保健行政について質問していきます。市長は、3月の施政方針の中で、「乳幼児期は、虫歯予防のための歯口清掃や食習慣などの基本的歯科保健習慣を身につける非常に重要な時期であるため、市内の保育所・認定こども園等に対し、フッ化物が入った溶液でうがいをを行うフッ化物洗口の普及を図り、80歳で自分の歯を20本以上保持する「8020」の達成に向け、ライフステージごとの取り組みを進めてまいります」と表明されております。

それを受けて、9月には小園議員も質問をしております。若干、小園議員と重複する部分もあるかもしれませんが、私も私なりの視点で質問していききたいというふうに思います。

では、まずこのフッ化物洗口に取り組もうとした背景には何があるのか。なぜ、取り組もうとしたのか。そして、取り組むことによって、どこを、何を狙っているのか。また、このフッ化物洗口ですが、園児が実施するわけですから、安全には万全を期さなければなりません。安全面については賛否様々な意見があるところでございますが、安全性は確立されているのか。このことを、まずお聞きしたいと思います。

○市長（下平晴行君） 青山議員の御質問にお答えいたします。

歯及び口腔内の健康保持増進は、単なる食物のそしゃくという面からではなく、食事や会話を楽しむといった生活の質の向上という観点から重要であります。鹿児島県並びに本市でも80歳でかめる自分の歯を20本以上保持する、いわゆる「8020」達成を最終目標に、ライフステージごとに各種の歯科保健対策を進めているところであります。その結果、乳幼児期の虫歯有病者率等の歯科保健指標は年々改善してきていますが、全国平均と比較しますとまだまだ下位に位置している現状でございます。市民の保健上の大きな課題の一つであると認識をしているところであります。

乳幼児期は、基本的な歯科保健習慣を身に付ける時期として非常に重要な時期であり、生涯を通じた歯の健康づくりに対する波及効果も高い時期でもあります。そこで、乳幼児期の虫歯予防の有効な手段であるフッ化物洗口を市内の保育所・認定こども園等で取り組むことにより、乳幼児期の虫歯の低減及び健康な口腔の育成が図られるものと考え、全園での実施を目指し、推進をしているところであります。

○5番（青山浩二君） 私が今の1番目の質問の中で、安全性について質問したところでもございます。そこについても、御答弁をお願いします。

○市長（下平晴行君） 安全性でございます。フッ化物洗口による虫歯予防効果の高さや安全性については、WHOやFDI世界歯科連盟、他150を超える医学・歯科・保健機関はもとより、厚生労働省や日本口腔衛生学会、日本医師会等でも見解が一致しており、科学的・学術的にフッ化物洗口は虫歯予防効果が高く、安全であることが認められており、その取り組みを推奨しております。

○5番（青山浩二君） よく分かりました。安全性は、もう確立されているという見解であるようでございます。

それでは、次に本市内の保育所・認定こども園の取り組み状況についてお伺いしたいと思っております。

既に取り組んでいる園は今のところ何園あるのか。これは、施政方針を打ち出す前から自主的に取り組んでいる園のことでございます。これが何園あるのか。そして、本年度から取り組みを開始した、あるいは本年度から取り組みを開始する園は何園あるのか。

これは、市長の施政方針以降、事業内容に同意をして取り組みを開始した、あるいは開始する園のことです。これが何園あるのか。

さらには、今年度は何らかの理由があるとは思いますが、取り組まない、実施しないという判断をした園は何園あるのか。

この数値的なところをお示しいただけますか。

○市長（下平晴行君） 市内の保育所・認定こども園等の19施設のうち、数年前から独自に取り組むを開始しているのは6施設。今年度新たに取り組みを希望したのは8施設で、未実施は5施設であります。

○5番（青山浩二君） 取り組み状況については理解をいたしました。今、答弁にありましたように、このフッ化物洗口については、三つのケースに分かれているようでございます。

それでは、一つ一つ、ケースごとにお聞きしたいと思います。

まず、自主的に取り組んでいた園、これについてお伺いします。個別の園名については言わなくても結構でございますが、大体いつぐらいからその園は取り組んでいたのか。また、その効果というものはどうだったのか。お示しいただけますか。

○市長（下平晴行君） 導入時期でございますが、6施設のうち2施設は平成10年頃に開始をしております。他3施設は、平成25年頃から開始されています。

効果についてでございますが、実施園児の小学校入学後の状況を追跡調査していないため数字的な効果は把握しておりませんが、実施園の職員や保健歯科医に確認したところ、職員や保護者の歯に対する意識が高まったとの意見がありました。今後、検証していく必要があると考えております。

○5番（青山浩二君） 少し市長、確認をさせてください。いつぐらいからの取り組みですかというところで、全て今、自主的に過去取り組んでいたのが6園、平成10年から2園、平成25年から3園という答弁を今いただいたんですか、あと1園残っていると思います。そこについて、お示しいただけますか。

○市長（下平晴行君） 3施設が平成25年というのが、これが4施設だということでございます。

○5番（青山浩二君） 分かりました。平成10年から2園、平成25年から4園ということで理解をいたしました。

それでは、保護者の立場からすると、一番気になるところになると思いますが、これらの事故等の報告はなかったのか。これは、もう健康被害等も含めてであります。そういった報告は過去になかったのか、お示しいただけますか。

○市長（下平晴行君） 事故や健康被害等について確認したところ、特にそのような事例はないというふうに聞いております。

○5番（青山浩二君） 今の答弁を聞いて安心をしたところでございます。

それでは、財政的な観点から薬剤、または備品購入に係る費用、これは園の自主財源でずっと賄っていたのか。あるいは、市が何らかの補助をしていたのか。そこら辺についてお示しいただけますか。

○市長（下平晴行君） フッ化物洗口の実施初年度のみ、薬剤やディスペンサー、音楽CD等の物品、保護者説明会や洗口指導に関わる歯科医師や歯科衛生士の報償費の補助を行っている。費用については、実施初年度のみ補助ですが、年度の取り組みが継続していけるよう相談・支援は継続してまいりたいというふうに考えております。

あとは、課長の方から答弁させます。

○保健課長（西山裕行君） これまで実施をしている6施設の状況でございますけれども、費用につきましては園独自の取り組みで実施をしておりますので、市からの補助等については出してなかったということでございます。

○5番（青山浩二君） これまで自主的にしてきた園、この6園については何の補助も行ったこ

とはないということでもよろしいでしょうか。はい、分かりました。

それでは、次年度からの費用負担についてはどうなっていくのかということが気になるところでございます。市が全園一緒になってやりましょうということではございますから、当然、既に取り組んでいた園も対象になるかと思えます。薬剤購入等に係る費用負担、これについては市で負担することになるのでしょうか。

○市長（下平晴行君） 園での取り組みが継続していけるように相談支援は継続してまいります。長期的な継続を図るにはどのような支援を行っていくべきか、費用負担につきましては前向きに考えているところでございます。

○5番（青山浩二君） やはり、今回、市が提案したこの事業に同意した園だけでなく、先行して自主的に実施してきたこの6園についても、あなたたちが先行して良い事例をつくってきたから、今回の提案にもつながったんだよと、そういう気持ちに立っていただいて、今後はあなたたちの分もサポートしていきますねという考えになってほしいというふうに思います。

今回、同意して取り組むこととなった園と公平性を保つためにも、園は違えど同じ志布志市民でございますから、自主的に実施してきた園についても、費用の面でもサポートして欲しいというふうに思います。

今、市長から前向きにという言葉をいただきましたので、そちらの方もお願いしておきたいというふうに思います。

それでは、次のケースに移ります。2番目のケースになります。本年度から取り組みを開始した、あるいは取り組みを開始する園についてお聞きしたいと思います。職員向けの説明会、事業説明会、それから保護者向けの説明会、これについては今現在で何回ほど実施したのか、お伺いいたします。

○保健課長（西山裕行君） 本年度の新しく取り組む園の状況ということでございます。園職員への説明会については、8園全て終了をしております。保護者説明会につきましても、5園を現在終了したところでございます。ほか2園も本年度中には実施をする予定としております。あと、1園につきましても、園の希望により、来年度に実施をしたいということでの申し出があったところでございます。

○5番（青山浩二君） 残り2園を今年度中にとということで、なるべく早い時期に説明会を開いていただいて、保護者の理解をいただきまして、なるべく、次年度以降、早い時期にスタートできればというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、そのときの職員の方々の反応ですね、そして保護者の方々の反応、これも賛否様々だというふうに思っております。説明会を終えての反応、これはいかがだったのでしょうか。

○市長（下平晴行君） 保護者説明会が終了した5園の146名の保護者から希望調査票を提出していただきました。希望する方が140名、95.8%、希望しない方が6名、4.2%でした。

○5番（青山浩二君） 今、保護者の方々の反応ということで答弁いただきましたけれども、職員の方々の反応というのは、どういったものがあつたのでしょうか。

○保健課長（西山裕行君） 職員の方々の反応ということですが、特にこの事業に対する反対意見とか、そういうものについてはお伺いはしてないところでございます。

○議長（西江園 明君） ここで、昼食のため暫時休憩いたします。

午後は、1時5分から再開いたします。

○

午後0時00分 休憩

午後1時03分 再開

○

○議長（西江園 明君） 会議を再開いたします。

一般質問を続行します。

○5番（青山浩二君） それでは、午前中に引き続きまして、質問を続けたいと思います。

先ほどの答弁の中で私がちょうど知りたかった部分ですね、職員の方々の反応、それから保護者の反応というところが、職員の方についてはもう反対意見ということはないということで安心をいたしました。

そして、保護者の方についても95%を超える方々が同意をいただいているということで、こちらの方も大分保護者の方にも理解をいただいているのかなという感じだと思います。

それでは、その希望する家庭の子供たちについてですが、いつから実施することになるのか。また、それに対する練習ですね、そういったものはどのような形で実施していくことになるのか。そこを詳しく御説明をお願いします。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

年中・年長児を対象に、フッ化物が入った溶液7mlを口に含み、1分間音楽に合わせて「ぶくぶくうがい」をし、その後、コップに吐き出すという「ぶくぶくうがい」を週5回行います。実施時間帯は、各園の実情に合わせて設定していただいています。

○5番（青山浩二君） 今、市長が答弁された部分なんですけれども、後での質問の答弁になるかと思います。週何回とか、どの時間帯でということは後で質問しますので、今私が聞いたのは、いつから実施することになるのか。それから、それに対する訓練、練習ですね、ここについてどのような形で進んでいくのかというところを聞いていきたいと思います。

○保健課長（西山裕行君） いつから実施をするのかということでございます。先ほども、今現在、園の方に説明会等もしながら、洗口の実施指導をしております。現在、洗口の指導についても5園が終了し、ほかの2園は12月中に実施を予定しております。

その中で、もう洗口を開始した園につきましては、11月末から今現在、2園が開始をしております。この実施につきましても、先ほどもありましたように、園児が確実にうがいができるように、「ぶくぶくうがい」の指導を行って、それが確認できてからの実施というふうに行っているところでございます。

○5番（青山浩二君） よく分かりました。

それでは、反対に実施しないという判断に至った家庭の子供たちも今後は配慮が必要になってくると思います。現場では、あなたたちはフッ化物洗口するから、こっちにきて今からするよと。そして、逆にあなたたちはしないからこっちの部屋にいてねというような完全な線引きはできないと思いますし、これは子供たちも敏感ですから、線引きすることによって思いもよらないことに発展したら大変なことになってくると思います。ですので、このような線引きは現場では絶対あってはならないと思っております。実施しないという判断に至った家庭の子供たちへの配慮、こういったものはどのようにお考えでしょうか。

○市長（下平晴行君） フッ化物洗口を希望しない園児がいた場合には、フッ化物洗口用ボトルに水道水を入れ、他の園児と同じように洗口できるよう配慮して実施するというところでございます。

○5番（青山浩二君） ぜひ、そのように区別をしないで配慮していただきたいというふうに思います。

それでは、実際、現場では今後どのような形で進んでいくのか、お聞きしたいと思います。誰が、どのようにして液体をつくるのか。また、それを週何回するのか。そして、どの時間帯で実施するのか。ここを具体的にお示しいただければと思います。

○保健課長（西山裕行君） 洗口剤につきましては、園の方で作るということでございます。作るのは保育士の方々というふうに伺っております。薬剤についても、当然保管については鍵のかかるところで、園の方でしっかりとさせていただくということを想定してございます。

あと、実施する時間につきましては、園のいろいろな事情等がございます。そういう中で、園の判断ということもございますけれども、ご飯を食べた後とか、歯磨きをした後に実施をするというふうに行っているところでございます。

○5番（青山浩二君） 今、課長の答弁の中で、週何回実施するという答弁をいただいておりますので、そこについて、もう一回お願いします。

○保健課長（西山裕行君） 保育園及びこども園につきましては、週5回ということで実施をするというふうに考えております。

○5番（青山浩二君） よく分かりました。このような形で進んでいくよということでございます。

それでは、子供たち、実際ぶくぶくして吐き出すわけでございますが、万が一、ぶくぶくして飲み込んでしまった場合、こういった場合、どのようなことが起こり得るのか、そこをお示しただけですか。

○保健課長（西山裕行君） 万が一、飲み込んでしまった場合ということでございます。フッ化物で軽度な中毒による不快症状、悪心、おう吐等が現れるのは、大体体重1kg当たり2mgとされておりますので、仮に体重16kgの4歳の子供を例にしますと、20人分を一度に飲み込まない限りは心配はないというふうに考えております。

また、そういう間違っって飲み込むことのないよう、洗口を始める前に、先ほどもお話ししまし

たけれども、「ぶくぶくうがい」のトレーニングを十分に行ってから開始するということを徹底してまいりたいというふうに考えております。

○5番（青山浩二君） よく分かりました。そこについては、本当に細心の注意を払いながら事業を実施していただきたいというふうに思っております。

それでは、このフッ化物の液体を作る職員の方々への研修制度、こういったところを聞いていきたいと思えます。

実際、歯科医師の先生や薬剤師の先生方を講師として招いて実演を含んだ研修や指導は実施したのか。あるいは、今後実施する予定はあるのか、お聞きしたいと思えます。

万が一ですけれども量を間違えたり、そういった事故を未然に防ぐためにも、また基礎的知識、こういったものを得るためにも非常に大事な部分であると思えます。職員の研修制度について、どうなっていくのか、お示しいただけますか。

○保健課長（西山裕行君） 職員の研修の状況ということでございますけれども、今回、事業を導入するにあたりましては、県の職員等に対しましては、その効果等も含めまして作り方等についても実習をして臨んでいるところでございます。

また、今後の研修というようなことでございますけれども、安全かつ効果的にフッ化物洗口を継続して実施していくためには、関係者が正しい知識を持って実施していくことが大切だというふうには考えております。そのような研修を実施するために、定期的な確認を含めまして、研修会等も園の方と年に何回か必要ではないかというふうには考えているところでございます。

○5番（青山浩二君） そうですね、研修については、今、課長答弁にもありましたように、年に数回していただきたいと思います。この職員研修という観点からいくと、本当に大事な部分であるというふうに思っておりますので、また人は、私も含めてなんですが、慣れた頃が一番ミスを犯しやすいというふうに私は思っております。初心に戻るという意味を込めて、子供たちの定期的な練習、それから職員研修、実施していくということですので、そこは徹底していただきたいと思います。

それでは、この薬剤の保管場所を含めた保管方法、こういったものはどうなっていくのか、お示しいただけますか。

○保健課長（西山裕行君） 保管方法でございますけれども、この薬剤の取り扱いにつきましては、洗口剤につきましては園の歯科医師が作成した指示書を園の職員が薬局に持参し、署名・捺印を行った上で購入するとしております。水への溶解前の洗口剤につきましては、劇薬の取り扱いになるということでございますので、子供が入室をしないような場所、それから鍵がかかる戸棚に保管をするということで、使用の際には洗口剤の出納簿で管理するというふうにしております。

また溶解後の洗口液につきましては、普通薬の取り扱いとなりますために、余った分については冷蔵庫での保管となりますけれども、基本、洗口液につきましては週5日で使い切るということで、残液については全て破棄するというふうにしていただいております。

○5番（青山浩二君） 本当に取り扱い、それから保管、こういったものはしっかりと管理をしていただきたいというふうに思っておりますので、こういったものからまた事故に発展する可能性もありますので、ここはもう園への指導というものを徹底していただきたいというふうに思います。

それでは、次に、先ほどの、既に取り組んでいた園のところでもお聞きしたところでございますが、費用について少し聞いていきたいとします。今年度、市の方針に同意をして取り組みを始めた園についての薬剤等の購入に係る予算というものは、大体いくらぐらいになるのでしょうか。

○保健課長（西山裕行君） 本年度、取り組むとした園の全ての事業費ということでございますけれども、本年度の総事業費は32万9,574円としております。この中身については、ディスペンサーといいまして溶液を入れるポンプ式の入れ物、それから音楽CD、それから薬剤、それと歯科医師等の報償費、それから歯科衛生士の報償費を想定して予算化しているところでございます。

○5番（青山浩二君） 大体全ての備品、そういったものを含めて32万円ちょっとということでございます。

それでは、この薬剤購入に係る費用の負担でございますが、次年度、2年目以降の市の方針については、いかがお考えでしょうか。

○市長（下平晴行君） 園での取り組みが継続していけるように、相談支援は継続してまいります。長期的な継続を図るためには、どのような支援を行っていくべきか、費用負担等については前向きに考えて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○5番（青山浩二君） 様々な考えがあるとは思いますが、市が財政的な面からでもサポートするからしっかりと取り組んでねというような姿勢を見せないと、園からも、保護者からも不安感、そして不信感が出てくると思います。初年度だけ補助をして、2年目以降は園の、そちらの財源でどうにかしてねというような、こういったやり方は、あまりにも無責任になってくると思っております。特にこの問題については、行政、それから保育所・こども園、これらが一体となって取り組む必要性があると思っております。未来ある子供たちの健康のために、ぜひ2年目以降、次年度以降も予算措置をしていただきたいと、そう思いますが、市長もう一回、お願いします。

○市長（下平晴行君） 先ほど申しましたように、費用負担については前向きに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○5番（青山浩二君） ぜひ、前向きに考えていって欲しいと思っております。

それでは、この項目では最後になりますが、今回、取り組みを見送った園ですね。ここについて、一つだけお聞きしたいと思っております。

この園についても様々検討した結果、本年度は取り組みを見送ったというふうに考えております。次年度以降、来年度についても、粘り強く丁寧に説明をして、事業導入へ導いていく必要があると思っております。園の考え方もあるでしょうが、当局の園に対する働き掛け方、こういったものはどのようになっていくのでしょうか。

○市長（下平晴行君） 未実施の園につきましては、園の事情に配慮した上で、引き続きフッ化物洗口の有用性や効果等を丁寧に説明し、本年度同様の取り組みを全園で実施できるように働き掛けてまいります。

○5番（青山浩二君） 市長から力強い御言葉をいただきましたので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

歯は万病の元と昔からよく言われております。歯の状態が健康に重大な影響を及ぼすからということでございます。歯の健康を保つことは、単に食べ物をかむという観点からではなく、食事や会話、そういったものを楽しむ豊かな人生を送るための基礎となるものでもあります。そういう豊かな人生を子供たちに送ってもらうためにも、フッ化物洗口については継続することが大事だと思いますし、この事業をしっかりと定着させて、さらに行政がサポートする、こういう体制づくりが大事だと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、次の（2）の方に移りたいと思ひます。

市長は、先の9月議会において、乳歯から永久歯が完全に生えそろう14歳頃までの継続した取り組みが重要と考えており、来年度、小学校でのフッ化物洗口実施に向けて取り組んでいくというふうに答弁されております。この事業を小学校まで広げていくんだということに対して、市長、それから教育長、それぞれの気持ちといいますか、決意というものを、まずお聞かせ願えますか。

○市長（下平晴行君） お答え申し上げます。

先ほど申し上げました、歯と口腔の健康は、生涯にわたり全身の健康の保持増進に重要な役割を果たしていると考えております。脳疾患、心臓疾患等に大きく影響するとともに、虫歯は一度なると二度と元の健康な歯に戻らない大切なものであります。フッ化物洗口の取り組みは、乳幼児期の乳歯から小学生までの永久歯に生え替わろうとする大事な時期に歯磨きとフッ化物洗口を併用することにより、虫歯のない志布志市の子供たちを育てていくことが大切だと考えております。

また、フッ化物洗口を4歳から14歳までの期間に実施することの有用性は、厚生労働省のフッ化物洗口ガイドラインによりますと、フッ化物洗口法では「虫歯予防対策として最も大きな効果をもたらし、その後の年齢においてもフッ化物は生涯にわたって歯に作用させることが効果的である」と示されております。

実施においても、地域単位で保育所・幼稚園や小・中学校で集団応用された場合、虫歯予防効果や安全性等、優れた公衆衛生特性の高い方法であるとされております。また、鹿児島県歯科口腔保健計画においても同様のことが示されており、それらを踏まえ、小学校においても幼児期から継続した取り組みが必要と考えております。

現在、小学校単位でのフッ化物洗口の保護者説明会において、市の口腔保健行政においてのフッ化物洗口の必要性を説明しており、今後も小学校での実施に向け、教育委員会と連携を図ってまいりたいというふうに考えております。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

国は、80歳で20本以上の自分の歯を持つ「8020運動」を推進する中で、虫歯等の歯科疾患を予

防することが重要だとしております。虫歯は一度なると二度と元の健康な歯に戻らないものであり、生えて間もない時期になりやすく、小・中学生の時期の予防がとて大切になってまいります。

鹿児島県の1人平均の虫歯数や虫歯を持つ者の割合は全国より高い数値であります。志布志市は県よりも更に高い数値となっております。

また、虫歯治療率の改善は図れているものの、学校からの治療勧告がなされても24.3%の小学生が、53.9%の中学生が、保護者の都合やその他の理由により、治療を受けたくても受けられない現状であることを重視する必要があります。生涯にわたる健康づくりを主体的に進める上で、治療による健康づくりから予防による健康づくりへの転換を進めると同時に、子供たちの健康格差をなくす視点から、学校歯科医、学校薬剤師、保健所等にも協力していただきながら、保健課とともに生涯にわたる歯の健康づくり、フッ化物洗口事業を推進してまいります。

○5番（青山浩二君） それぞれお気持ちを聞かせていただきました。強い決意というものを受け止めましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、県内の他の自治体の取り組み状況、こういったものを少しお示しいただけますか。

○教育長（和田幸一郎君） 鹿児島県で、先進的に取り組んでいる市町村、さつま町、薩摩川内市では、段階的に導入を進めて、現在、中学校までフッ化物洗口を行っております。ほか、長島町や湧水町でも、全小学校に導入され、霧島市、奄美市では一部の小学校で始まっております。地区内では、鹿屋市や大崎町で導入されております。特に大崎町では、幼児期から小学校まで継続した取り組みとなっております。

これらの市町と虫歯の予防効果や安全性については情報交換をしており、これまでもフッ化物洗口を原因とする健康被害が発生したという事実は、私どもは確認しておりません。

○5番（青山浩二君） よく分かりました。他の自治体の取り組み状況ですね。よく分かったところでございます。

それでは、次にですが、私の周りにもこの事業について、若干ではありますが不安を抱いている保護者がおられます。私も専門家ではありませんので、無責任なことを答えることはできません。先ほどの保育園のところで質問した箇所と重複する部分があるかもしれませんが、この私の一般質問を通じ、その不安を抱いている保護者の不安を取り除いてあげるためにも、そしてまた、私自身も疑問に思っていることを一つ一つ率直に質問していきますので、お答えいただきたいと思ひます。

まず、このフッ化物洗口、これをするにより、どのような効果が得られるのか。そういったものを簡単に御説明いただけますか。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

先ほど本市の虫歯の実態を報告しましたがけれども、これは各学校においてはブラッシング指導とか、あるいはシュガーコントロールとか、そういう取り組みを進めておりますけれども、学校歯科医等の意見を踏まえながら、このフッ化物洗口をすることによって、更に子供たちの虫歯予

防に効果があるということを聞いております。先進的な様々な事例等も報告を受けておりますけれども、やはり本来は家庭できちんとしなければいけない、そういう状況でありますけれども、シュガーコントロールとか、あるいはブラッシング指導とか、十分行き届いていない状況の中では、集団でこのフッ化物洗口をすることによって、より子供たちの将来の虫歯予防に効果があるというようなこと等で私どもは今回進めていきたいというふうに考えております。

○5番（青山浩二君） よく分かりました。

それでは、他にも様々な虫歯予防の方法がある中、なぜフッ化物洗口なのかというところをお示しいただきたいと思えます。

併せて、このフッ化物洗口は、現在、全国的に広がりつつあるのか。また、これまでなぜ普及してこなかったのか。こういうところをどのように分析しているのか、御説明をお願いします。

○保健課長（西山裕行君） なぜ、今、フッ化物洗口なのかということでございます。先ほども答弁にありましたように、これまでのブラッシング、それからシュガーコントロールの指導に加えて、フッ化物応用の中でも虫歯予防効果の多いフッ化物洗口を行うことによって、虫歯の罹患率を下げると。

それと、子供や保護者の口腔歯科衛生に対する意識を高めるということを目的というふうに行っているところでございます。

また、生活環境及び家庭状況の変化等に伴いまして、家庭でのブラッシングとシュガーコントロールの指導や歯科医院への受診が難しい家庭が増えてきているということで、フッ化物洗口につきましてはそのような状況の子供たちへのセーフティネットとしての目的も併せ持っているところでございます。

それから、このフッ化物洗口が「全国に広がっているのか」、それから「なぜ普及してこなかったのか」ということでございますけれども、日本では昭和45年に新潟県の小学校で初めてフッ化物洗口が実施されてから、平成28年3月現在、全国の約1万2,000の幼稚園・保育園、それから小・中学校で約127万人の子供たちが行っております。フッ化物洗口につきましては、全国的にも広がっているというふうに考えているところです。

これまで普及してこなかった理由ということでございますけれども、フッ化物に対する誤解、それからそれに基づく不安や情報の錯そう等があり、フッ化物洗口に係る内容や安全性等の正しい理解が定着しなかったことや、実施には相応の予算が必要となること等が大きな原因であるというふうに考えているところでございます。

○5番（青山浩二君） よく分かりました。

それでは、次に日本弁護士連合会、いわゆる日弁連ですが、平成23年1月23日、今から約8年ぐらい前になりますが、集団フッ素洗口、そして塗布の中止を求める意見書というものを日弁連が発表しています。この意見書について、当局の見解をお示してください。

○教育長（和田幸一郎君） 私の方でお答えします。

今言われました日弁連のこの「集団フッ素洗口・塗布の中止を求める意見書」というのがよく

話題になります。この日弁連の意見としては、安全性の問題とか、あるいは本当に有効なのかとか、あるいは必要性と、それから実施上の安全性とか、追跡調査が行われているのかと、そういうこと等についての意見書でございます。

この意見書に対して、日本歯科医師会あるいは日本学校歯科医会など、専門機関が一致して学校保健管理の一貫としてのフッ化物洗口の有効性等を支持する見解を出しております。特に日本口腔衛生学会が、この日弁連の意見を受けまして、平成23年2月18日付で、次のような見解を出しております。日本弁護士連合会の意見書を公表し、さらに同年11月に本意見書に対する解説を発行し、その冒頭で、「本意見書に対して学術的及び科学的な根拠のない、現在では否定されている研究報告に基づいた偏った意見であり、フッ化物利用反対者の主張を一方的に取り上げただけの意見書と考えざるを得ない」と示しております。このような見解を出しております。

これらのことから、学校でのフッ化物洗口の実施は妥当であると、そういうふうに考えております。

○5番（青山浩二君） 市の見解、そして教育委員会の見解というのがよく分かったところでございます。

それでは、また単純にお聞きしたいと思います。私に質問された保護者の方で一番多かった意見です。これ、さっき保育園のところでもお聞きしましたけれども、もう一回聞いていきます。

「フッ化物洗口は安全ですか」と。単純に安全性は確立しているんですかという意見が本当多かったところでございます。この部分をもう一回答弁いただけますか。

○保健課長（西山裕行君） フッ化物洗口は、本当に安全なのですかということでございます。このフッ化物につきましても、自然界の物質につきましても、絶対安全ということでの証明はなかなか不可能であるというふうに考えます。どんなに

安全というふうに思われている物質でも、例えば多量に、とり過ぎるといことがあれば、重篤な状況が生じるというふうに考えております。

フッ化物洗口も同様に、適量では虫歯予防に役立つというふうにされておりますけれども、大量に摂取することはあってはならないというふうに考えております。ただ、そのような大量に摂取するというようなことは通常の方法では起こり得ないというふうに考えております。そういう意味からも、安全であるというふうには考えているところでございます。

○5番（青山浩二君） そこまでしっかりと答弁がいただければ、私もこの保護者の方々に同じようなお答えをするところでございます。「通常の使い方をすれば、安心・安全だよと、そういうふうに理解してください」と伝えることができますと思います。

それでは、これは劇薬になるんですけれども、学校現場での、フッ素についての取り扱い、これについても心配されるところでございます。取り扱いから管理までどのような行程で管理していくのか、お示しいただけますか。

○教育長（和田幸一郎君） 日本歯科医師会によれば、フッ化物洗口溶性剤が劇薬であるのは、製品が取り扱いやすいように顆粒状にしてあり、水で溶解しないと顆粒の状態では濃度が高いか

らということであります。不正な使用方法、例えば水で溶解せず、顆粒をそのまま飲むというようなことは作用が強く、人体に影響を及ぼすことがあるので、顆粒状のままの取り扱いに管理が必要であるという意味で劇薬となっております。用法・用量を正しく理解し、使用すれば安全であります。

また、劇薬という言葉で危険な薬品と受け取られがちですが、医療で必要な場合に使われる薬に対する薬事法上の分類です。適正な使用をしている限り心配は要りませんと述べております。

学校では安全管理に十分配慮して、不測の事態が起きないように、薬剤は鍵付き保管庫で管理するなど、また実際の水で希釈する洗口液は普通薬に分類されることなどから心配ないというふうに考えています。

学校では、理科やプール管理等で劇物や危険物等を取り扱っていますが、それらと同様の自覚を持って取り扱う必要があると、そういうふうに考えております。

○5番（青山浩二君） ぜひ、今のような取り扱い、そして管理までお願いしておきたいと思えます。

そして、次にですが、アレルギー症状を持つ児童、こういった子供たちは実施しても大丈夫なんですかというところを聞いていきたいと思えます。また、先ほども保育園のところで聞いたんですが、誤飲しても大丈夫なのかということも、またお示しいただけますか。

○保健課長（西山裕行君） アレルギー症状を持つ子供に対することとございます。厚生労働省や日本歯科医師会、日本口腔衛生学会等につきまして、フッ化物洗口がアレルギーの原因となることはない、広範囲の実施経験や医学的な調査結果によって判断をしているところでございます。フッ化物洗口によるアレルギー反応を確証する報告は何一つないと結論付けているところでございます。

また、県歯科医師会等によりますと、「フッ素は人体の構成元素の一つであり、分子量も小さいため、単独ではアレルギー抗原にはなり得ない」というふうにしております。

これらのことから、アレルギー症状を持つ子供がフッ化物洗口を実施しても大丈夫であるというふうに判断をしているところでございます。

飲み込んでも大丈夫かというような御質問とございます。先ほど保育園のところで少しお話をしたところでございますけれども、「厚生労働省はフッ化物洗口は飲用しての蝕予防効果を期待する全身応用ではない」ということとありますけれども、たとえ誤って全量飲み込んだ場合でも、直ちに健康被害が発生することはないと考えられている方法であり、「急性中毒と慢性中毒試験成績の両面からも、理論上の安全性が確保されている」と示しているところでございます。

また、歯科医師会等によりますと、「フッ化物の急性中毒症が発現する量は、体重1kg当たり5mgとされます」と示しております。体重30kgの小学生の場合、急性中毒症は150mgであるのに対し、本市で使用している洗口液1人分の10mlに含まれるフッ化物の量は9mgでありますので、16人以上を一度に飲み込まない限りは、この急性中毒の量には達しないというふうに考えております。

これらのことから、誤って洗口液を飲み込んでも大丈夫であると判断しておりますけれども、このフッ化物の洗口液についても、本来飲むべきものではないということでもありますので、事前に「ぶくぶくうがい」の練習を十分させて、飲み込まずに吐き出すことができるようになってから実施をするというふうに行っているところでございます。

○5番（青山浩二君） 今、様々なケースを想定しての質問でございますが、通常の使い方であれば、特に問題ないという内容の答弁でございましたので、大分安心をしたところでございます。また、私もそうあって欲しいと心から願っているところでございます。

ただ、万が一という場合もあると思います。学校現場において、事故等、健康被害も含むわけですが、こういったものがもし起こった場合、責任の所在はどこにありますかというところをお聞きしたいと思います。これについては、トップである市長の口から直接聞きたいと思いますが、責任の所在、どこにありますか。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

市長と連名で依頼文を出しているということで、責任の所在については、公文にもあったとおり、「市の責任の下に実施する」となっておりますので、市が責任を取るということでございます。

○5番（青山浩二君） 本当、あってはならない、あってほしくないということなんですけれども、万が一ということがございます。そういった場合、誰に責任の所在があるのかというところで今聞いたわけですが、全面的に市の責任だよという御答弁をいただきましたので、そこら辺を保護者の方々にしっかりと伝えていきたいと思っております。

それでは、次、学校職員が薬剤を調整し、洗口液をつくる、こういった行為、医療行為じゃないかという声を聞くところもあります。これについては、法律に抵触することはありませんか。

○教育長（和田幸一郎君） 反対の意見の中に、このフッ化物洗口のこのことについては医療行為ではないかという意見はよく出てきます。このことについては、鹿児島県歯科医師会等によると、「フッ化物洗口は医師や歯科医師が実施する医療行為ではなくて、個人や集団での実施も認められている虫歯予防の保健管理行為である」というふうな見解を示しています。

また、昭和60年3月8日、衆議院、政府の答弁ですけれども、この中で、「フッ化ナトリウムを含有する医薬品をその使用方法に従い溶解希釈する行為は、薬事法及び薬剤師法に抵触するものではない」との答弁が出されています。

さらに、厚生労働省のフッ化物洗口ガイドラインにおいても学校での集団でのフッ化物洗口が推奨されています。

これらのことから、総合的に学校での実施が医療行為ではないというふうに判断できると思っております。

○5番（青山浩二君） 今、御答弁いただきましたそういった理解の下、この事業を進めていくんだよというところで理解したところでございます。

では、学校職員について、もう少し聞きたいと思っております。現在、働き方改革が全国的にうたわ

れている中、この事業により学校職員の多忙化がより一層加速するというふうな意見もあるところでございます。このことについては、どのように考えているのでしょうか。

○教育長（和田幸一郎君） 今の意見も私のところに届いているところでございます。新たに週1回、フッ化物洗口を実施することで、多忙感を感じる学校職員もいるのではないかと考えていますので、それらの思いが少しでも軽減されるよう、各学校において週1回の実施日に他の活動を割愛したり、短くしたりするなどの日課表の工夫等が大切かなというふうに思っています。

また、この事業は子供たちの生涯にわたる歯と口の健康が増進される極めて意味のある取り組みであることから、今後も各学校においてスムーズに実施されるよう、より効率的で負担の少ない実施方法について検討してまいりたいと思います。

○5番（青山浩二君） 今、最後、教育長答弁にもありましたように、負担の少ないスムーズな取り組み、こういったところが本当に大事になってくると思いますので、ここら辺の配慮もしっかりと職員の方々へしていただきたいと思います。

では、次に、職員向け説明会、それから保護者向け説明会、これについて少し聞いていきたいと思えます。これまでの説明会の実施状況、ここをお示しいただけますか。

○教育長（和田幸一郎君） 学校説明会については、もう全ての学校が終わりました。保護者説明会につきましては、現段階で、今日まで含めて16校中、今日で10校終わる予定でございます。残りの6校は、来年になるかというふうに思っています。今の状況は、そういうことでございます。

○5番（青山浩二君） 保護者向け説明会が6校残っているということですね。ここについても、計画性を持って、なるべく早い時期に説明会を開いていただければ、そこの保護者の方々も安心するんじゃないかなというふうに思っていますので、早い説明会の実施をお願いしておきたいと思えます。

それでは、その説明会でございますが、歯科医の先生、薬剤師の先生など、しっかり同席はされているのでしょうか。職員や保護者の理解を深め、不安を取り除くためにも、専門家の先生がその場でしっかりと説明をして、あるいは質問への回答をその場でする、そういうのが信頼できる事業説明であると思っております。そのような体制は整っているのでしょうか。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

保護者説明会におきましては、フッ化物洗口を実施する場合には、本人とか、あるいは保護者に対して具体的な方法、期待される効果、安全性について、十分に説明した後、同意を得て行うというインフォームドコンセントに基づき、本市の保護者説明会においても、市の歯科医師会や薬剤師会、それから保健課、志布志保健所等にも同席していただいて、専門的な見解をいただきながら丁寧に説明して、その後、全保護者に希望調査を行っています。

さらに、この保護者説明会においてメリットだけでなくデメリットもちゃんと伝えるべきではないかという、そういう意見もございますので、この保護者説明会においても、フッ化物洗口に関するパンフレットとともに、例えば使う薬剤の使用説明書を添付したり、特に大量摂取による吐き気や腹部不快感などの中毒症状を生じる可能性、そういうことについても、通常では起こり

えないわけですが、そういうことも説明をして、メリット、デメリット、両方について具体的な見地から説明をするように努めているところでございます。

○5番（青山浩二君）　そういったリスクの方も説明していただいているということで、その点については本当に有り難いなと思っております。その説明を受けての同意する、同意しないということですので、非常にいい説明会ではないのかなというふうに思います。

ではその説明会で、先ほど保育園のところでも聞きましたが、職員の先生方、そして保護者の方々の反応ですね。こういったものはどういったものがあつたのか、お聞きしたいと思います。

○教育長（和田幸一郎君）　まず、学校説明会で出されている意見ですが、学校説明会は基本、学校長が責任をもって行うわけですが、DVD視聴などをして、学校長の方から効果や安全性について説明をするわけですが、心配する声として、やはり安全性のこと、それから誤飲やアレルギーの反応は出ないのかとか、そういう声もいろいろ聞かれます。それから、先ほど出た業務改善の立場から忙しさ、そういうこともあります。それから、本当に効果があるのかというようなこととか、様々な意見がございまして、そういう意見に対して、私どもの方はきちんと答えていくという体制で今取り組みを進めています。

それから、保護者説明会におきましては、保護者の方々から、専門の方々がいらっしゃるわけですが、例えばなぜ鹿児島県はあんなに虫歯が多いのかとか、やはりまた安全性のことについての質問とか、それから洗口液というのはどんな臭いや味がするのかなというようなことも質疑として出されておりますので、実際、洗口液を保護者の方々にも使用していただいて、実感をしていただく、そういう取り組みもずっと進めているところでございます。

○5番（青山浩二君）　説明会の様子もよく分かったところでございます。

では、その説明会になるんですが、保護者の方で何らかの都合上、出席できなかったという保護者がいるということも伺っているところでございます。そういった保護者の方々への対応ですね、これはどうなっていくのか、お示しいただけますか。

○教育長（和田幸一郎君）　保護者説明会に都合で出席できなかった方もいらっしゃいます。例えば、もう幼稚園・保育園で実施している保護者にとってみれば、もうそのことについてわざわざ聞く必要はないという方もいらっしゃるわけですが、ただ、初めてこのフッ化物洗口をする保護者に対しましては、まず保護者説明会で資料を準備しておりますけれども、その資料は確実に保護者の方々へ配布するということ。そして、フッ化物洗口に関するDVDとか、そういうのはいつでもまた学校でお見せすることができるということ。それから、不安な点、不明な点は、いつでも学校に申し出ていただきたいと。そして、説明会を求めるのであれば、ぜひ要望は出していただきたいということで、多くの保護者の方々から不安がないような状況で説明を今後とも続けていきたいと、そういうふうに考えております。

○5番（青山浩二君）　今、答弁ありましたフォローの方もしっかりとされているようでございますので、お願いしておきたいと思っております。

それでは、この保護者説明会を受けまして、保護者の側はフッ化物洗口をするか、しないか、

そういう判断をしていくことになります。実施を希望すると判断する家庭が多ければ多いに越したことはありませんが、希望調査の結果、仮になんですけれども、圧倒的に希望者が少なかったという結果が出てくる可能性もあります。こういう結果が出て、その学校では実施するという姿勢に変わりはないのでしょうか。

○教育長（和田幸一郎君） 本事業というのは、子供たちの生涯にわたる歯と口の健康及び心身の健康増進とともに、自分の健康は自分で守る意識が高まるなど、とても意義のある取り組みであるというふうに考えておりますので、保護者等に丁寧に説明して、1人でも多くの子供たちが実施するよう理解を図っていききたいというふうに考えております。

このような観点から、希望者の多少に関わらず実施することにしておりまして、保護者の理解を深めていくような努力をしていきたいと、そういうふうに思っています。

○5番（青山浩二君） よく分かりました。

それでは、また保育園のところでも聞いたんですが、実施を希望しないという児童への対応について聞いていきます。実施する、しないによって、これがまた学校側の対応が変わってくると子供たちも思いもよらないことへ発展していく可能性というのが、保育園以上に小学校にはあると思います。そうならないためへの配慮、対応、これはどのようになっていくのでしょうか。

○教育長（和田幸一郎君） このことも校内説明会等で職員の方から出された意見でもございます。希望しないとした子供への対応ですけれども、希望しない場合の理由について、具体的に問わないようにしております。また、希望調査後の変更、それも自由尊重をしていきたいというふうに思っています。

従って、希望しないと回答した保護者及び子供に対して実施するように説得したり、強制的に実施させたりすることなどはあり得ません。

また、希望しない児童については、本事業は学校保健活動の一環として取り組んでいくために、実施する児童と一緒に水うがいを行うことにしたいというふうに考えています。水の「ぶくぶくうがい」をすること、このこともまた歯を大切に、そういう取り組みでもあると思いますので、フッ化物洗口を実施する意識を向上させるという観点から、同じような取り組みをしていきたい、そういうふうに考えております。

○5番（青山浩二君） ぜひ、実施しないという子供についても、今、教育長答弁のように配慮をしていただきたいというふうに思っております。

それでは、小学校では、これ週何回実施するのか、教えていただけますか。

○教育長（和田幸一郎君） 小学校では、週1回実施するというので、いつの曜日にするかというのは、それぞれの学校の日課表等がありますので、判断をしてもらうということになるかと思っております。

○5番（青山浩二君） よく分かりました。

それでは、こちらも保育園の方でも聞きましたが、学校の先生方への研修ですね、職員の研修制度、今後どうなっていくのでしょうか。

○教育長（和田幸一郎君） 校内説明会でもまだまだ心配される先生方もいらっしゃいますし、まだ十分理解できないという、そういう意見もあつたりしますので、私どもの方としては、できるだけ多くの先生方が同じ目標に向かって取り組める体制を整えるために、今後ともまた丁寧な説明をしていきたいということで、各学校の先生方が出されたいろんな質問に対しては丁寧に答えていくように、回答等も各学校に配布しながら説明をしてもらうようにしています。

なお、どうしても専門的な話が聞きたいという場合には、学校保健委員会とか、そういうものもございますので、そういうところでもまた説明の機会を持ったり、また学校においては校内研修を持ってお互いまた共通理解を図ろうと、そういう取り組みを進めている学校もございます。

○5番（青山浩二君） よく分かりました。

それでは、この保護者についても毎年新しい保護者の方が入ってきます。保育園時代にフッ化物洗口に取り組んでいた家庭なら、取り組みについては理解していると思いますし、子供もそんなに抵抗はないと思います。ただ、保育園時代に取り組んでいない家庭、それからこのフッ化物洗口自体に取り組んでいない地域から入学してくる家庭もあると思います。そういった家庭に理解していただくためにも、新1年生ですね、特に事業説明等必要になってくると思いますが、ここへの対応というのはどうなっていくか。

○教育長（和田幸一郎君） 来年度、新1年生として入ってくる保護者に対しましては、この前、就学時健康診断というのがございましたので、その折りに全ての保護者の方々に、私ども教育委員会、保健課、そして歯科医の方々、それから薬剤師の方々等を含めて説明の機会を持っておりますので、一応説明は終わっております。あとは、その新しく1年生になる保護者から同意書といたしますか、それをまとめるというような、そういう状況になっております。

○5番（青山浩二君） 新1年生ですね、来年度入る方々への事業説明、ここら辺もしっかりと対応しているということですので、安心をしたところでございます。

今回は、フッ化物洗口事業について、様々な角度から質問をしてきました。私の周りにも、特に小学校になるわけなんですけど、事業に対しての不安を抱えている家庭があるというのは事実であります。ただ、今日ここまで誠実に答弁をいただいた当局の姿勢をですね、その保護者の方々は見ていると思いますし、私も今日の答弁内容は、その保護者の方々にしっかりと伝えていきたいと思っています。そうやって、地道ではありますが、一家庭、一家庭、理解を深めていただいて事業実施につなげていきたいというふうに思っております。そして、将来、あのとき市の事業に同意してよかったと思っただけけるよう、当局としても最善の努力をしてほしいと思っております。また、今後、事業実施していく中で、学校現場、保育園、認定こども園、この中から人的あるいは物的、様々な課題や問題は必ず出てくると思います。そのときは、現場の声というものをしっかり聞いて、改善できるところは積極的に改善してほしいと思います。たとえそれが予算を伴う現場の声であっても、必ず市長まで届けてほしいと思います。大げさかもしれませんが、それだけ子供たちの命を預かっているわけですから、学校や保育所・こども園の安心・安全な環境づくり、こういったものには細心の注意を払わなければなりま

せん。

最後になりますが、この事業に対する思い、こういったものを市長と教育長、それぞれ一言ずついただきたいと思います。

○市長（下平晴行君） 志布志市の子供たちが、本当に健康で、そしてすくすく伸びる、このことが基本でございますので、そういう生命・財産を守るといふ我々行政の役割もしっかりしてまいりたいというふうに思います。

○教育長（和田幸一郎君） 新しいものに取り組むというのは、非常に大きなエネルギーが必要だということを改めて感じるわけですが、ただ私は、志布志市の子供たちの虫歯の実態とか、あるいは保育園・幼稚園でやっているそのフッ化物洗口をやっばり継続していくことの大切さ、そして学校歯科医とか、薬剤師の方々がぜひ志布志市でも進めて欲しいという熱い私どもへの要望、それから何といっても健康格差を無くしたいと、そういう様々な視点からこの取り組みを市長と私教育長、連名のもとに通知文を出しております。私は基本的に、この事業が子供たちにとってどうなのか、保護者にとってどうなのかという視点で取り組みを進めていきたいと思っています。不安・心配な声というのも私どもに届いておりますけれども、長い目で見て、子供たちが、先ほど議員が言われましたように、このフッ化物洗口に取り組んでよかったなと思えるような事業になっていけたらいいのかなと、そういうふうに思っています。

今後とも、多くの保護者の協力を得ながら、そしてまた先生方の理解を得ながら、来年の4月から取り組みます。心配なところもあるわけですが、でもやっぱり子供たちにとって、保護者にとってこの取り組みが実のあるものになるように私も努めていきたいと、そういうふうに思っております。

○5番（青山浩二君） ぜひ、今、市長、教育長、そういった決意を持って取り組んでいただきたいをお願いをしておきたいと思います。

それでは、次に移ります。次に、本庁舎移転計画について、質問をしていきます。

この問題については、昨年12月に私ども、議会の方に初めて基本方針が示され、その後、住民説明会、そして全員協議会も複数回にわたり開催され、その中で賛否様々な意見も多数出されましたが、本年6月の定例会において、短期計画の部分、管理部門と議会になるわけではありますが、令和3年1月1日に移転するということが可決されたところでございます。

私は基本方針が示され、6月定例会が可決されるまでの7か月間、様々な角度から考え、また様々な住民の方との意見交換等を踏まえ、最終的には反対という立場から反対票を投じたわけでございます。ただ、私は、反対はしましたけれども、可決にしたのは議会でございます。私も一議会人として議会が決めたことについては真摯に受け止めているところでございます。そして、今回の質問においては6月に可決になったこと、またこれまでの過程を否定するような質問ではありませんので、そこは市長におかれましても御理解いただきたいと思います。あくまでも今後のこと、これからのことについてどのように進めていくつもりなのか、その点に絞っての質問になりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

では、まず6月に移転が決まりました。そのときの市長の率直な感想を聞きたいと思います。
また併せて、その後、市民の方々の反応や御意見等はどのようなものがあつたのか、お聞かせ願えますか。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

本庁舎移転につきましては、これまで市民の皆様、そして議員の皆様と真剣な議論を重ね、本年6月議会において議決をいただいたところでございます。合併して14年目を迎える志布志市が本庁舎移転を契機として、さらなる発展を遂げるよう、港や市街地を中心とした都市拠点の整備と松山地域、有明地域の生活拠点の整備を推進しながら、魅力ある新たなまちづくりに取り組んでまいりたいというふうに考えているところであります。

今回の可決を受け、市民の皆様から多くの御意見をいただきましたが、これらの意見を真摯に受け止め、市民の期待に応えるためにも、市民目線の初心を忘れることなく、地域の融和を大事にしながら市政運営に取り組んでいきたいと、改めて実感をしたところでございます。

○5番（青山浩二君） 今の答弁の中で、その後、市民の方々の反応とか、御意見とかありませんでしたかというところも聞いたところでございますが、そういったことはなかったのでしょうか。

○市長（下平晴行君） いろいろ聞いておりますが、これは御承知のとおり、都城志布志道路、東九州自動車道等が整備されながら、港の整備も進んでいる中で、やはりそういう「本庁機能はやはり志布志市の人口が多いところにあるのがいい」というのは多くの方々から聞いたところでございます。

またその反面、直接私には言わないんですけども、遠くから聞こえてきたのが「今のままでよかったんじゃないか」とか、そういうのも若干聞いたところではあります。

○5番（青山浩二君） 今、市民の声ということも、市長、率直に反対の方の意見も答弁いただきました。そこには敬意を表したいと思います。

そういった意見がある中、6月の可決になったわけですから、次を見据えていろんな方策を考えていく必要があるのかなというふうに思っております。

それでは、次に6月以降であります。移転が決定したこと、これを市民への情報提供という形でどのように実施したのか、お聞きしたいと思います。

市長は6月の答弁において、可決になったら情報は積極的に発信していくと答弁されております。市民への情報提供、どんなメディア、あるいはどんな媒体を使って発信されたのか、お伺いしたいと思います。

○市長（下平晴行君） 市民に対しての情報提供につきましては、市報7月号で6月議会の可決内容を掲載し、翌8月号においては移転計画に基づく本庁舎移転の基本的な考え方、今後の移転スケジュール等についての特集ページを掲載したところであります。

またホームページにおきましても、7月に同様のお知らせと基本方針の掲載を行ったところでありますが、今後も引き続き市民が安心して窓口サービスを利用できるよう、分かりやすく、丁寧な情報発信に努めてまいりたいというふうに考えております。

○5番（青山浩二君） 今の情報発信ですね、これまで市報、ホームページとかでやられているということですが、これで十分市民の方々へ周知が図られたというふうな考えでしょうか。

○市長（下平晴行君） それは受ける側がどうか、そこは聞いておりませんが、これで十分だというふうには、まだまだ情報提供はしていかなきゃいけないというふうには考えておりません。

○5番（青山浩二君） ですね。私もまだ若干周知が足りていないのかなというふうに感じているところがございます。移転までまだ1年あるところがございます。ホームページを見た方、それから市報を見た方、様々ありますけれども、記憶は段々薄れていくと思います。移転はするんだということで理解はしておいても、いつ移転するのか、どういった形で移転するのかというところは、やはり忘れていくと思います。ですので、ホームページに、まだあと1年ありますので、トップページにずっと貼り付けておくとか、市報についても数か月にいっぺん、定期的に掲載するとか、またケーブルテレビ等も活用していただいて、移転のお知らせというような番組を作って、このことも定期的に放送するとか、いろいろ方法がまだあると思いますので、よろしく願いしたいと思います。

さらには、ちょっと案なんですけれども、こういうA4の紙でも構いません。移転に関するお知らせといった散らしを作っていただいて、それを各課の窓口においていただくと。そうすることによって、来庁された市民がいつでも持って帰ることができるような、こういった方法もあると思いますので、様々な方法を駆使して広く周知を図っていく必要があると思いますが、いかがですかね。

○市長（下平晴行君） おっしゃいますとおり、市民の皆さんにできるだけ分かるように、今おっしゃいましたそういう散らし等の作成も取り組んでいきたいというふうに思っております。

○5番（青山浩二君） 周知については、本当によろしく願いしたいと思います。

それでは、市民、専門家を含めた本庁舎調査検討委員会、6月の時点では設置時期、人数、選考方法、これらはまだ具体的には決まっていないということでもございました。ただ、できるだけ早い時期に設置するというふうに答弁もしております。あれから6か月経つところでもございます。もう設置はされたんでしょうか。

○市長（下平晴行君） 次の段階となる中長期計画につきましては、短期計画の進捗や移転後の状況及び庁舎の耐用年数や組織機構再編など、将来を見据えた庁舎の在り方も踏まえながら、調査検討委員会をできるだけ早い時期に設置し、調査研究を行う必要があると認識をしております。

しかしながら、中長期計画においては、その前段階である短期計画での具体的な配置図等を基に、物理的な課題等を調査研究する必要があることから、本年度におきましては短期計画に関わる設計業務等を実施しております。各フロアにおける詳細な配置図の作成、移転作業の内容や工程についての具体的な協議を進めている状況でありますので、まだ設置はしていないということでもございます。

○5番（青山浩二君） 今、答弁にもございました。まだ設置していないということでありまし

た。先ほども言いました、あれからもう6か月経ちます。少し動きが遅いのかなというふうに感じているところがございます。もっとスピード感を持って対応する必要があると思います。設置されていない理由、これをもう少し詳しく説明いただけますか。

○市長（下平晴行君） 設置はまだできておりません。それにはいろんな、先ほど説明しましたとおり、今そういう短期計画等々の整備と申しますか、そういう状況でございます。

○5番（青山浩二君） できるだけ早く設置していただきたいと思います。具体的にいつごろ設置する予定なんでしょうか。

○市長（下平晴行君） 中長期につきましては、先ほど言いましたように研究調査の基礎資料となる短期計画の具体的な実施が前提となりますので、本年度においては移転計画の第一段階である短期計画の推進が当面の課題であるというふうに考えております。従いまして、調査検討委員会につきましては、全体予算の計上など、短期計画実施の見通しが立った時点の令和2年度中に設置をしていきたいというふうに考えております。

○5番（青山浩二君） 分かりました。令和2年度中、来年度中ということですね。なるべく早い時期に設置するのが望ましいかなというふうに思っております。

本来ならば、市民、専門家で構成される予定である調査検討委員会のこの協議内容を細かくここで聞きたかったわけですが、まだ設置されていないということでしたので、その部分につきましては、また次回に回すことといたします。

では、この委員会の名称です。職員で構成されている移転検討委員会と混乱するおそれがあることから、市民・専門家で構成される調査検討委員会は名称を一工夫してくださいねと6月にお願いをしておりました。その名称についての協議といふこともまだされていないのでしょうか。

○市長（下平晴行君） 本庁舎移転基本方針では、調査検討委員会を設置すると記載しておりますが、具体的な名称については庁内の検討委員会と区別できる名称にしたいというふうに考えております。中長期計画における調査研究の内容が広範多岐にわたるため、これらを考慮した分かりやすい名称を検討してまいります。

一つの案でございますが、「庁舎の在り方検討委員会」等々はどうかということ考えているところでございます。

○5番（青山浩二君） 私もこの今回の原稿を作りながら、調査検討委員会、移転検討委員会、ちょっとどっちがどっちだったっけと、こんがらがることもありました。ですので、今、市長が言われましたように、在り方検討委員会とか、区別が付くような名称にしていきたいというふうに思います。

それでは、職員で構成される移転検討委員会のことですが、こちらは6月以降、何回会議を開催して、どのような議論がされているのか、お示しいただけますか。

○市長（下平晴行君） 本庁舎移転検討委員会につきましては、6月定例会以降、短期計画の推進に係る協議としてこれまで2回開催をしております。

7月に具体的な作業を行うための推進体制及びスケジュールについて協議し、市民への周知や

外部団体との協議、設計業務等の作業内容の整理等、役割分担について確認をしたところでございます。

また、2回目につきましては10月に開催し、庁舎改修工事に伴う実施設計業務に関する作業部会等の進捗状況について協議を行ったところであります。

そのほか、作業部会、工程会議をそれぞれ2回、志布志支所課長会を開催して個別詳細な協議を行っているところであります。

○5番（青山浩二君） やはり6月にも言いましたけれども、市民、専門家で構成される委員会、それから職員で構成される委員会、役割が全く違うんですけれども、目的は同じだと思います。私本当、一本化できないのかなというふうに考えているんですが、その方がより効率的に協議できると思います。横のつながりという面も考えると、やはり一本化するのがいいのかなというふうに思いますが、市長、どのように考えていますかね。

○市長（下平晴行君） 中長期計画における庁内の検討委員会の役割につきましては、調査研究のたたき台となる基礎資料の検討及び作成、その他外部委員の調査検討委員会からの意見や提案に基づく調査及び素案作成等を行う必要がありますので、それぞれの役割を明確にして連携を図ってまいりたいというふうに考えております。

○5番（青山浩二君） 今の答弁でいくと、もう一本化は考えていないという感じでよろしいですか。

○市長（下平晴行君） はい、そのとおりでございます。

○5番（青山浩二君） 一本化は考えていないのであれば、本当にこの両委員会の連携、情報の共有ですね、そういったところはしっかりとしていただきたいというふうに思います。

それでは、志布志支所ですね、ここの駐車場について少し聞いていきたいと思います。今現在、職員に割り当てられている20台分の駐車場ですが、これを全て来庁者へ振り替える計画であります。この本年5月に改定された基本方針ですね、これに載っています。11ページ、12ページのところでですね。「志布志支所においては、職員割当分を場内許可車両としていることから、これを来庁者用に振り替えることで対応することとしたい」というふうに計画がされております。市長は、「公平感から見ると、全職員、文化会館周辺に車を止めて出勤してもらう考えである」と6月には答弁しております。現在は、職員割当20台分以外に足の不自由な方など、障がいを持たれる方のために2台分特別に許可をいただいて駐車しているところであると思います。

しかし、本当にこの障がいを持っておられる方、あるいは様々な理由で下の駐車場に止めなければならない方、こういった方々の駐車場ですね、2台で足りるんでしょうかというところをお聞きしたいと思います。職員からそういった申し出があれば、数台分でもいいですので、この2台分にプラスして、もう少し特別に許可を出す駐車場を確保して欲しいと思っております。その部分に関して、配慮していただけませんかでしょうか。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

職員割当分の20台は、私有車の公用車転用を兼ね、各課人数割によって台数を割り当てており

ます。また、これと別に職員が身体に障がい、疾病、傷病がある場合や緊急を要する場合は、志布志支所駐車場の使用許可を受け利用できることとしております。現在も3名が許可を受け利用しております。移転後におきましても、同様の対応を行っていきたいというふうに考えております。

○5番（青山浩二君） 私、ちょっと前のデータでしたので2台と、2名分と認識しておりました。今は3台ということですね。また、これから増える可能性というのがありますので、そういった特別に許可を出してくださいという方々に対しては、職員の方々に対しては、本当に配慮していただきたいというふうをお願いをしておきます。

それでは、志布志支所の駐車場について、もう1点だけお示しいただきたいと思えます。6月には「民地利用、これを考えています」、それから「隣の保健所と協議しています」と答弁しております。協議の進捗状況、これをお示しください。

○市長（下平晴行君） 駐車場関係につきましては、現在、周辺の民間敷地の利用調査及び事前協議を進めているところでありますが、その状況を踏まえながら、保健所駐車場につきましても、引き続き協議を行ってまいりたいというふうに考えております。

○5番（青山浩二君） 6月から若干は協議が進展しているのでしょうか。

○市長（下平晴行君） はい。民間の施設と申しますか、そこも含めて協議をしているところでございます。おかげさまで前向きな取り組みができております。

○5番（青山浩二君） よく分かりました。民地利用もしっかりと考えていただきたいというふうに思っております。

それでは、次に6月に設計業務委託430万円が可決になったところでございます。その後、業者さんも決まり、現在は業務遂行中だというふうに思いますが、そろそろ年明けには設計も終わるのかなと思っております。それに伴いまして、工事予算が分かってくると思いますが、その工事予算ですね、いつごろ提案する考えなのか、お示しいただけますか。

○市長（下平晴行君） 本庁舎移転に係る設計業務につきましては、7月に委託契約を締結し、作業部会、工程会議等を開催しながら具体的な協議を行っているところであります。

移転に伴うその他の経費も含め、短期計画に係る全体予算につきましては、令和2年度当初予算での提案を予定しております。現在、精査しながら作業を進めているところでございます。

○5番（青山浩二君） 令和2年度当初予算、来年3月提案するということですが、今ちょっと私聞き逃したかのもかもしれませんが、3月に提案するのは志布志庁舎の改修費用、それから有明庁舎、ここですね、改修費用、それから案内板引っ越し費用、それらも含めた提案になるのでしょうか。

○市長（下平晴行君） はい。そのとおりでございます。

○5番（青山浩二君） はい、よく分かりました。全てを含む予算ということで理解をいたしました。

それでは、中期計画についてお伺いします。市長の6月答弁では、中期計画自体がまだ残るよ

という可能性はあると答弁しております。また、短期計画可決後、中期計画を具体的に考えていくとも答弁しております。現在はどうのような考えを持っているのか、お答えいただけますか。

○市長（下平晴行君） 基本的な考え方に変わりはありませんが、執務スペースや駐車場などの物理的な課題や周辺施設の活用など、様々な観点から調査研究を行う必要がありますので、今後設置される調査検討委員会で意見等を聞いていきたいというふうに考えております。

○5番（青山浩二君） 今後、構成される調査検討委員会ですね、ここで協議されたことを反映して方針を決めていくというふうに理解をしました。であるならば、本当に早急な検討委員会、これの設置を求めておきます。

それでは、中長期計画になります。私が一貫して主張していること、もう市長もお分かりでしょうが、中期計画では本庁全体の移転を考えており、そうなれば現在の志布志支所ではこれ以上職員の受け入れは不可能だと考えます。そうすると別館建設、そして新たな駐車場の整備等の問題が出てくると思います。それには、莫大な費用がかかることは容易に想像ができます。これは、私の反対討論の一部抜粋でございます。これについては、私はまだ考えは一切変わっておりませんので、中期計画一本に絞ることを考えることはできませんかということ再度お聞きしたいと思っております。

○市長（下平晴行君） 中期計画、長期計画も含めて、今後調査研究を行うとしておりますので、その調査結果を基に最終的な判断を行うことになろうかというふうに思っております。

○5番（青山浩二君） 最終的には市長が決めることではしょうが、調査研究委員会、そういったところも中期は止めましょうよと、長期一本で行きましょうよといったら、そういう選択肢もあるというふうに理解をいたしました。

それでは、これも一貫して私が主張しているところでございます。最後の質問になります。市長の今任期中に様々な観点から議論していただいて、最終的に私が主張している長期計画一本に絞って基金の造成を開始し、15年後、20年度には上の台地に市役所を建設するんだということを決定してほしいとずっと思っております。それこそが市長の目指す市民目線に立った市政の実現になるんじゃないかなというふうに思っております。真に必要なことは何なのか、このことを考えれば、おのずと中期計画は必要なことなのか、否か、分かると思っております。意見に賛成した方、反対した方、色々いましたけれども、今流行のラグビーの言葉を借りると、もうノーサイドだと思っております。決まったことはしっかりと受け止め、これから先のことについて建設的に話し合う、これが一番大事だと思っております。ですので、長期計画一本に絞るという私の提案ですね、私の声だけでなく、多くの市民の声でもあるということ市長には分かっていたかと思っております。

最後に、市長から一言いただいて、私の一般質問を終わりたいと思っております。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

具体的な今後の方向性につきましては、調査検討委員会での調査結果を踏まえることになりませんが、いずれにしましても今任期中に結論を付けて方向性を示していきたいというふうに考えて

おります。

○5番（青山浩二君） 終わります。

○議長（西江園 明君） 以上で、青山浩二君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩いたします。14時45分まで休憩いたします。

○

午後2時35分 休憩

午後2時45分 再開

○

○議長（西江園 明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行します。

次に、2番、南利尋君の一般質問を許可します。

○2番（南 利尋君） 皆さん、こんにちは。南利尋でございます。今年起きた激甚災害により亡くなられた方々へお悔やみを申し上げます。また、被災された方々へお見舞い申し上げます。

1日も早く復旧・復興が進むことを心より願っております。

私も市議会議員に負託していただいて2年が経とうとしております。これまでの議員活動の中で、「まだ初めてだから分かりませんよね」とか、「まだ初めてだからできませんよね」と言われることがありました。すごいショックを受けました。私は、多くの市民の方々から負託された志布志市議会議員であります。初めてだから分からない、初めてだからできないは、決して許されることではありません。今回も市民の代表として質問させていただきますので、市民の方々に分かりやすい丁寧な答弁をお願いします。「長々と語らない」を念頭に置いて質問させていただきます。

まず、農業振興について伺います。本市でも大きな被害をもたらしている「かんしょ茎・根腐敗症」に対してどのように対応を行う考えかをお示しく下さい。

○市長（下平晴行君） 南議員の御質問にお答えいたします。

昨年度よりかんしょの茎・根腐敗症、いわゆる「基腐病」が鹿児島県、宮崎県で広く発生しているところですが、志布志市においては昨年はあまり多くの発生は確認できなかったところですが、今年は発生エリアが拡大し、一部では甚大な被害を及ぼしている地域もございます。市では、昨年の発生時から栽培マニュアルや広報紙により、種芋、苗床、畑の消毒、排水対策の徹底を周知し、基腐病に対する対策を講じてまいりました。また、国が次年度へ向けた補助事業を11月下旬に創設したことから、先週、生産者に対して説明会を開催し、事業へ参加される方を募集している状況でございます。

○2番（南 利尋君） 国が「かんしょ産地確立緊急支援事業」を行うようになりました。担当課の方々に詳しい説明をしていただきました。概要は、公募期間が令和元年11月22日から12月6日まで、市の説明会が11月25、26、27日で、各地域で行われ、生産者は12月2日までに詳細な被害状況と次年度計画書を各団体に提出しなければならないとのことでした。本市では約1,000ha

のサツマイモが生産されているそうです。生産者の中には、まだ収穫最中の方もいらっしゃいます。生産者も担当課も大変な作業を行わなければならないわけです。私は、どう頑張っても間に合わないのではないかと思います、市長の見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 被害の程度が、特に宮崎県、鹿児島県では鹿屋市等で広がっていると。志布志市はそこまではいかないというような状況を聞いておりますので、今、議員がおっしゃるように、どこまで、どういう状況で対応ができるのかということについては見えてないところでございます。

○2番（南 利尋君） もし申請が間に合っても、救済される優先順位は、鹿児島県・宮崎県で被害の多かった地域からとのこと。鹿児島県・宮崎県全体の支援予算が1億8,500万円です。私は、10月7日に担当職員の方々と志布志地域と串間市の被害状況を視察して回りました。串間市は10月の、まだ30度近い気温が続いているにも関わらず、真冬の霜の降りた畑のように全体が枯れておりました。そのとき、畑の中に農水省、宮崎県、串間市の関係者が30人以上視察に来ていらっしゃいました。これは10月7日ですね、もう2か月前です。串間市は、そのとき既に緊急対応で残さ処理場を確保していました。市長が今おっしゃったように、どう見ても宮崎県の方が被害が大きいわけです。被害状況をポイント制で集計すれば、志布志市は事業対象外になるのは確実です。そうなれば、本市独自の緊急対応を取るべきではないでしょうか。見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 緊急対応というのは、見舞金等を支給しなさいということですかね。具体的をお願いします。

○2番（南 利尋君） 後で質問しようと思っていたんですけども、これ、例えばこの基腐病というのは、今年始まったわけじゃないんですね。もう2、3年前からちょっとずつ大隅半島とか、串間市の中で被害はあったわけ。それがこれだけ被害が拡大している状況の中で、今問題として取り上げられているわけでありますが、この被害というのは台風とか、大雨の被害と違って、単年度で解決するような事案ではないわけですね。例えば、今年台風が来ました、大雨で野菜が腐りましたということであれば大変な被害なんですけれども、来年台風が来ないとすれば、台風災害はないということになりますね。この基腐病の症状は、去年よりも今年の方がひどいわけですね。一昨年ぐらいからの、いろんなデータを見ますと去年ひどくなって、また今年ひどくなったという状況があるわけ。串間市の場合ですが、もう来年作ることを本当に心配して廃業される方とか、転作を考えていらっしゃる方がいらっしゃるわけですね。サツマイモというのは志布志市でも一番の農産物の量を占めておりますので、これが市内の方々も「来年作ることが怖い」ということで、多くの生産者がおっしゃっているわけですね。その対策が、はっきりした対応策が確立されていないということなんです。だから、行政だけで何かをしてくださいということじゃなく、例えば、市と一緒にJAあおぞら、JAそおとか、そういういろんな農業団体、また酒造会社、サツマイモに関する業者でいろんな対策、またそういう生産者の方々の不安を少しでも払拭できるようにバックアップしていくようなことをしようかということ、例えば今年

の国の事業であれば、もう6日ですから、昨日で申請を終わってなきやいけないわけですよ。今度のこの国の対応策に乗っかろうと思えばですね。でも、もう生産農家の方もおっしゃっておりますが、この国の緊急対策事業に対して、面倒くさいからできない、仕事が忙しいからできないということで放棄されている方、結構いらっしゃいますね。だから、市が何とかしてくださいとかではなく、関係機関でいろんな対応を、何ができるのかということを検討していただきたいということを今質問させていただきました。見解をお伺いします。

○農政畜産課長（重山 浩君） 今回の補助事業につきましては、10日ほどの申請期間ということで、平成30年度の補正予算ということで1億8,000万円しかないということ、優先順位も低かろうということもございますが、現在、補助の申請は、生産者団体が取りまとめて、市は経由しないんですが、直接国へ提出をするというようなことで、今のところ、申請があったということについては、まだこちらで確認はできてないところでございます。

それで、そのことはそれとしまして、市としても基本的なサツマイモの残さの持ち出しですね、これは有害鳥獣との兼ね合いも含めまして、耕地林務水産課とも連携を取りましてやっておりますし、それから残さの分解を進める堆肥等の散布ということ、そういった我々としては苗床とか、汚染ほ場の消毒、それから健全種苗の確保、健全なウィルスフリー苗の確保ということで、次年度への技術的な対策の支援、周知ということを図ってまいりたいと思っております。

また、おっしゃるとおり、今のほ場におきましてはウィルスが残存しているというようなことがございますので、畜産農家の飼料畑との交換ということについても進めて、声掛けをできればと思うところでございます。

さらに、過去5年間の収入に対して一定の減があったときに、国から補填がある今年から創設された収入保険制度の加入促進という、そういうことも推進を図ってまいりたいと思っております。

○2番（南 利尋君） 担当課の方に、本当にいろんなことを、被害状況も教えていただきまして、私が生産農家の方々に聞きますと、今、畜産業との畑の交換とか、そういう対策をいろいろやっていこうということのお考えもあられるということでしたが、現実には串間市の方からどんどん広がってきているわけですよ。芋を作った期間ですね、有機的なものがだんだん薄れてきて、本当に、いろんな農家の方がおっしゃっていますけれども、畑の土壌自体が、どうしてもいろんなものに対して対応できないような状況になって、今の現状があるんじゃないかということと、あと串間市の方からどんどん広がって、今は市内でも志布志地域に拡大しているわけですね。これが志布志地域から松山地域、有明地域、拡大する可能性はあるわけですよ。だからその辺を、今、課長が答弁していただきましたが、いろんなそういう団体で、いろんな対策を練っていただいて、生産者の不安要素とか、しっかり把握していただいて、市は何ができるかということで対応をしていただくような協議会などをぜひ立ち上げていただければ、生産者の方もそういう窓口があればこれからいろんな相談をしていってくださると思いますので、その辺を対応していただけるように要請しておきます。

次に、農産物の志布志ブランド化へ向け、今こそ6次産業への取り組み、販路開拓が重要だと思いますが、市長の見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 志布志市は、温暖な気候と広大な大地を利用し、多くの農産物が生産され、南の食糧基地としての役割を担っております。

特に志布志ピーマンは、鹿児島県のブランド品目にも認定され、県外市場でも高い評価を受けているところでございます。他にも品質の高い農産物がたくさんありますので、志布志市産として販売していただくことは、志布志市の認知度を高め、市の農業振興に貢献していただくものと考えておりますが、銘柄の決定については、生産者団体の意思に委ねられているところであり、今後、各生産者団体の意向を確認しながらお願いをしてまいりたいというふうに思っているところでございます。

○2番（南 利尋君） 先日市役所で開かれた関東在住のふるさと住民と志布志市民をつないだウェブ会議での意見の中に、「志布志市産を含めて鹿児島県産になっている。もったいない」とありました。私も堂々と志布志市産でアピールすべきだと思います。先日、茶業振興大会が盛大に開催されました。お茶は鹿児島茶の中でも堂々と志布志茶とブランド化されております。志布志茶と言いましても、蒸し茶とか抹茶とか、いろんな種類がいっぱいあっても志布志茶というブランドが確立されております。志布志茶と同様に、官民一体となった取り組みをすれば、他の農畜産物も志布志市産でアピールできるのではないのでしょうか。市長の見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 先ほど言いましたように、銘柄の決定については生産団体の意思に委ねられているということでございます。市としてそのための対応をどうしていけばいいのかというのは、内部で十分議論していかなければいけないことだろうというふうに思います。

○2番（南 利尋君） 私は、この前、キャベツの収穫が行われていた畑の横を通ったんですね。そうすると、鹿児島県産というダンボールにキャベツをみんな詰めていくわけですね、そして出荷されるという。簡単に言えば、今、市長から答弁していただいた、そういう業者との絡みがあると思うんですけども、単純に言えば鹿児島県産のキャベツをトラックに積んで輸送するわけですね。そこに志布志市産というステッカーをペタペタ貼らしてもらえば、鹿児島県産と書いた志布志市でとれた農産物は全て分かるわけですね。鹿児島県産が、東京都の大田市場に行きました。すると、ダンボールに志布志産というシールがペタペタ貼ってあれば、「志布志市ってどこだろう」ということになりますし、ただ、今現在は、鹿児島県産ということで出荷されているわけですね。だから、そういうところも、ただステッカーを貼ってだけで、志布志市産をアピールできる、志布志市のそういうロゴを全国・世界へ拡散できるような、そういう手段もあると思うんですけども、どうでしょうか、市長。

○市長（下平晴行君） そのことができるのかどうか、これは、やはり生産団体等々との協議をしていかなきゃいけないんじゃないかというふうに思うところでございます。

○2番（南 利尋君） 最初の質問から大分2、3ページ省きましたので、どうなっているかちょっとですね。さっきから市長が業者と話をし、会議をしてということを書いていらっしやい

ますが、要はそれだけなんですよね。志布志市産で出荷できるかどうかというのは、単純に言えば、例えばJAあおぞらさん、JAそおさん、経済連の方々と協議をもってもらって、それは1枚貼るごとに5円は払いますとか、それで貼らせてくださいよというような、単純に言えばそういうことなんです。それで、志布志市産をアピールする。わざわざ何かを作って、どうぞみたいな感じの世界ではなくても、そういう志布志市産を拡散できるんじゃないかなということをお伺いしているんですけれども、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 議員が今おっしゃったとおりでございます。

○2番（南 利尋君） 私は、難しく考えても良いアイデアは生まれないと思うんですね。ちょっとしたきっかけから思いもよらぬ結果が出たりとかすることもあるわけです。例えば皆さんもブランドにはすごく興味があると思うんですね。でもブランドを買うには、お金があったときは簡単に買えますけど、ブランドを作るのはなかなか難しいと思われがちなんです。でも、いろいろ調べたりしてみますと、ヒット商品とかブランドというのは、面白いアイデアから生まれてくるわけですね。何かこうペタペタ貼って拡散すればいいんじゃないですかという私の質問が、軽く捉えられるかもしれないんですけれども、そういう発想から「志布志」という文字を有名にしていく可能性があると思うんですね。だから、私は正しいことより楽しいことをいっぱい考えていった方がいいんじゃないかなと思うんですね。法律の範囲内です。それには、難しく語り合うブランド協議会とかだけではなくて、男女共同参画や若者たちで協議できるような、楽しく、面白く協議できるような、そういう協議会も立ち上げたらどうでしょうかね。市長の見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） ブランド化するという事は、大変有り難いことだというふうに思うわけですが、あくまでも生産者の意向でありますので、生産者の方々が少しでもそのような意向があるとすれば、一緒になって取り組みをしていかなきゃいけないというふうに考えております。

○2番（南 利尋君） 生産者の意向でもありますが、生産者と行政が一緒になって話し合いをすれば、行政の意向にもなるわけですよ。志布志市をアピールしていろんな事業をやっているんですよ、今。生産者の意向だけで、「じゃ、黙っといてください、志布志市さんは」みたいな感じはないと思うんですね。「志布志」の名を全国に知らしめてやろうみたいな勢いのある方もいっぱいいらっしゃると思うんですね。そういう方々と一緒になって行政も取り組んでいく必要があるのではないのでしょうかということをお伺いしております。

よく、いろんな協議会があるんですね。私もいろんな協議会に参加させていただきますけれども、市長も、また「私は言っていない」と言われるかもしれないんですけれども、「若者、馬鹿者、よそ者を大事にしろ」ということを言われたことがありますよね。そういう馬鹿者というのは、それと聞けばちょっとあれかもしれませんが、本当に夢を持って一生懸命それに取り組んでいる、そういう馬鹿者ですね。いろんな協議会とか委員会に行かせてもらおうと、意外とすごい偉い方がいっぱいいらっしゃるわけですね。私の先輩とか、よそ者とか、そういういろん

な事業をされている方はいっぱいいらっしゃるわけですね。馬鹿者というのは意外といないんですね。そういうので、例えば協議会とか何かの活性化協議とかやった場面であったとしても、なかなかスピードアップできないんじゃないかなと思うんですね。そういう若者、馬鹿者、よそ者を交えた、まして女性目線とか、子育て世代目線というようなことを、いろんな協議会で取り入れていく必要があるのではないかと思います、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） ブランドにするためには、定時・定量・高品質とか、そういうものがあるわけでありましたが、やはり消費者に応えることができるものでないと、ブランドにはならないんじゃないかというふうに思いますので、先ほど言いましたように、生産者と市が、行政ができることがどういうことなのかも含めて調査研究してまいりたいというふうに思います。

○2番（南 利尋君） だから、いろんな調査研究をされますよね。その中で、その今言った三つものですね。そういう方々の意見も取り入れていただいて、いろいろスピードアップできるようなそういう方向性が見出せば、志布志市にとってもいろいろメリットがあるような展開になると思いますので、それも御検討いただくことを期待いたします。

次に、6次産業に対しての取り組みについて伺います。多くの自治体が6次産業への取り組みに力を入れております。最近、南九州市では大手健康食品メーカーDHCと「知覧茶パワー」というサプリを開発しました。枕崎市では、かつおで健康サプリやかつおだしのラーメン、食品を開発しております。最近、日置市の女性が地元でとれた椎茸を使って「おかずになるかるかん」を作り、森のごちそうコンクールで最優秀賞に輝きました。

本市には、商品化のできる農林水産物がたくさんあります。そこで、志布志市の農林水産物を使用して、商品を作る企業はないか。また、アイデアはないかななどをホームページ、ブログ、SNS等で情報発信に取り組むことも一つの方法ではないでしょうか。国内にはもちろん、世界にはメイド・イン・ジャパンを好む企業もたくさんあります。市長の見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） これは、ふるさと納税にしましても、これから先は、やはり6次産業化の製品を作っていかなきゃいけないというふうにも考えているわけでありまして。そうなりますと、志布志市にあるその農産物をどのようにして加工して6次産業化の品目にするか。ここは十分、今、先ほど言いましたようにふるさと納税の品目についてもそういう取り組みをすることで、よりふるさと納税の対応も大きくなるだろうというふうに考えておりますので、そのことについては十分研究をしまいらなきゃいけないというふうに考えております。

○2番（南 利尋君） ぜひ、ふるさと納税でも新たに本市で取り組んだ6次産業のいろんなものが流通できるように、前向きに取り組んでいただきたいと思います。

今年7月、尚志館高校、志布志高校で議員と語る会が行われました。志布志市の次の世代を担う高校生との意見交換会を通して感じたことは、みんな志布志市が大好きだということと、これからの志布志市への不安でした。高校生は前向きな提言をたくさんしてくれました。これからの志布志市を担う若者たちと語り合うことは、本市の活性化を加速させるためには重要であると確信したところでした。

市長も高校生と語る会とか、そういうものに取り組みましたらどうでしょうかね。見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） これは、若い人たちが何を求めておられるのか。女性の場合、高校生の場合、あるいはそういう大人の場合でもそうではありますが、そういういろんな形での意見交換会、これは絶対すべきだと。そして私も移動市長室というのがあります。これは、今言っているのは、「5人でも10人でも、少人数でもしっかりと対応してまいります」ということを言っておりますので、今、議員がおっしゃったように、いろんな方々との対応をしていきたい、そして意見を集約して、できるだけ志布志市のまちに住んでもらう、あるいは志布志市のことを情報提供していくということに取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○2番（南 利尋君） その中で、私は志布志高校での語る会に参加をさせていただいたんですけども、本当に志布志高校の生徒も前向きにいろんな提言をしていただきました。尚志館高校の分も書類をいただいたので、その中に私と似たような高校生もいらっしゃるんだなということで、ちょっと学校にも許可を得ましたので、ここで皆さんに紹介させていただきます。まず、尚志館高校の特進科の2年生の方々が提案された、「まちなか活性化プロジェクト」案なんですけれども、「ハーモニC a r」というやつですね。「ハーモニC a rに至った経緯。志布志といえばハモ、ハモをくわえて食べてみたい。横向きでハーモニカをくわえているように見える移動販売車、ハーモニC a r」ということらしいですね。「移動販売に係る費用は300万円から500万円、高いか、安い。例えば、A君の月の小遣いが5,000円、A君の83年分の小遣いを貯めると498万円、A君の人生をハーモニC a rに捧げる、めちゃくちゃ高い。では、この企画にお金をかける価値があるか。あります。移動販売車なら多くの人に志布志市の良さを知ってもらえる。ずっとその場にとどまることはない。ハーモニC a rは恋しくなったときにやってくる。そう、ハーモニC a rは人々の心に寄り添ってくれるのです」とありました。市長、この高校生のプロジェクト案なんですけれども、どう思われますか。

○市長（下平晴行君） 面白いなというふうに聞いていたところですが、そういうふうにあるものをもじって、そういう形での魅力あるまちづくりにしていくんだという、よそ者、若者じゃないですが、そんなふうを受け取ったところでございます。

○2番（南 利尋君） ぜひ、このような若者たちの声もたくさん聞いていただいて、志布志市をアピールできる6次産業にも取り組んでいただくことを期待しております。

次に、販路開拓について伺います。来年度から中国への牛肉輸出が20年ぶりに再開される可能性が出てきました。ヨーロッパ連合との経済連携協定が発効し、牛肉の関税が撤廃となりました。今こそ志布志市産農畜産物のグローバルな販路開拓のチャンスだと思いますが、市長の見解を伺います。

○農政畜産課長（重山 浩君） 食肉、牛肉の自由化につきましては、御存じのとおりでございます。流通に関しまして、牛肉の場合とは畜場からの権限と申しますか、そこにバイヤーの方の権限ということで、なかなか志布志市産ということで買っていただけないという現状がありまし

て、そのことについては和牛ブランド協議会の方でも研究は続けているところですが、なかなか、特に国内販売も含めて海外輸出についてもなかなかかなわないところがございます。

ちなみに、和牛の輸出につきましては、鹿児島県食肉輸出促進協議会で行うと思いますが、県内の7社の食肉業の方々が協力し合って、鹿児島和牛という統一ブランドで国外へ輸出しているというようなことがございます。県内の牛が使われてはいるんですが、どこの産地かという、なかなかそこについてはこの7社の中での割り振りということになりますので、志布志和牛を海外へ、というのは、まだちょっと調査やらいろいろ進めていかないといけないのかなと思うところがございます。

○2番（南 利尋君） 今、答弁いただきましたが、もちろん、和牛にこだわっているわけじゃないんですね。例えば、昨日、野村議員の方で根菜で海外輸出をという、いろんなそういう質問がありましたので、似たような内容だったんですね。例えば肉に関しては今までよりも条件は良くなったんじゃないですかと。また、根菜とかを前向きに考えて、海外にそういうものを考えていきましょうよということの質問だったんですけれども、昨日質問があったものですから、もうそこは野村議員の質問への回答で了解しましたので。

とりあえず、私がこの販路開拓といいますか、そういう海外に向かってこれから志布志市を売っていかなきゃいけないんじゃないかということは、なかなか難しいと思うんですね。そういう販路開拓、グローバルな販路開拓というのは難しいと思ひまして、やはり私が考えるにはものには順序というのがありまして、まず海外に友達をつくるみたいな、知り合いをつくる。それは何かといいますと、姉妹都市、友好都市、そういう提携とか、姉妹都市提携とかあります、兄弟都市とかですね、いろいろ言葉がありますけれども、そういういろんな自治体が友好都市、姉妹都市提携して、交流をいっぱいもっていらっしゃる自治体があるわけですね。だから志布志市もそういうふうに、例えば中国の方とこの前ちょっと話をした場面がありまして、「姉妹都市になっていただけませんか」なんて、そういう「仲良くしましょうよ」みたいな話をしたときに、「志布志市は3万1,000人もいるんで、どうですか、おたくのところは」とか言ったら、「うちは1億2,000万人います」とかいうことで、話がかみ合わなくて、その中でも志布志市に来ていただいて、「ああ、いいまちですね」なんて、そういうふうに言っていたんでね、そういういろんな国の方々と友好都市関係を築いていただいて、例えば都城市で言いますと、モンゴルと協定を結んでいるわけですね。友好交流都市提携を結んでいらっしゃるわけですね。一つの例を出しますと、この前、都城高専の生徒の方々がモンゴルで風力発電を造ってあげたということも聞きました。また、BTVケーブルテレビは、都城市に本社がありますので、「モンゴルは今」という番組で、モンゴルに関するそういう情報とかもいっぱい提供していただいております。だから、例えば逆バージョンで、どこかの国と提携を結べば、「志布志は今」とか、そういうところでもいろいろ、ぜひ志布志市に旅行に行ってくださいみたいな提案もお互いにできるような場面があれば、そこを皮切りにいろんな物流関係も築いていけると思うわけなんですけど、どうでしょうか。見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 海外との関わりとして、例えば国際理解の推進なのか、観光でお金を落としてもらうのか、労働力なのか、市の将来の担い手になっていただくのか等を考えますと、おのずとターゲットは異なってまいりますので、打つべき政策も異なってくるというふうに考えます。

もし海外に目を向けるとするならば、なぜ海外なのか、何のためなのかという、そして市としてはどうしたいのか。そういう方針や戦略を明確にして舵を切る必要があるというふうに思います。

私も中国の方と2週間ぐらい前に、ある人からの紹介で接触をして、そういう友好都市の話もしていただいたところであります。そういう友好都市を結んで、先ほど言われたようなことができるのかですね。そこは十分中身を詰めてやらないといけないというふうには感じております。その中国の方も日本をすごく気に入っていらっしゃった方でありましたが、そこは簡単にはできないのかなというふうには感じたところであります。

○2番（南 利尋君） ですね。だからどういう交流をもつかということも、私もいろいろ、以前提案させていただきました。そういう学校関係とかですね、あと物流関係とか、お互いの行ったり来たりや交流人口の場面なのかを協議していただいて、そういう海外にも目を向けてぜひ取り組んでいただくことを期待しております。

次に、地域医療について伺います。本市の地域医療をどう捉えているのか。また、予防医療の観点からも官民一体となった取り組みが必要ではないかと考えますが、市長の見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 志布志市の高齢化率は、10月末で34.8%、高齢者の単身世帯数は、国勢調査では平成17年2,337世帯から平成27年2,495世帯と158世帯増加をしております。今後、更に75歳以上の後期高齢者や一人暮らしの高齢者が増加すると予測され、高齢者の疾病の重症化予防や介護予防への取り組みは喫緊の課題と考えております。疾病の重症化予防として、特定健診や75歳以上の長寿健診を実施し、結果報告会や保健指導による生活習慣改善や介護予防のための運動等の指導を保健師、管理栄養士等で実施をしております。介護予防としましては、講演会や通所型介護予防教室、ふれあいいきいきサロンでの相談、教育等の実施や高齢者の通いの場づくりや、体操を取り入れた「ころばん体操」の普及に努めております。

今後も高齢者の方ができるだけ住み慣れた地域で生活できるために、市民の方や介護事業所、医師会等と連携を図りながら、官民一体となって人生100年時代を見据え、健康寿命を延伸するため、高齢者の予防・健康づくりに取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○2番（南 利尋君） 私の今回の質問は、志布志市内各地域ですね、校区単位とかそういう単位での地域医療の在り方について伺います。本市でも少子高齢化が進み、一人暮らしの高齢者が増えて、免許を返納したことによって外出されなくなった高齢者が増えております。また、デイサービスを利用される方々は、近所付き合いがあまりなくなってしまうという声も聞きます。

こういう現状が増えていくと、気持ち的にも落ち込んだり、体力が急激に低下して医療機関や

施設を頼らざるを得なくなるスピードが加速するのではないかと危惧しております。

市長は今の現状をどう思われますか。

○市長（下平晴行君） 今、議員おっしゃったとおり、車の問題等々、それから買い物、医療も含めて、特に田舎の方では大変な状況だというふうに実感をしているところでございます。

○2番（南 利尋君） ですね。本当、市長もそうしっかり把握されていると思います。各地域で、今、福祉課や社協、JAなどの方々に様々な事業を行っていただいております。「高齢者は増えても参加者がなかなか増えない現状があるわけです」というふうな意見もたくさん聞くわけですね。参加者を増やすには、例えば一つの地域で、そんな何百人もいない地域で、「今日は何です」、「今日はJAです」、「今日は福祉課です」、「今日はどこです」ということでいろんな事業をされても、なかなか一つのところに集まってそういうコミュニケーションが取れるような場面も少ないのではないかと私は思いますので、できれば1か所にまとめてそういう事業に取り組むべきではないのかなと私は思いますが、市長の見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 今の件について反問権を取りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（西江園 明君） はい、どうぞ。

○市長（下平晴行君） もう一回その中身について、もうちょっと詳しくお願いいたします。

○2番（南 利尋君） 例えば、今、いろんなサロンとかいう事業が行われているわけですね。そういう高齢者に対しての何とか教室とか、ケア的な教室とか、そういうのが行われているわけですね。そういうのを全部1か所で一緒にしてはどうかということですね。提案なんですね。例えば、今、福祉課とか、来年からは保健課で保健師を呼んでそういう高齢者の方々にいろんな指導をしたりするという事業が始まるということもいろいろ教えていただきました。だから、そういうものを何週間にもわたっていろんな事業をするのではなくて、一緒に1か所にまとめた、例えばどこかの地域の施設に集まっていただいて、福祉課、保健課、生涯学習課の、例えば出前講座とかもありますよね。そういうものも取り入れたりとかしていくような、もちろんそれをするには公民館関係者とか、民生委員の方々とかもみんな協力し合って、地域みんなでもとまって何かを、高齢者の皆さん、免許を返納されてなかなか出てこれない方々もそういう民生委員の方とか、公民館関係者の方々にこういう行事がありますので、たまには出てきてみませんかみたいな、そういうお誘いをしながら、一人でも多くの方がそういうところに集まってコミュニケーションを取れるような事業を、そういう方向に進めていくような場面も大事ではないかなということで今質問させていただきました。見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） そうですね、今おっしゃるように、今はサロンという形でその集落で対応しておりますが、今、議員が言われるのは、JAとかそういう関係する団体も交えて、そこに集まっていただいて、その中でいろんな形での情報提供、あるいは情報収集をするというようなことじゃないかというふうに思うんですが、それはおっしゃるとおり、今、地域コミュニティの取り組みもしているわけでありますので、そういうことも含めてできないのかどうか、調査研究してまいりたいというふうに考えております。

○2番(南 利尋君) そういう取り組みをしていただければ、なかなか会ってない人も一回その場に集まってもらえば、ああ、久しぶりみたいな感じですね、そこからまた会話が弾んだり、付き合いが始まるような場面が出てくる可能性もあるのではないかなということで、今、そういう形態でもいいんじゃないですかということで質問させていただいております。

私は、もし仮にその事業を、そういう方向性で行きましょうといったときに、一番これがすごいんじゃないかな、そういう地域医療に対して一番いいんじゃないかなというのは、医師不足の問題とかいろいろ上がっていますので、今、地域医療に関してはですね。その中でも、しょっちゅうではなくても、そういう、特に高齢者の方々が集まられるときは、何が一番元気付けるかといったら、お医者さんなんですね。例えば、私の田舎、地元もそうなんですけれども、ちょっと高齢者の方々は、私もそうなんです、例えば体調が悪いなと思ってお医者さんに行きますよね。それで、「大丈夫ですよ、南さん」と言われると、何か治った気になるんですね。例えば高齢者の方々にそういうサロンのようなものがあつたとして、お医者さんに行っていたら、たまにしか出なくなったような人とかに来ていただいて、お医者さんが、例えば、「大丈夫ですよ」とか、「元気ですね、年の割には」とかですよ、「若いですね」とか、そういう感じで言っただけであれば、もうそれだけで結構高齢者の方々が元気が出るようなパターンもあるわけですね。例えば、私の地元では、「もう医者どんの言うことは絶対」みたいなものがあるわけですよ。「医者どんに見てもらったから大丈夫」みたいな感じですね、おっしゃる高齢者もいっぱいいらっしゃいます。「最近はお医者どんに行くとらんから調子が悪いのよね」というような、そういう高齢者もいっぱいいらっしゃるわけですよ。そこで、行けない方々に対してそういう事業の中でお医者さんに行っていたら、「大丈夫ですよ」という一言を掛けてあげていただくことも予防医学の観点からも大事なことはないかなと私は思うんですけれども、見解をお伺いします。

○市長(下平晴行君) 現在、保健師や歯科衛生士が各サロンに出向いて、疾病予防や介護予防に関する健康教育等々の相談を受けているという状況であります、今のところ、医師が病院・診療所以外の場所で不特定多数の個人に対して相談を受けるというのは、医療法に抵触することによって不可能だということでございます。

そういう面では、先ほど言いましたような、そういう行政でできる範囲の中でやれるんじゃないかなというふうには思っているところです。

○2番(南 利尋君) 法的な観点からそういうところには行けないという場面があるとおっしゃいますけれども、志布志市ですごくみんなに親しまれている三つの「どん」がありまして、一つはですね、もうすごくみんなに親しまれている「どん」は、「医者どん」なんです。二番目に「西郷どん」を持ってきたんですけど、「西郷どん」は去年、すごく流行りましてブームで終わってしまいました。昔から志布志市で愛されている「どん」は、本当に「医者どん」なんです。「医者どん」という言葉でですね、もうどれだけ皆さんが癒やされるかということなんです。本当に高齢者の方々というのは、「医者どん」と話せるだけで、そういう問診が法的にあれば、お医者さんが声を掛けてあげるとか、それぐらいの感覚でもいいと思う

んですね。一番すごく愛されている「医者どん」、二番目は「西郷どん」、三番目は分かりますか。「黒豚三昧井」です。あんまりパツとしませんでしたが、そういうふうによっぱり、この三つともですね、すごく志布志市に愛されている「どん」なんですよ。だから、やっぱり「医者どん」の方に来ていただいて話をさせていただく。保健師の方というのはすごいと思いますよ。私たちは分かるんです。でも、こういう言い方失礼かもしれませんが、高齢者の方々は「毎日これやってくださいよ」って、分かるんですけども、なかなかそれが持続できないから、何かのサポートをしてあげなきゃいけないという場面なんですね。私たちは、本当に保健師の方は一生懸命勉強されて保健師になられたということも十分理解できます。でも、そういう地域医療に関しては、やっぱり「医者どん」なんですね。例えば、「医者どん」が来てくれる場面であれば「医者どん」が来てくれるサロンとかですね、「医者どん」があなたに会いに来るサロンとかですね、そういうものをおもしろおかしく、楽しく、行きたくなるような雰囲気です業を行っていただければ、参加者も増えるのではないかなと思います。また、そこに買い物支援事業で移動販売車も来てくれれば、理想はさっき言いました「ハーモニーカー」も来ていただければ大変喜ばれると思います。ぜひ、そういう方向性で検討していただくことを期待しております。

次に、観光振興について伺います。本市の観光振興に対してのグランドビジョンをお示してください。また、ダグリ岬周辺整備事業の進捗状況についてもお伺いします。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

観光振興につきましては、市の総合振興計画及び観光振興計画に基づき、各種団体と連携して観光まちづくりを推進しているところであります。

観光振興計画では、駅周辺を含む中心市街地と港周辺、ダグリ岬公園周辺、蓬の郷周辺、松山城跡周辺の四つの地区を重点整備エリアとして位置付けし、基本方針として、一つ、賑わいが生まれる拠点づくり、二つ目に志布志版ニューツーリズムの推進、三つ目に情報発信とアクセス向上、四つ目に魅力向上に向けた観光圏の形成、五つ目におもてなしの人づくり・組織づくりの五つを基本方針として観光振興を進めております。この計画による将来の目標として、市民によるおもてなしと交流により、訪れる観光客に感動を与え、地域社会と経済が元気になる観光を目指しているところでございます。

ダグリ岬周辺の観光については、たびたび御質問があり答弁させていただいておりますが、観光振興計画の中で重点整備エリアとして位置付けており、詳細を定めた公園周辺整備計画に基づき、年次的に危険廃屋のある用地の取得及び危険廃屋の解体・撤去を行い、景観整備を進めているところであります。具体的には、海水浴場入口の空き家と旧夏井荘の解体及び跡地の整備を終え、今年度海水浴場内の休憩所跡地の購入及び危険構造物の撤去を完了したところであります。所有者との用地交渉に時間を要したため、当初の計画と比較すると進捗が遅れておりますが、今後は撤去後の休憩所跡の安全対策と景観整備を計画しております。また、年次的に用地集積を進めながら、公園を構成するボルベリアダグリ、遊園地、海水浴場を一体とした整備計画策定を進めてまいります。

○2番(南 利尋君) この前、多分市長とは違うんですけども、中国の方がいらっしやいまして、私もいろいろ志布志市を案内したんですね。いろんなところを案内して、「すごいまちですね、志布志市と交流させてください」みたいな感じであったもんですから、ボルベリアダグリに案内したりとか、あと国際の森とか案内して、最後にパラダイスの跡地ですね、あの辺にちょっと連れていって、「ここら辺で事業をやられる企業さんはいらっしやいませんか」という話をしたところ、「企業とか投資家はいっぱいいますよ」と。「志布志市は、この山とか海に対してどういう事業ビジョンを持っているんですか」と聞かれたんですね。「事業ビジョンがあれば、その都市と連携して、一緒にそういう事業に加わる企業とか、投資家はいっぱいいますよ」と。「ただ、そういう全体的な事業ビジョンが見えないと、なかなか紹介はできませんよね」ということだったんです。「だから、この土地があるから何かをやってくださいというのは、今は誰も相手しないんですよ」と。「志布志市はここを活用しながら、こういうところ、こういうイメージでやっていきたいんですよ、この全体で」とかですね。だから、全体像ですよ。そういうのがはっきりしていれば、いっぱいいろんな企業の方が「こんなにきれいなまちだったら喜んでくれますよ」みたいな話があったんですね。だから、そういう振興計画とか、整備計画というのはいっぱいあるんですけども、そういう夏井、ダグリ周辺地域的な感覚のグランドビジョンがあれば、ぜひそういういろんなものを、今、志布志市はこういうふうなグランドビジョンを作りましたよということで、別個でそういうのがあれば、市はこういうものを持っているんですよという説明ができるんですけど、そういうグランドビジョンの策定も必要ではないかなと思うんですけど。今、あるというのは分かっているんです、僕も。この冊子も何度も読ませていただいておりますので。ただ、それとは違ったこの観光、夏井・ダグリの、今何かをやるではなくて、これからこうして、こういうイメージで市も、行政も進めていきたいんだということの、そういうプランでもあれば作った方がいいんじゃないかなと思います、見解をお伺いいたします。

○港湾商工課長(柴 昭一郎君) 今、市の観光振興計画に基づきまして、その観光振興計画が志布志地区におきましてはダグリ岬周辺と志布志駅周辺を重点整備エリアと設定しまして、ダグリ岬についてはダグリ公園計画の整備計画、そして駅周辺については「ぽっぽマルシェ」等が開催されておりますので、雨天イベント場等の整備を今進めているところでございます。

そういった中で、ダグリ地区につきましては若干景観整備の用地交渉等に時間がかかりまして、進捗状況は遅れておるところですけども、今回麓地区が日本遺産に登録されたということから、新たに「魅力ある観光地づくり計画」を本年度中に作成いたしまして、新たにそういった整備計画に基づき事業を導入いたしまして、観光振興を図ってまいりたいというふうに考えております。

○2番(南 利尋君) そういうダグリとか、麓地区とか、ダグリ岬の周辺とか、いつも陣岳・夏井地区は意外と出てこないんですね。そういう名前はですね。やっぱりあそこからの景観とか、そういうのを言っていて、僕も質問するには、しょっちゅう国際の森にある地球儀のところに行っているいろいろ考えているんですけども、よかったら来てください。たまにいますので。見れば何ができるのかなと、大体イメージができるようになるんですね。そういうビジョンがあ

れば、グランドビジョンがあれば、いろんな企業とか、そういう方々にも提案できるような場面がありますので、ぜひ、前向きに検討していただくことを期待しておりますので、よろしくお願ひします。

次に、前、熱く語りすぎて答弁がなかったところがいっぱいありましたので、もう一回聞きたいと思うんですけども、夏井駅をパラダイス跡の上の方にちょっと移動できませんかという質問をさせてもらったときに、なかなかできないだろうということで答弁があったんですけども、担当課の方々にお聞きしたら2億円ぐらいかかるんじゃないかなということで話をお伺いしたことがあったんですね。例えば2億円という場面であれば、今はいろんな周りの事業も一緒にしながらいろんな総合計画があれば、そういうPPP、PFI事業的なものも考えていく方向性も見えてくるのではないかなと私は考えているんですね。ちょっと長々となっちゃうんで短めにいきますけど、今、夏井の浜にウミガメが産卵に来ているんですね。本市でも保護活動に取り組んでいただいている方が何人もいらっしゃいます。志の観光推進協議会の事務局答弁で、「ウミガメに対して最大限の配慮をしていきたい。自然に近い形で整備を行っていく」という答弁があるわけですよ。そういう事務局の答弁があるんですけども、昔から「鶴は千年、亀は万年」という言葉がありますように、亀はめでたいものとか、縁起が良いものと昔から言われているわけですね。私が考えたのは、夏井駅の名前を「竜宮城駅イン夏井」みたいな感じで改名するだけでも、そういう夏井をちょっとアピールできるのではないかなと思うんですね。やっぱり亀を大事にしながら、亀のふるさとでもあるそういういろんな景観を生かしながら「うさぎと亀」のような物語のイメージも湧きますし、浦島太郎の話もイメージできますし、いろんなバリエーションが出てくると思うんですね。その辺は、例えばそういうふうに亀を奉るとするならば、昔から「鶴の恩がえし」とかありますけれども、それ以上の「亀の恩返し」的な経済効果も私は期待できるんじゃないかなと思います。市長の見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 答えにくいことですが、そういう発想はなかなかいいなというふうには思うところです。

ただ、やはりこのことについては投資効果とか、そういうものもありますので、そこら辺は十分、さっき本当に10年、20年先のことを考えた取り組みをしていかなきゃいけないんだろうというふうに考えております。

○2番（南利尋君） ですよ。なかなかピンとこないと思うんです、皆さんね。私は勝手にグランドビジョンを考えておまして、昨日も質問がありましたが、水産業がいろんな問題を抱えて大変な状況になっているわけですね。私がイメージしているのは、例えば今、志布志湾の漁獲量も本当に少なくなっているわけです。そういうものを夏井漁港で集めて、水揚げして、パラダイス跡にそういう施設を造ったときに、そこで夏井漁港からあそこの場所に海の駅的なものがあれば、そこに水揚げして、そこで生きたまま食べてもらったりとか、販売したりできるわけですね。そういう施設があれば、例えば観光客もそうなんですけれども、志布志市をアピールする農畜産物、例えば野菜、果物、ソバ、団子、ハチミツ、園芸品、民芸品など、全てのそういう志

布志市の特産品をアピールできる場所になるわけです。なおかつ、そこでネット販売したりとか、宅配をしたりとかできるようになるわけですね。例えばその建物をテナント募集で考えれば、また志布志市のやる気のある若者がそこで事業をやれる可能性も出てくるわけです。そういうふうに考えると、トータルして総合事業を考えると、PPP、PFI事業の、そういう方向性も見えてくるのではないかなということ、今質問させていただいておりますが、どうでしょうか、市長。

○市長（下平晴行君） 施設整備につきましては、事業手法について検討し、整備後の運営手法も見据えて選択する必要があるというふうに考えております。

国道下の三角地に遊園地や海水浴場、その他の周辺施設を一体的に活用され、集客ができるような施設の整備に向けた計画となっております。このことは、今後具体的に基本設計の検討、策定を行う段階において、周辺施設の関係者や市民の皆様の意見を広く聞き取りながら進めてまいりたいというふうに考えているところです。

○2番（南 利尋君） 市民の意見を聞いていろんなことに取り組まなきゃいけないわけですし、また漁業関係者の何人かの方々とそういう話をさせていただいたところ、それはいいよねとかいう話で提案してくれよという漁業関係者も何人かいらっしゃいましたので、皆さんでいろいろ検討していただければ、素晴らしい事業ができる可能性も出てくるんじゃないかなと思います。今、市長がおっしゃった、ダグリ岬周辺とか遊園地周辺のいろんな整備をされているという場面であれば、今、にぎわっている海水浴場というのは、海の家というのはみんな仮設なんですよね。時期が過ぎたらみんな取り壊してどこかに持っていっちゃうんですね。秋口台風が来たりして流されたりしますのでね。そういう仮設なんですよね。仮設でつくるということは、例えばホームページとか、ブログとか、SNS等を活用して、「2020年志布志夏井で海の家（仮設）を開きませんか」みたいな情報の発信は簡単にできるんですね。海の家は、骨組みを造って、屋根を造れば、あとは何を提供するか場面がありますので、いろいろそういう情報をキャッチした人で、夏井に行って、極端な話30万円の予算でできるのであればチャレンジしてみようかなみたいなものもあるかもしれないですね。だからそういう意味でも、ブログとか、SNS等を活用していただければ、来年はオリンピックがあるわけですよ。東京オリンピックがありまして、インバウンドも期待できるわけですね。いろんな工事をする場面であれば間に合わないわけです。けど仮設の海の家といたら、今からでも間に合うんですね。そういう情報発信は、市長、どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） そういうSNS等で情報発信して、効果が出るとなれば、利用していけたらいいのかなというふうには思ったところでございます。

○2番（南 利尋君） ぜひ、いろいろ市民の皆さんのいろんな御意見をお伺いさせていただいて、前向きに検討していただくことを期待しております。

最後に、交流人口・関係人口について伺います。交流人口・関係人口増加への取り組みについて、お示しください。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

本市の交流人口・関係人口に関わる取り組みにつきましては、今年度は特に国の関係人口創出拡大事業、モデル事業を受託するなどしながら、積極的に展開を図っているところでございます。

先日は、「志布志市ふるさと四季彩会×ふるさと住民ファンミーティング」と題し、東京圏にお住まいの方から市に対し御意見をちょうだいする場を設定したところでございます。15名から20名という定員に対し、30名を超える応募があり、東京圏から本市への関心の高さを実感したところでございます。

また、本市市民との意見交換の場も設け、離れていながらもつながりたい、貢献したい、行ってみたいという思いを多数ちょうだいしたところでございます。ふるさと住民票制度への登録者数も、開始から5か月程度で93名となり、今年度はまず市への思いを受け止める仕組みの第一歩を踏み出したのではないかとというふうに考えております。

○2番（南 利尋君） 今年からそういう事業に取り組んでいらっしゃるということも担当課の方で詳しい御説明いただきまして、ある程度勉強させていただいているんですが、志布志市の知名度というのは全国的に見たら、失礼ですけれども意外とまだそんな知名度的には低いんじゃないかなと思ひまして、グローバル的に見れば全然志布志市という知名度はなかなか知られてないような場面がありまして、私は有名な観光地とか大都市と同じような手段でそういうアピールをしていっても、なかなか勝負にならないような気がするんですね。ディズニーランドと志布志市の遊園地を勝負しようとしても、全然ジャンルが違うわけですから。だから私が思うには、例えばキャッチフレーズ的なイメージ的なものが、志布志市は「リーズナブルなまち志布志」みたいなですね。リーズナブルという意味は、よく物が安いというふうに解釈される場面があるんですけども、本来は「納得いく」とか「理にかなった」とか「合理的な」という意味らしいんですね。「納得のいく志布志」なんですね。「理にかなった志布志」、「合理的な志布志」というイメージになるわけですね。そういうイメージで取り組んでいった方が、そういう方向性もイメージ的には可能性があるんじゃないかなと思いますが、市長の見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） これは二通りあると思います。やはり、都会の方が田舎に憧れる、あるいは自分たちにはないものがそこにあるということで関心を持たれる。そういう面では、まずは人口の多い東京圏でこういうことができたということでは、大変よかったのかなというふうに思います。

今後は、やはり関係人口、いわゆる移住定住につながるような取り組みでもあるわけでありまして、おっしゃるとおりいろんな手法があろうかというふうに思いますので、そこは多岐にわたって、いろんな形で取り組みをしてまいりたいというふうに思います。

○2番（南 利尋君） この前、東京のふるさと住民とのウェブ会議の中で、「シブシンシカードには特典はないのか」みたいな感じで意見がありまして、私は思ったんですけども、今も簡素化された手続きでふるさと住民になれるという場面があるんですけども、もっとそういうSNS等でそういう情報を発信していただいて、もう国内外でいろんな方々に、シブシンシカード

を知っていただいて、例えばシブシンシカードを持った人が志布志市に観光に来ると、「宿泊・飲食5%引き」とかですね、「10%引き」みたいな、そういうことをすれば、じゃちょっと宮崎に行くよりも志布志市が10%引きだからという感覚で可能性も出てくるような場面もありますし、まずは1割引ぐらいという失礼かもしれませんが、まずは志布志市に来ていただいて、志布志市に着地していただいて、志布志市の魅力を感じていただくような、そういう特典が、シブシンシカードに対しては必要ではないかなと考えるんですけども、市長の見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） シブシンシカードというのは、志布志市の人というようなことでの受け入れ体勢ということでございます。そういう面では、今おっしゃいましたとおり、そういう飲食時の割引サービス等々があれば、やはり行ってみたいなど。それがつながって住んでみたいまち、住んでよかったとつながっていけば、このシブシンシカードの役割が増すんじゃないかなというふうには思ってたところでございます。

○2番（南利尋君） ぜひ、そういうふうに取り組んでいただければですね。もっとシブシンシカードの知名度を上げるために、担当課の方が一生懸命頑張っていらっしゃいますので、私も「何人か紹介してくれ」と昨日連絡をいただきましたので早速招待いたしたいと思います。

私の今回の質問は、小学生が作詞した志布志市のイメージソング「フロムしぶし」の歌詞を見ながらいろいろ考えたんですね。「しぶしの海から広げよう、しぶしの丘から伝えよう、しぶしの里から届けよう」なんですね。「過去と未来の夢 語る街」という、小学生が書いたんですね。もう皆さん、毎日お聞きになっていらっしゃると思うんですけども、小学生も、中学生も、高校生も、若者たちも、志布志市のことを一生懸命考えているわけですね。志布志市民はみんな志布志が大好きなんです。ということは、全ては市長のリーダーシップにかかっています。見解をお伺いして、終わります。

○市長（下平晴行君） 若い人たちがやはり「行ってみたいまち、住んでみたいまち、住んでよかったまち」につながるような、そういう政策をとっていかなきゃいけないというふうに思ったところでございます。全課を挙げて、やはりそういう取り組みをするための調査研究を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（西江園明君） 以上で、南利尋君の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩します。16時15分まで休憩します。



午後4時08分 休憩

午後4時15分 再開



○議長（西江園明君） 会議を再開いたします。

市ヶ谷孝議員、早退です。

一般質問を続行します。

次に、17番、岩根賢二君の一般質問を許可します。

○17番（岩根賢二君） 時間がもう午後4時を過ぎていますが、先ほど南議員から熱弁を振るっていただきました。多分、まだ言いたいことはたくさんあったんじゃないかなと思いますけれども、時間を気にして大分カットされたんじゃないかなと思って気にしておりますけれども。この時間になって、他の議員の皆さん、または執行部の皆さんから「時間は気にせずに頑張っ
てね」と言われましたので、そのつもりで、なるべく時間延長しないように頑張りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

まず、窓口業務の改善策についてということで質問をいたします。お隣の宮崎県都城市では、この11月11日から「お悔やみ窓口」を設置して、死亡に伴って発生する各種手続きについて、遺族をサポートしています。この窓口では、個人の保険や年金、税金などの状況によって手続きの内容や必要書類等が異なるため、内容を詳しく聞き取ることによって、必要な手続きを選定し、必要な申請書を作成してくれます。その申請書には、必要な記入事項はほとんど記入されており、あとは届出人の署名をするだけだということでもあります。

このような窓口があれば、手続きをする人も迷わなくて済むし、また書類をいちいち書く手間も省けて、短時間に済ませることが出来ます。「市役所は最大のサービス産業だ」と常々発言されている市長として、このような窓口を設置する考えはないか、お尋ねいたします。

○市長（下平晴行君） 岩根議員の御質問にお答えいたします。

死亡に関わる手続きは、大切な方を亡くされたばかりの御遺族にとっては、大変な精神的負担があるかと思えます。

そのような中、都城市は11月11日から「お悔やみ窓口」を設置しております。調べましたところ、同じようなことを何度も記載しなければならない各種申請書類の作成にあたり、職員が聞き取りをし、お悔やみ窓口システムに入力することで、関係課に提出する書類を一括して作成できる仕組みとなっているようでもあります。

このことは、本人の事務的負担や時間の短縮にもつながり、また職員の業務負担の負荷も軽減されることから、接遇の改善・向上という点においても期待されるところでございます。本市がお悔やみ窓口システムを設置するとなると、構築費用や窓口体制の変更などが必要になることから、調査研究してまいります。

また、転入・転出等におきましても、同様に調査研究してまいります。

○17番（岩根賢二君） 前向きな回答だと思って、理解いたします。

次に質問するつもりでしたが、転入・転出についても、市長がお答えいただきましたので、多分設置についての検討をされていくんじゃないかなと思いますけれども。このコーナーにつきましては、例えば「引っ越しコーナー」というのをつくっているところもあるようでございます。ですから、このことについては、もう回答をいただきましたので、次に移りたいと思います。

都城市役所に行きますと、このお悔やみコーナーの近くにお悔やみハンドブックというのが準備されております。この中には、遺族の人が持参すべきものとして、亡くなった人の必要なもの、

それと本人の証明、あるいは市役所以外でのいろんな手続きがありますね、金融機関とか電話、それから電気、ガス、郵便局、自動車、いろんな手続きがありますよということで、それらについても丁寧にこういう書類が要りますよというようなことで掲載されているようでございます。また、そのことについても窓口でちゃんと説明をして、どここの事務所に行ってくださいねというふうなことも丁寧に説明をされているようであります。

ですから、このようなガイドブックを前もって作成してみたらどうかということでお尋ねします。

○市長（下平晴行君） それは、御質問のとおり、そういうガイドブックがあることで、市民の皆さんにはしっかりと情報提供できるというふうに考えておりますので、それはなかなかいいことではないかというふうに思っております。

○17番（岩根賢二君） 今、ちょっと私忘れていましたけれども、これがお悔やみハンドブックです。また後でお渡ししますので、見ていただきたいと思います。

それでは、次に最近、窓口での対応についての苦情を耳にしましたので、市長の考えをお聞きしたいと思います。職員の皆さんはそれぞれ一生懸命自分の仕事をされているということは重々承知しておりますけれども、一部の人の市民に対する対応ということで、その対応された市民にとっては、市役所はこうだもんねというふうな評価になってしまうわけですね。ですから、そのことを私はあえてここで事例といいますか、私が聞いた苦情の例を申し上げてみたいと思います。二つほどありますので、よろしいでしょうか。

一つは、松山地域の方からの苦情でございました。これは、7月の大雨のときに、避難場所へ避難しようとしたが、相当な雨が降っていましたから、各所で通行止めが生じていたと。ですから、その避難場所へ行く道順を、どっちへ行ったらいいですかということを聞こうとして松山支所へ電話をされたそうです。その電話に出られた職員が、「私たちも忙しいんですから」と言って、それ以上対応をしてくれなかったということで、その方はもう大変ショックを受けたということでもございました。

もう一つは、志布志支所へ戸籍の手続きに行ったところ、「そういう手続きはここではできません」と言われたということで、その方はどうしても納得がいけないもんだから有明の本庁に来られたと。そしたら、何のことはなく、スムーズに手続きができたということでございます。ですから、支所でできなくて、本庁だったらできると、そういう手続きがあるのかなということで、その方は私に対して、「そげなんことがあつとな」ということで聞かれましたので、そういう具体的な例を申し上げましたけれども。

そのような例をお聞きになって、市長はどのように改善されるということでお考えでしょうか。

○市長（下平晴行君） 今のような苦情を耳にされたということで、内容については非常に驚いているところでございます。

本庁・支所等も同じような扱いにはしているわけではありますが、そういうことが起きたというのは大変残念なことでございます。また、このようなことのないように、職員間で連携を取り、

研修等を重ねて、市民に優しい窓口となるよう、より一層の改善を進めていきたいというふうに思っております。

○17番（岩根賢二君） 研修とかもよくされているとは思いますが、なかなか、そういう忙しいときに電話が来てというようなことだったろうとは思いますが、やはり市民にとっては大変ショックですので、そこはちゃんと指導をしていただきたいと思います。

3月の施政方針で重ねてということになりますが、「四つの行政経営方針を基本に、職員が率先して市民の皆様へ挨拶や声掛けを行い、市民の皆様が気軽に相談できるような窓口体制の充実を図るとともに、課内での協力体制を構築し、職員が幅広く対応できるようにするなど、市民サービスの向上を図られるよう組織の在り方を検討してまいります」と述べておられますので、そのことを十分実行に移していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、ボランティア活動に対する支援策についてであります。今日たまたま南日本新聞を読んでいたならば、今日は何の日か市長、御存じですか。私も知らなかったんですけども、御存じですか、今日は何の日か、ボランティアに関して。

○市長（下平晴行君） 分かりません。

○17番（岩根賢二君） 私も今日知ったんですけども、これは昭和60年に制定された「国際ボランティア・デー」だと、今日たまたま、ということでした。一つ、コーナーが南日本新聞にございまして、「かごしま愛の言の葉」というコーナーがありますが、ここに小学1年生のことが書いてありました。小学1年生が読んだ短歌です。「ボランティア、地域の人と登下校、何十年後は自分の役目」ということを小学1年生の子供さんが作られたということで、わー、すごいなと私は思ったんですけども、市長、とりあえずこのことに対して、感想をお願いします。

○市長（下平晴行君） ボランティア、地域の登下校というようなことで、何年後は自分のことだということですが、そういうふうにこの小学1年生が感じるということが大変すごいなというふうに思ったところです。

○17番（岩根賢二君） 同じような感想だと思います。

そこで、具体的に今日の質問に入りますが、例えば道路伐採等で行政サイドでなかなか対処できない部分があると思います。例えば、今年みたいに台風や大雨等で建設業者が多忙を極めた場合、通常の伐採作業が予定通りに進まない場合もあると思います。そんなときに、地域の人たちが自主的に作業を実施されるケースがあります。そのような自主的な活動に対して、相応の支援をするための仕組みをつくる考えはないか、お尋ねをいたします。

○市長（下平晴行君） 志布志市では、道路愛護及び地域環境美化の一環として、市道の伐採・清掃作業を各自治会に御協力をいただいております。

なお、自治会で実施できない区間については、道路管理者で行っているところです。道路の環境整備・維持管理に対する地元住民の関心は極めて高く、要望に少しでも早期に対応できるよう、鋭意努力をしておりますが、おっしゃるとおり夏場などの依頼が集中するときなど対応に苦慮する場合があります。国・県などの取り組みなどを参考にしながら、対応可能な事業等があれば検

討してまいりたいというふうに思っております。

○17番（岩根賢二君） 今、市長の答弁の中で、国・県のそういう事業があれば参考にしたいというお話ですよね。何かあるんですか。

○市長（下平晴行君） 鹿児島県では、「ふるさとの道サポート推進事業」という県管理道路の一定区間を年間通して清掃美化活動を実施する団体等に支援をする事業があるようであります。

○17番（岩根賢二君） その具体的な内容は、どういう内容でしょうか。

○市長（下平晴行君） 県道の一定区間において、日常的な管理、年1回以上の定期的な清掃・美化活動、一定区間というのは100m以上というようなことでございます。

支援内容でございますが、助成金年間3万円を上限として、ボランティア保険加入助成、団体名簿を記載したサインボード設置などというようなことでございます。

○17番（岩根賢二君） そういうふるさとの道サポート推進事業ですね。今、具体的に金額もおっしゃいましたけれども、年間で3万円の支援があるというふうなことでございますが、これらを参考に、市でも考えようかなということによろしいですね。

○市長（下平晴行君） おっしゃいますとおりに、これは建設課長等と今協議を進めている中で、上限がどれぐらいのお金で、年間を通じて管理ができるのか、それは協議中でございます。

○17番（岩根賢二君） それは、もう市長の方でも理解がされているようですので、早速来年度からということ考えていいですか。

○市長（下平晴行君） はい。モデル的なものをまずは作って、その効果がどの程度あるのか、それは実施していけたら、そのような取り組みをしていきたいというふうに考えております。

○17番（岩根賢二君） ということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、次に危機管理対策について質問をしてみたいです。ここまでは、非常にスムーズにいらっていると思ひますが。

次に、まず11月5日に実施されました地震・津波防災訓練の成果はどうだったのかをお尋ねいたします。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

地震・津波防災訓練は、毎年11月実施を基本として開催をしているところですが、今年は11月5日の津波防災の日に実施したところでございます。

訓練の内容としましては、これまで実施してまいりましたシェイクアウト訓練、津波避難訓練、現地対策本部設置・運用訓練、避難誘導訓練、情報伝達訓練に加え、今年度は防災関係機関による現地対策本部参集訓練、志布志海上保安署の巡視艇によります海上船舶に対する避難誘導訓練、自衛隊による炊き出し訓練、そして消防署、警察署、消防団、自衛隊及び海上保安署合同によります被害状況確認訓練を実施したところでございます。

これらの訓練により、住民の意識向上や防災関係機関の連携強化など、一定の成果があったと考えております。

○17番（岩根賢二君） ある程度成果があったということでございますが、これの地震・津波防

災訓練ということで、この避難訓練に参加された方の人数は、ここ4、5年、推移はどうなっていますかね。

○市長（下平晴行君） 平成27年度からでございますが、1,800人。平成28年度が1,500人、平成29年度が2,000人、平成30年度が1,900人となっているようでございます。今年は1,300人の参加があったということでございます。

○17番（岩根賢二君） それで、これはいろんな組織だとか、一般の参加者は、組織だとかを加えてこの数字だと思いますので、一般の市民の方の参加はどの程度だったのか、分かりますか。

○危機管理監（河野穂積君） お答えいたします。

一般の方々ですので、地域の住民の方でありますとか、企業、それから学校・幼稚園ということになるかと思えますけれども、避難所への避難をされた方が約780人、それから事業所などの自前の施設、例えば自前のビルの高いところにありますとか、そういうところに避難をされた方が約380人というような御報告をいただいているところでございます。

ちなみに、防災関係機関でありますとか、行政につきましては、約150人の参加になっております。

○17番（岩根賢二君） 私が一般の市民の方と言ったのは、地域住民の方だけではいくらぐらいですか。各避難場所がありますよね。そこに避難訓練で参加された方はどれぐらいかなということ。

○危機管理監（河野穂積君） 先ほど申し上げましたように、避難場所へ避難された方は780人ということでございます。

○17番（岩根賢二君） 市長、780人という数字を聞かれて、どうですか。十分だと思っておられますかね。

○市長（下平晴行君） 今までの参加人数からすると若干少ないなという気がしたところです。

○17番（岩根賢二君） 避難訓練に参加する人が段々減ってきているんじゃないかなと思ってるんですよね。平成23年に東日本大震災があって、その直後は多分多かっただろうと思うんですが、段々減ってきているんじゃないかなと推測されるわけですが、避難訓練に参加する人を増やす方策を何か考えたことはございますか。考えたというか、協議されたことは。

○危機管理監（河野穂積君） お答えいたします。

おっしゃるとおり、この訓練が始まってから参加者数というのが若干減少気味と。平成26年度に行いました訓練では4,200人という数字が出ておりますけれども、これは鹿児島県の総合防災訓練が本市で行われたということもありまして人数が増えているような状況にはなっているということでございます。

私もこの総務課にまいりまして3回目の防災訓練にはなりますけれども、確かに人数が減少しているということは否めないなというふうに考えております。今回、一斉に沿岸部の方々に対して避難をしていただくというような訓練をずっと継続して行っているんですけども、今後は、例えば各校区単位でありますとか、自治会単位でありますとか、そういった地域を限定しての避

難訓練というものにも立ち返ってやるべきではなかろうかなという協議をしたところでございます。例えば隣の東串良町さんでありますと、どこどこ地区の方が避難訓練をするというようなこともされているようですので、そういった地域を区画したといいますか、そういった形の避難訓練というのも今後検討すべきではないかというふうには考えているところでございます。

○17番（岩根賢二君） 津波が来た場合の一番の対策は、市長、何でしょうか。

○市長（下平晴行君） これは、まず高いところに逃げるということが一番だというふうに思います。

○17番（岩根賢二君） おっしゃるとおりなんですけれども、市長の施政方針では、津波対策としてこういうことを書いてあります。詳しく読んだら時間がないですが、「津波防災地域づくり計画、津波避難対策緊急事業計画、いろんな計画があり、それを作成したので具体的な施設の整備・場所等について地元との調整検討を図りながら、避難経路を示す案内看板等の整備も引き続き実施してまいります」と、こう書いてありますね。これは施設、ハード面はそれでいいと思うんですけれども、今、市長がおっしゃったように、避難訓練をするということにちょっと重きを置いてもらわないと、実際に津波が来た場合には、避難をする人が少ないということになると、全然意味を成しませんので、その点、避難ということを口を酸っぱくして呼び掛けていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） それはおっしゃるとおり、まずは津波が来たら逃げるんだと、高いところに逃げるということでもありますので、そういうことを踏まえて住民の方が参加、できるだけ多くの方がその体験をする前に訓練に参加していただくという手法をどうやったらいいのか。先ほど地域等々でのということもありましたので、そういう地域というか、ここの地域では何人か出てくださねみみたいな、何かそんなのをやることも必要じゃないのかなというふうには思ったところでございます。

○17番（岩根賢二君） 今、市長がおっしゃった、この地域から何人出してください、老人クラブから何人出してください、そういうふうな形は、言葉は悪いですけど動員ですよ。地域のことだろうと思うんですけれども。そうではなくて、何かこうもっと具体的に避難訓練に参加できるような方策を考えてもらった方がいいのではないかなと思っています。

それは庁舎内での協議で、何とかせないかんだらうなという話はあったのか。どうですか。

○市長（下平晴行君） これは何回か危機管理監を中心に協議したところでございます。

○17番（岩根賢二君） それで私も具体的にこれはどうですかという具体例は持っていないんですけれども、実はインターネットで避難訓練を成功させる方法は何かということで検索をすると、こういうのが出てきたんです。「加古川グリーンシティ防災会」というのが出てきて、阪神・淡路大震災の後に兵庫県加古川市で被災をされた方々が、これはグリーンシティというのは大きなマンションの集合団地なんですけれども、そこの方々が何とかせないかんということで、防災についていろいろ考えて、訓練とにかく参加しようということでいろんな方策を打ち出しておられます。このように毎月「防災だより」というのを出されて、ここには全ての防災につい

てこうこうあるべきだと、参加しましょうねというふうなことが書いてあります。例えば、オオカミ少年ではないですけれども、避難をして津波が来なかったと。「ああ、しもたね。無駄なことだった」と言うんじゃないくて、津波が来なかったからよかったねというふうな考え方の下に防災訓練をずっとしているというふうなことも書いてあります。ですから、これは私の提案ですけれども、この加古川グリーンシティ防災会のホームページをぜひご覧になっていただいて、何か具体的な避難訓練の参加者を増やす方法を考えていただきたいなと思っております。いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） これは、やはり防災だより等があるということでございますので、市民にその危機感を知らしめる、そういう散らし等をやはり年に何回かは配布しながら、そういう意識を持ってもらうということが大事じゃないかなというふうに思ったところでございます。

○17番（岩根賢二君） 今、資料が出てきました。念のために申し上げておきますが、訓練の参加率を向上させる方法ということで検索をしてみてください。

それと、この津波・防災訓練に関して一つ気になっていることがあります。それは、こういう散らしが出されましたよね、津波の、防災訓練やりますよということで。これは、もう毎年私は不思議に思っていることなんです、一番下の方に、「天候等の状況による訓練時間変更または中止等については、午前7時に決定し、行政告知端末及び防災行政無線放送により連絡します」ということが書いてあるんですね。私は、これが不思議でならない。雨が降ったときには地震は来ないの、津波は来ないのということをいつも考えているんですけれども、いかがですか。市長、このことについて。

○市長（下平晴行君） おっしゃるように、これは、地震は雨が降ろうが、何があろうが、来たときのためには、やはり訓練というのはそういう天候によって中止とか、時間を遅らせるということじゃなくて、何があっても実施すると、実行するということがいいんじゃないかなというふうには思っております。

○17番（岩根賢二君） 担当者の方は大変だろうと思えますけれども。そういう方向で実施していただければなと思えます。

それでは、次にこの避難場所について、現在のままでよいかということで質問をしたいと思えます。避難場所については、災害の種類によっても違って来るわけですが、例えば津波の場合、市のホームページには志布志支所は津波の場合、避難場所にはならないとして×印がしてあります。ところが、津波防災マップで津波緊急避難ビルということで表示がしてあります。緊急のときには志布志支所でも良いですよということが書いてあるんです。両方を見た方は、多分迷うんじゃないかと思うんですよ。緊急避難ビルとして避難ができるというのであれば、×印は取った方がいいんじゃないかなと思うんですが、いかがですか。

○危機管理監（河野穂積君） お答えいたします。

確かに、本市の防災計画では、志布志支所、避難場所とはなっておりますけれども、津波の際は×印ということにしてございます。これは、津波の際には少しでも高いところへの避難誘導と

ということもあって、津波の際の避難場所としては、×印ということにしてあるところでございます。ただし緊急待避ビルということで、志布志支所の他に民間のホテルなどを指定させていただいておりますけれども、その緊急待避ビルの場合は、どうしても初動の避難が遅れて、高台に逃げる時間がない、津波の到達する時間までに逃げる時間がないということで緊急的に待避をするビルということでの位置付けをしてございますので、そこら辺りにつきましてはもうちょっとお知らせの方法も必要なのかなとは思いますが、避難場所として本市の一次、二次の中の一次に志布志支所は指定をしてございますけれども、その避難所は長期的に避難をしなければならないというものも含めて、うちの避難所の場合は緊急避難場所と通常の避難所という形で、重複しての指定ということにしてございますので、緊急待避ビルとの住み分けといいますか、そういった形で、緊急待避ビルにつきましては、先ほど申しましたように、津波が到達するまでにもう時間がないというときに緊急に待避をするビルというような位置付けでの指定ということにしております。

基本的には通常の避難場所としては活用ができますので、通常の避難場所の指定というのは、今後もその状況では続けていきたいと思っております。ただし、先ほど申しましたように、津波の場合は少しでも高台の方へという誘導をしておりますので、津波の際の避難場所としては×印をしているということでございます。

○17番（岩根賢二君） 津波のときは避難場所にはならないということですよ。ところが、緊急待避ビルにはなるということでしょう。ということは、待避ビルということは、緊急のときには志布志支所に駆け込んでもいいですよということですよ。ですから、そこをあえて×印をなくして、津波が起きたら志布志支所でもいいですよということにした方が良くないですかということをおっしゃっているわけですか。

○危機管理監（河野穂積君） 大変失礼をいたしました。ちょっと勘違いをしておりましたけれども、おっしゃるとおり、避難をされる方々については非常に迷うということもあると思っておりますので、そのことも含めて、今後、もちろん防災計画上の指定の必要がございますので、そういったところもまた協議をしながら検討していきたいというふうに考えております。

○17番（岩根賢二君） 市長は常々「津波が来てもあそこは12mあるから大丈夫だ」ということでおっしゃっているわけですから、そういう対応も可能かなと思っておりますが。

市長にちょっとお尋ねしたいんですけども、南海トラフ地震の発生確率というのが今後30年以内に70%から80%と言われておりますけれども、市長は同じような認識ですか。

○市長（下平晴行君） 報道ではそういうことですので、実際、本当に来るのかなというのは思っているところです。

○17番（岩根賢二君） これは、それこそ人づてに聞いたことですので、私もそれをそのまま信用しているわけじゃないんですけども、どこかの場所で「津波は来んたいがと市長が言わった」という話が耳に入ったんです。それは、どうですか。間違いないですか。間違いないですかというのは、そういうことを言ったことがありますかと聞いているんです。

○市長（下平晴行君）　そこは言ったのかどうか分かりませんが、いつ来るかは分かりませんが、早急には来ないんじゃないかなと、ちょっと分かりません。あまりそういう、「来ないが」というのを単純に言ったといとうのは、あまりないと思います。

○17番（岩根賢二君）　もし言ったことがないということであれば、はっきりと否定されると思うんだけど、今のあやふやな答弁では、多分どこかの場所で市長が言われたんじゃないかなと推測するわけですが、それでいいですか。

○市長（下平晴行君）　これは、いつ来るか分からない中で、来るか、来ないかというのを話したかもしれません。

○17番（岩根賢二君）　いつ来るか分からないから、その腹づもりをしておかなきゃいけないですよということじゃないかなと思います。ですから、市長という立場の人がそういうことを発言されるのはいかがかなと思いますので。どちらかというと、「津波が来たっちな」と、「気をつけてちゃんと避難しやいよ」ということを言うべきじゃないかなと思うんですが、いかがですか。

○市長（下平晴行君）　来るからという、あまりおどしをかけてもまた問題だろうしですね、そこら辺はなかなか難しいなというふうに思うところがございます。ただ、市民に対してそういう不快感を持たせるといふのは、これはよくないというふうに思っております。

○議長（西江園 明君）　ここでお諮りします。本日の会議は、時間を延長したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君）　異議なしと認めます。したがって、本日の会議は時間を延長することに決定しました。

一般質問を続行します。

○17番（岩根賢二君）　市長の今の最後の言葉は、ちょっと聞き取れなかったもので、もういっぺん答弁をお願いします。

○市長（下平晴行君）　これは、来るからということをも市民に言っても、またそういう心配をおおるようなことにならないのかなと。これは、やはり来るかもしれないということでは、津波から自分の命を守るためには高いところに逃げるといふようなことが必要だと思いますので、それは言って良いことと悪いことの、受け取り方だと思うんですね。ですから、来るから、来るからというふうに言ってしまうとどうなのかなと。ここも両方あるというふうに思います。

○17番（岩根賢二君）　私の考えとしては、市長が一般の人であればそうかも分からないけど、市長という市の代表ということですので、それは津波の危険性がありますよということは常々言ってもらわないと、それは危険をおおるといふことではないと思いますので、その辺についてはちゃんと考えて発言してもらいたいなと思いますのでよろしく願いいたします。いかがですか。

○市長（下平晴行君）　そのように十分自分の立場を考えて対応してまいりたいというふうに思います。

○17番（岩根賢二君）　避難場所について、もう1点お尋ねします。津波避難訓練のときの避難

場所として、献上橋のところが指定してありますね。ここの献上橋の場所は避難場所として適当なのかなということを考えるわけです。ここの献上橋の標高は何mになっているのでしょうか。

○市長（下平晴行君） ちょっと今、調べさせていますので、ちょっとお待ちください。

○議長（西江園 明君） 答弁準備のため、しばらく休憩いたします。

○

午後5時00分 休憩

午後5時19分 再開

○

○議長（西江園 明君） 会議を再開します。

執行部、答弁をお願いします。

○危機管理監（河野穂積君） 大変失礼をいたしました。

避難訓練の際に献上橋を避難場所にしておりますけれども、ここの標高は16mという高さでございます。

○17番（岩根賢二君） 私の方で勘違いがあったかもしれませんが。それは時間を取りまして申し訳ないと思いますが、先ほど申しました小淵橋というんですか、あそここのところに行って観光案内の「志布志」の地名発祥の地」と書いてあるのがありますけれども、それを読んだときに、小淵橋と献上橋のどっちかが括弧で書いてあったような気がしたもんですから、それでこういう質問をしたんですけれども、もし間違いであったら、私の方でお詫び申し上げたいと思います。時間を取って大変申し訳ございませんでした。また、後で確認させてくださいね。

それでは、もう1点についてお尋ねをいたします。大雨や台風のときの避難場所のことですけれども、先ほど電話対応のことで松山支所のことをお話ししましたが、避難をしたくても避難場所があまりにも遠くて避難できないケースも出てきます。7月の大雨のときに開設された避難所を見てみますと、志布志地区が10か所、松山と有明がそれぞれ4か所開設をされております。避難所ですね。例えば、有明地域の場合、大雨が降った場合に通山地域の海岸近くは川の水が逆流して一番危ない場所にもかかわらず、校区内に避難場所は設定されていません。一番近くでも有明地区公民館、この市役所の隣ですね。ここまで避難をしなければいけない。これは、ちょっと理解ができないところでございます。せめて校区に1か所、できればもっと細かい区分での設定をしてもよいのではないかと思います。いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

本市の避難場所は、一次開設で27か所、災害救助法が適用された場合の二次開設で19か所の、合計46か所を指定しているところでございます。

今年の6月末から7月の豪雨の際に開設した避難所は、松山地域が3か所、志布志地域が10か所、有明地域が4か所の合計17か所を開設したところであります。この他、雨が強くなってから避難を開始した市民の方が避難場所まで行くことが困難であるとして、自治会が管理する施設に避難されたようでございます。

開設の考え方でございますが、避難が数日間に及ぶことも考慮し、基本的には畳のある施設を開設することとしているところでございます。

○17番（岩根賢二君） 避難所ですよ、それね。それで、畳のある部屋があるところだということで今説明がありましたけれども、それはそれでいいと思うんですけども、例えば有明地域に関していいますと、伊崎田地区公民館、有明地区公民館、ここですね、川西地区公民館、それと山重小学校となっているわけですね。これは、ここからかなり遠い地域の方もいると思うんですけども、ですからもっと身近に、たくさんといいますか、有明地域でいえば青少年館は各校区にあるわけですから、そういうところを避難所としてもいいんじゃないかなと思ったりするわけですけども、その点についてどうかなと。いかがですか。

○市長（下平晴行君） 基本的には、本市が指定している避難所を開設することとしていますが、緊急的に他の施設を開設しなければならない状況も発生する可能性はあると考えております。先ほど答弁しました松山地域においては、緊急措置的に自治会が管理する施設を避難所として活用されたわけでありましたが、状況によってはそのような対応も必要かと思っておりますので、臨機応変に対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○17番（岩根賢二君） そういうことで対応していただきたいと思えます。

それと、押切・通山地区のことでちょっと確認ですけども、お尋ねですが、先ほど申しましたように通山校区には避難所が指定をされてないということでした。避難訓練では、常に押切・通山地区の皆さんは上の高台の方に逃げてくださいよということで、かなり参加率も高いということで認識しておりますけれども、あそこの高台に避難をした場合に、施設というのはないんですね。畑とか、道路の交差点のところとか、そういうところばかりなんです。ですから、例えば今市長が申されましたように、避難所として畳の部屋があればそこに避難もできるということで、そのような施設を造ってもらえば有り難いがなということなんですけれども、いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） 地震・津波防災訓練において活用している津波避難場所は、公共施設や民間の施設など合わせて24か所としているところでございます。

この避難場所については、緊急的に避難をする場所としておりますので、道路上であったり、広場であったり、施設の駐車場であったりしているところです。

お尋ねの施設についてでございますが、津波避難場所については、緊急的に避難をする場所であるため、現在のところでは施設設置については考えていないところでございます。

○17番（岩根賢二君） ですから、避難場所としてはそれでいいけれども、避難所としてですね、そういう施設も必要ではないかなということで検討を加えてもらいたいと思えますが、確認いたします。

○市長（下平晴行君） 今のところでは、施設の設置というのは大変難しいんじゃないかということでございます。

○17番（岩根賢二君） 避難所といいますのは、やはり命に関わることでございますので、今、

結論を出さなくても検討をするぐらいは答えが欲しいんですが、いかがですか。

○市長（下平晴行君） 基本的には津波ですので、いわゆる高台に逃げてということで、先ほど言いましたようにそういう駐車場とか、そういう場所での設定でございますので、施設として設定する必要があるのかどうかというのは、今のところ、そういう考えはないというところでございます。

○17番（岩根賢二君） 避難をするのは津波ばかりじゃないですよ。先ほど箇所の説明があったのは、7月の豪雨のときの避難所ということで聞いておりますので、そういう意味では通山地区は、押切地区、特に川の水が逆流して一番浸水をしやすい地域なんですよ。ですから、そういう場所にいる人たちの避難所として、そういう施設を造る考えはないかということをお聞きしているわけです。

○市長（下平晴行君） 今のところは、そういう施設を造るといような考え方はないというところでございます。

○17番（岩根賢二君） 検討する余地もないでしょうか。

○市長（下平晴行君） その場所だけというんじゃなくて、全体で総合的に考えてみたいというふうに思います。

○17番（岩根賢二君） はい、分かりました。全庁的ということだろうと思いますが。

次に、津波浸水深分布図や津波シミュレーション図の色彩を色覚障害者にも分かりやすい配色にする考えはないか。また、これらをジオラマ風に立体的に作成する考えはないかということについてお尋ねいたします。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

本市の志布志市沿岸マップは平成24年度に作成したもので、標高や避難方向、避難場所などを一枚の地図で掲載しております。議員の御指摘のとおり、このようなマップは全ての人がその住んでいる場所にどのような危険が潜んでいるのか、しっかりと示すべきものであるというふうに考えております。マップを作成するには予算の関係もございますので、どのようなものを作成すればよいのか、また着色方法もどのような手法をとればいいのか、御提案があったジオラマ風のものも含めて、今後研究させていただければというふうに思います。

○17番（岩根賢二君） 前向きな答弁だということで理解はしたいと思いますが。色覚障害者というのは、日本人男性の20人に1人、5%あるそうです。我がまちに換算といえますか、今人口の半分が男性だとして1万5,000人の5%ということで、750人ぐらいの方はそういう色覚障がいを持っておられるんじゃないかということでございます。私自身もその1人なんですけれども、シミュレーションの色分けをされたああい図を見ても、さっぱり分からないんです。だから、私はいつもうちの妻に「この色はどれじゃいけね」と聞きながら、そういう地図を見ているんですけれども。そういう意味で、分かりやすいものにしていただければと思います。

それと、これは8月22日の南日本新聞にも書いてありました。政府の地震調査研究推進本部や気象庁でも、そういう色のバリアフリー化を推進しているということで書いてありましたので、

ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

それと、ジオラマ風の立体的なものですけれども、これはいろんな図面とか、そういう図を見るよりも、もう一目瞭然でどういう高さになっていると、津波がここまで来るんだな、この高さまで来るんだなというのがよく分かりますので、そういった政策をぜひ、志布志市というのはそれこそ海岸に面して地震・津波の危険性はあるわけですので、そこら辺は説明がちゃんとしやすいような立体的なものを、ぜひ作っていただきたいと思います。その点について、再度答弁をお願いします。

○市長（下平晴行君） 議員おっしゃいますように、地図などを普段平面で見ることが多いわけですが、それを立体的に見られるということは、具体的な構造などをより理解しやすくなるものであると理解をすることでございます。御紹介のあった立体モデルでございまして、制作方法や閲覧方法など、今後研究させていただければというふうに思います。

それと、先ほどの、いわゆる市民の750人に色覚障がいがある可能性も含めて、やはり障がいを持っていらっしゃる方にもしっかりしたそういうものが、いわゆる逃げる方向とか、そういうものが、自分の立ち位置がどこなのかということも含めて、分かりやすい、そういう図面を作っていく必要があるというふうに思ってたところでございます。

○17番（岩根賢二君） 検討していただくということですので、お願いしたいと思います。

危機管理対策で最後にもう1点お尋ねしますけれども、ドクターヘリの離着陸場所、これは「ランデブーポイント」というらしいですね。市長は御存じでしたか、そういう名称。

○市長（下平晴行君） 知らなかったところです。

○17番（岩根賢二君） 私も存じてなかったんですけれども。「離着陸場所（ランデブーポイント）一覧表」というのをいただきました。これは県の方で作成しているみたいですが。最近、市民の方から、「有明地域の市民グラウンドはドクターヘリが離着陸できないそうだね」ということで、私も知らなかったんですけれども、市民の方からそういう話がありました。これは、そういうことなのかどうか、まず確認したいと思います。

○市長（下平晴行君） ドクターヘリの離着陸場所は、市内に23か所ございます。出動事案が発生した場合は、消防本部において最適と判断した場所にドクターヘリを着陸させることとなります。市民グラウンドは、現在も除外されておらず、離着陸場所に登録してありますが、本年1月の改修により、芝がなくなり、着陸の際に石が舞うことから、改修以降、ドクターヘリの離着陸場所として使用していない状況でございます。

今回の補正予算で市民グラウンドの改修が実施されれば、離着陸が可能となるのではないかと、いうふうに考えておりますが、今後、消防本部並びに施設の管理者とも協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

○17番（岩根賢二君） 離着陸場所ではないということではないということですよ。それで、教育長にも通告してありましたのでお尋ねするわけですが、このグラウンドの改修をするときに、そういう危険性とか、そういう心配があるよねというふうなことは、危機管理監の

方とは何も協議をされていなかったのかどうか、お尋ねいたします。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

市民グラウンドにつきましては、野球、ソフトボール競技を中心とした施設として位置付けているところで、本年1月に既設の排水溝の除去及び芝生の剥ぎ取りなどの改修工事を行ったところであります。

今、議員御指摘の改修工事にあたって、危機管理監と打ち合わせがあったのかということにつきましては、本当に申し訳ございませんけれども、ドクターヘリの運行にあたっての対応ができる、できないということについての議論というのは、正直なところしておりませんでした。本当に今、振り返ってみますと、申し訳なかったなという思いがいたします。

○17番（岩根賢二君） ということで、今後、そういう場面があった場合には、十分慎重に協議をしていただきたいと思いますと思いますので、よろしく願いいたします。

今現在、指定は外されてないけれども、利用できない状態であるということですよ。ここ有明地域に今本庁があると、少なくともあと1年はあるわけですから、本庁の場所、本庁が所在する場所にそういうランデブーポイントがないということについては、やはり何か他の場所を、代替地といいますか、そういうことまで考える必要があるんじゃないかなと思いますが、そういう検討はされなかったのか、お尋ねいたします。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

有明野球場及びその駐車場、開田の里公園など、ある程度のスペースが確保できる場所がございますが、ヘリの運航会社に離着陸可能かどうか、判断をいただく必要がありますので、そこら辺は確認をして対応してまいりたいというふうに思います。

○17番（岩根賢二君） こういうことは、私が申し上げるまでもなく、ちゃんと対応していただきたいなと思います。

先日、医師会の先生方との懇談会がありましたけれども、県内でもこの曾於地区は、鹿児島市、指宿地区に次いで3番目にドクターヘリの運行回数が多いということで聞いておりますので、早急にそういう検討を加えていただきたいと思います。

○危機管理監（河野穂積君） おっしゃいますように、ドクターヘリのランデブーポイントとしては外してはいないんですけれども、今は使いにくい状況であるということがございます。ランデブーポイントの件につきましては、直接関係ないと申しますとちょっと語弊があるんですけれども、今月の12月10日に鹿児島県の防災航空隊が離発着場としての調査にまいります。聞いた話ですと、そのパイロットがドクターヘリのパイロットの経験もあるということもございますので、代替地等も含め、また今後改修が実施されれば離着率が可能かどうかということも含めて協議をさせていただきたいというふうに考えています。

○17番（岩根賢二君） そういうことで、よろしく願いしたいと思います。

先ほどの献上橋の案内看板のことについては、ちゃんと教えてください。すぐは分からないんですか。

○議長（西江園 明君） 先ほどの献上橋の看板のことについて、答弁を許可します。

○危機管理監（河野穂積君） 先ほど確認をしたんですけれども、はっきりと今の状況では分からないということです。現地に赴いて確認をしたいというふうに考えております。また、後ほど御報告させていただきます。

○17番（岩根賢二君） それでは、次の質問に移りたいと思います。来年度予算について、6月の定例会で市役所本庁を志布志支所に移すことが議決され、令和3年1月1日の業務開始に向けていろいろな準備が進められていると思います。来年3月の定例会では、先ほどもありましたけれども、新年度の予算案が示されるわけですが、この本庁舎移転に関する予算は、必要最小限度に抑えるべきだと考えております。かねてから「入るを量りて出ざるを制す」と言っておられる市長の見解をお願いいたします。

○市長（下平晴行君） 本庁舎移転に係る設計業務につきましては、7月30日に委託契約し、現在、必要経費の積算をしているところでございます。

事業費につきましては、来年1月中をめどに明らかになる見込みであります。それを受けて、令和2年度当初予算に計上するよう進めているところでございます。

また、6月定例会で概算事業費を説明させていただきましたが、議員のおっしゃるとおり必要最小限に抑えていく考えでございます。

○17番（岩根賢二君） 今年の1月から2月にかけて行われました市民説明会では、「庁舎の改修費は約1,000万円であるが、議場等の改修については、現在積算中であるである」。議場等ですよ。「空調については、移転に関係なく更新が必要となっており、本庁舎移転の経費と区別して示していきたい」と、このように説明されました。そして、6月の議会の全員協議会では、志布志支所の改修費が議場の空調設備改修費約3,380万円を含めて9,500万円、有明本庁舎の改修費が約638万円、合計1億円を超える金額が示されました。議場の空調分を差し引いても6,767万円かかる計算になっています。

このことを市民の皆様には何らかの形でお示しされたのでしょうか。お尋ねいたします。

○市長（下平晴行君） この数字については、議会の中で、今、議員がおっしゃった額について説明をしたところでございます。

○17番（岩根賢二君） 私も説明をされたあれがないがねと思って今質問をしているわけですが、先ほど申しました説明会の中で、市長はこう述べておられるんです。「無駄のない予算の執行を心掛け、内訳については市民の皆さんへ説明していきたい」と述べておられるんですよ。ですから、それはちゃんと実行されてないんじゃないかなと。市民目線が欠如しているんじゃないかなと今申し上げているわけです。いかがですか。

○市長（下平晴行君） これは、市民の皆さんに申し上げるのも、議会にそのことを数値を出すというのは、市民の皆さんに言っているのと同時に、今回、当初予算で計上しますので、その時点ではっきりした数値を示したいというふうに考えております。

○17番（岩根賢二君） 議会で示したから、市民の皆さんには説明したことになるということで

すね。分かりました。そのように理解したいと思います。お答えはできないかと思うんですが、現段階でいくらになっているということは分かりませんか。

○市長（下平晴行君） 今、積算をしておりますので、いくらという額の、はっきりした数値は分かっていないところでございます。

○17番（岩根賢二君） そうだろうと思っておりますけれども、今年の6月の定例会で青山議員の質問に対して「2億、3億円は絶対ないと思います。誤差は何百万円はあるかと思いますが」と答弁しておられますが、そのような理解でよろしいですか。

○市長（下平晴行君） はい、そのような考え方でいいと思います。

○17番（岩根賢二君） これ、一市民としては、いくらかかるかも分からんというのは、なかなかこうもやもやしているところがあるんですね。これちょっと、また例は違うかも分かりませんが、お隣の曾於市では、新聞記事等で御覧になったと思うんですけれども、6月に2022年を目標に支所再編をしようということで、約24億円かかりますよということが新聞に出ておりました。そして、その説明会をちゃんと開いて、そしてアンケート調査をして、2019年度中にはそれを決定するというふうな記事が載っていたわけですが、一市民の立場として、市長が一市民だった場合に、そういうふうにもう大体これぐらいかかりますよというのを示されてから決定するのと、いくらかかるか分からんけど、とにかく市役所を移すんですよというような、二つの例があった場合に、どちらが市民としていいと思いますか。

○市長（下平晴行君） これは、新築の場合はしっかりした額を設定できると思います。ただ、改築で、これも約9,500万円と640万円という数字を示しているわけですので、そこは理解していただきたいというふうに思います。

○17番（岩根賢二君） 市長のお考えはそうということで今お聞きしましたので、それはそれでよしとして、じゃ次に、これは先に申し上げればよかったんですけども、この予算の使い道として、6月の定例会で本庁舎の志布志支所への移転が決まったことについて、市民の皆さんからいろんな声が届いております。

まず、下平市長の決断力・実行力を評価する声、「さすがだね」と、「公約をちゃんと実現するんだね」という、「大したもんだな」という声がありました。「実行力があるね」というふうな声もありました。

その反面、これは本庁舎移転が決まる前からそういう声はあったわけですが、決まってからでも市民の方から「移転に係る費用、そういったお金があるのであれば、他に使い道があるはずだよ」と。あるいは、「保健、福祉、教育など、まだまだ困っている人たちはたくさんいるのに」というふうな、こんな声もあるわけですね。未だにあります。このことを聞いて、市長はどのようにお感じになりますか。

○市長（下平晴行君） 例えば、私が市長になってから公共下水道が13億円という額の、これも実際言って中止をしたところですよ。そういうことも市民は分からないわけですね。これも含めて、やはり情報提供をしっかりやって、何をやめて何を取り組むのか。志布志市の活性化のためには

何なのかということを含めてしっかりと情報提供していかなきゃいけないというふうに考えております。

そういうことを考えますと、私、そういう立場になって、本当に、先ほど議員がおっしゃるように、一言一言の文言が大変重要であるし、そして実現できるものはしっかり実現していくというような考え方で取り組みをしておりますので、そういう面では、その1億円というお金が本当に私は大事で、そのお金をどうやって、いわゆる費用投資効果ですか、それが志布志市は先ほども申しましたけれども、港と道路が併用して整備をされていく中で、やはりまちを活性化するためには、港に近い、あるいは商工・観光との連携をしっかりと密にできるような、そういう場所に設置した方が、将来志布志市は、10年先、20年先、活性化するだろうという思いで取り組みをしておりますので、その額については、市民の皆さんはいろいろあろうかというふうには思います。しかし自分の考え方ではそういう取り組みをしてきたということでございますので、理解をしていただきたいというふうに思います。

○17番（岩根賢二君） 市長は「活性化、活性化」とおっしゃるわけですがけれども、活性化イコール経済だと思ふんですけどね、市民の皆さんが言われているのは、保健、福祉、教育ということで、そういったものを比べた場合に、経済を優先するか、福祉を優先するかというふうになってくれば、やはり一般の市民としては「福祉の方を充実してもらいたいよね」という声があるということは認識しておいていただきたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、通告をしておりました市民の身近な要望、例えば公共交通網の早期実現や地域医療の充実、小・中学校の雨漏り補修等にに取り組む考えはないかということについての考えをお聞かせください。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

令和2年度当初予算編成におきましても、地方交付税の一本算定に伴う減収などから、「入るを量りて出ざるを制す」を念頭に、自主財源の確保に努めていくこととしております。併せて、志布志市総合振興計画を中心に、各種計画との整合性を図るとともに、中期財政計画を基本とし、全ての事業の優先順位を決定し、緊急度・優先度に基づく事業の選択を行い、必要な事業には投資する予算編成をまいります。

○教育長（和田幸一郎君） 教育委員会関係ですけれども、市内小・中学校の校舎及び体育館につきましては、昭和30年代から50年代にかけて建てられたものが多くて、雨漏りが発生しているのが現状でございます。対策としまして、校舎等の全面改修工事の際に屋上の防水層の全面改修や外壁の防水型の塗装剤による塗り替えを行うなど、年次的に実施しております。

また計画としましては、全面改修がまだ先となる校舎等で範囲の広い雨漏りが発生し、早急に対応すべき必要性が高いと判断した場合は、その都度、財政部局とも協議を行い、単独工事として防水改修工事を行ってきております。

今後も、限られた予算の中で年次的・計画的な遂行を図りつつ、緊急性・必要性を見極め、財政部局とも密に協議を行いながら効果的な雨漏り対策を行ってまいりたいと考えております。

○17番（岩根賢二君） 例えばということで、3件ほど列挙したわけですが、地域交通網と地域医療に関しては、同僚議員が詳しく質問されましたので、もうこれ以上申し上げませんが、この小・中学校の雨漏り補修ということについては、9月の定例会で資料要求をして、雨漏りの状況はどうかということで表をいただきましたけれども、これの文言が大体遠慮気味に書いてあるなどというふうに私は感じたわけですね。これもしてもらいたいけれども、今のところこういって様子を見ていますみたいなことが書いてありました。それはそれでいいと思いますが、雨漏りの他にもいろいろ改修というか、こうこうして欲しいとかいうのは、学校現場からは相当出てきているんじゃないかなと思いますが、雨漏りの他にも相当の件数がありますか。

○教育総務課長（徳田弘美君） 雨漏りの他に、先ほど教育長からもありましたように、大分校舎、屋内運動場、老朽化が進んでおります。これにつきましては、国庫補助金を活用してこれまでも計画的に改修を行ってきたところでございます。その他にも学校からの単独の要望等もございます。これにつきましては、大体概算ではございますが、7,000万円から8,000万円程度の要望は上がってきているところでございます。

○17番（岩根賢二君） 他にもいろいろあって、7,000万円から8,000万円ぐらいかなということですね。市長、今、そういう数字も出ましたので、ひとつ財務課とも協議していただいて前に進めていただきたいと思います。

最後にお聞きしますけれども、本庁舎移転の他にも市長が掲げた公約の中で、次にやり遂げたいと思っていることは何でしょうか。

○市長（下平晴行君） 私、5つの公約を出したわけですが、その中には、もちろん「新しい志布志市を創ります」、本庁舎移転の問題。それから、そのために移住定住してもらえ、そのための移住交流センター、そういうものを造っていきたいというふうに考えております。これは、こちらに移住していただいた後のフォローをどうやっていくのか、そこら辺も含めたセンターの設置をしていけたらというふうに思っております。

それから、今日も御質問がございました、「子育て支援」でございます。やはり子育て支援をしっかりとやっていくために、何を求めていらっしゃるのか、そこら辺も含めて、私は「全課で」と言っていますが、全課の中でどうやったらそのことが解決できるのかということで、子育て支援の問題。それから、緊急医療体制の問題もそうです。そして、基幹産業である農林水産業と商工・観光、これは港が今後整備をされていく中で、やはり今日も質問がございました、どうやって港の活用をしていくのか。これは県なんですけど、市としてもしっかりとそこら辺を踏まえた取り組みをしていかなきゃいけないということで、このことも含めて、やはり職員が現場に入って、そしてその実態を知ることから、一緒になって取り組みをしていきたいというふうに考えております。

○17番（岩根賢二君） 私が把握している市長の公約と、今述べられた公約は、大分違うところもあるなと思っております。と言いますのが、市長選挙に立候補されたときの南日本新聞に「私の公約」ということで掲載がされておりましたけれども、今の港とか、そういうのは入って

ないんですよ。私が今ちょっとお聞きしたいのは、「定住支援コーディネーターを設置する」と、「緊急医療体制の充実を図ります」と、こういうことが載っておりました。このことについて、今現在どのような状況かというのを確認したいと思います。

○市長（下平晴行君） 定住・移住の、いわゆるコーディネーターをとというようなことで公約の中に入れていますが、これは移住交流センター、先ほど言いました、そういう入ってきてくださってからのフォローと、コーディネーターみたいな関係する人の設置等々も含めて、やはり志布志市に住んでよかったみたいなどころまでできればというふうな考えで交流促進センターを設置したいというふうに考えております。

それから、緊急医療の確保については、3市で医療費の協議会等を設置しております。また4市5町との連携もしているところではありますが、これも、お医者さんも志布志市にやはり来ていただくというようなことでも、この前、鹿児島大学の生徒さんたちと交流したところではありますが、そこも含めて、これは私がここでどうということを言える立場じゃございませんので、しかし、「行ってみたいまち、住んでみたいまち」にするためには、やはりそういう医療体制の充実もしっかり図っていかねばいけないというふうに考えております。

それから、先ほど言いましたように、基幹産業の充実というのも、本当に真剣に考えておりますので、それも含めて、今日はその退職金の問題も出ましたけれども、そういうふうに、医療にしても、いわゆる一人親医療体制、それから障がい者の医療、こういうものも10月から取り組みをしております。これも公約の中に入れておりましたので、そういう面では、一つ、一步一步取り組みをしてまいりたい。また、公約にないものもいっぱいあるわけでありますので、そこら辺も市民の皆さんの声を聞きながら取り組みをしてまいりたいというふうに考えております。

○17番（岩根賢二君） 市長の任期があと2年ございますので、今申されたようなことの実現に向けて頑張っていただきたいと思えます。

終わります。

○議長（西江園 明君） 以上で、岩根賢二君の一般質問を終わります。

—————○—————

○議長（西江園 明君） お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、本日は、これで延会することに決定しました。

明日は、午前10時から引き続き本会議を開きます。

日程は、一般質問です。

本日は、これで延会します。

お疲れさまでした。

午後 6 時00分 延会

令和元年第4回志布志市議会定例会会議録（第4号）

期 日：令和元年12月6日（金曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

丸 山 一

持 留 忠 義

鶴 迫 京 子

日程第3 議案第75号 志布志市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4 議案第76号 志布志市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 同意第1号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

出席議員氏名（19名）

2番 南 利 尋	3番 尖 信 一
4番 市ヶ谷 孝	5番 青 山 浩 二
6番 野 村 広 志	7番 八 代 誠
8番 小 辻 一 海	9番 持 留 忠 義
10番 平 野 栄 作	11番 西江園 明
12番 丸 山 一	13番 玉 垣 大二郎
14番 鶴 迫 京 子	15番 小 野 広 嗣
16番 長 岡 耕 二	17番 岩 根 賢 二
18番 東 宏 二	19番 小 園 義 行
20番 福 重 彰 史	

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 下 平 晴 行	副 市 長 武 石 裕 二
教 育 長 和 田 幸 一 郎	総 務 課 長 山 田 勝 大
財 務 課 長 折 田 孝 幸	企画政策課長 樺 山 弘 昭
情報管理課長 岡 崎 康 治	港湾商工課長 柴 昭 一 郎
税 務 課 長 吉 田 秀 浩	市民環境課長 留 中 政 文
福 祉 課 長 北 野 保	保 健 課 長 西 山 裕 行
農政畜産課長 重 山 浩	耕地林務水産課長 立 山 憲 一
建 設 課 長 假 屋 眞 治	松 山 支 所 長 中 吉 広 志
志布志支所長 小 山 錠 二	水 道 課 長 新 崎 昭 彦
会 計 管 理 者 桑 迫 悟	農業委員会事務局長 小 野 幸 喜
教育総務課長 徳 田 弘 美	学 校 教 育 課 長 谷 口 源 太 郎
生涯学習課長 萩 迫 和 彦	危 機 管 理 監 河 野 穂 積
茶業振興推進監 樋 口 雅 彦	

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 藤 後 広 幸	次 長 中 水 忍
調 査 管 理 係 長 毛 野 仁	議 事 係 長 末 原 和 幸

午前10時00分 開議

○議長（西江園 明君） これから本日の会議を開きます。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（西江園 明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、東 宏二君と小園義行君を指名いたします。ここで、昨日の岩根賢二君の一般質問に対する答弁について、市長から訂正申し出がありますので、発言を許可します。

○市長（下平晴行君） 昨日の岩根議員の来年度予算についての一般質問の質疑に対する答弁に誤りがありましたので、訂正をお願いします。

私は、「公共下水道事業13億円を中止した」と申し上げましたが、現段階では、昨年に行った政策調整会議において、公共下水道事業は「再開しない」と決定し、現在、公共下水道事業を中止するために、鹿児島県事業評価監視委員会に諮問をしているところでございます。その後、国に事業中止の申請を行い、併せて都市計画法に基づく法手続きを進める次第でございます。

答弁の誤りにつきまして訂正し、お詫びを申し上げます。

○議長（西江園 明君） 次に、会計管理者から12月4日の会議における発言について訂正の申し出がありましたので、発言を許可します。

○会計管理者（桑迫 悟君） 一昨日の尖議員からの質問の中で誤りがありましたので訂正をお願いいたします。

10月末現在の基金額72億1,705万3,408円に積立金は含まれていないと回答いたしましたが、オラレまちづくり基金の積立金643万695円と利息793万1,030円が含まれていましたので、訂正いたします。

訂正方よろしくをお願いいたします。

○議長（西江園 明君） 発言の訂正については、会議規則第67条の規定によって、議長の許可を得てすることになっています。ただいまの発言の訂正は、これを許可します。

次に、昨日の岩根議員との一般質問の中で答弁ができなかった分について、建設課長から答弁の補足説明の申し出がありましたので、発言を許可します。

○建設課長（假屋眞治君） おはようございます。市道益倉線の橋の名称について説明申し上げます。

昨日の岩根議員の一般質問におきまして、小淵橋付近に設置してある看板について質疑があったところでございます。御指摘のありました看板につきましては、今朝、全員協議会で配付しました資料がございますけれども、この看板は、平成11年度に小淵橋の架け替え工事の際に設置しております。内容につきましては、合併前の志布志町教育委員会に情報提供をお願いしまして、小淵橋付近の地名の由来や言い伝えなどを記載しております。なお、当時、県道南之郷・志布志線の工事により、前川を横断する橋が架けられたため、付近に献上橋があったとの伝承から、そ

の橋を献上橋と名付けたと聞いているところでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○17番（岩根賢二君） 昨日、私が質問をした際に、津波の避難場所として献上橋は適当なのかということで質問をしたわけですが、私は、この看板を見て、ここが献上橋だなという認識の下に質問をしたところございました。あの場所であればとも避難場所には適さないんじゃないかなということで質問をしたわけでございます。橋の名前について、ちゃんと確認してから質問をすればよかったですけれども、確認が私の方でできていなかったということで、その点については、大変時間をとらせましたのでお詫びをしたいと思います。

以上でございます。

○議長（西江園 明君） 以上で終わります。



日程第2 一般質問

○議長（西江園 明君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、12番、丸山一君の一般質問を許可します。

○12番（丸山 一君） 会派、志みらいの丸山でございます。

通告に従い、質問をいたします。

この案件は、私と市長と直接確認しておりますので、微妙な問題があるんですけども、なるべく支障のないように質問をしたいと思います。

まず、市内の河川環境についてであります。

市内の河川は30年ほど前よりかなり汚染度が上がっているために、大人や子供が河川で楽しめるよう浄化対策を急ぐべきではないかということについて質問をいたします。

近頃、大人や子供が川で遊んでいる姿をほとんど見かけません。30年ほど前までは私達も夏休みに通山小学校の子供達を連れて安楽橋上流川で遊ばせたりしておりました。菱田川では川下りアドベンチャーに参加をして、大人も子供も楽しんでいました。しかし、今はほとんど川には大人も子供もいません。市長も教育長も見られたと思いますが、ここに10月29日の南日本新聞の切り抜きがあります。大崎町立持留小学校の子供達17人と川遊びをした記事であります。持留川もこのあたりになりますときれいな清流でありまして、子供達にとっては安全であると学校側と協議をして実現をした川遊びであります。自然環境に関心を持ってもらおうと、ある団体が企画したものであり、子供達も大はしゃぎをして小魚やエビ・カニなどを捕まえていました。この地域の川には、今でもハヤとかタガメがおりましてびっくりしたわけです。絶滅危惧種であったタガメが3匹も獲れた。子供達もまたやりたい、楽しかったと大喜びでございました。同様に、前川の川遊びも新聞に載っておりました。

そこで、市長、教育長にお伺いしますが、本来、大人も子供も魚を獲ったり、遊んだりするべき川が、現実的には不可能な状態になってしまっておりますが、この現実をどのように捉えてお

られるか、お伺いをします。

○市長（下平晴行君） 丸山議員の御質問にお答えいたします。

河川環境を悪化させる原因としては、家庭排水や工業排水、農業排水などがあります。その中で、家庭から出る生活排水は、農業集落排水や合併浄化槽の設置により、一定の効果を上げてきていると思いますので、引き続き推進してまいりたいと思います。

また、事業所等からの排水につきましては、関係機関と連携を図りながら、指導を行ってきたところであります。しかしながら、市内4河川のうち、特に菱田川、田原川については、汚染度が高い状況になっているところであります。

先般、11月11日に市の河川浄化対策連絡協議会を開催し、地区代表者や各事業者、関係機関等に出席していただき、河川の現状等について意見をお聞きし、情報共有を行ったところであります。会議の中におきましても、現状に危機感を持って具体的な問題に取り組む必要があるとの指摘もあったところであります。今後は、その中で出た意見を基に、協議会の在り方も含め、具体的な対策が行えるよう検討してまいりたいと思います。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

私達が住む志布志市は、豊かな自然に恵まれており、志布志市の自然や人の温かさを求めて家族で志布志市に移住して子育てをされる方もおられます。また、この恵まれた自然環境を生かして教育活動に取り組んでいる学校もあります。一例ですが、潤ヶ野小学校では、学校の近くを流れる前川での川遊び活動を総合的な学習の時間に取り入れています。この活動は、自然のすばらしさを体感させて郷土愛を育むことや、自然体験活動を通して、豊かな人間性を育成することを狙いとしています。夏休みには、PTAの協力をいただきながら川遊びやそうめん流しをして親子ふれあい活動も行っています。

また、本市には、27年目を迎える「めだかの学校」の取り組みもあり、大切な自然と環境を守る活動も行われております。このような自然体験活動は、他の小・中学校でも行われております。議員が御指摘のように、河川の汚染が進んでいきますと、このような自然体験活動もできなくなるわけですので、河川浄化対策につきましては、官民一体となって取り組むべき課題だと認識しております。

○12番（丸山 一君） 先ほどの市長答弁の中でですね、いろいろお答えされましたけども、あれは次の私の質問のときに答えていただけることであって、僕が今求めているのは、今、教育長が答弁されたように、この大人も子供も遊べなくなってしまった川の現実をどのように感じておられるかと、そこだけをお答え願えればと思います。

○市長（下平晴行君） おっしゃいますとおり、前川で言いますと、志布志ロータリークラブによる青少年活動等は年に1回行っているわけでありますが、これは家庭排水というより、事業者の排水等で、まあその河川には、カワゴケソウ、ウスカワゴロモ等もあるわけでありますが、おっしゃるように、年々そういうものが汚染されていると。そして、子供達も川遊びについては、やはり以前からするとそういう機会というのはだいぶ少なくなっているというのが現状でござい

ます。ただ、そういうロータリークラブ等での青少年活動ということで、やはり事業者の方も少しは汚染を気にしているというようなことで、少なくともはなっているようではありますが、やはりそこ辺の汚染については、しっかりと行政が、もちろん事業者も含めて、先ほど言いました、河川浄化対策連絡協議会等も含めて対応していかなきやいけないというふうに感じているところでございます。

○12番（丸山 一君） はい、ありがとうございます。

市長も教育長も我々と同様に危機感を持っておられると、対策をやっていくということでもありますので、次にですね、先日、ある団体の定例会におきまして、事務局長が「身近で遠い菱田川」という題で発表をされました。その中で、小学生の頃には菱田川は澄みきっており、川底の小石も鮮明に見られ、清流を好む鮎などもいっぱいいて、自然を楽しめる格好の場所であり、蓬原橋から田尾橋までは、自分にとっては庭であったということでもあります。私自身も安楽川でよく遊んでおりましたので、同様の経験をしております。当時は、フナとかコイとかテナガエビとか、それとハヤとか、ヤマタロウガニとか、いっぱいとれて遊んだ覚えがあります。それと、ジョモキン、これは地域名なのかどうなのか分かりませんが、口の大きくて雑食性のジョモキンだから、あれは何て言うのかな。ハヤじゃないな、そういう魚がおったわけです。それもめちゃくちゃ釣れまして、よく私がいっぱい釣って帰ると、おふくろが喜んで晩飯のおかずにしてましたけど、そのジョモキンもですね、食い気ばかりがありまして、もう最後にみみずがなくなってしまうと、つばを付けて入れるだけで、それに食い付いてきよったですよ。それぐらいいたんですよ。ところが、今ほとんどいないんですよ。ですから、このようなことを申しますとですね、昔を懐かしむということで、年を取ったんであろうと感じております。現実、私も年寄りの一員でございます。

そして、ここに2011年の鹿児島県環境保健センター所報があります。内容は、「菱田川の水質汚濁原因等に関する調査報告書」であります。県内各市町村に配布をしたということですが、その書類等は承知しておられますか。どのような感想を持たれ、どのような対応がされたのかお伺いします。

○市長（下平晴行君） 今、承知をしてないところでございます。

○12番（丸山 一君） 私のところの手元にあります。2011年の「鹿児島県環境保健センター所報」の資料で、「菱田川の水質汚濁原因等に関する調査報告書」であります。これは聞きますと、県内市町村に全部発送をしたということでもあります。これ市長はまだ見られてないんですかね。

○市長（下平晴行君） はい、今見たところでございます。

○12番（丸山 一君） 見られてないんであればですね、ちょっと質疑もまたちょっと難しくなるんですけども、この中にいろいろ指摘がされております。他団体の指摘と似たようなことなんですけども、菱田川の水質汚濁になった原因等がここに書いてあるんですよ、これは県が指摘をしているんです。で、そこにも特定の業種ももう出てます、名前がですね。この工場廃液を流さなければ間違いなく川はきれいになるんだという、これは報告書であります。ですから、これを

踏まえて僕は河川浄化対策、以前の、今回の河川浄化じゃなくて、以前の4つの川における河川浄化対策というのが立ち上げられましたので、この結果を見ての対策協議会だったのかなと思っただんですけど、見られてないということであれば、主旨が違ってはくるんですけども。

○市長（下平晴行君） 課長が熟知してますので、課長の方でお答えしますので、よろしくお願いいたします。

○市民環境課長（留中政文君） 鹿児島県環境保健センターが2011年に出しました、「菱田川の水質汚染原因等に関する調査」でございますが、いろいろ調査をしていただいたのは見ているところでございます。その中で、水質の改善対策というようなことが最後の方に出ておりまして、少し読ませていただきますと、「水質改善対策としては、全体負荷の約75%を占め、下流域に集中している水産系の負荷削減が課題である」というようなことが書いてあります。また、「流域全体で約15%を占める畜産系及び生活排水処理施設の整備による生活系の負荷削減が必要と考えられる」というようなことでまとめがしてございます。

○12番（丸山 一君） 今、課長の答弁にありましたとおりですね、原因等はもうはっきりしていると、県が指摘をしておるわけです。そこで、今回、市は河川対策協議会を立ち上げられたということでもありますけども、そこでどのような事業展開をしていくつもりか。前の4つの河川対策協議会とはまた意味合いが違うと思うんですけども、今回のこの河川対策協議会ですね、これが案内文ですけども、資料ですけど、これでどのようなことをやっていくのかお伺いをします。

○市長（下平晴行君） この、今おっしゃいましたとおり、以前はそれぞれの地域での浄化対策協議会というのがあったというふうに、そして、平成25年に市河川浄化対策連絡協議会を設置したということではありますが、この内容につきましては、市における河川浄化対策の調整に関すること。それから、河川浄化対策のための体制整備に関すること。関係機関との河川浄化対策に関わる連絡調整及び情報交換に関すること。その他、河川浄化対策に必要な事項と。こういうことで、先ほど私申し上げましたとおり、この協議会の在り方ということで、これはもうちょっと中に入り、具体的に入り込んで、浄化ということに対してですね、この要綱の改正をしていかなきゃいけないんじゃないかなというふうに思っているところでございます。特に、この関係機関とのそういう連携調整、あるいは情報交換ということは入っているんですが、やはりこれはあくまでも所掌事務というようなことでございますので、事業としてやっぱり要綱の改正をして、設置すべきじゃないかというふうに思っているところでございます。

○12番（丸山 一君） 今、市長が答弁されたとおりですね、協議会のメンバー表を見ますと、17人のメンバーがおられると。その中には、養鰻業者であったり、畜産農家であったり、公民館長であったり、あと市役所が、農政畜産課、耕地林務水産課、水道課、建設課と、またNPO法人など17人のメンバーがおられるわけですけども、内容等を見ますと、もう農業からですね、お茶の関係、それと、リサイクルの関係、畜産施設、それと森林、それとか下水道とか、浄化槽の設置のこととか、農業集落排水のこととか、水域保全とか、河川水域とかいうことで、かなり範囲が広いわけですね。その中で、今、市長が言われたとおり、これを立ち上げたはいい

んだらうけども、この立ち上げたところに丸投げしていくのか。それともはたまた市民環境課の方で、市民環境課では環境政策室ですかね、そこがリーダーシップをとっていきながら、今、市長が言われた事業展開の方にもっていくのか、どういうふうにするつもりなのか、お伺いします。

○市長（下平晴行君） 先ほど申しましたとおり、以前の河川浄化対策協議会、これは地域ごとの河川があるところのいわゆる協議会が立ち上げられていたというふうに思っているんですが、その中では、浄化対策ということでの具体的な、河川に対してどういうものが、どういうもので汚染されているのか。そういうような協議をしてきたというふうに記憶をしているところですが、議員がおっしゃるように、市の河川浄化対策連絡協議会になって、先ほど言いましたように、協議会の所掌事務の中ではそういう4つの事務を行うようになってはいるんですが、事業としてされてないということで、先ほど言いましたとおりなんですが、これをもうちょっと具体的に、どういう状況で汚染があるのかということまでですね、入り込んだような設置要綱の改正をすべきじゃないかというふうに考えております。

○12番（丸山 一君） 本当にありがたい話であります。前の4つの協議会の中では、立ち上げられたはいいけども、発表会とか説明会に行きますと、その河川沿いにある業者さんが我々はどういうことをしてますよという感じで、単なる報告会であったわけですね。やっぱり工場廃液はそのまま垂れ流しをしておきながら、環境には配慮をしておりますという発表会だった。何ら結果が出てなかったわけです。今回は、この連絡協議会において、市長がそれだけの思いで、この原因を追究しながら、事業も展開をしていくんだということでもありますので、非常にありがたく思うわけです。ただ、例えば、市民環境課の中で環境政策室の職員はですね、2人とか3人しかいないんですよ。こういう人達だけでリーダーシップをとっていくとなると、なかなか難しい面があるんじゃないかと思うんですよ。

そこで、私は考えるんですけども、範囲が広いですから、他にもいっぱい出てくるわけですよ、ですから、環境政策室ではなくて、「環境対策課」という課を一つ設けてその中で総合的に対応していくべきじゃないかと考えるんですけど、どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 課については、今、係というか、組織機構の再編をしたところではありますが、次の段階では、やはり課の設置の在り方、これは全体的なことも考えておりますので、その課が設置できるのか、室として現在もあるわけですが、これは課長補佐が環境政策室長も兼ねた対応の仕方がありますので、おっしゃるように、そういういわゆる事務的な範囲が相当広いようでもありますので、そこは十分今後検討してまいりたいというふうに思います。

○12番（丸山 一君） 今、力強い答弁がありましたので、非常に期待をするわけですが、実はですね、私が東京都に行った頃、昭和42年の頃東京都に行きましたけども、当時は、東京都と神奈川県の間から流れる多摩川なんかは、井せきがあつたり、段差があつたりするところでは、白い泡がいっぱい立ってたんですよ。それはテレビでもしょっちゅう取り上げられた。何でこうなるのかと。あれは生活排水が原因だったんですよ。それと同時に、御茶ノ水駅の下を流れております、江戸城の、あそこは外堀になるのかな、あそこも非常に臭くてですね、御茶ノ水駅にい

ますと、もう下から臭いにおいが上がってくると。それと同時に、隅田川でもあまりにも川が汚くて、江戸時代から続いておった花火大会を中止にしようとか裁判になったりしたもんだから、そこで、東京都が重い腰を上げて下水道工事が始まったわけですね。昭和30年頃からだったと思います。それで7、8年の間に98%ぐらいを整備した。そしたら、多摩川もどこの河川もきれいになったのを記憶しています。ですから、やってやれないことはないと思うんですよ。ですから、今、市長が言われたとおり、原因追及をしながらですね、事業所単位にもいろいろ協力をもらいながら、アドバイスをしながらですね、ぜひこれはやっていただきたいと思うのが本音であります。

あとですね、ここに未来の子供にきれいな川を、「志布志市・大崎町内河川実態調査報告書」というのがある団体から出されまして、これは各課長達も全部見られたと思う。我々議員にもお配りしました。それと、市内では公民館であったりとか、有識者であったりとかいう人達に見せております。その中で、もう細かいことを言えばきりがありませんけど、データ的によくまとめられておりまして、最後の方にまとめのところですね、「原因がこうでこういうふうになっているのですよ」というので指摘をされておりますので、できればですね、今度事業展開をされていくときには、ぜひですね、こういうことと、先ほどの県の資料等を参考にされまして、事業展開をされていければ万全になるんじゃないかと思えます。

それと、あと最後にですね、これは8月16日の新聞の切り抜きであります。企業版ふるさと納税で、「寄付増へ税軽減拡大」という記事が掲載をされております。これを見ると、企業の税軽減が寄附額の6割から9割になるんですよというのが検討されていて、2018年度の寄附は30億円ぐらいしか集まっていないのかな。だから、これが拡大されていきますと、企業にとってもすごくこうやりやすいわけですから、僕ももうちょっと詰めていこうかなとは思いますが、例えば、市内のいろんな業者さんが寄附行為をされますと、税が9割軽減されるという企業版ふるさと納税なんですよ。ですから、これはですね、その市内の業者さんとタイアップをされまして、やっていければ事業者にとってもすごくメリットがあるんじゃないかと思いますが、どうでしょうか。

○企画政策課長（樺山弘昭君） 今、議員が申されたことにつきましては来年度からですね、そういった制度がスタートするというところで聞いています。今、ふるさと創生の第2期の見直しをしているところでございますけど、その中でですね、盛り込みながら推進をしていこうということで計画を考えているところでございます。市外からの企業版ふるさと納税ということでございます。

○12番（丸山 一君） 私が少々かじったところではですね、東京都なんかにあるどこやったかな、資料がいっぱいあり過ぎてよう分かんなんです。同僚議員から作ってもらったのがあるんですけど、これですね。これを見ていると、分かったような分かんような気がするんですけども、コンサルタントがおりまして、そこにいろいろアドバイスをいただきながら大手企業さん等に働き掛けをしてもらって、こちらに寄附をしてもらって、その事業展開をしていけば、先ほど言い

ました、9割軽減になるんですよという、多分そうだと思いますから、私もちょっと勉強しますが、今、課長答弁にありましたとおりです。これ来年からですから、ぜひですね、取り組んでいただいて、私の目が黒いうちにですね、川をきれいにさせていただければと思います。

いっぱい書いておりましたですね、こことここは済んだ。

それではですね、かなり前向きの答弁がありましたので、次の質問に移ります。

近年、集中豪雨により堤防が決壊し、広範囲に冠水する事例が増えております。市内河川堤防のかさ上げを急ぐべきではないかということについて質問をいたします。

本年7月3日になりますが、台風の影響で安楽川、菱田川の水位が今までになく異常に上がりまして、堤防の天端より1.5mほどになりました。ちょうど午後7時でありまして、あと1時間すれば満潮だという時間帯だったんですよ。僕も生まれて初めてもう命の危険を感じたわけがあります。実際、気の小さい私はですね、菱田川の橋を渡れなかったんですから。それぐらい川幅が広がった。初めてあんなの見た。安楽川もそうでした。ところがそれを見た人達が菱田の方面からもいっぱい来られる、押切の方面からいっぱい来られる、これは橋はもっどかいもっどかかって、みんな心配してたんですよ。で、菱田川の右岸側上流、「かすが歯科」さんがあるところ、あそこが崩れ始めたんですよ。あそこは護岸工事をされてなくて、川への降り口が造ってある。よくトラクターの掃除なんかをされるためにですね、そういう土で造ってあったんですよ。そしたらそこがばんばんばん崩れるし、歯科の先生は出て来られるし、「もう先生、見とるよっけんな逃げやい」というので逃げられた。押切の方からもいっぱい来た。そしたら押切は、左岸側の橋の上流50mぐらいのところですね、田んぼからの排水の構造物があったわけですけど、その構造物の上が土でできてまして、今度はそこも崩れ始めて、半分ぐらいになっちゃったんですよ。水位はそこよりも高いわけですから、これはもたねえと、あと1時間もすれば満潮になって、海水が上がってきたら、この川の水は逃げ場がないわけだからもう氾濫するであろうということで、「とりあえず逃げろ」と、「避難準備しろ」ということで言い続けて帰ったわけですけども、翌日行ってみますとですね、うちの周りも水は来てないし、「何とかよかったのかな」と言って橋まで行きましたところ、幸いなことに氾濫はしてなかったんですよ。で、すぐ大隈河川国道事務所の曾於出張所に電話しまして、「こことこことここが崩れとる」ということを報告いたしました。それと安楽川の左岸のコンビニがあるところの上、50mから60m、あそこも崩れ始めた。あそこも護岸工事がされてなかったんですよ。だから、この3か所については、大隈河川国道事務所の曾於出張所に電話して、現在は補強されておるわけですけども、今からですね、今回以上の集中豪雨が発生する可能性は十分あるんですよ。ですから、堤防のかさ上げを約1.5mぐらいはした方がいいんじゃないかと自分は考えておるんですけども、河川管理者である県の方とですね、ぜひ協議をしたいと考えておるんですが。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

今年度の梅雨前線豪雨により、安楽川においては、平城橋付近で河川水位が上昇し、市道グリーンロード志布志線が一時冠水しました。菱田川では、菱田橋付近の護岸が決壊するなど、冠水

の恐れがあったところです。今回の梅雨前線豪雨や関東甲信越の台風による護岸決壊の被害などから、河川護岸整備、かさ上げや寄洲除去など、河川の通水断面の確保が必要であると認識をしたところであります。先月11月25日に曾於地区土木協会の要望活動においても要望をしたところでございます。引き続き、事業実施に向けて要望をしてまいります。

○12番（丸山 一君） えっとですね、台風15号、19号の影響で堤防が決壊をしてかなりの広い範囲が泥水まみれになった被災地では3m、へたすれば5mとか冠水をしていますよね。戸数もべらぼうに多いわけですよ。ああいう、自分の家に泥水が来てですよ、床下なり、床上なり、床上1mでも、要するに、泥が入ってきた日には、もうとてもじゃねえ、もうやる気が起きないですよ。もう生活環境はもうめちゃくちゃ変わってしまう。もう日常生活はできなくなるわけですよ。ましてや、今から冬になるわけですから、あの人達は本当大変だろうなと思うんですけども、ああならないためにもですね、やっぱり僕は前からずっと言いよったんですけど、安楽川、菱田川ぐらいは、できれば1.5mほどのかさ上げをしていただければと思います。

今、市長答弁にありましたけど、安楽川ではですね、平城橋の上と下です。平城橋を登っていきますと、右側に90度曲がって行って、また、そこで90度曲がります。ここはしょっちゅう氾濫します。平城橋の下流のグリーンロードの橋の下あたり、あそこも川幅が狭いですから、三郎丸の横のところですけど、あそこもよく氾濫をするわけです。今、河川工事してますけど、多分あれは川幅が狭いと思いますよ。この2か所につきましては、安楽土地改良区でもたびたび指摘をされております。菱田川につきましてはですね、菱田橋の上流、下流ですね、ここをお願いしたいと思います。それと、安楽川につきましては、今、工業団地4工区を造成されておりますけども、あそこは川堤防より多分2mぐらいの高さでGLをもってこようとしてますから、あそこ5工区に関してはいいだろうけども、工業団地、1工区、2工区、3工区をですね、前にも堤防が滑ったことが何回かありますので、市長、そこもですね、県の方と協議をしていただければと思うんですけども。

○市長（下平晴行君） 先ほども申し上げましたとおり、やはりこの災害が起きるということは、そのいわゆる寄洲等の影響もだいぶあるんじゃないかなということで、寄洲の除去、ただ、かさ上げについては、どういう形でかさ上げをできるのか、県の方にも要望はしてまいりますけど、できるだけ、先だって台風19号のような災害が東北で起きておりますので、ああならないように、しっかりと要望活動を進めてまいりたいというふうに思います。

○12番（丸山 一君） 今、市長が言われたとおりですね、台風19号のような泥水の流入被害、ああいうことも悲惨ですから、もうぜひああならないためにもですね。菱田川の場合はですね、僕が中学生か高校生の頃、1回崩れたんですよ。有明地域の誘致企業がある、そこんところが崩れて、押切地区が全部浸かったんですよ。そんなときには、まだ今みたいな農業じゃないですから、昔でいう何ちゅうのかな、「わらこづん」と僕ら言うんですけど、稲をこう盛ったのがぷかぷかぷかぷか浮いて、「ここんとはおいげんとじゃ」、「んにゃ、ここんとはおいげんとじゃ」とか言って、水の中で追っかけ回したおじさん達、おばさん達がおられたんですよ。実際、そういうこと

が起きたわけですよ。ですから、笑いごっじゃないんですよ。本当泥まみれになるのはいやでしょう。ボランティアの人達が一生懸命やってくれるのをテレビで見えますけど、とてもじゃない、家財道具から全部だめだし、家がちょっと傾くと全壊、半壊で金がかかなり要るわけですね。ですから、今、市長、答弁がありましたけども、ぜひですね、県の方とはこのことにつきまして協議をしていただきたい。

次に行きます。

次に、「普現堂池について」であります。普現堂池に設置をされた水車が近頃また何を考えたか回り始めましてですね、部品の欠陥があるのに回っておるんですけども、それを補修する考えはないかであります。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

普現堂池の水車については、親水公園に訪れる皆様に楽しんでいただける施設としてはもちろん、児童生徒の皆さんが授業の一環として訪れた際にも活用いただいていると聞き及んでおります。しばらく止まっていたものを7月初旬の豪雨のあと、池の復旧作業の際、指定管理者により水路の補修を行い、回るようにしたところであります。欠損した部分も把握しており、指定管理者を經由して補修した場合の経費も把握しているところでございます。指定管理施設の修繕の優先順位と執行状況により、可能であれば年度内に修繕を行う予定でございます。

○12番（丸山 一君） じゃあ実際、もう把握しておられて近々修理をされるということですね。

私いっぱい書いてきたんですが、じゃあ止めましょかね、これは。まあ一言だけ言わせてもらえればですね、あの水車は前の指定管理者が知識も経験もないところで一生懸命勉強されて難儀をして造られた水車でありますから、オープニングの時には近くの保育園の子供達を呼んだりして、すごく喜ばれた。その後、写真撮影をする人もいっぱいおられた。というので、僕らもすごくこう、やったな、よくやったという感じでおったわけですよ。ですから、蓬の郷にとってはいいワンポイントでありますので、ぜひですね、近々修理の方をしていただきたい。今、市長が答弁されましたので、されると思います。

それでですね、あの水車の下で導水路を工事する時に、下の岩場で作業してたんですけど、その中で飛び出てきたでかいうなぎがいたんですよ。僕の背丈ぐらいのうなぎ、1.6mぐらいの、それこそ池田湖にいる大うなぎと似たような感じです。そのうなぎが、岩場から飛び出てきて、それを捕まえてあそこの上池の下にあの小屋、展示室を造りまして、あそこにずっと展示をして、約1年ぐらい飼ったんじゃないかと思うんですけどね。その後、指定管理者が変わりまして、蓬の郷に預けておったんですけど、今度は蓬の郷の水槽の中にはしばらくはいましたけど、近頃見ないですから、「あれ、食っちゃったのかな」と思って心配はしとるんですけども、あのうなぎは果たしてどうなったのか。把握しておられればお答えください。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） その大うなぎを蓬の郷の本体の施設の水槽に鑑賞用として入れられていたというふうに伺っております。その後、うなぎは肉食である関係で、一緒に入っている魚等に影響があるということから、本体の指定管理者が池の方に戻されたというふうに伺って

おります。

○12番(丸山 一君) よかった、食べられてなくてですね。ただ、上池、中池、下池と池がありますけど、どこの池にというのは分かってないんですか。

○港湾商工課長(柴 昭一郎君) どの池に放されたかは、ちょっと伺ってないところです。

○12番(丸山 一君) あそこの指定管理者であった方々によりますと、「普現堂池の主が現れた」というので、確か新聞にも載ったんですよ。ですから、非常にこう楽しみにしておられたし、めったにあんなにでかいのは、池田湖に行けばいっぱいいますけどね。あそこから持ってくるわけにはいかんから。実際、池で発生した大うなぎをですね、できればまた展示していただければと思うんだけど、まあ無理でしょうけども、食われなかっただけでも幸いです。また、出てくるのを楽しみにしなくちゃいけないですね。

それでは、最後になりますけども、あの3つの池のうち一番下の下池にですね、外来植物と思われる水草が広範囲にわたって繁茂しております。それを除去する考えはないかについて質問をいたします。

○市長(下平晴行君) お答えいたします。

お尋ねの外来植物は、「アマゾンフロッグピット」と思われます。原産はブラジルやメキシコなどの中南米で、根を張らず、水面に浮いて、横に増殖していく植物のようであります。親水公園の現状については、上池に繁殖は確認されませんでした。上池近くの山側の小池及び中池へ続く水路、下池の蓮が群生する部分での繁殖が確認できたところであります。指定管理業務の中で、毎年上池のオオカナダモ等の外来植物の除去を行っておりますが、今回のアマゾンフロッグピットにつきましても、早急に指定管理者と詳細を協議して除去をしてまいりたいというふう思うところでございます。

○12番(丸山 一君) 昨年まではですね、あの水草は見られませんでしたので、捨てるのがしのびなくて、多分ここだったらいいだろうという感じで、今年になって誰か投げ込んでしまったと思うんですよ。あの草は異常に増えていきますから。去年なかったものがもう今年はあるだけ、蓮の花と水連の花が咲いてる、あそこも全体を覆われてますから。で、先ほどの答弁のとおり市長が分かっているんですけど、あれは水中に浮いているだけです。今だったら集めるだけで済むんですよ。これが枯れてしまうと、今度は集めるのは大変ですよ。ですから、なるべく早く集中的にやってもらいたい。それと、池からの水は下流の水田地帯の用水でもあるわけですね。ですから、あれがまた田んぼの中に入っていってしまうとまた耕作者から苦情等がきますので、できればですね、やっていただきたい。しかも、下池には以前ですね、ホテイアオイがいっぱい生えてまして、水面は全然見えなかったぐらいなんです。何年前かな。7年、8年ぐらい前ですかね。それを人力で全部集めて、パワーショベルで積み込んで、11トンダンプで30台ですよ。あれ持ち出したんでしょう。それで今きれいな水面が見えるようになったのに、また、今度はアマゾンフロッグピット、舌をかみそうな名前の水草ですけども、これがまた繁茂しているわけですから、できますればですね、寒くなって枯れてくる前にですね、早急にやっていただきたい

い。もう一度お願いします。

○市長（下平晴行君） 私も確認をしたところです。今でありますと、除去するのも割と簡単じゃないかなと。これがまあ繁茂して、蓮の中に入りますと、除去するのも大変であろうと、今のうちにやはり除去すべきだというふうに思ったところでございます。

○12番（丸山 一君） 今日の質問はですね、市長がなかなか前向きな答弁をされましたので、これにて終了いたします。

○議長（西江園 明君） 以上で、丸山一君の一般質問を終わります。

ここで、一般質問者交代のため、しばらく休憩いたします。11時5分まで休憩いたします。

○

午前10時55分 休憩

午前11時04分 再開

○

○議長（西江園 明君） 会議を再開いたします。

次に、9番、持留忠義君の一般質問を許可します。

○9番（持留忠義君） 改めまして、皆さん、こんにちは。会派、真政志の会、持留忠義でございます。

まず、はじめに、今年はとても台風災害の多い年でした。我々の地元もそうですが、毎年台風の影響を受けることがすごく多い鹿児島県ですが、今年是他県においても甚大な被害をもたらしまして、決して他人事ではありません。改めて自然の恐ろしさを感じたところでございます。被害に遭われた皆様に心よりお見舞い申し上げ、一日も早く平穏な生活に戻られるようお祈りいたします。

さて、今更でございますが、今年5月1日から元号が令和になりました。報道では、皆様よく聞かれると思いますが、令和の由来は万葉集の文言から引用したものであると、「人々が美しく心寄せ合う中で文化が生まれ育った」という意味が込められているそうです。これはまさしく志布志市にふさわしい元号だと思います。令和時代に志布志市がますます発展すること、そして、市民の皆様のために全力を注いでまいりたいと思います。いつも申し上げていますが、議会は市民の代表機関であり、市政運営が適切に行われるかをチェックするとともに、市民の声を市政に反映させるための重要な場でございます。質問を通して、少しでも地元の声を実現できればと考えております。まだまだ不慣れでございますが、誠意を持って臨みたいと思います。よろしくお願いたします。

まず、最初に、県道の改良事業について、2番目に、山重幼稚園の今後の動向について、3番目に、茶業振興について、4番目に、鳥獣被害についてでございます。

はじめに、県道の今後の改良について質問をまいります。

まず、最初に、有明地区における主要県道の3路線ですが、まずは県道東原大崎線です。この道路は、有明町野神から大崎町へ向かう道路、また、来年度には完成する東九州自動車大崎イン

ターまでのアクセス道路であります。ここはますます通行量が増えることが予想される道路であります。東原集落から高井田集落までの約1kmの区間は、道路の幅員が1車線で非常に狭く、お茶などの摘採機を積んで運搬する機会が多く見られますが、離合の際は非常に危険です。歩行者も非常に危ないため、かねてから改良の要望をしておりましたが、事業採択はどのようになったのか、まずお聞かせください。

○市長（下平晴行君） 持留議員の御質問にお答えいたします。

まずは、県道東原大崎線は、有明町野神校区の東原から大崎町を經由し、国道220号線までつながる道路、また、令和2年度中には、東九州自動車道が供用開始する中、沿線上には大崎インターチェンジもあり、今後ますます利用者、交通量の増加が見込まれる重要な幹線道路であります。しかしながら、野神校区の東原から原田校区の高井田までの区間は、1車線の未改良区間であり、大型車両はもとより、一般車両や歩行者への支障をきたしている状況であります。鹿児島県には2市1町で構成しております、曾於地区土木協会での要望活動等で毎年改良を要望しておりますが、今年度、新規に道路整備交付金事業として採択されております。今後は早期完成に向けて、この路線の予算獲得をしていただくよう県当局へ要望してまいりたいと思っております。

○9番（持留忠義君） 今、市長からの回答で、今後やっていくということなんですが、それではですね、非常にありがたいことなんですが、延長、道路の幅員、事業費などはどのぐらいか教えてもらえないでしょうか。

○市長（下平晴行君） 事業延長は約1.5kmで、全体事業費は約7億円と見込んでいるところであります。今後の詳細設計によっては、変更の可能性があると聞いております。道路幅員は片側3m、路肩75cmの2車線で、総幅7.5mであります。

○9番（持留忠義君） 分かりました。片側3mと総幅が7.5mということですが、それでですね、これをする以上はですね、どこもやはり通学路ということがありますので、歩道の整備というのはされるのでしょうか。

○市長（下平晴行君） 歩道については、起点側から300m区間において、通学路となっていることから2.5mの片側歩道を計画されているようでございます。

○9番（持留忠義君） 分かりました。今後ですね、やはり改良する以上は、今、有明の県道もそうですけども、通学路が非常に狭いということで、歩道を付けてもらえば本当にありがたいと思います。

分かりました。それでは、完成はいつぐらいまでの目標になっているのでしょうか。

○市長（下平晴行君） 完了予定年度でございますが、未公表となっております、まだ予算の年次計画も明らかになっていないようであります。今後は、早期完成に向けて、県へ予算確保の要望をしてまいりたいというふうに思っております。

○9番（持留忠義君） 分かりました。できるだけですね、早い完成を目指して、市当局からの要望をお願いします。

次に、県道志布志有明線に移ります。

この道路はですね、志布志港から大崎町野方・垂水市方面に向かう輸送車両が多く通り、また、野方インターチェンジへのアクセス道路であり、非常に重要な幹線道路であります。現在、野神小学校から芝用の交差点まで、道路改良工事を行っていただいておりますが、大変感謝しております。今後の進捗状況と見通しについてお伺いします。

○市長（下平晴行君） この路線は、整備区間延長約1.9kmを地方特定道路整備事業で平成25年度より、全体事業費約8億円で整備をしております。道路幅員については、車道3m、路肩75センチ、片側歩道2.5mの総幅9.75mであります。現在の進捗は、事業費ベースで約70%、工事延長における進捗率は約65%と伺っております。

○9番（持留忠義君） 今、今後ですね、まあ先ほど進捗状況は言われましたけど、今後の事業の規模を教えてください。

○議長（西江園 明君） 持留議員、もう1回質疑してください。

○9番（持留忠義君） はい、すみません。

先ほど市長が進捗状況を言われましたけど、私が尋ねたかったのは、事業規模と進捗状況ということであまり聞き取れなかったものですから、もう1回お願いします。

○市長（下平晴行君） 整備区間延長が1.9kmで、そして、全体事業費が約8億円で整備をしていると。それから、道路幅員については、車道3m、路肩が75センチ、片側歩道2.5mで、総幅9.75mということでございます。進捗でございますが、事業費ベースでは約70%、工事延長における進捗率は約65%というふうに伺っているところでございます。

○9番（持留忠義君） 分かりましたけど、ただですね、いつも県道は通っているんですけど、今ですね、2か所ほど工事に着手されないところがありますよね。それはどういうことか分かればお願いしたいと思います。

○建設課長（假屋眞治君） 全体の工事の中で毎年の予算を見ながら、それから、用地の取得の状況を見ながら工事をしてまいっておりますので、県としては、その辺の状況がありながら、用地の関係やら、予算の関係で順番を決めているところであろうというふうに伺っております。

○9番（持留忠義君） 県道については、市がですね、どのぐらい関与しているのか分かりませんが、もうこれは県に全部任せて、市の方は全然関与はしないわけですか。どうですか。

○建設課長（假屋眞治君） 県の大隅地域振興局の建設部には用地課がありますので、用地課の方が基本的に全て対応されます。しかしながら、地元としてはですね、いろいろな用地の情報提供とか、それから、関係者の情報提供とか、できるものについては一緒に提供しながら用地の取得ができるようなお手伝いをしている状況でございます。

○9番（持留忠義君） 県道の場合、非常に進捗率も低いわけですけど、やはりいろいろ地元の皆さんが言われるんですけど、「何であそこはせんとか」ということで、それは「お前どんがまだ努力が足らん」とかということなんですけど、今後この2か所はおそらくすぐにはならないと思うんですね。そこはですね、建設課、市長についても、今後県とよく協力しながら、いろいろ問題があると思いますが、今後、ぜひこれを努力してですね、全面開通するように努力して

いただきたいと思います。どうですかね。

○市長（下平晴行君） 先ほど申しましたけれども、早期完成に向けて要望活動をしっかりしてまいりたいというふうに思います。

○9番（持留忠義君） では、完成はいつぐらいになるか分かりませんか。それをお示してください。

○市長（下平晴行君） 完成予定でございますが、公表されていないところではありますが、現在の予算規模が確保できれば早期完成ができるのではないかとこのように思っております。

○9番（持留忠義君） 分かりました。県道については、いつも私は申し上げておりますけど、なかなか難しい問題がございますけど、今後ですね、皆さんの努力を、よろしくお願ひしたいと思ひます。

まだ、もう1点ございます。

次が県道宮ヶ原大崎線でございます。この道路はですね、まあ県内でもC級と言ひますか、非常に改良が遅れている県道でございます。今後ですね、269号線のところまで進むようではありますが、完成が楽しみなところでございますが、完成した場合に、道路幅員どれぐらいになるのか。また、現在の進捗状況をお願ひします。

○市長（下平晴行君） お答え申し上げます。

この路線の整備区間の延長は480mであります。全体事業費は約3億5,000万円でありまして、地方特定道路整備事業で、平成26年から整備をしているということでありまして。道路幅員は車道が2.75m、路肩が75センチ、片側歩道が2mの総幅9.25mの道路であります。令和元年度末における事業費ベースの進捗率は約68%と聞いております。

○9番（持留忠義君） この県道はですね、ちょうど今国道をまたいで曾於市大隅町方面に、手前の山重地区の方は工事がなされているようでございますが、ただ、私がいつもお願ひしたいのは、あの国道から大隅町方面ですけど、あそこはですね、大隅町の方はですね、園芸者の方を通ることと、大崎町の川越産業が馬場下からよく砂を運ぶんですよ。それで、よく大型車両が来て、非常に危ないんです。それとやはり、今、電動カーで移動される方が多いです。この前もちょうどカーブで気を付けましたけど、非常に危なくてですね、特に今後、なかなか改良は難しいんですけど、あのカーブが多くてですね、非常に狭いんですね。それで今度の災害でも土砂が全部道路をふさいでしまつて、なかなかすぐ通れなくて、やはり今後ですね、あのカーブだけを少しでも取り除くような、今後そういう工事の改良事業はないか、どうですかね。それはまあ分かりませんが、よろしくお願ひします。

○建設課長（假屋眞治君） 市の方では局部改良につきましてですね、要望をしております。今も、塗木大隅線の方の大越というところもやっております。そして、今、議員の言われました倉ヶ崎地区ですかね、そちらの方面についても、今、県の方に要望をしております。この局部改良につきましても、県の割り当ての中でなかなか予算等が厳しい状況がありますが、これも土木協会等でも要望して、更に進めていきたいというふうに考えております。

○9番（持留忠義君） 非常に前向きな回答をいただきまして、本当にありがとうございます。

この3つの県道についてはですね、非常に有明地域の住民にとって、物流にとっても非常に重要な路線です。一日でも早い完成をお願いしまして、次の質問に移ります。

次がですね、非常に今課題になっております山重幼稚園の今後についての質問です。

私達の住む山重校区には、市内唯一の市立幼稚園がございます。しかし、入園児数の減少に伴い、来年度については一時休園が示されました。これについては、地元、また近隣の幼稚園を含む利用者にとって大変重要な問題です。地域の声が私に届いておりますが、今後ですね、再検討する考えはないかお尋ねします。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

山重幼稚園につきましては、昭和46年の設立以降、20人前後の園児が通園していた時期もありましたが、ここ数年は年々園児数が減少していたため、今後の方向性について検討をしてみました。今年度の園児数は定員35人に対して6人となっております。来年3月に年長の4人が卒業し、新たな入園児がない場合は、来年度の園児数は2人になることや、幼児教育・保育の無償化が開始され、園児の確保は今後ますます困難になることが予想されました。幼稚園とは、本来、集団生活を通じて、小学校以降の生活や学習の基盤を培うことを目的としていますが、現状では、幼稚園本来の目的を達成することが難しいと判断し、令和2年度に向けた園児募集は行わず、一時休園することとしたところでございます。その上で、令和2年度に地域や関係者の御意見、御要望もお聞きしながら、今後の対応策を協議、検討する予定としております。保護者や校区への説明も行っており、方針に変わりはありません。

○教育長（和田幸一郎君） 山重幼稚園の今後についてお答えいたします。

今回、山重幼稚園の方向性を検討するにあたり、山重校区内で幼稚園に通園可能な子供をお持ちの保護者へのアンケートを実施いたしました。今後通園を希望する施設としては、市内の認定こども園が最も多く、また、施設を選ぶ際に重視する点では、「預かり時間が長い」、「運営方針が良い」、「父母の職場に近い」との回答が多数でありました。その他に、山重幼稚園に対する多くの自由意見をいただいておりますが、預かり時間、長期休暇等に関する意見が多く寄せられ、放課後児童クラブの要望もございました。

また、外部評価委員会におきましても、幼稚園運営事業について評価をいただいております。「本来の幼児教育の目的を達成することができない状況は避けなければならない。早期の見直しが必要である」との意見をいただきました。

更に、総合教育会議でも議題としていただき、市長と教育委員との協議が行われております。保護者や校区へも説明を行い、御意見をお聞きしましたが、特に反対意見はなく、御理解をいただいたものと考えております。最終的には11月の定例教育委員会で休園することについて議決をいただいたところでございます。山重幼稚園は、山重小学校との交流を通じて、異年齢集団との関わりを学んでいくという他にはない特色ある取り組みを行い、幼児教育の充実が図られてきました。しかしながら、時代の流れとともに変化してきた保護者のニーズに対応できず、幼稚園本

来の目的を達成することが難しい状況のため、休園はやむを得ない判断であると考えております。

○9番（持留忠義君） ただいま地元でのいろんな説明会もされたということですが、いろいろと我々もですね、今年の初めに、学校運営協議会があったんですけど、そのときでもかなりいろんな反対意見がございました。確かに、今、教育長が言われたように、アンケートは採られたんでしょうけど、やはり地元ですね、OBとかやっぱりいろんな大先輩の方が関わられた幼稚園ですので、やはりそれはどうなのかなということ、そんな中で出た意見がですね、やはり先ほど言われたように、幼稚園は、要は時間の問題もあります。だから、私も何回となく前も文教厚生常任委員会でもお話をしましたけど、降園時間が午後5時半なんですよね。だから、できれば午後6時ぐらいにならんのかなということ、我々の知ってる方も何人か、「降園時間が午後6時であればいいんですけどね、午後5時半ではなかなか行けないんですよ」ということで、そこも何とか改革できないのかという相談もしたことはあります。ただ、幼稚園の場合は、市役所の勤務と同じ待遇でございますので、まだそれは難しいのかという意見もございました。ただですね、今後、やはり地元のOBの方、学校運営協議会でもですね、ただ幼稚園を休園するのはいいんですが、もう少し検討していただきましてですね、認定こども園か、この前ですね、新聞でありましたけど、鹿児島市の宮川、皆与志、松本、この3市立幼稚園が来年からは3年保育を導入するというので、これは規模も違いますけど、これをするによって、やっぱり時間が違ってくると思うんですけど、それと預かり保育もするということがあったんですけど、その点、今休園しますけど、休園は、来年はなかなか応募者がいない、いないということは言えませんが、その場合にですね、次のやっぱりステップを考えてほしいんですよ。来年度内の応募者がなくて休園すれば、その次の令和3年度はどうするのか、教育長、市長にお伺いしたいと思います。その点はどうなんでしょうかね。

○市長（下平晴行君） 民間で立ち上げるような状況であれば、これは施設を使った対応でいいんじゃないかなというふうには思うところでございます。

○9番（持留忠義君） 昨日、同僚議員が言われましたけど、現在、志布志市にも認定こども園があるわけですよ。そういう流れで我が校区にもできないかなと思うんですよ、その点はどうですかね。

○市長（下平晴行君） これは保育園を開設したいという事業者の要望がないとできないんじゃないかなというふうに思うところであります。

○9番（持留忠義君） できればですね、そういう第三者の方が出てきてくれれば、第三セクターといいますかね、そういうのを我々は非常に今望んでいるんですけど、とにかくですね、そういうことで今後ですね、やはり特には、次に言いたいのは、やはり認定こども園ですよ。これは学校運営協議会でも要望が強かったんです。ですので、やはり高齢の方に言わせれば、「あたいげん孫を行かせたいばってん、今後どげんなつとやろかい」と、非常に心配される方が多いんですね。それで、やはりせつかく山重で、志布志市内で1つしかない市立幼稚園ですので、これを廃止してはいけないという要望も結構多いですので、ぜひ今後ですね、いろんな形で検討して

いただきまして、お願いしたいと思います。

そこで、先ほど教育長も言われましたけど、教育長も今後のそういう問題について何か考えはないでしょうか。

○教育長（和田幸一郎君） 山重幼稚園は本当に昭和46年からですね、非常に他のどこにも負けないぐらいの幼少連携というのが図られておまして、私どもも今回の休園というのは、やっぱり苦渋の決断でございます。ただ、その中で、大事にしたいのは地域の声、そして、また、特に今後幼稚園に通わせる予定の保護者の声というのをやっぱり大事にしていかなきゃいけない。そういう中で、19人の保護者の回答というのが、ほとんど山重幼稚園を希望してないという状況がございました。先ほどから言いますように、行政で、例えば、幼稚園を運営するにあたって大事にしなきゃいけないのは、その幼稚園を運営するにあたって、本当に幼稚園の教育の目的を達成する施設であるのかどうかという視点に立ちますと、集団生活が営めないということであれば、もう家庭生活と同じような状況になりますので、まずは、その集団生活というのが成り立つところでないといけないということが一つありますし、それから、山重幼稚園がないとどこにも通うことができないような状況、例えば、私が離島で幼稚園園長をしておりましたが、離島の場合は、もうそこしか幼稚園がないので、少ない人数でもそこは公立として運営していかなきゃいけないわけですが、山重の場合は、選択する幼稚園があるわけですね。だから、そういう意味では、集団生活ができない状況と、それから、選択ができるという状況と、それから、今から幼稚園に通う保護者の声が延長保育があるとか、バスの送り迎えがあるとか、そういう希望のある方々が多いということで、行政の方としては、今回の決断に至ったわけです。ただ、今、議員が言われましたように、今後、この幼稚園を休園にしながらどのような形に持って行くのかというのは、これはまた地域の声、保護者の声、そういうことを十分に聞きながらですね、今後の対応策が地域の方々にとってはよかったなと思えるような、そういう状況ができればいいかなと、そういうふうに思っております。

○9番（持留忠義君） 非常に前向きな考え方で非常に有り難いと思っております。先ほど、まあ最初に言えばよかったんですけど、これはですね、やはり今後ですね、「子ども・子育て支援法」が平成27年に施行されまして、野神保育園が平成28年4月から幼保連携型認定こども園、若草のがみこども園としてスタートしたわけですね。そこで、やはり今後ですね、認定こども園というのは、やはり保育園と幼稚園の良いところを生かしながら、その両方の役割を果たすことができるという新しい仕組みとして、また、就学前の子供の幼児教育として保育を提供し、かつ、地域における支援を行う機能を持っていますので、今後ですね、保護者の就労の有無に関わらず利用できる子育ての不安に対して相談活動などの機能を持って、併せていただきたいと。そこでですね、先ほど言われたように、市長、やはり今後こういう意味で、山重幼稚園も地元の方はどうしても、いずれですね、これはどうですか、まあ来年休園をして、なかった場合には、次はどうされるか。その考えはないですか。それをお願いします。

○市長（下平晴行君） 来年の、次のことは考えていないところであります。先ほど教育長もお

っしまったように、幼稚園の役割、そういうものもありますので、そういうふうには子供たちが増えて、そういう民間の方が開設したいと、開園したいというようなことであれば、それは可能じゃないかなというふうに思うところでございます。

○9番（持留忠義君） 今、山重幼稚園のですね、今後3、4年の3歳児の推移というのがあると思うんですが、その数字を教えてくださいませんか。

○教育総務課長（徳田弘美君） 現在、就学前の子供達の数ですが、来年は6歳になる、幼稚園に入園できる数といたしましては26名ほどがおります。

○9番（持留忠義君） 今、数字を提供していただきましてありがとうございます。今後ですね、やはりこれが今なかなか幼稚園には希望はないわけですけど、時間とかいろいろ、今後ですね、それを26人いるわけですので、今後、毎年これが26人じゃないんですけど、やはり今後する以上は、来年は確か1人か2人ということで、これはもうできないわけですね。そこで、やはり今後方向性を変えてですね、来年は休園すればどうにもならない、次の年はですね、令和3年ぐらいからはですね、こういうニーズがあるわけですので、これはですね、山重地区だけじゃないです。隣の野神地区とか、大崎町の野方からも来るんです。今まで来てたんです。ですから、そういう人がまた増えると思うんですけど、今後ですね、小学校の関係もあります。今、現に山重小学校の場合にも、小学生の確保数がですね、山重幼稚園に来なくて、ちょっと入れない時期がありましたので、野神保育園に行った場合にはどうしても境のところの人達は野神小学校の方に行くんですね。それでこれが非常に小学校も今問題となっておりますので、やはり今後、少なくとも小学校、山重小学校、今43名ですけど、ここ5年間はそんなに数字は減らないという校長の話でした。ですので、今後、そういうのを踏まえて、山重幼稚園がなかなか再開できないとなれば、今後、認定こども園というのをぜひ計画していただいて、今後、よろしく願いいたします。市長、どうですか。

○市長（下平晴行君） 先ほど申し上げたとおりでございます。そういう人数が増えて対応ができるというような状況で、民間でも開設したいというようなことであれば、それは当然、行政としても対応していかなくちゃいけないというふうに考えております。

○9番（持留忠義君） やはりですね、そういうことで、今後ですね、地元の方も結構、まあ一応、保護者の方は確かにこの前も認定こども園じゃなくて、ごめんなさい、学校運営協議会でも幼稚園の会長も来られるわけです。そのときもやはり全部じゃなかったですけど、現在のままだいいということで、現在のままだはなかなか難しいということなんですけども、今後ですね、そういうことを踏まえて、ぜひそういうことで検討していただきまして、山重地区からですね、幼稚園がなくならないように、今後、我々も一生懸命努力しますが、よろしく願いしたいと思います。

次に、教育振興ということなんですけど、現在ですね、これはいろんな町内の、市内の方の、PTAの方の要望・意見なんですけど、現在、中学校の部活動は、昨年度スポーツ庁が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に基づき、本市でも総合的に見直しがさ

れ、現場の学校でもその活動が行われているところであると思うんですが、このガイドライン、更に、側面から部活動への指導者、担当者の働き方改革による影響が懸念されるという事態であるということを知りまして、それだけじゃないかということで推測いたします。働き方改革がですね、急務である昨今の事情を考慮して、この現状を重く受け止め、部活動の指導者の確保や、その労働時間に関して早急な対応をしていかなければならないと思いますが、市内中学校の部活動の指導者の現状と今後の方向性についてお尋ねします。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

生徒数、それから教職員数の減少から、志布志市のみならず、全県的に部活動で大会に出場するための人数を満たさないケースが増加してきているようでございます。現在、本市で作成しております志布志市中学校部活動基本方針の中に、他校との合同チームを視野に入れて検討すると明記する予定であります。

また、一方で、各種目の単独チーム編成に必要な人数を基に、各学校で長期的な視野で交流し、必要に応じて廃部、並びに新設を行う必要があると考えます。

現在のところ、志布志市内の中学校で単独出場するのが難しい場合、合同チームを編成できておりますが、種目や大会の場所等により、合同チームを編成するのが難しい場合もあるようでございます。

また、部活動の指導者の確保も喫緊の課題でございます。部活動は、学校教育の一環として、顧問の教員により進められる教育活動ですが、より専門的な立場から指導を行うことは、顧問教員の業務改善にもつながりますので、来年度は、国の教育支援体制整備事業に申し込み、外部指導者の方々の協力を得ながら、各学校の部活動が充実していくように取り組んでまいりたいと考えております。

○9番（持留忠義君） この問題はですね、また教育長に聞きたいんですけど、やはり、先ほど言われたように、どこの学校でもそうなんですけど、私の長男なんか、鹿屋市の学校で合同でやってますけど、非常に努力しているんですけど、ただ労働時間のこともありますよね。以前、株式会社電通の新人女性社員が80時間以上時間外労働して、過労死したということもありまして、働き方改革ということで、国がいろいろ打ち出しましたけども、ただですね、やはり、あるPTAの方に聞けばですね、「せっかく合同でしたいと思ったけど、その指導者が不足している」と。「なかなか引き受けてくれない」と。それで今、ある学校では足りないもんですから、子供たちがあれだけ元気やったのが、非常に活気がなくなったと。せっかくの子供たちの夢をですね、なくしてはいけないという意見がございましたので、この点はですね、教育長、どのように思われるか。一つお願いしたいと思います。

○教育長（和田幸一郎君） 部活動の問題というのは、これは志布志市に限らず、本当に大きな問題であります。

一つはですね、先ほど議員が言われましたように、健康の問題というのがございます。

それから、もう一つは、部活は土日に行われる活動も、試合等も結構ありますので、そういう

意味で勤務の問題、そういうことがあります。部活指導にあたっては、非常に学校が抱えている悩みというのは、例えば、今ある部活に経験のある先生が赴任してきた場合は、スムーズにその部活の運営ができますけれども、全く経験のない部活を担当せざるを得ないという状況がどの学校も出てくるわけです。今まで野球部の専門であった先生が転勤したときに、次に、必ずしも野球ができる先生が来るとは限らない。そうしますと、全く経験のない先生が部活動を担当しなきゃいけない。そうすると、その部活動を担当する先生にとっての精神的な負担というのものすごい大きい、でも、野球部は存続しなければいけないと。そういうですね、悩みというのがどの学校にもあるわけです。ただ、部活はきちんと顧問を付けないと大会等に出られませんので、そういう経験のない先生もやっぱり部活の顧問として活動せざるを得ない状況というのがございますので、今後、私どもが一番大きな課題としてあるのは、生徒数も少なくなっている。そうすると、職員数も少なくなる。そうすると、従来あった、例えば、A中学校が6つ部活があったとすると、その中で生徒も本当に少なくなってくる、先生達の数も少なくなってくる。そうすると、やっぱり合同チームを編成せざるを得ないという状況が出てきますので、これは本当に各学校が大きな悩みとして持っている、そういう状況がございます。

○9番（持留忠義君） 確かに、今言われるのは分かるんですが、ただですね、教育長もそうですけど、管理職の校長にしてもですね、私もいろんな例を見ているんですけど、やはりうちの子供が言うには、一応部活動の割り当てはあるんですけど、それを強引にしなさいということとはなかなか言えないそうで、ただ、その点をですね、今後、どのようにしていくかというのが課題だと思うんですね。ただ、うちの子供にしても、もう結構時間が長いんですけど、やはりやっぱりやる気のある先生とやる気のない先生いらっしゃいますので、それはどうということはいまあまり言えないんですけど、ただ学校としてですね、今後、それを校長としてどのようなふうにご指導していくかというのは、何か考えはないですか。

○教育長（和田幸一郎君） 部活の問題で、先生方が非常に負担感を感じているということがありますので、今、教育委員会の方としては、平日に必ず週1回、それから、土日に必ず週1回休むという、そういう取り組みをしております。

それから、先ほど顧問のことを言いましたけれども、全く経験のない先生が顧問をせざるを得ない状況があるわけですが、技術的な指導はできなくても、いろんな大会に出場とか、そういうときの積極的な支援というのはできるわけですので、もし技術的な指導ができない状況であれば、学校によっては、地域の方々の指導をいただきながら、今取り組んでいる、そういうところもございます。

教育委員会の方としては、地域の方々だけではなくて、今回、文科省の方に、例えば、バスケットボールの指導の先生が欲しいという要望等がありますので、今、県の方を通じて、そういう指導者の養成をしております、できるだけ各学校が指導者に恵まれた状況で部活ができるようにということで今お願いしています。ただ、お願いはしてはいますが、必ずその指導者が志布志市に来れるという保証はないわけですが、そういう何らかの手立てを打って、子供たちが

できるだけ部活に生き生きと取り組めるような環境づくりに今取り組んでいると、そういう状況でございます。

○9番（持留忠義君） 分かりました。いろんな問題が鹿児島県内もあるんですけど、ただ私が思うのは、私は志布志市の議員ですので、また、教育長は今後ですね、非常に難題なんですけども、今後、そういう問題をですね、ぜひ解決するのは厳しいんでしょうけど、今後更に先生方の意見を出し合って、子供たちのですね、夢は砕いてはいけないと思うんですよね。あるPTAの方に言わせれば、せっかく合同でも人数が足りなくて、顧問もないということで、「これはどうしたもんだらうか」と、「それはもう現在いろいろ働き改革でも今そうになっていますよ、時間の問題もありますから」と、私は、まあそれしか答えられなかったんですけど、ここは今後ですね、教育長を中心にですね、そういう問題についても取り組んで、少しでも解決ができるように努力していただきたいということを要望しておきます。

○教育長（和田幸一郎君） 部活はですね、指導はできなくても顧問というのを確実に付けていると思います。何らかの形で顧問というのを付けていると思いますので、先ほど言いましたように、技術的な指導がなかなかできない先生もですね、例えば、養護教諭が全く経験ないけれども、いつもその部活のときには顔を出して、子供たちの様子とか、指導の様子を見たりというそういうことはできています。ですから、顧問がないということは、私はないと思います。じゃないと、顧問がない中で部活が行われているということはないと思いますので、ただ、多分その指導というのがきちんとできてないということを多分子供たちが言っているのかもしれないので、学校の体制、大きい学校もあれば小さい学校もありますので、その中で本当に部活の運営というのは、子供たちにとっても、保護者にとっても非常にこの部活については関心を持っているわけですね、だから、そういう中で、部活の運営は今後本当に、これは志布志市に限らず、もう県全体、国全体の大きな課題だと思いますので、私の方もできるだけ子供たちが生き活きと活動するような環境づくりに向けてまた努力をしていきたいと、そういうふうに思っています。

○9番（持留忠義君） 今後ですね、そういうことでぜひいろんな難題でございますけど、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、茶業振興についての質問に移ります。

御承知のとおりですね、志布志市は全国的にもお茶の主要産地として旧町時代から長い歴史を重ね続けています。また、お茶は常に話題性があり、生活習慣病の予防効果が期待されるなど、現代の社会から切っても切れないものとなっております。

しかし、数年これはもう十数年ですけども、荒茶価格は低迷を続け、お茶農家を苦しめている状況でございます。農家の方々もそれぞれ販路拡大などの様々な努力をされておりますが、限界にきているとの声を多く聞きます。

そこで、11月20日に行われました、「鹿児島県茶業振興大会in志布志」に市長も参加したと思うんですが、本市の茶業振興の現状をどのように捉えているか、お尋ねします。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

11月20日に開催されました、鹿児島県茶業振興大会は、来賓の皆様をはじめ、県内の茶業農家、消費者の参加もあり2,500人を超える来場者で大会を盛り上げることができました。今回は初めての試みとして、式典会場をさんふらわあの船内としたことから、港を活用した志布志市らしさが十分発揮され、参加者にも大変好評でありました。

また、若浜中央緑地公園では、お茶の試飲や特産品販売など、志布志市のPRと同時に、県内第2位の茶産地にふさわしい取り組みができたものと確信をしているところでございます。このような中、近年の茶業情勢は、緑茶の消費低迷から問屋、流通業者では在庫を抱えており、生産現場の経営にも影響を与えているというふうに思っております。生産者も高齢化が進み、後継者のいない農家は離農し、特に県内の中山間地域や遅場の茶産地では、茶栽培面積が年々減少しつつあると聞いております。志布志市におきましても、茶生産農家は減少しておりますが、ドリンク茶やてん茶の契約栽培にいち早く取り組みながら、1戸当たりの経営面積が拡大している状況でございます。

また、茶の仕事が少なくなる冬季には、大麦若葉、ごぼう、にんじんなどの野菜を生産し、経営改善に取り組んでいらっしゃる農家もあるようでございます。

○9番（持留忠義君） これは私もいつもお茶のこと言うんですけど、農家の方に聞いてみるとですね、この前大会がございましたけど、あれは確かに志布志市は残念ながら賞はちょっといただけなかったということで、今後ですね、これは何とかせないかんということで、ただですね、これは確かに賞をもらえた方はいいんですけど、その他にやっている人もいますよね。だから、今後ですね、やはり価格の問題がございまして。そこでやはり今後、市長はこの問題はですね、非常に厳しいということでございまして、今後どのようにしていくか、その気持ちはないでしょうか。

○市長（下平晴行君） これは、今、ある茶業農家では、海外に向けた取り引き等に一生懸命取り組んでおられるようでありますので、そういう港の利活用も含めて、県外でそういう需要ができるような体制であれば、他の茶農家も潤うわけでありまして、そういう面で、市ができる部分では一緒になって取り組みをしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（西江園 明君） ここで、昼食のため暫時休憩いたします。午後は1時5分から再開いたします。

○
午前11時57分 休憩

午後1時02分 再開
○

○議長（西江園 明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行します。

○9番（持留忠義君） 先ほど11月20日に開催された茶業振興大会について、市長の思いを述べていただきました。次の質問もございまして、今後そういう気持ちで、ぜひ頑張ってください

たいというふうに思います。

次にですね、やはり何といたっても価格の問題ですけど、荒茶の価格低迷が続いていますが、本年度の価格の推移と今後の支援対策についてお尋ねします。お願いします。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

本年度の茶の価格について茶期ごとに申し上げますと、1番茶が平均価格1,813円、2番茶の平均価格は835円、3番茶の平均価格は391円、秋番茶の平均価格は314円の見込みとなっており、前年度並みの平均価格となっていますが、平成29年度比では94%で、以前として厳しい状況が続いております。荒茶価格の低下や資材、燃料の高騰により、著しく農業経営に影響があると判断した年度には、農家緊急対策特別資金利子補給金を発動して、経営維持の支援をしております。また、今後も茶の価格は厳しい状況が続くことが予想されることから、これからの茶業経営は消費の動向に応じた経営の改善が求められております。市としましては、優良品種である「さえみどり」への改植、有機栽培への転換、てん茶、ドリンク用茶栽培の取り組みが必要であると考えております。それぞれ対応する補助事業も用意されております。関係機関一体となって経営改善の取り組みを強めてまいりたいというふうに思うところでございます。

○9番（持留忠義君） 確かに、私も以前ちょうど5年ぐらい前でしたか、価格の補てんということで、前市長のときにも申し上げたんですが、あの人も2回ほどアメリカに行っているようなお茶の問題について取り組まれましたけど、それから、市政が変わりましたので、下平市長へ質しているわけですが、確かに、今年はですね、私はこれは有明地域の茶の価格をしているので、そんなには変わらんのですが、今年はですね、やはり4番茶、秋冬番茶はもう収穫しなかったという、実績がなかったということで、それだけ厳しいということですので、やはり通常20年、30年まではほとんど秋冬番茶までされているんですが、価格の方がどうしてもぱっとしないということで、なかったということですので、今後ですね、さらに毎年、来年も非常に見通しは厳しいということをお聞きしておりますけども、今後ですね、そのために、やはり市としてもどんな努力をされるのかと、いろんな補助事業等がありますけど、価格においてですね、何かそういう手立ては何か考えてないですか。

○市長（下平晴行君） 確かに、平均価格は下がってきておりますが、志布志市においては、ドリンク用原料、てん茶の栽培へ転換が進んでおります。収穫量も増えておりますので、一概に全体的な売り上げが落ちているとは言えないことから、現在のところは考えていないところでございます。いざというときのために、国が創設しております収入保険制度への加入を推進してまいりたいというふうに考えております。

○9番（持留忠義君） 先ほど言われたように、今、農家の方もですね、やはり冬の雇用の問題がございまして、それとやっぱり価格がなかなか伸びないということで、大麦若葉を栽培してやっている農家が多いんですね。それも去年もちょうど3年前、一応、質問したんですけど、そこでですね、やはり大麦若葉も非常に、すごく多くてですね、大変みたいです。それで、キロ単価も安いということで、収入保険制度と先ほど市長も言われました。このことについて、今後や

っていくのか。それを聞きたいと思います。

○茶業振興推進監（樋口雅彦君） 議員の質問にお答えします。

大麦若葉につきましては、ちょっと異物の問題で、最盛期は200haまで面積があったんですけど、今年が80haということで、それで12件の農家が5件に減りました。それと、去年秋冬期作物の研修にも行かまして、今年ごぼうを5件、2.5ha、それとにんじんを1件、2ha生産して、それらについても収益等の実証をしまして、秋冬作に適しているか、これから実証していきたいと考えています。

それと、あと収入保険制度についても、まだお茶の大きな農家とか加入がないんですけど、これから加入等も進めていきたいと考えているところでございます。

○9番（持留忠義君） 農家の方の意見を聞きますと、まあいろいろございますけど、まあ今後ですね、やはり価格は恐らくそんなに伸びないと思いますので、そういう収入保険制度をですね、やはり今後活用しないと今後茶農家の経営も非常に厳しいのかなということですので、その収入保険制度についてもぜひ推進していただきたいというふうに要望しておきます。

○茶業振興推進監（樋口雅彦君） 収入保険制度については、昨年度もお茶の研修会で加入を進めてきたところでございますが、今年度も引き続き茶業経営、今厳しいですので、収入保険制度に加入するように推進していきたいと思います。

○9番（持留忠義君） はい、そういうことで今後ですね、前向きの姿勢で、ぜひ努力していただきたいと思います。

最後にですね、やはり市長は市民目線ということで、現場主義ということをおっしゃってありますが、今後ですね、市長は現場に出向いてですね、基幹農業である茶農家の方々と話をされて、そういうことをいろいろ聞きながら、今後、茶業振興にどのように取り組むかということの覚悟があるか、それをお願いしたいと思います。

○市長（下平晴行君） これは農林水産業、商工観光、あらゆる事業に対して、やはり私「現場主義」と言っておりますので、しっかり現場の状況を見ながら、また、意見を聞きながら取り組みをしてまいりたいというふうに考えております。

○9番（持留忠義君） はい、分かりました。今後、ぜひ前向きに努力していただきたいと思います。

次に、最後ですけど、鳥獣被害対策についての質問に移ります。

度々この件に関しては一般質問で取り上げていますが、それだけ現場は困っております。皆さん、豚コレラという病気を御存じでしょうか。よく報道などで聞くことがあると思いますが、近年ですね、これはですね、豚コレラウイルスによる豚、イノシシの伝染病であります。強い伝染力と高い致死率が特徴であり、発生した場合、家畜業界への影響が甚大であることから、家畜伝染病予防法の中で、家畜伝染病に指定されています。国内でも感染が報告されている豚コレラについて、イノシシの感染拡大が大きな要因の一つとなっております。特に、養豚農家については、非常に今懸念されております。

そこでですね、イノシシが年々増加している本市において、同様の被害が懸念されていることから、捕獲対策の充実を図るべきではないかということをおもっていますので、市長の見解をお願いします。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

本市でもイノシシの被害件数が年々増加しているところであります。イノシシの被害金額ですと、平成28年度が279万2,000円、平成29年度が267万3,000円、平成30年度が365万円と増加をしている状況でございます。また、捕獲頭数は、平成28年度が201頭、平成29年度が114頭、平成30年度が234頭で、今年度は4月から10月末までで293頭となっております。年々増加している状況でございます。市としましては、わな狩猟者講習会手数料の半額補助を市捕獲対策協議会を通して行っております。わな免許の取得者は、平成28年度が3名、平成29年度が8名、平成30年度が19名となったところでございます。最近では、担い手農家の若手の方々が自分の農地は自分で守るためにわな免許の取得が増えており、捕獲頭数の増加により、12月議会で捕獲奨励金の補正予算の増額をお願いしているところでございます。

○9番（持留忠義君） 今、いろんな数字を述べていただきましたけど、先日、猟友会の会議がございました。その中で、やっぱりいろいろとあるんですけど、確かに、新しい若い人が免許の取得はしているんですけど、会員もまあ、後でまた会員数もどのぐらいか述べてもらいますけど、確かに、会員の方はいるんですけども、やはり高齢の方になればですね、もう捕獲になかなか出て行かないという、有明支部の会長さんの話でした。そこで、やはりですね、今後捕獲する上でですね、捕獲の助成はあるんですが、今、もう猟期に入りますと恐らくないと思うんですけど、ただですね、いろんな意見を聞きますと、今後ですね、やっぱり高齢化の中で、やっぱり会員はいるんですけども、皆さん、高齢になりますともう大変だということで、なかなか捕獲には出ていけないということでございました。それでですね、やはり若い人が、捕獲する人は大体決まっているんですけど、やはりこのわなというのはですね、まあ猟銃はちょっと分かりませんが、わなも何回もするとですね、非常にもう機能しなくなるんですよ。今日は道具を持ってきませんでしたけど、私もまあ1基が5,000円ぐらいしますから、それで大体10基くらいないと、もうやっぱりイノシシの場合は、ただ1か所かけてもだめなんですよ。あらゆるところでかけないとなかなか捕獲できない状況ですので、今後、そのことでわなのですね、やっぱり捕獲する人は結構使うもんですから、そのことでわなのやはり助成というのが考えられないのかなという、それをお願いしたいと思います。

○市長（下平晴行君） わなの助成ということでございますが、わな猟免許保持者が8,200円が4,100円、第1種銃猟免許保持者1万6,500円が8,200円となっております。わなの導入に対する助成ですが、今のところはこういう助成があるということで考えていないところでございます。

○9番（持留忠義君） ただですね、わなもいろいろ種類があるんですよ。こういう箱わなもあるんですけど、まあ普通は、もうなかなか箱わなというのは入らないんですよ、簡単には。それで、やはり一番いいのは、こういうワイヤー式でこういうプラスチックでした、あれが一番

よくかかるんですよ。でも、それはやっぱり需要が多いもんですから、なかなか業者もですね、いろいろな種類があるんですけど、よくかかるわなというのをなかなか奨励しないもんですから、やっぱりそれをですね、今後、皆さんですね、もう捕獲する人は決まっていますから、やっぱり会員数を今お願いします。大体わなと猟銃の場合は志布志市で何人ぐらいか。それは分かりませんか。

○市長（下平晴行君） その前に、この前の定例会でも猟友会の質問がありました。先ほども議員がおっしゃったように、やはりそれぞれの地区で捕獲をするんじゃないじゃなくて、やはり3地区が一緒になってすることで、おそらく地区によっては、わなの専門、あるいは、猟銃ですか、持っている方もいらっしゃる。あるいは、若い人もいるというようなことを考えますと、一緒に体制づくりをすることで、うまく捕獲ができるんじゃないかなというふうに考えておりますので、このこともこの前も話をしたところでしたので、そういう一緒に、合同になってやるということも必要じゃないかなというふうに思います。

猟友会の会員数でございますが、猟銃免許保持者の推移ということによろしいですか。平成29年から令和元年50名であります。わな免許保持者は平成29年が44名、平成30年が52名、令和元年が65名となっております。

○9番（持留忠義君） 確かに、こういう会員はいるんですが、この前の総会でもですね、研修でしたけど、もう高齢になるとなかなか参加したくないということで、今若い人が中心になっていきます。その中で、やはり僕もまあするんですけど、なかなかいろいろ時間がありまして、僕もそんなにはたくさんは捕獲しておりませんが、そういうことでですね、今後、若い人に言わせれば、もう少しあれを欲しいなど、やっぱりばかになりませんからね、大体3万円以上だったら少し安くなるという事例もありますので、今後ですね、それを十分検討していただきまして、やはり会員数はこれだけありますけど、なかなか全員が参加していませんので、今後、やっぱり捕獲とか、そういう減少というのはなかなかまだ厳しいのかなと思いますので、これをぜひですね、すぐにはできないでしょうけど、また来年でも少し検討していただいて、今後そういうふうにしていただければ有り難いと思っております。

そういうことで、以上のようなことでですね、今回は4点ほど質問しましたが、今後ですね、こういう私の質問に対してですね、少しでも前に進むような執行をしていただければ有り難いと思っております。本当に今日はありがとうございました。

以上で終わります。

○議長（西江園 明君） 以上で、持留忠義君の一般質問を終わります。

ここで、質問者交代、執行部交代のため、1時半まで休憩いたします。

○

午後1時21分 休憩

午後1時29分 再開

○

○議長（西江園 明君） 会議を再開いたします。

一般質問を続行します。

次に、14番、鶴迫京子さんの一般質問を許可します。

○14番（鶴迫京子さん） 皆さん、改めまして、こんにちは。一般質問も今日で最後というところで、最後のとりにふさわしく、鶴迫京子です。よろしくお願いいたします。

質問を真面目にやろうと思ってましたら、今、同僚議員が横から「笑いを取りなさい、何回取るかな」と言われまして、「え、議場はそういうところかな」と思っていたんですが、ついほだされて、笑いを取ってしまいました。

今回は津波対策ということですので、真面目にいきたいと思います。

今回も市民の方と接している中でいろいろな声をお聞きしまして、本当は津波対策だけでなく、五つぐらいの項目を質問しようかなと思っていたんですが、全然準備ができなくて、間に合わなくて、たった一つだけの質問に今回なりました。市長も安心してください。

それでは、早速、質問に入りたいと思いますが、皆さん、昨日午後11時54分ぐらいにぐっすり熟睡されている方、はたまたあるところでアルコールいっぱいになっている方、そして、また、私はこの質問がありましたので、パソコンに向かって入力中でした。午後11時54分でしたが、「あれ、揺れてる、あら、身体が揺れてる。あれっ」と思って周りを見たら、何か周りも揺れてきました。そして、そのときの行動というのは、まあ皆さんどうされるか分かりませんが、私はやっぱり待ちます。「ああ、これって何」って思ってて、そこに何秒もかかりませんが、「ああ、地震だ」と思ってから、すぐ11月5日のシェイクアウト訓練が役立ちました。すぐパソコンの下の椅子をぱっと引いて、そこにもぐって頭上を守りました。そして、また、それからがちょっと不安なんですよ。この地震はどうなるんだろうと思うんですね。長く続くのか、直下なのか、ただのあれなのかというのを思いながら、もう何にもしません。何もしないで、「どうなるんだろう」と思っていて、そして、その何秒かの間で揺れが止まりました。それから、すぐ行動したことといえば、すぐ離れの事務机で入力してましたので、やっぱりすぐテレビのところに行きました。テレビの電源をぱっと入れたら、それから間もなくしてここに字幕が出て、「大隅半島東方沖、震度3、マグニチュード4.7」というのが出ました。そこだけ出まして、それでも心配なんですね。「ああ、震度3だったんだ、ああ、この揺れが震度3か」というのを体験して、そして、「津波はどうなんだろう」と思って、またテレビをずっと見てましたが、字幕は流れません。それから何秒か、何分、1分、分かりませんが、その後、「この地震による津波の心配はありません」て出たときに、はじめてほっとして、また、パソコンに向かいました。これが私の昨夜の行動でありましたが、本当にこう地震というのは、台風と違って予測ができません。そして、どのように発展していくのかということも全く分かりません。そして、そのときに自分がどう行動するかも分かりません。パニックになったり、そして、そのときにパソコンに入力しながら思いました。津波対策を今回挙げてまして、テレビを入れたときに、大隅半島東方沖、震度3でほっとしたんですが、果たしてあれが震度6とか何かそういうのであったらどうなるんだろう。そし

て、その震度3でも「津波の心配はありません」って出たからほっとしたのですが、そこで「津波の心配があります」って出た場合は、どうなるんだろうということを思いました。

そういうことも含めまして、今回、津波対策ということでもありますので、しっかり市当局の姿勢、そして、まして命の安全というか、命を守るということを真剣にここで討議したいと思いません。

最初、冒頭では笑いを取りましたが、全く笑いなしでいきたいと思いますが、よろしく願いいたします。

それでは、通告書に従い、一問一答方式で質問してまいります。

まず、1点目ですが、3月の施政方針の中で「大規模災害等に備えるためには、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策をまちづくり施策や産業施策も含めた総合的な取り組みとして計画的に実施し、強靱な地域づくりを推進する必要があります。この理念に基づき、「志布志市国土強靱化地域計画」を策定し、強靱な地域づくりを目指してまいります」と、市長は述べられております。

そこで、この志布志市国土強靱化地域計画の策定状況をまずはじめにお伺いいたします。

○市長（下平晴行君） 鶴迫議員の御質問にお答えいたします。

国土強靱化地域計画については、策定支援業務委託を発注し、作業中でございます。現在の進捗状況は、計画の位置付け、基本目標等の設定、本市の地域特性及び災害リスクの抽出、本市の各種計画の収集、リスクシナリオの設定などを実施しているところでありまして、今年度中の策定完了を目指して作業を進めている状況でございます。

○14番（鶴迫京子さん） 今、大まかなことだろうと思いますが、具体的に述べるとなりますと相当な分量になろうかとは思いますが、その中で一番志布志市としてやっていく実施計画と申しますか、そういうような中をもう少し詳しく担当課でよろしいですか、お願いします。

○危機管理監（河野穂積君） はい、お答えいたします。

ただいま市長が答弁しましたように、現在、策定の作業中でございます。どの対策を重点にということの、今御質問でございますけれども、この地域計画につきましても、あらゆる自然災害というのを想定しておりますので、そのあらゆる自然災害を対象にした形のリスクというか、最悪の事態に至らないような状況をどのようにしたらいいのかということも含めまして、現在、抽出中でございます。

○議長（西江園 明君） もうちょっと具体的な、どういう部分とかというのを聞いているんですけど、そういう抽象的な表現じゃなくて、もし答弁ができるのであれば、準備ができていのであれば、もうちょっと具体的な表現で。

○危機管理監（河野穂積君） 現在のところで具体的な災害の種類といいますか、もちろん地震でありますとか、土砂災害、それから津波、今、あらゆる災害というのを想定しなければならないというふうに考えております。その災害の、どの災害について重点を置いているのかということは、今の段階では申し上げることはできない状況でございますけれども、先ほど申しましたよ

うに、あらゆる自然災害というのを対象にしておりますので、その形で今抽出をしているということでございます。

○14番（鶴迫京子さん） 具体的にはまだということではありますが、ここに議会だよりがありますが、同僚議員が質問されているんですね。八代議員ですが、「国土強靱化地域計画の策定があるんですか、どうするんですか」ということで、市長が答えていらっしゃるんですね。「今年度、業務委託を予算化し、発注すべき事務作業を進めている。迅速に計画策定を進めていく」。だから進めていらっしゃるんですが、まず、その計画策定というのを100%としたらどれぐらいの進捗状況であるのか。そして、また、この同僚議員はここでおっしゃってますよね、地域計画策定項目に無電柱化や土捨て場の確保、地震・津波時に発注する災害廃棄物のストックヤード確保も検討すべきではないかという、具体的なことを質問されているわけですね。ですので、やっぱりこの同僚議員が質問したから、今度また同僚議員が質問するときに答えるということではなくて、しっかり答弁をされてるわけですので、具体的にもうここに質問もされてます。まず、この具体的な質問に対する今の進捗状況はどうなっていますか。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

国土強靱化地域計画策定ガイドラインでは、災害リスクや地域の状況などに応じて防災施設の整備、施設の耐震化などのハード対策と訓練、防災教育などのソフト対策を適切に組み合わせて、効果的に推進することとされております。

また、国土強靱化は、あらゆる大規模災害、自然災害等を想定しながら、先ほど言いました、リスクシナリオを明らかにし、最悪の事態に至らないために事前に取り組むべき施策を考えるとこのアプローチですので、関係する機関等と十分調整しながら、図りながら掲載する事業について検討しているという状況でございます。

○議長（西江園 明君） ちょっと待ってください。だから今その委託してるのがどのぐらいの進捗ですかということを知っているんです。

○危機管理監（河野穂積君） 今の進捗率でいきますと、約30%程度ということでございます。

○14番（鶴迫京子さん） 今年度中と申しますと、議会が12月で1、2、3か月しかありませんが、今、進捗状況が30%ということで大丈夫ですか、残り70%が今年度中に策定完了するんでしょうか。

○危機管理監（河野穂積君） 今年度中の策定ということで、現在、作業を進めているところでございます。

○14番（鶴迫京子さん） 基本計画といって、国土強靱化、国の基本計画が平成26年6月に策定されております。そして、この国の策定のときに、計画では、結局、他の計画がいろいろ今まであったわけですね、国の計画も。そして、志布志市もしかりですね。志布志市の計画もいろんな計画が大規模災害に対してはいろんな項目であったと思いますが、その国もその他の計画を見直して、そして、その見直したのも盛り込んで、また新しい基本方針というか、そういうことが作られていると思います。そして、志布志市もその国のそういうことを受けまして、そしてまた、

志布志市独自で志布志市国土強靱化地域計画というのを策定しようということで、大変な業務量の中、そして、危機管理監としましては1人しかいない中、努力されているわけですね。ですので、そういう中での策定であります、その志布志市の基本方針ということでありますが、その中で一番、全て7項目が重点だと思いたすが、志布志市としましては、一番その中のどこに重点を充ててやっいてこうとされていますか。全て方針ですので、全部頑張って努力していかれると思いたすが。

○市長（下平晴行君） まずもって、この計画の必要性をちょっとお話ししてみたいと思いたす。これは令和2年度までの3か年ということで7兆円を国が出していたわけでありすが、これは先ほどおっしやいましたように、これからの災害対策として、この計画書が策定できてない市は、いわゆる補助金の対象にならないということで、鹿児島県内では3市2町だったと思いたす。今年、志布志市と出水市が策定したということでございすが、あらゆる災害をこの計画書の中に入れていないと対象にならないというようなことございすが、今策定中というのは、そういう災害が発生するだろうというような項目を入れて、その補助をいただくというような取り組みであるわけございすが。

○14番（鶴迫京子さん） 今、市長が答えられました。まさしくそのとおりですね。この基本計画、この強靱化計画の中に入れて込んで、そこに上げてなければ予算化、補助事業とかそういうことですが、もらえないし、補助事業とか、そういうことを利用しないと大規模災害に対してのハード面、ソフト面、何ら手当てができない、自主財源の乏しい志布志市ですので、ぜひ、ぜひではなくて、大変重要な計画だと思いたす。ですでお聞きしているわけでありすが、先ほども市長が述べられました。この中に盛り込むのは、大規模災害ですので、最後には防災教育も入ってましたが、ありとあらゆる防災・減災ですので、全てのことが入っていきます。ですので、その全体の考え方としましては、いろいろなことが入ってくると、例えば、ハード面ですが、あとでまた触れますが、避難場所、避難所設置、そして避難タワーとか、そして、その商店街の無電柱化、災害時に電柱が倒れてきて、それがために避難ができない、避難路の安全確保が図られないということもあります。いろんなことがこう複合的に起きるわけですね。ですので、これは市長も施政方針でうたわれてますように、一つの津波対策ということではなくて、いろんな総合的な施策を混ぜ込んで、そして、本市に一番ふさわしい地域計画とはなんぞやということで盛り込んでいかないと、「あっ、あれを盛り込み忘れた」とか、「これはちょっしもた」じゃないですね、残念だったとかいう、後付けはできないということになるかと思いたすので、ぜひここが大事ですので、いろいろと知恵を絞っていただきたいと思いたすが、例えば、この津波対策について、去年でしたっけ、同僚議員は半地下のシェルターを造ったらどうですかって、その志布志市、木材がありますよね、ああいう木材の流出、原木の流出とかそういうので避難ができないっという津波、そういうこととかね、いろんなことをいろんな議員さんが提案されてます。そういうことも含めて、そして、スーパー堤防を築いたらどうかとか、もういろんなことがあるわけですね。その防ぐ防災、そして減災ということでもいろいろな施策があると思いたす。それを市長

部局でそうおっしゃっているわけですね、いろんな施策を予算化してもらうためにもというか、予算化して実効性のある計画にしていけないといけないという強い思いでこれを策定中だとお聞きしています。そうされてます。ですので、もう少し具体的に、やっぱり我がまちのことですので、本市にあった独自の、まあ独自と言いますか、このことに重点的に盛り込んでいくんだよということを具体的というか、そういう方針というかですね、目指すところがまだ答えとしてもらってない気がするんですね。どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） おっしゃいますとおり、港でいいますと耐震化された港づくり、あるいは、原木の流出防止対策等々、そういうことへの対策のための補助事業を獲得するためには、この国土強靱化計画がないとだめだというようなことでございますので、想定されるものはいろいろあるわけでありますが、そういうことも含めて、災害が発生したときどうなるのかというような状況も、ハードの場合ですね。そういうことを考えて計画書の中に盛り込んで対応していきたいというふうに考えております。

○14番（鶴迫京子さん） 担当課にお聞きしていいんですかね、やっぱり市長にお聞きしないとイケないですかね。市長からはちょっと具体的にあまり出てこないんですが。

○危機管理監（河野穂積君） 災害の優先度と言いますか、重要度を付けるとすれば、やはり地震、津波であろうとは考えております。ただ、それをどういった形で事業として盛り込んでいくかということは、もちろん具体的に今しっかりとした事業があるものは盛り込んでいくということは考えておりますし、また、将来的に今おっしゃられたような電柱の無電柱化であるとか、そういったものも今後の目標として、事業として盛り込んでいくということも十分考えられると思いますので、市長が答弁しましたように、いろんなものを想定しながら、盛り込めるものは全て盛り込んでいきたいというふうには考えております。

○14番（鶴迫京子さん） 皆さんも自宅にあらうかと思いますが、これ、もちろん御覧になっていらっしゃるんですが、これ本市の津波防災マップですけど、もういつどこでも言われることですね、志布志市は国道220号線の下は、この字が見えなくても何もしなくても、昨日は「色覚障がい者にも分かりやすい配色を考えてください」というのがありましたので、そこは配慮されると思いますが、一応、とにかく今の状況の地図では真っ赤に、皆さんも志布志市の人はね、全員この地図は見られたことがあると思うんですが、国道220号線がこう通ってて。

○議長（西江園 明君） 鶴迫議員、マイクをちょっと通してください。資料の掲示を手伝ってください。ちょっともう1回、鶴迫議員は前の方を向いて質問してください。

○14番（鶴迫京子さん） 前を向いて、はい。本市のこの地図は御覧になったと思いますが、防災マップであります。津波対策防災マップであります。国道220号線がここですね、そこから下は標高ゼロから5m、5mから10mということで、真っ赤なんですね。赤は危険信号ですね、普通の信号機でも赤は危険です。もし南海トラフ地震が起きた場合、もうこの国道220号線あたりで何かしてましたら、まあ40分、46分とか言われてますので、逃げるとしたら逃げられるかもしれませんが、アウトですよ。何か、もうこの赤いのを見ただけで、「気持ち的にアウトだな」

と思います。ですので、まず、この地図をみんなこう頭に入れておいたほうがいいような気がします。いつ、どこで起きるか分からない津波ですので、地震ですので、まず、このことを、多分知らない方はいらっしゃらないと思いますが、とりあえず、一応質問しますので持ってきました。

ですので、よくこういう津波が来るのか、来ないのか、南海トラフ地震はどうかこうなのかということ、よくこう私達も市民同士で話をするわけでありますが、まずお聞きします。しっかりした情報をここでお聞きしたいと思います。気象庁発表の南海トラフ地震の津波高ですね。南海トラフ地震による津波高は何mが予測されているのか。まず、そこをお聞きします。到達時間も含めて教えてください。

○市長（下平晴行君） 鹿児島県の想定で、最大震度6強、最大津波高さは国が7mで、県が6.41mとされております。到達時間が36分ということでございます。

○14番（鶴迫京子さん） それはもう正確な発表ですよ。今、お聞きしました。到達時間36分、果たして、36分、時間があるな、長いなと思うか、36分しかないと思うか、それは個人差があるかと思います。そして、南海トラフ地震もフィリピン海プレートから船底のように海底で起きる地震でありますので、その南海トラフ地震を信じるか、信じないかということでもあります、日本の学者の方が言われてますね、これも一応、これは人づてですが、最初の報道では、今後30年間で起こる確率が70%だった。でも最近の発表によりますと、それが80%になったということもお聞きしました。テレビ報道だったと思うんですが、そのように下がったらまだいいですけど、上がっているんですね。今後30年間に起こる確率が80%になったということでありました。そして、そういう話を市民の方といろいろしている中で、こういう情報を持っておられました。人づてであります、確かな情報かどうか分かりませんが、東日本大震災が起きたときもそうであった。その30年間に起きる確率が70%と言われていた。そして、それがそのとき、発表になったときかな、そのときには「30年間だもんね」とか、そういうことらしかったんですね、意識的に。そして、それがちょっと私も人づてですので、聞き違いかどうか分かりませんが、それが2日後かな、起きたのが東日本大震災だということを、その井戸端会議ではありませんが、そういうところでの話で聞きまして、今回、それもしっかり調べようと思いましたが、ちょっと時間がなくて正しい情報かどうか分かりませんが、そういうことがあります。それを聞いたときに思いました、昨日の地震でもそう思いました。あのときに、昨日の地震のときに、震度3だったからほっとした。それが震度3じゃなくて、予測されている震度6強とか震度6とかだったらどうなるんだろう。そして、それが後で、テレビの情報で分かったんですが、大隅半島東方沖で起きたというのが分かったんですが、それが南海トラフだったらどうなるんだろうとか、そのだろうの世界でこういうことを述べるのはどうかなとも思いますが、危機管理というのは、そういうことではないかなって、減災・防災って、防災よりも減災、いや減災といいますかね、心構えというのはそういうことになるのではないかなと思いました。そして、実際、そのときにそう思いましたね。実際、その地震のことをそうやって心配性だなんていう、心配性の方はそう思ったりしますが、そう思うのか、そして、こういう津波とか、地震のことではありますが、想定内だったとか、想定

外だったとか、想定外の想定外だったとかという、想定というのがありますが、その想定をしているのは誰かって言いたくなりますよね。どうですか、市長、想定外だった、想定内だった、いやいやいやいや、もうそういうことは20%ぐらいしか思ってないよねって、人間って正常性バイアスが働きますので、「ああうちは来ないだろう」って、「南海トラフ地震も大丈夫だ」って、何かその市民の人との話の中では、そう思ってた矢先の東日本大震災だったそうなので、どうですか、市長。

○市長（下平晴行君） 想定 of 文言は、実際起きたあと、想定外だったとか、想定内だったとかってというのはそういうことじゃないかなというふうに思います。

○14番（鶴迫京子さん） そうですね、そういう答弁を期待してました。起きたあとのことですね。ですから、質問しているわけです。起きてからはどうにでも言えます。でも、起きてないところで考えることというのが、やっぱりここの国土強靱化につながっていくと思います。その中で、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法にもうたってありますよね。まず基本方針の1番は「人命の保護が最大限図られる」もちろんのことですね。そして、諸々あるんですが、「国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される」、「国民の財産及び公共施設に係わる被害を最小限化する」、「迅速な復旧・復興を可能とする」。そして、5番ですが、ここですね、「ソフト・ハード施策の組合せによる国土強靱化推進のための体制を整備する」ということで、国土強靱化推進体制をしっかりと整備して体制を整えるということが、基本方針としてあります。そして、また6番にこういうことも書いてありますね。

「自助、共助、公助の適切な組合せによる取組を基本とし、特に重大性・緊急性が高い場合は国が中核的役割を果たす」という、この国がということが、国が関わってきますね。では、ここでお聞きしますが、いろんな事業をここに盛り込もうとしていらっしゃるんですが、その中で、やっぱり国の事業、県の事業、これは国土強靱化ですから、国の事業ですね、国から予算を引き出して、そして大きな事業を計画して、大規模災害ですから、大規模災害に向けた大規模な施策を盛り込むということで、志布志地域はもう津波対策というのはこっだけやってますよ、国の事業も借りて、県の事業も借りて、そして、単独でも少しお金を入れてやってますよということをしつかりもう、もちろん策定されるわけでありますので、ぜひここをですね、しっかりとこうしていただきたいと思いますが。

○市長（下平晴行君） 先ほども言いましたように、いわゆる防災施設の整備、施設の耐震化などのハード対策、それと併せて、訓練、防災教育などのソフト対策、議員おっしゃいましたように、これを組み合わせて対応していくということが大事であると。

それから、自助・公助・共助と言われておりますが、この公助については、やはりこの計画書を策定して、初めて国がそういう支援策と申しますか、補助事業対応をしていくということではないかというふうに考えております。

○14番（鶴迫京子さん） 今、地球温暖化でいろいろな災害が起きております。その中で、この国土強靱化ということでありますので、その施策ですね、施策は5年前、10年前、そしてまた2

年前と何ら考え方が変わったり、また、市民のニーズといいますか、そういうことも重要度というのが変わってきたりします。そういうことも鑑みまして、結局、そういう社会資本のいろんな設備とかの老朽化もありますし、そういう諸々、そこに盛り込む内容というのがすごく多岐に渡ってくると思いますが、あれもこれも全部盛り込んでということにはならないかもしれませんね。重点化しなければいけないということもうたわれてますので、本市にとって何が重点化施策なのかということを含めてですね、しっかりやっていただきたいと思います。

それで昨日もありましたが、市長、津波が来るといいますかということがありましたが、私もこの正常性バイアスというのを持っていると思いますが、市長、もう一度お聞きしますが、どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 先ほども30年以内の発生率は70%と、最近では80%になってきたというような情報がありますので、おそらく、来る可能性は高いのかなというふうには感じているところでございます。

○14番（鶴迫京子さん） 市長のそういうことをお聞きしまして安心しますが、先ほどソフト面、今、ハード面のことをいろいろ言ってますが、ソフト面で防災教育というのも盛り込もうということでもちょっと出ましたが、防災教育ということで、私、ボランティアですが、「志おごじょ隊」で学童保育とか、保育園などで、この津波とか、そういうときにどうするかということで、低学年から6年生までの子供たちにDVDを見せて、その後でそういうことを子供たちと対話するわけですね。そのDVDは「奇跡の一本松」ということで、陸前高田市のそれが、木がしゃべれるんですね。そういうようなDVDを子供向けに撮ってあります。そういうのを見せて、その後、その津波がDVDの中であるんですが、その後、子供たちにその保育園の子もいます。6年生もいますが、その子供たちに「今のDVD見て何が大切だと思った」と聞きますと、市長、何と答えると思いますか。まあ小さい子でしたけど、6年生はそんなことは答えませんがね。

○市長（下平晴行君） その子がどこを見て答えるのかと、ちょっと私も分かりませんが、一本の木を見て、「一本の木があるな」と単純にそう思うのか、それにつながって、「あれなんやろ」と思うのか、そこ辺、ちょっと分かりません。

○14番（鶴迫京子さん） すみませんね、「奇跡の一本松」を言いましたので、そういう津波が来て、逃げるとか、そういうのが出るわけですね。それを見てちっちゃい、まあ小学校に入るぐらいですかね、「何が一番大切だと思いますか」ということでクイズ方式にしているんですね。そして1番から7番ぐらいまであって、そこには時計とかいろいろあるんですよ、財布とか、携帯とか、テレビとか、そしてもちろん命もあったりするんですが、そしたら、小さい子が、「はい」って手を挙げて、「携帯」と言いました。小さい子がですよ、「携帯」と言いました。やっぱり親の生活を見てるのか、自分が携帯がないとあれなのか、「携帯」と言いました。一人の子は「お金」と言いました。そうですね、お金もないとね。まあでも10円玉とかそういうのもクイズで書いてあるんですけど、本当にびっくりするような答えが返ってきます。そして、最後ぐらいに、年長、高学年の子供たちが「命だよ」って、「命だよ、命だよ」というふうになって、

ああよかったなと思ったんですけどね、まあそういうような昨今であります。子供たちの生活もいろいろ変わってきて、家庭での防災教育とか、家庭教育もですが、なかなかなされなくなっているんだな、家庭で子供たちと少しでもいいけど、会話する時間も今はなくなっているのかなって、そういう大変なことを抱えている家庭が多いのかなというのをいろんな場面で感じます。ですので、ぜひそういうソフト面のことも入れられると思いますので、ぜひここはしっかり担当課を含めて、全課でいろんな、全課にわたってその課では何が大事かということ盛り込んでいただきたいと思います。その中で、昨日の新聞にあったんですが、災害時の避難所ということで、「女性の視点が不可欠だ」ということでありました。もうこのとおり、見出しのとおりであります。「避難所の設置については、女性の視点が不可欠だ」って、これはもうずっと前から言われてるんですが、いまだもってなされてない。なぜかという、運営するのが性別、役割分担で、運営・設置が男性というのが主にそうなってますよね。そして、やっぱり女性が性別的役割で、もう昔からの慣習もあります、やっぱり女性のきめ細やかなこととなったら、料理とか、そういう作業分担になりますね。ですので、そういうことが諸々書いてあって、そして、「県の防災会議の女性委員は、全国の15.7%より低い11%、市町村は6.5%と更に下回る」と書いてあります。今、本市の防災会議の委員に女性をということで、女性消防団員の方も入れてあると思いますが、その比率はどうなっていますでしょうか。

比率が分からなかったら、何名ですよ、何人中何名ですでも。そしたら後でください。

そして、最後のところがすごく私は重要かなと思いました。「避難所で配慮が必要なのは、女性の視点が不可欠だ」って、これはもう言われてますが、「男性、高齢者、障がい者、外国人も同様だ」って、ここの最後がですね、「被災という緊急時にみんなが等しく、尊重される仕組みづくりを急ぎたい」というので締めてあります。やっぱり本当に、もうここに尽きるのではないかな、これからの社会というのは、議場でも議論がありましたが、SDGsの考え方というのがもう世界でも、日本でもそういうことが浸透して行って当たり前の世の中にならないといけないのかなということだと思います。一人も取り残されることのないようないろんな施策だったり、基本的にはそこだと思います。ぜひ、こういう考え方というのも盛り込んで行って欲しいと思います。盛り込まれると思います。

それでは、少しこの国土強靱化ということで、一つ、最後にもうここ終わりますが、最後に考え方を、はい。

○市長（下平晴行君） 先ほど申しましたけども、志布志市の状況や地域に応じた災害リスクに対するその計画書を策定をして、国のそういう補助事業、補助金等の交付をしっかりと受けてまいりたいというふうに考えております。

○14番（鶴迫京子さん） 最後と言いましたが、国の事業でそういう社会資本整備事業とか何とかいろいろ冠は付いていると思いますが、ありますか。そういう事業は。

○市長（下平晴行君） 先ほど言いましたように、やはり地域の、今志布志市でもそのそれぞれの海とか、あるいは地域とかという災害が今後発生するだろうというような予測されるものを含

めてですね、それに対する計画書の策定をしまいたいということでございます。

○14番（鶴迫京子さん） 少し急ぎます。

2点目ですが、同時に、施政方針の中で、「津波対策につきましては、昨年度において志布志市津波防災地域づくり推進計画、津波避難対策緊急事業計画及び津波避難タワー基本構想・基本計画を作成しておりますので、具体的な施設の構造、場所等について、地元との調整、検討を図りながら、避難経路を示す案内看板等の整備も引き続き実施してまいります」と述べておられます。津波避難タワーの具体的な施設の構造、場所等について、地元との調整、検討がどのように図られたのか。また、その場所とか決まったのかですね、避難経路を示す案内看板等の整備も実施されたのか、これまでの進捗状況についてお伺いいたします。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

津波避難施設の整備につきましては、昨年度、津波防災地域づくり推進計画を作成する中で、基本構想・基本計画も作成したところでございます。この基本構想・基本計画では、避難困難地域が存在する押切西地区において、避難施設を整備する方向性を出しているところであります。今年度実施設計業務を発注し、内容の検討を進めているところでございます。沿岸地域全体の津波対策につきましては、これまで津波緊急避難ビルの指定や標高表示板、避難経路看板の設置などを実施しているところでございます。避難経路看板等の設置につきましては、今後も現地調査などを実施し、必要な場所への整備を進めてまいりたいというふうに考えております。

○14番（鶴迫京子さん） 本当に申し訳ありません、聞き逃したんですが、避難タワーは、押切西地区に設置計画があるということですか、どうでしょう。

○市長（下平晴行君） 先ほども言いましたように、押切西地区において、避難施設を整備する方向性を出しているところであります、今年度実施設計業務を発注し、内容の検討を進めているという状況でございます。

○14番（鶴迫京子さん） 大変失礼いたしました。

避難タワーの設置計画については、今年度そういうことになってますということで、大変、朗報と思います。同僚議員の質問にありましたが、質問があったのか、それとも議員控室での話だったのか、ちょっと今混同してますが、通山地区の方に聞きますと、その押切地区のところは、通山保育所が避難所になっててあれですが、この押切西地区の上には何か避難所の指定がないですね。もちろん危険だからないわけですが、そうなった場合、避難所という考え方ですが、大規模災害となりますと、東北大震災のように、夜こう寒い時に起きたりですね、その昼夜を問わず、いつ起こるか分からないわけでありますが、その真冬で、夜でとなった場合、避難はしたもののその避難所というものがなかったら、そういうもう何もないところで凍死までは鹿児島ですので、ですが、何かそういうすごく配慮が欠けて、病弱な方はそこで死に至るということもあろうかとも思いますが、そういう押切西地区に避難タワーを整備する計画があるが、もう一度お聞きしますが、避難所というのは、どこに逃げたらいいんでしょうかね。

○市長（下平晴行君） 避難所の設置は考えてないところです。そういう施設があるのかどうか、

そこはまた十分内部でも検討させていただければというふうに思います。

○14番（鶴迫京子さん） ぜひ検討していただきたいと思います。

今、押切地区が出ましたが、先ほどの防災マップでも示しましたとおり、もう志布志湾沿岸部一帯は、全部標高ゼロから5m、5mから10mの真っ赤な状況であります。

そういう中にありまして、これも市民の声なんですけど、国道がずっとあるわけですね、国道の下、沿岸部は真っ赤でありますね。そういうときに、今度は下からいくら「車で逃げるな」と言っても、もう「地震だ、津波だ」というときは、もうそのまま走ってというか、「高台へ逃げて下さい」となっても、人間やっぱり車で逃げるということになりますね。東北大震災の後で、ああいう映像を見ましたが、なります。そうなった場合、今度はもう車で逃げる人も国道のあそこはいっぱいになってできないし、今度は、徒歩で逃げる人もその車がいっぱいになったらまたそこをどうやって今度上に行くのだから、いろんな、そして木材は流れてくるとか、東日本大震災の被災地である岩手県陸前高田市や釜石市にも議員研修に行きました。そういう現場の人の、実際体験した人の話を聞きますと、本当に地獄絵図でありますね。私なんかは映像を見たりして、そしてそれを疑似体験として想像するわけですが、そういうのがそのまんま不安をあおるわけではありませんが、そのまんま志布志湾に来るって思ったときに、果たして、しっかりその前に減災もですが、防災ということの観点でしっかり施設整備なり、ハード面もソフト面もやっていないともう本当に何を学んできたのだろうかということに、志布志市はどうしたんだということになるんじゃないかなと思うので、ぜひそういう観点からも、押切地区はそういう避難タワーができてということではありますが、志布志市沿岸部全体の住民のこと、そしてまた、そこに住んでいる人だけでなく、行動範囲というのは、昼、夜であって、上の高台でいつも安心・安全な場所に住んでいても、そのときに下で仕事してたり、用事があって行ったりということが考えられるわけですね。どちらかというところちの方が多いいのではないかと思いますので、どこで災害に遭うか分かりません。ですので、そういうことも含めて、どうですか、その避難タワー、志布志市街地はビルがたくさんあるので、避難ビル、退避ビルがあるので、そこを利用しましょうということには大筋なっていると思います。ですが、その考え方、そして、ビルのないところ、そこでやっぱり隙間から漏れる場所というのが絶対あると思うんですね。だからそういうところまで目配りして、しっかりここは大丈夫かという思いで施策を打っていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 「行政は、市民の生命、財産を守る義務がある」というふうにかねてから言っているわけではありますが、やはり、これはおっしゃるように、市民全体の生命を守るという観点からいきますと、そういう施設がないところに対する対応の仕方はどうしていくのか。これはもう本当にしっかりとこの国土強靱化計画も含めて考えていかなきゃいけないというふうに思っているところでございます。

○14番（鶴迫京子さん） 津波が予測されるのが6点何メートルとかおっしゃいますが、志布志市文化会館に鹿児島大学の井村准教授がみえまして、講演がありましたね、お勉強会がありまし

た。そのときに初めてお聞きした講演でしたので、すごくショックを受けたのですが、遡上高というのがありまして、その映像を見たときに、本当にびっくりしました。ですので、安楽川、前川、菱田川、そういう川に挟まれている志布志市は、沿岸部だけじゃないんですね。その川を上って、川が道になり、その津波は押し寄せてきて、その高さがもうすごい高さになるわけですね。東日本大震災のときも同僚議員からもありました。36mでしたか、9mでしたか、それぐらいに高く、一番高いところではそれぐらいの遡上高になったということでもあります。そういうことを考えると、高さだけではなくて、その圧力もあるわけですね。こうばつと押しってくる波の圧力。だから、本当にもう想像を絶するようなことになりますので、ぜひ真剣に対策を考えて欲しいと思います。

それでは、次の3点目に移ります。

そういう津波対策ということから発してのこういう質問になりますので、3点目に移ります。

水ヶ迫線道路改良工事事業に伴って、今急ピッチで工事が進められております。この道路は、志布志高校の一部の生徒の通学路でもあります。特に香月小学校の大半の子供たちの通学路となっております。歩道の幅も狭く、十分に整備されておらず、いつもスピードを出している車には、通学中の子供たちと接触事故が起きるのではないかとひやひやどきどきさせられます。

そこでお伺いいたしますが、そのような中での改良工事ですので、大変期待するところです。香月小学校の正門の前の国道220号線の交差点や、「ニコニコさん髪」の前の横断歩道や「タケサン」の前の横断歩道の状況など、道路状況がこれまでとは違い、一変する状況が出てくると考えます。まず、どのような計画の下で、工事は進められているのか、その進捗状況は何%ぐらいなのか、そして、完了はいつなのか。その交差点の状況や横断歩道はどうなるのか。また、ラコート香月の前、周辺の旧道路との関わりはどのようになるのか、大変気になるところであります。今文言で質問しても何か分かりませんので、私、アナログで、図を具体的に手書きしてきました。[香月小学校付近の図を提示]香月小学校、ここが歯医者さん、ここが病院ですね。ささやいてましたね。えっと、ここが歯医者さん、ここが松下病院ですね。そして、今、ここ水ヶ迫線道路改良工事でやっています。でも歩道はもうできてますね、ほとんどできて、歩道がこっち側にできてます。交差点があって、今の歩道橋はこことここを小学生が渡る歩道橋になっています。ここ国道220号線、そして、ここが横断歩道、子供達はここを歩いて、ここを渡って、ここに来て、この歩道を渡りますね。そして、しているんですが、津波時に、結局、ここが先ほども言いました、質問で。ここの国道も渡れない状況になった場合ですよ、津波地震とかその場合ですよ、今歩道橋をこう上がって、こっちに渡れないんですね。こっちに渡らなくていいんじゃないかなって思われるのかもしれませんが、ここに大黒のソーラーがありまして、その点検用だと思えますが、階段があるんですね、丈夫な。ここを利用して、避難場所がちょっと変わっているんですね、何か。ここの議場でも説明がありましたが、変わって、今、ここに避難訓練をしたり、町原の方にしたりとかやっておられます。そういうこともありまして、ここのこれができて交差点ができますので、ここの状況はどうなるのか。そして、ここにラコート香月があるんです。このあ

たりはどうなるのかということ、今質問を口頭でしたけど、絵ではそういうことであります。どうでしょうか。

○建設課長（假屋眞治君） 今、水ヶ迫線につきましてはですね、工事が2工区、3工区入っているような状況でございます。ということで、今、路盤の方をやっているような状況ということでございます。

来年に向けてはですね、今、理髪店の方へ行ってますけれども、それが新しい方へ行けるようにということで、努力をしているところでございます。

そして、歩道につきましては、香月の交差点から水ヶ迫線の方へずっと見ていくと左側に片側の歩道がつくような状況でございます。

それから、横断歩道につきましては、当然、今度、水ヶ迫線が国道220号線にタッチしますので、そのところには横断歩道ができるように、今、交差点の協議をしているような状況でございます。

完成年度についてはですね、やはり県道なんかもなんですけれども、予算の付き具合とかではっきりしないものですから、いついつというのは言えませんけれども、できれば来年ぐらいにはできいかなということで、いろいろ工事の発注関係やらを調整しているような状況でございます。

それから、進捗状況については、ちょっと今数字はじいてないので、今まで進んでなかったんですが、工事としてはそういうふうに進んで、本年度は特に予算がだいぶ配分されまして、進捗している状況でございます。

次にもう1件、今度、今度は都市下水路が入っているあたりの法面の工事、今入札にかけたんですが、入札中止になりまして、再度工事の発注をかけようというような状況で、だいぶ進んでいる状況です。

それで、その水ヶ迫線が国道220号線にタッチした折にはですね、理髪店の所はですね、今度は、今横断歩道がありますけれども、それはなくなりまして、今度は人はその新しい道路の方を通ってもらうと、当然通れるんですけども、車については、国道から市道の方へ入っていく一方通行のような格好になるということで、今、調整を進めているような状況でございます。

それと、当然交差点にタッチしますので、接続しますので、国道の方も整備をしないといけないということで、今、国と市のどちらが工事するか、それから、完成した後の管理区分をどうするのかとかいうことも今調整をしているところでございます。

以上です。

○14番（鶴迫京子さん） 今、まだ途中でありますが、現状よりも大変子供たちの安心・安全が図られるのではないかなと。通学路としましてはですね、しっかりした歩道が付きますので、今の状況でありますと、歩道が付いてないところは、車道と10cmないところがあるんですね、そういうところを子供たちは集団登校してますので、通学路になってますので、大変喜ばしいことかなと思います。 「タケサン」の前の横断歩道はそういうことで、ここに信号がありますが、ここもなくなるということで、今報告がありましたが、この信号、そういうことはおっしゃらな

ったっけ。横断歩道がなくなる。

○建設課長（假屋眞治君） 今、申しましたのは、当然、今調整中ということですので、横断歩道の方はなくなると。そうすると、こちら側の信号機もなくなる可能性ありますけれども、そこはまだ調整中ということで御理解いただきたいと思います。

○14番（鶴迫京子さん） 調整中ということでありますので、良い方に調整していただきたいなと要請しておきます。

それでは、次に入りますが、ただいまの説明で道路状況がよく理解できましたので、そこでまたお伺いいたします。

香月小学校前の交差点改良事業に伴い、国道220号線の北側の歩道部分は新設される交差点内の横断歩道となります。津波のときの避難に支障を来たすことが想定されます。円滑な避難を確保するために、今ある既存の歩道橋に連結する形で新たに歩道橋を設置する考えはないかお伺いいたします。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

今年の4月に、一度地域から横断歩道の連結の要望があったことを受け、管理者である大隅河川国道事務所に出向いて要望を行ったところであります。技術的に可能かどうかは詳細な設計が必要となるというようなことをございました。

○14番（鶴迫京子さん） 4月に要望があつて、一応、市として要望書は出してあるということであります。それですので、大変質問しやすいのですが、まず、具体的に細かいことになろうかと思いますが、この香月小の子供たちの津波避難訓練ですね、「てんでんこ」の避難訓練をされているという報告がありましたので、この今年1年、5月と11月にされたということでありますが、その状況を少しお知らせください。

○危機管理監（河野穂積君） 今年の避難訓練、香月小学校の避難訓練ですけれども、1回、5月の月上旬にされているというふうに聞いております。その際は、現在、国道を渡って、水ヶ迫線の改良工事でできました点検用の階段を使って上の方に上がられたというふうに聞いております。

今年の11月に行いました、地震津波防災訓練におきましては、現在、道路改良工事中ということもありまして、工事現場内に立ち入るということは非常に危険ということもあつて、市道を、「ニコニコさん髪」の前を上がって行かれて、最終的には町原方向に避難をされたというふうに聞いているところでございます。

○14番（鶴迫京子さん） 今回、本当に失念してまして、教育長を通告相手方に指名してなくて申し訳ありませんが、答えていただいてありがとうございます。

そういうことで、少し細やかになると思いますが、時間もあまりありませんので、簡単にはしよつて言いますが、結局、今のところ、道路事情によって、工事中ということもありまして、二通りの方法で避難訓練をしているということでありました。やっぱり、現場の先生の声としまして、てんでんこで逃げるということで、通山小、香月小、志布志小、3校が国のモデル校ということで、子供安全支援事業を平成30年度から2年間指定されて、国の事業であります、行われ

ております。その中でも「てんでんこ」で逃げるということでありますが、まず、市長、お聞きします。「てんでんこ」で逃げるときに、まあ簡単に言いますが、垂直避難が早いですか、水平避難が早いですか。もうあまりにもはしょってますが。

○市長（下平晴行君） それは垂直避難が早いというふうに思います。

○14番（鶴迫京子さん） そういう現場の学校の先生の声も垂直避難ということで、それでこういう国にも要請しているということでありました。歩道橋が出てきたわけでありますね。このAからBに渡る歩道橋ですね。そして、ここに渡って、すぐここに行ったら、ここに階段があって、これは担当課にお聞きしたら、とても頑丈な強い階段らしいですね。それで、そこを一気に登ったら上に高台があるということで、以前は、香月小は伊勢神社が避難場所になってたような気がしますが、今、そういうことも利用した。そして、町原の高台にも行きましたということで、避難訓練ですので、これは1年生から6年生まで全員が避難訓練をちゃんとしているのでしょうか、どんな状況でしょうか。高学年のみでしょうか。

通告なしで質問してしまい、本当に申し訳ありませんが、お願いします。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

基本、避難訓練は全て、1年生から6年生まで通常どこの学校もやるようにしております。

○14番（鶴迫京子さん） 現場でもどういう判断がいいのかなということ、いろいろと試行錯誤されているところだと思いますね、決定してないということは。1年生から6年生ということで、町原の高台まで行くとすると大変な距離になりますね、その6年生はあれですが、1年生には長いですね。ということは、垂直避難というよりも、水平避難というような感じになろうかと思えます。距離が相当伸びますので、そこで、二次被害ではないですが、そういう訓練の在り方がいいのか、ぜひ、この階段といっても1年生から6年生でしたら、全児童がまたこの1本の階段でそのすぐ高台にとなったときに、1年生、6年生ですのでね。だから現場では、「1本では足りないよね」という声が、「できたら2本、2本が3本」というようなこともおっしゃってました。そういうこともありまして、一応そういう申請という形に今なっていると思いますが、再度お伺いしますが、この議場でどっちの方向がいいとか、その法面の状況もありますので、結論的には言えないかもしれませんが、この歩道橋を架けるとい、この交差点上、国道220号線がそういう状況になるということでありますが、避難訓練のときにも渋滞して、ここはすごいことになったということ、これはまた別な市民の方からお聞きしたんですが、通れない状況になる。「車が渋滞して逃げたくても逃げられない状況になる」ということを言われました。訓練のときにそういう状況が発生したということでありました。警察車両などいろんなことがあってですね、何かそういうこともお聞きしました。いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） 議員おっしゃる、その階段でございますが、これは津波から避難するには少しでも早く高台に行くことが望まれるわけでありますけれども、この階段は幅も狭くて急勾配であるということで、しかも、頂上までは高さもだいぶあるということと、それから、駆け上がるのにかなりの体力が必要であるというようなことで、1年生からというようなことでありま

すので、この階段についてはですね、あくまでも緊急的に活用するというものであるというふう
に考えております。このことについては、例えばですね、幅も狭くて、急勾配ということで、子
供たちがもし踏み外した場合に、これはもう大変な事故になる、逆にですね。そういうことも考
えておりますので、これは教育委員会を通じて、香月小学校と協議をするように指示をしてまい
りたいというふうに思います。

○14番（鶴迫京子さん） いろいろあろうかと思いますが、先ほどの施策としまして、子供たち
の安心・安全ということで、今、大人にとって避難タワーとかそういうのもありますが、小学校
内にですよ、避難タワーといいますか、築山というか、そういうのを設置して、その頑丈なです
ね、そういう高いところ、そういうのを方策としては、一つの方法もあろうかなということもお
聞きしたりしましたが、そういう今までの概念にとらわれずに、何かそういう新しい方法
というものは考えられていないのでしょうか。

○市長（下平晴行君） まずは、高いところに逃げるといことですので、避難訓練等々にして
も、まずは高いところに、自分の命は自分で守るといような、そういう避難訓練のいわゆる指
導と申しますか、そっちの方が私はいいいんじゃないかなというふうに思います。

○14番（鶴迫京子さん） そしたら、今は香月小の子供たちのことを言ってますが、志布志湾沿
岸部に一応こう法面の崖がありますよね、山が、松尾城の下とか、金剛寺のあたりとかですね。
まあ志布志支所もそうですが、何かあったときに、頑丈な法面というのも調べれば分かるわけ
ですが、そういうところに何か所か階段をつけて、こう逃げる場、避難路ですね、避難路の確保と
いこと、そういうことは全然考えていらっしやらないのでしょうか。

○市長（下平晴行君） 港では、業者というか、企業が高い土を盛り上げて、すぐ避難所を造る
というふうなことでございます。

あとは、私の考え方では、そういう3階、4階等々のビルをどう活用していくのか。そして、
それと併せて、そういう避難所の高台を造る必要があるところがどこなのか。そこ辺も含めてで
すね、しっかりと危機管理監も含めて対応してまいりたいというふうに考えております。

○14番（鶴迫京子さん） 香月小学校、通山小学校、志布志小学校とあるわけですが、学校の校
舎は、例えば、香月小は校舎のあの辺りがちょっと低地でありますので、お聞きしましたら標高
が6.5mということでありました。そこに校舎が建っていて、その校舎の屋上をもう少し高く
してということは考えられないんですかね。

○市長（下平晴行君） そこは今のところ考えてなくて、そういう学校の、あそこ3階ですかね。
3階ですと、14mから15mあるわけですので、そういう高い台に上がった、高台ということでの
命の確保ということでは対応できるんじゃないかというふうに思います。

○14番（鶴迫京子さん） いろんな角度からいろいろあるかと思いますが、また、この津波対
策に対しまして、子供たちの命を守るという観点で、国もモデル校、志布志市は津波対策をしな
さいよってということで、モデル校として指定しているわけですので、一生懸命頑張って担当課が
計画を立てまして、国土強靱化地域計画をしっかりと、いろんなことを思っで見直しをされて、国

に出したら、国が指定している学校が3つもあるわけですので、予算化されると思いますので、しっかりそこをお願いしまして、最後に教育長、本当に申しわけありませんが、通告してませんが、この子供たちの命を守るという1点で、思いをお聞かせください。

○教育長（和田幸一郎君） 海岸のそばにある学校が3つございます。通山小学校、志布志小学校、そして香月小学校なんですけれども、特に、香月小学校と通山小学校は、どうしても国道を渡って避難しなければいけないという、そういう非常に大きなリスクがございます。私が来てから香月小学校は避難の仕方が3回変わっています。1回目は、議員言われましたように、伊勢神社のところから上がって避難する方法、これ、私が来たときはそういう方法でした。ただ、横避難になりますので、そこはちょっと無理だろうと。

次に、今度は町原の方への避難経路、でもこれは非常に距離が遠いということで、今、香月小学校が考えているのが、横断歩道を渡って避難していく方法なんですけれども、ただ、水ヶ迫線ができますと、多分、地震津波のときには、あそこはものすごい渋滞になるだろうと、そうしたときに、右側の方に渡るのをどうしたらいいのかなという、そういう懸念がありものすごく心配しております。

それで、先ほど市長も言われましたが、あそこの階段があるわけなんですけれども、あの階段が本当に急勾配で40mぐらいありますかね。非常に狭い。でもまあ垂直避難をする意味では、もうあそこ以外にどこ使うかなという、そういう思いもございます。いずれにしても、これは、私は香月小学校の子供たちだけの問題ではなくて、220号線から海岸沿いの地域住民も、じゃあどのようにして避難していくのかと考えたときに、子供たちはそういう避難経路できちんと避難するという訓練ができますけれども、地域住民はそれじゃどのような形で高台に避難するのかという、そういう総合的なことも考えていかなきゃいけないのかなというふうに思います。

今日、いろいろと御意見を聞きましたので、学校の方ともまた協議しながら、子供たちが素早く垂直避難して、自分の命は自分で守るという、そういう行動ができるように、これからも訓練を繰り返していきたいと、そういうふう感じております。

○14番（鶴迫京子さん） ありがとうございます。

今回は津波対策について質問しました。志布志市には国際バルク港もあり、近隣自治体から羨望の目で見られる反面、その港は南海トラフ地震による津波予測によりまして、美しい青い海も、いつなんどき、私たちに大きな牙を向けるやもしれません。選良である議員として、常に危機感を持って市民の相談に耳を傾け、議員の仕事を全うしていきたいと思っております。

最後になりますが、自治体は市民の生命と財産や公共施設等を守る責務があり、その自治体の危機管理の統括責任者が下平市長です。

最後に、津波対策について、防災・減災の観点からトップリーダーとしての意気込みと覚悟をお示しください。

○市長（下平晴行君） これは、行政は市民の生命、財産を守るという義務があるわけですので、そして、子供たちは宝でございます。しっかりと守る態勢、そして、併せて国土強靱

化計画をしっかりと策定して、一緒になって、一緒に計画書を策定して全課で取り組みをしてまいります。

よろしく願いいたします。

○議長（西江園 明君） 先ほどの答弁漏れの部分を答弁いたします。

○危機管理監（河野穂積君） はい、大変失礼いたしました。

先ほど防災会議のメンバーの女性の人数ということでございました。総数で33名中4名の方が女性委員ということで、パーセンテージでいくと12%ということになっております。

以上です。

○14番（鶴迫京子さん） はい、終わります。

○議長（西江園 明君） 以上で、鶴迫京子さんの一般質問を終わります。

会議を続行します。

お諮りします。

日程第3、議案第75号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第75号については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

—————○—————

日程第3 議案第75号 志布志市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（西江園 明君） 日程第3、議案第75号、志布志市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第75号、志布志市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、教育委員会嘱託職員の不祥事の発生について、市民の皆様に対し陳謝し、任用する教育委員会を代表するものの責任として、教育長の給与の減額措置を講じるため、その期間及び率を定めるものであります。

内容につきましては、教育長の給料月額に関する特例措置として、令和2年1月に支給する給料の月額において減額の率を100分の10とするものであります。

なお、この条例は、交付の日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○19番（小園義行君） 今回、この提案理由にですね、いわゆる職員の正規か非正規か、そうい

ったものがこう書かれているわけですけど、こういったものが必要だったのかねという思いが少しあります。それが1点です。

2つ目に、本市はそういう正規職員でない方々に公金の取り扱いをしていただいているという実情があったわけですね。本来、私も企業に勤めてましたけど、当時は、臨時職員という、そういう言い方でしたが、そういった方々に現金の取り扱いというのは一切ないという中で、私自身は育ってきています。そうしたときに、精神的負担ですね、そういう非正規の方々に対して、公金の取り扱いをしていただくことはどうなんだろうと、今回のこういうことを受けてですね、こう提案されてますけれども、そういったことについての議論というのをどういうふうにされたんだろうと、そういう思いがあるところです。そこについて、いわゆる公金を取り扱うというそのことに対して、任用の関係ですね。そこについてはしっかりとしたものを当局の方で持ってないといけないというふうに思います。これたまたま教育長ということに今なってますが、そこら辺について、市長部局、まあ市長部局の方でどういった議論がされての今回のこういうことになったのかということ。

3点目は、この100分の10ですが、いくらになるんですか。そして、これが1月でなきゃならなかった理由って、まあ12月でもよかったのかねと、即決ということであればですね。そこらについて、少しお願いします。

○市長（下平晴行君） 1点目でございます。

これは、このことについては、非正規職員については、職員の配置等も含めて、嘱託職員等が現金を取り扱わないような体制づくりをしていくことを検討してまいります。

○議長（西江園 明君） その正規、非正規を提案理由に明記すべきだったのかどうか。

それと100分の10はいくらになるかという質問です。

○市長（下平晴行君） 嘱託職員は正規職員じゃございませんので、そういうような対応をしていくということでございます。

○議長（西江園 明君） 100分の10の金額は。

○市長（下平晴行君） 金額については、今ちょっと確認をしておりますので、お待ちください。

○総務課長（山田勝大君） 100分の10につきましては6万1,000円でございます。

○議長（西江園 明君） それで答弁終わりですか。今の質問は、提案理由に正規、非正規という明記をすべき必要があったのかという質疑です。

○総務課長（山田勝大君） 今回の処分の対象が正規の職員でなかったということで、嘱託職員というふうに提案理由に記載したところでございます。

○19番（小園義行君） 本来、正規職員であろうが、非正規職員、いわゆる嘱託職員、パート職員であろうが、志布志市の職員という任用ですよ、基本は。地方公務員法でくくられているわけです。こういう形で公になりますとですね、働いていただいている方々に対しては、非常にこう負担、精神的苦痛といいますかね、そういったものも発生するわけで、こういった提案をされるときには、職員という形であれば、それが嘱託職員だろうが、正規職員だろうが、職員なら、

私は結構だというふうに思うわけです。今、「桜を見る会」というところで少しそのシュレッダーにかけた人は、障がい者雇用のという、総理大臣そのものがですね、いわゆる「個人情報に関連するから答弁を差し控える」と言いながら、その人の個人情報を堂々と公開しているわけですね。これは、私はいかがなものかということで、本市には、約300名近くのそういう非正規の職員の方々がおられるわけですが、今後ですね、こういったものが仮に発生したとしても、きちんとしたそういう対応をすべきだというふうに思います。併せて、先ほど市長の方から答弁がありました、公金を取り扱う、そのことの精神的負担、ここについては明確なものを持ってないといけないと思うんです。例えば、税務課では、徴税吏員証、それが無い限り誰でも税金を徴収できるというふうになってないわけですね。そういうことを考えたときに、今回のこのことを教訓にして、働いておられる非正規の方々、今度から会計年度任用職員となりますけど、精神的負担を及ぼさないような形での公金の取り扱いをしていただくという、そういう市長部局としてのしっかりとした基本がないといけないと思うんですよ。まあ検討するというので、きちんとそういうふうにするべきだと思うんです。そこについて、再度お願いをします。

○副市長（武石裕二君） 今回の現金取り扱いにつきましては、県費の学校事務職員の方もいらっしゃると思いますので、その方が徴収等をしているものなのかなというふうに私も思っていましたけど、状況を見た中では、県費の事務職員の方も取り扱いをされてますし、また、今回のように、嘱託の方が現金を取り扱っているという状況が分かりましたので、教育委員会の方と協議をいたしまして、早急にですね、各学校において統一を図ると。今、職員の方ですね、そういう状況ができるかどうかを早急に今検討して、早い段階でも、次年度からになるかとは思いますが、そういうふうにするべきだと、職員の方はですね、やっていきたいというふうには考えております。

○19番（小園義行君） 併せて、教育委員会としてもそういった県の教育委員会等々との関係もあるでしょうけど、そこについては、今、市長部局のこういう答弁ですが、そういった形で理解をしてよろしいですか。

○教育長（和田幸一郎君） 学校は非常にたくさんの校納金を保護者から集めております。例えば、学校によっては、購買部費、あるいは部活費、あるいは生徒会費、PTA会費と様々なお金を集めております。学校の規模もいろいろございます。事務職員等が、事務職員も基本公金については全て扱っているんですけど、そのような様々な公金を扱うにあたって、校務分掌の中で、分担をしながら今やっているという状況がございますので、今、市の方の立場で議員が言われましたけれども、学校の方も今後どのような形が一番いいのかということについては、検討してまいりたいと思いますが、私は、例えば、給食費というのは、ちょうど私が来たときは、みんな現金を、例えば、学校によっては全部現金を持ってきて、それを学校が集めて納めるという、そういう形をとってございましたので、できるだけ、例えば、振り込みにするとか、そういうこと等で直接お金を扱わないようなそういう体制をいうことで、少しずつでも現金取り扱いの負担がないようにということで取り組みを進めておりますので、学校のその徴収金の取り扱いについてはで

すね、また、学校の意見等も聞きながら、そしてまた市長部局とも協議しながら検討してまいりたいと、そういうふうに思います。

○議長（西江園 明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第75号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第75号は原案のとおり可決することに決定しました。

お諮りします。

日程第4、議案第76号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第76号については、委員会の付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

—————○—————

日程第4 議案第76号 志布志市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（西江園 明君） 日程第4、議案第76号、志布志市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第76号、志布志市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、青年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が施行され、及び印鑑登録証明事務処理要領の一部改正に伴い、青年被後見人の権利の制限に係る措置の適正化を図るため、措置が講じられたことに鑑み、印鑑登録の資格を改正するものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○市民環境課長（留中政文君） 議案第76号、志布志市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部

を改正する条例の制定について、補足して御説明申し上げます。

国において印鑑登録証明事務につきましても、全国的な事務の平準化を図るため、印鑑登録証明事務処理要領を定めております。今回、同要領を11月19日付けで改正しており、改正通知が県を經由し、本市では11月21日付けでの収受となったことから、当初の送付に間に合わず、追加議案となったところでございます。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が令和元年6月14日に公布され、一部の規定を除き、本年12月14日から施行されます。

この法律は、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に、不当に差別されないよう成年被後見人等を資格、職種、業務等から一律に排除する規定等を設けている各制度について心身の故障等の状況を個別的、実質的に審査し、各制度ごとに必要な能力の有無を判断する規定へと適正化するとともに、所要の手續規定を整備するもので、この法律を受けて、印鑑登録証明事務処理要領が改正になったものでございます。

それでは、付議案件説明資料の2ページをお開きください。

新旧対照表ですが、第2条第2項の「成年被後見人」を「意思能力を有しない者」に改正するものです。

第4条、第5条及び第6条につきましては、字句の整理をするものでございます。

以上で、補足説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○19番（小園義行君） 少し分からないからお願いします。

この提案理由のですね、成年被後見人の権利の制限に係る措置の適正化を図るための措置が講じられたと、ここもうちょっと平たく少し分かるように言ってください。それが1点です。

2つ目に、第2条のですね、2項にいわゆる「15歳未満の者」というのと、「意思能力を有しない者」。古いやつは、成年被後見人、これだとだいたいこういうことかなと分かるんです。「意思能力を有しない者」と、これどういうふうに理解をしたらいいんですかということが2つ目です。

仮に、こういう形が変わりますね、こうしたじゃあ印鑑登録や証明に関するそれを受けられませんよということですね。そうしたときに、この第1項、第2項の方々がいわゆる相続人にあたった場合に、その固定資産なり、そういったものの相続が難しいというふうに理解する。そういった場合は、こういう形でできますよというものが担保されてのこういうことの改正ですかというのが3点目です。

そして、もう1点は、一般に入所されたり、入院とかいろいろありますね。そういう被後見人と言われる人達がですよ。そうしたときに、この人は受けられないからということになってますけど、それに近い形でAさん、Bさんが入院とかなった場合に、印鑑の登録をしたいとなったときには、例えば、当局の方で鹿児島その施設に出向いて行って、その意思を確認できるかどうかというのは、それしないと分からないわけで、そこについては、きちんとした不利益にならな

いような担保がされているんですねという4つをお願いします。

○市民環境課長（留中政文君） 今、お尋ねの件でございます。

まず、最初の措置というのはどういう意味かということで、最初の補足説明でも申し上げましたけども、今までは成年被後見人というひとくくりで判断していた部分がございますが、今回、法律の改正によりまして、一律ではなくてですね、その方の心身の状況とか、個別的に、また、実質的に判断をしていきたいと思います、その人の能力を個別的に一律のくくりじゃなくて、その人の状態を個別に判断していきたいと思いますというようなことですね、そういう措置が今回とられたところでございます。

次の「意思能力を有しない者」ということでございますが、成年被後見人の場合におきましては、法定代理人が同行しまして、かつ、当該成年被後見人、本人による申請があった場合ですね、当該成年被後見人が「意思能力を有する者」として印鑑の登録の申請を受け付けることとして差し支えないというような総務省の通知も出ております。お尋ねの「意思能力を有しない者」という方につきましても、このことができない方というようなことになります。その場合の判断につきましてはですね、本人への聞き取りとか、医師の診断書などにより総合的にも判断することになるということでございます。そういう方が相続人になって、その印鑑登録証明書とかが必要な場合はどうするのかというようなお尋ねだったかと思うんですけど、その場合については、一応、総務省の通知としては、今申し上げたように、成年被後見人の場合は、代理人が同行していた場合は、印鑑登録はできますよというようなことの通知でございますので、その意思能力のない方につきましても、また、別途また対応することになるのではないかなというふうに考えております。

最後の、仮に、その方が施設に入っているらっしゃったりとか、入院されている場合は、そういう登録はどうするんですかというようなことでございますが、その方が来庁するのが困難な場合ですね、代理人の方においでいただきまして、代理申請をしていただけるかどうかを確認いたします。次に、その入所なり、入院されている本人に照会書を送りまして、御自分の意思による申請なのかというようなことをですね、回答していただきまして、最後にまた代理の方に回答書と登録する本人の身分証明書、登録する印鑑、代理人の方の身分証明書等を窓口を持って来ていただきまして、そのときに登録というようなことになります。

以上です。

○19番（小園義行君） ちなみにですよ、この成年被後見人というのは、数は圧倒的に少ないというふうに思うんですけど、逆に、こっちのですね、「意思能力を有しない者」という、この判断は非常に難しい判断を強いられるんだなど。だから、成年被後見人の利益を守るということで今回こういうことにしたということですけど、非常にこの「意思能力を有しない者」というここがですね、非常に難しい判断だなど。そこの判断は、留中さんがされるのね。簡単に言うんですよ。そういうことになるんですか。「意思能力を有しない者」というその判断ですよ。これお医者さんなのか、留中さんなのか。そこについては、行政の側が判断するのかということと、分か

ってなければ仕方ないけど、成年被後見人、志布志市に何人おられますか。それ分かってなきゃもういいよ、わざわざ行かんでいいから、その判断を誰がするのかというのをまず教えてください。

○市民環境課長（留中政文君） お答えいたします。

本市にですね、成年被後見人は37名の方がいらっしゃいます。

お尋ねのその判断は誰がするのかということでございますが、先ほど申し上げましたとおり、医師の診断とかですね、そういうこと、また、本人の聞き取りとかですね、そういうところを総合的に判断して、また、私個人というか、市長等にまた伺いを立ててですね、判断していきたいというふうに思います。

○議長（西江園 明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第76号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第76号は原案のとおり可決することに決定しました。

お諮りします。

日程第5、同意第1号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、同意第1号については、委員会の付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

—————○—————

日程第5 同意第1号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（西江園 明君） 日程第5、同意第1号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

同意第1号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて説明を申し上げます。

本案は、令和2年2月23日をもって任期が満了する島津陽亮氏を引き続き教育委員会委員に任命したいので、議会の同意を求めるものであります。

島津陽亮氏の略歴につきましては、説明資料の4ページに記載してございます。
よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

これから採決します。お諮りします。

同意第1号は、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、同意第1号は、同意することに決定しました。

—————○—————

○議長（西江園 明君） 以上で、本日の日程は終了しました。

明日から12月17日までは休会とします。

18日は、午前10時から本会議を開きます。

本日は、これで散会します。

お疲れさまでした。

午後3時20分 散会

令和元年第4回志布志市議会定例会会議録（第5号）

期 日：令和元年12月18日（水曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 報告
- 日程第3 議案第64号 志布志市特別職の職員の給与に関する条例及び志布志市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第65号 志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第66号 志布志市いじめの防止等に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第67号 志布志市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第68号 財産の取得について
- 日程第8 議案第69号 土地改良事業の変更について
- 日程第9 議案第70号 権利の放棄について
- 日程第10 議案第71号 令和元年度志布志市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第11 議案第72号 令和元年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第73号 令和元年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第13 議案第74号 令和元年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第3号）
- 日程第14 陳情第10号 「育ちにくさを持つ子ども」及び「障がい児」とその「家族」が安心して暮らせる地域生活を求める陳情書
- 日程第15 議員派遣の決定
- 日程第16 閉会中の継続審査申し出について
（総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長）
- 日程第17 閉会中の継続調査申し出について
（総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長）

出席議員氏名（19名）

2番 南 利 尋	3番 尖 信 一
4番 市ヶ谷 孝	5番 青 山 浩 二
6番 野 村 広 志	7番 八 代 誠
8番 小 辻 一 海	9番 持 留 忠 義
10番 平 野 栄 作	11番 西江園 明
12番 丸 山 一	13番 玉 垣 大二郎
14番 鶴 迫 京 子	15番 小 野 広 嗣
16番 長 岡 耕 二	17番 岩 根 賢 二
18番 東 宏 二	19番 小 園 義 行
20番 福 重 彰 史	

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 下 平 晴 行	副 市 長 武 石 裕 二
教 育 長 和 田 幸 一 郎	総 務 課 長 山 田 勝 大
財 務 課 長 折 田 孝 幸	企 画 政 策 課 長 樺 山 弘 昭
情 報 管 理 課 長 岡 崎 康 治	港 湾 商 工 課 長 柴 昭 一 郎
税 務 課 長 吉 田 秀 浩	市 民 環 境 課 長 留 中 政 文
福 祉 課 長 北 野 保	保 健 課 長 西 山 裕 行
農 政 畜 産 課 長 重 山 浩	耕 地 林 務 水 産 課 長 立 山 憲 一
建 設 課 長 假 屋 眞 治	松 山 支 所 長 中 吉 広 志
志 布 志 支 所 長 小 山 錠 二	水 道 課 長 新 崎 昭 彦
会 計 管 理 者 桑 迫 悟	農 業 委 員 会 事 務 局 長 小 野 幸 喜
教 育 総 務 課 長 徳 田 弘 美	学 校 教 育 課 長 谷 口 源 太 郎
生 涯 学 習 課 長 萩 迫 和 彦	

議会議務局職員出席者

事 務 局 長 藤 後 広 幸	次 長 中 水 忍
調 査 管 理 係 長 毛 野 仁	議 事 係 長 末 原 和 幸

午前10時00分 開議

○議長（西江園 明君） これから本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（西江園 明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、東宏二君と小園義行君を指名いたします。

日程第2 報告

○議長（西江園 明君） 日程第2、報告を申し上げます。

文教厚生常任委員長、産業建設常任委員長、まちづくり活性化対策等調査特別委員長、農林水産業活性化対策等調査特別委員長及び議会運営委員長から、それぞれ報告書が提出されましたので配布いたしました。参考にしていただきたいと思います。

ここで、持留忠義君から12月6日の会議における発言について訂正の申し出がありましたので、発言を許可します。

○9番（持留忠義君） 12月6日の会議における私の茶業振興についての一般質問の中で、「令和元年度の鹿児島県茶品評会で志布志市は残念ながら賞はいただかなかった」と発言しましたが、実際は九州農政局賞、県知事賞をはじめ、複数獲得しております。私としては、農林水産大臣賞を獲得できなかったという趣旨での発言であったわけですが、誤解を与える内容でしたので、「農林水産大臣賞はいただけなかった」というふうに発言の訂正をお願いします。

○議長（西江園 明君） ただいま持留忠義君から12月6日の会議における発言について訂正したいとの申し出がありました。発言の訂正については、会議規則第67条の規定によって、議長の許可を得てすることになっています。持留忠義君からの発言訂正申し出は、これを許可します。

日程第3 議案第64号 志布志市特別職の職員の給与に関する条例及び志布志市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（西江園 明君） 日程第3、議案第64号、志布志市特別職の職員の給与に関する条例及び志布志市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（八代 誠君） 改めまして、おはようございます。

ただいま議題となりました議案第64号、志布志市特別職の職員の給与に関する条例及び志布志市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月9日、委員6人出席の下、執行部から総務課長ほか担当職員の出席を求め、

審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による条例の改正内容について補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、今回の改正は、人事院勧告により国家公務員と民間の給与における格差是正のため、国の改正に準じ、本市も改正することだが、本市の市民所得の推移等を把握した上での提案となっているのかとただしたところ、本市の市民所得の推移については、市民税所得割納税義務者数と、一人当たりの所得額が年々増加している状況である。また、大隅公共職業安定所管内の有効求人倍率についても、昨年と比較し高くなっており、年々増加している状況である。との答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第64号については全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（西江園 明君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

これから、採決します。

お諮りします。議案第64号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

日程第4 議案第65号 志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（西江園 明君） 日程第4、議案第65号、志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（八代 誠君） ただいま議題となりました議案第65号、志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月9日、委員6人出席の下、執行部から総務課長ほか担当職員の出席を求め、

審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による条例の改正内容について補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、今回の人事院勧告における給与改正について、給料月額や勤勉手当の引き上げ率の数値の根拠は何か。また、県内他自治体の引き上げ率の数値状況はどのようになっているのかただしたところ、給料月額については、国家公務員と同じ給料表を用い、勤勉手当の支給月数も国家公務員と同月数引き上げたところである。また、県内においては、県のみが県の人事委員会勧告による引き上げ率を採用することだが、その他の自治体については、本市と同様、給料表及び勤勉手当の支給月数については、国家公務員に準じて提案していると考えているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第65号については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（西江園 明君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

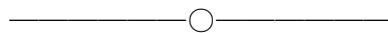
これから、採決します。

お諮りします。議案第65号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第5 議案第66号 志布志市いじめの防止等に関する条例の制定について

○議長（西江園 明君） 日程第5、議案第66号、志布志市いじめの防止等に関する条例の制定についてを議題とします。

本案は文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（小園義行君） ただいま議題となりました議案第66号、志布志市いじめ防止等に関する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月9日、委員全員出席の下、執行部から市民環境課長、学校教育課長ほか担当

職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による条例の制定内容について補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、今回制定する条例については、いじめの対象を子供に特化した条例なのかとただしたところ、今回制定する条例については全市民に対し、いじめ防止を規定するものだが、いじめの対象については児童、生徒を対象としたものであるとの答弁でありました。

いじめについては、マスコミ等でも報道されているように子供の中だけのことではないと考えますが、本条例の対象外となる職場等でのいじめについては、どのように対応するのかとただしたところ、児童等に対する虐待等については児童福祉法で、DVについては配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律で防止策や支援が行われ、パワーハラスメントについては、労働施策の総合的な推進及び労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律で、防止対策が行われることになると考える。家庭や職場での問題等をいじめとして定義することには無理があるため、学校でのいじめに特化した条例制定であるとの答弁でありました。

同条例第19条で、いじめを早期に発見し、適切かつ迅速な対応に資する定期的な調査によるいじめの早期発見を規定している。学校現場においては把握しづらい情報であると思われるが、どのようにいじめに関する情報等を集約していくのかとただしたところ、学校においては、いじめや問題行動、不登校、児童虐待の4件に関する発生件数等のほか、重大事案につながる恐れのある案件についても、生徒指導月例報告として毎月教育委員会に報告している。学校に対しては、早期発見することの重要性を指導しており、児童、生徒に対するアンケート調査が毎月実施されている。アンケート調査で把握すべき事項については、受けた側が不快に感じる悪口や嫌がらせを含め、軽微なものもいじめとして把握するよう指導している。平成30年度からいじめの定義が変わったことで、いじめの認知件数は爆発的に増加しているが、そのことで軽微ないじめを見逃さず、早期解決につなげることが可能となっている。アンケート調査以外にも保護者や地域からいじめに関する情報を提供いただくよう学校現場におけるいじめへの対応と合わせ、ホームページ、学校だより等で周知しているとの答弁でありました。

憲法94条は、法律の範囲内で条例を制定することができる」と規定している。今回制定しようとする条例は、第9条において、地域住民の責務を規定しているが、上位法であるいじめ防止対策推進法では、地域住民、いわゆる国民の責務までは規定されていない中で、地域住民の責務をあえて規定された根拠は何なのか。また、憲法94条の規定とそごがあるのではないかとただしたところ、直接的な関係者となる保護者等だけではなく、市民全体のいじめ防止に対する意識の醸成を図ることで、市民を巻き込み、子供たちを守り、いじめの防止に取り組んでいくという市の姿勢を表すため、上位法では保護者の責務等までの規定となっているが、条例においては地域住民の責務まで規定したところである。上位法であるいじめ防止対策推進法第3条第3項において、いじめの防止等のための対策については、地域住民を含む関係者連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならないと規定されていること、同法第6条で、当該地域の状

況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有すると規定された地方公共団体の責務として、地域住民の責務を規定したものであり、憲法94条の規定に反するものではないと考えているとの答弁でありました。

条例第12条第5項で教職員は児童、生徒に対し体罰や不適切な指導をしてはならないと規定している。また、第21条では、いじめを行った児童、生徒に対し懲戒を加えることができると規定しているが、第12条第5項に抵触した教職員に対する懲戒についての規定はされていないが、どのように対処するのかとただしたところ、条例第12条第5項の規定に抵触するような事案についての対処については、本条例ではなく、教職員の服務規程に従い対処されることになるとの答弁でありました。

条例第20条第5項で、学校からのいじめに関する報告を受けた教育委員会は、その学校に対し、必要な支援や措置を講ずることを規定している。併せて、個別の事案に対する調査の実施までを規定しているが、学校の運営が学校長に委ねられている実情と教育委員会が調査を行うこととの整合性は担保されるのかとただしたところ、学校で起きた問題等については、学校長の責任の下で対応することを基本としているが、学校長による対応が困難な事案が発生した際には、教育委員会も学校に出向き事実確認を行った上で、学校長と連携しながらの対応となるため、学校長と教育委員会の関係性が崩れるようなことはないとの答弁でありました。

議案第66号の審査を終え、概略、以上のような質疑、答弁となった。今回、提案されている条例制定については、憲法94条や上位法との間にそごがあるのではないか。また、志布志市いじめ防止基本方針や学校いじめ防止基本方針による対応で同等の対応が可能であるのではないか等の意見を踏まえ、条例制定の必要性や妥当性について確認する必要があることから、市長への総括質疑を行うとの結論に至りました。

総括質疑の主な質疑といたしまして、国が策定しているいじめ防止対策推進法が志布志市いじめ防止等に関する条例の上位法になると思うが、条例が第9条で規定している地域住民の責務に関して、上位法では国民の責務を規定していない。法律の範囲内で条例を制定することができる規定した憲法94条との整合性について、市長の見解をただしたところ、地域住民の責務については努力義務であり、地域住民を定義することで、その範囲が狭くなるため、市民でない人も含め、より多くの人を巻き込みいじめ防止に取り組むために、地域住民を定義していないところであるとの答弁でありました。

定義されていない地域住民の範囲についてただしたところ、地域住民については市内居住者だけではなく、志布志市に関わりを持つ人と捉えているとの答弁でありました。

志布志市を訪れた旅行者等も含むのかとただしたところ、旅行者についても、本市を訪れたことに関わりを持つ人と捉えられるため地域住民に含まれるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第66号については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

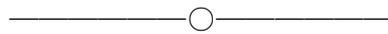
以上で報告を終わります。

○議長（西江園 明君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。
これから、討論を行います。討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。
これから、採決します。
お諮りします。議案第66号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第66号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第6 議案第67号 志布志市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（西江園 明君） 日程第6、議案第67号、志布志市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（丸山 一君） ただいま議題となりました議案第67号、志布志市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、産業建設常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月9日、委員全員出席の下、執行部から建設課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による条例の改正内容について補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、今回の占用料の改定については、土地の固定資産評価額を参考に算定されたようであるが、一部の占用料の額が大幅に下落しており、本市における土地評価額の下落率との関係性をどのように捉えているかとただしたところ、本市の土地評価額は極端な下落傾向にはないが、今回の占用料の改定は、県の道路占用料徴収条例の改正内容に準じて設定された単価となっており、使用料率や占用面積等に応じた補正がなされている結果と考えているとの答弁でありました。

市内の電柱はかなりの本数に上り、膨大な作業量となるように思うが、管理体制はどのようになっているのかについてただしたところ、電柱の設置や移設に伴う業者からの申請と合わせて、位置図・姿図等の提出も求め、設置状況を把握するために構築されたシステムへその内容を入力し、占用料の算出などの管理ができる体制となっており、本庁で2名、各支所1名、計4名の職

員で一連の事務を行っているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第67号は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

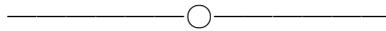
以上で報告を終わります。

○議長（西江園 明君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。
これから、討論を行います。討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。
これから、採決します。
お諮りします。議案第67号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第67号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第7 議案第68号 財産の取得について

○議長（西江園 明君） 日程第7、議案第68号、財産の取得についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（八代 誠君） ただいま議題となりました議案第68号、財産の取得について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月9日、委員6人出席の下、審査に資するため、買収する事業用地の現地調査を実施した後、執行部から港湾商工課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、今回取得する臨海工業団地5工区の事業用地について、87筆を土地開発公社から買収し、開発行為及び農地転用申請手続を行い、事業の推進を図っていくとのことだが、補足説明において、未取得の用地が2筆あるとのことである。この2筆が取得できない理由と今後の対応についてただしたところ、未取得の事業用地2筆については、当該用地が共有名義のため、所有者の所在等が不明なこと等の理由で取得できておらず、現在も、土地開発公社において用地取得へ向け取り組んでいる。今後、用地が取得できる段階になった時点で、変更議案を上程する予定であるとの答弁でありました。

臨海工業団地4工区及び5工区において、既に立地を希望する企業はあるのか、それは、どのような業種からの問合せなのか。また、今後、5工区に続く工業団地の造成も検討しているのか

ただしたところ、臨海工業団地4工区及び5工区については、製造業や物流倉庫業等、複数社からの問合せが寄せられている。今後については、現在の場所での工業団地の造成は事業用地の取得が困難なことから、5工区までの造成と考えているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第68号については全会一致をもって、可決すべきものと決定いたしました。

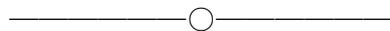
以上で報告を終わります。

○議長（西江園 明君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。
これから、討論を行います。討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。
これから、採決します。
お諮りします。議案第68号に対する所管委員長の報告は可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第68号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第8 議案第69号 土地改良事業の変更について

○議長（西江園 明君） 日程第8、議案第69号、土地改良事業の変更についてを議題とします。
本案は産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（丸山 一君） ただいま議題となりました議案第69号、土地改良事業の変更について、産業建設常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月9日、委員全員出席の下、審査に資するため、土地改良事業の変更の現地調査を実施し、執行部から耕地林務水産課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、排水路の施工について、変更前と延長は変わらないが、事業費が大幅に上がっているのはなぜかとただしたところ、現在工事中の幹線排水路が、当初計画から比較すると断面が大きくなったこと、また、道路に対しボックスカルバートを直角に敷設して横断する計画であったところ、たびたび冠水が発生しているほ場であることから、排水改善のため斜めにボックスカルバートを延伸する必要性が生じたことなどに伴い、事業量が増加したことによるものであるとの答弁でありました。

事前換地の説明会で同意が得られなかったことによって、今回の変更に至ったケースはないの

かとただしたところ、事前換地については、関係者それぞれの考えや意見もあり、提案する計画は何度も見直しを行い、別の交換地を探すなど逐次調整を重ね、相続人も含めた事業参加者全ての施工同意をいただいた上で、着工に至ったものであるとの答弁でありました。

当初計画から比較すると、変更後は不換地の点が多く見受けられるが、用水・排水に関しては問題がないのかとただしたところ、不換地については、事前換地の協議の中で、従来どおり開水路で対応するように決定したものであり、問題はないと考えているとの答弁でありました。

今回の土地改良事業の変更については、受益面積が減少しているにも関わらず事業費は増加していることに対して、変更に伴う金額等の増減を付議案件説明資料へ記入するなどの配慮が必要だったのではないかとただしたところ、土地改良法に基づく手続きにおいては、受益面積、施行年度、概算事業費を記載することになっており、それを踏まえて資料作成したところであるが、今後は補足説明資料において、事業費の増減を明記することとしたいとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第69号は、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（西江園 明君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

これから、採決します。

お諮りします。議案第69号に対する所管委員長の報告は可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第69号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

日程第9 議案第70号 権利の放棄について

○議長（西江園 明君） 日程第9、議案第70号、権利の放棄についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（八代 誠君） ただいま議題となりました議案第70号、権利の放棄について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月9日、委員6人出席の下、審査に資するため、貸付料を放棄することになる普通財産の現地調査を実施した後、執行部から財務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行い

ました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、今回、放棄することになった当該普通財産の貸付料について、発生した債権はいつのものか。また、市は当該普通財産の他にも同様の貸付を行っている土地等はあるのかとただしたところ、当該債権については、被相続人が亡くなられた平成25年度分の貸付契約に基づくものである。市は当該普通財産の他に、同様の貸付を行っている土地を6件所有しているとの答弁でありました。

債権の放棄が議決された後、当該普通財産については、今後どのような取り扱いとなるのかとただしたところ、当該普通財産については、現在、裁判所から建物を取り壊して良いという許可まではもらっている。議決後には建物を取り壊して更地にし、その後、払い下げ等を含めた利活用を考えていきたいとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第70号については、全会一致をもって、可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（西江園 明君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

これから、採決します。

お諮りします。議案第70号に対する所管委員長の報告は可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第70号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

日程第10 議案第71号 令和元年度志布志市一般会計補正予算（第5号）

○議長（西江園 明君） 日程第10、議案第71号、令和元年度志布志市一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

本案は、令和元年度志布志市一般会計予算審査特別委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○令和元年度志布志市一般会計予算審査特別委員長（岩根賢二君） ただいま議題となりました議案第71号、令和元年度志布志市一般会計補正予算（第5号）について、令和元年度志布志市一般会計予算審査特別委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月10日、委員全員出席の下、審査に資するため、松波住宅用地、有明市民グラウンドの現地調査を実施した後、12月11日に向け、執行部から担当課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

それでは、審査日程順に従い、報告いたします。

まずはじめに、総務課・選挙管理委員会分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

総務課分の主な質疑といたしまして、ふるさと納税寄附見込額の増額に伴い、通信運搬費が増額となるとのことだが、当初予算計上時の見込みに対し、どのように変わったのかとただしたところ、当初予算計上時には、ふるさと納税寄附額20億円の見込みに対し、おおよそ1,500万円の通信運搬費を計上したところだが、今回、寄附見込額が12億円増額されたこと、12月8日現在で、寄附者数も7万6,000件を超えていることから、寄附証明書等の郵送料となる通信運搬費についても増額をお願いするところであるとの答弁でありました。

選挙管理委員会分の主な質疑といたしまして、参議院選挙及び県議会議員選挙において、弁護士へ謝礼金が支払われているが、弁護士が担う業務はどういったものかとただしたところ、依頼する弁護士の業務については、選挙当日、開票会場に同席していただき、開票事務従事者が判別の困難な疑問票に対してのアドバイスをいただいている。このことにより、開票時間が短縮できるなど、選挙事務の円滑な執行につながっているとの答弁でありました。

次に、教育総務課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、小学校施設改修事業について、老朽化した潤ヶ野小、有明小のプールろ過設備の更新に伴う経費1,760万円の債務負担行為が計上されているが、それぞれの小学校のろ過設備の経過年数と2校以外のろ過設備の年次的な整備計画についてただしたところ、現在のろ過設備については、潤ヶ野小、有明小ともに平成8年度に設置したもので、23年が経過している。2校以外のろ過設備についても、今年度行った調査結果を基に令和2年度に整備したいと考えている。調査結果に基づき、潤ヶ野小、有明小のろ過設備を更新するところであるが、伊崎田小については、伊崎田中のろ過設備を移設して対応するため、プール使用の前に工事期間を確保できない潤ヶ野小、有明小分を債務負担行為で計上し、伊崎田小分については来年度予算で計上する予定であるとの答弁でありました。

給食センターの調理員の確保に苦慮していることが、報酬の減額、賃金の増額からも伺えるところであるが、給食提供への影響がない段階で調理員の安定的な確保に向けた賃金体系の見直し等を含め、財務課等との協議を進めるべきではないかとただしたところ、給食センター調理員の欠員は慢性化しており、ハローワーク等を通じて募集に努めているが、なかなか応募がないところである。応募がない要因が賃金なのか、業務内容なのかについては把握できていないが、調理員の報酬等を優遇することについては他の部署で勤務する嘱託職員との関係もあるため、応募につながる募集条件等について検討していきたいとの答弁でありました。

次に、生涯学習課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、オリンピックの開催に伴い、東京2020オリンピック聖火リレー鹿児島県実行委員会負担金が402万4,000円計上されているが、実行委員会が県内で実施する事業の総額と負担割合の根拠についてただしたところ、鹿児島県実行委員会が示している概算事業費については、3億410万3,284円となっている。このうち、約3分の2に当たる2億2,120万6,393円を鹿児島県が、約3分の1に当たる8,289万6,891円を関係市町が負担することになる。志布志市で実施される事業の総額は概算で1,207万円となっており、3分の2の804万6,000円を県が、3分の1の402万4,000円を市が負担するものである。1,207万円の内訳については、規制に関する事前告知看板設置費用、交通整理に伴う警備員人件費、交通規制のための標識等資機材費、運営全般にかかる人件費、運営スタッフのユニフォーム代等となっているとの答弁でありました。

有明市民グラウンドの表層への真砂土布設に係る費用が体育施設費の委託料で計上されている。有明市民グラウンドについては、平成30年6月定例会での補正予算議決後に、排水溝の撤去や表層への石粉布設による整備が実施されたところであるが、再度整備に係る予算が計上された原因と、先の整備で表層に布設された石粉の取り扱いについてただしたところ、平成30年度での有明市民グラウンドの整備は、野球、ソフトボール等を中心としたゾーニングを踏まえ、排水溝や芝生による段差解消等を図り、ゾーニングされた競技への支障をなくすことを目的に実施したところである。今回の整備が必要となった要因については、前回の事業実施の際、設計段階での協議が不十分であったためと認識しており、その責任は、発注者である市にあると考えている。先の整備で表層に布設した石粉については、再利用を検討しており、未舗装である体育施設駐車場の利活用やその他の活用に向け、一旦は仮置きしながら利活用に努めていくとの答弁でありました。

次に、耕地林務水産課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、中山間地域総合整備事業及び農地耕作条件改善事業について、どのような形で繰越に至ったのかとただしたところ、中山間地域総合整備事業については、水路工事が1件の予定である。農地耕作条件改善事業については、2件の道路改良工事を予定しており、両事業ともに、部分的な繰越となるものであるとの答弁でありました。

県営土地改良事業の増額補正について、どういった事業量が増加したことによるものかとただしたところ、平田団地の流末水路工及び八野1団地のほ場整備工について、今年度の実施事業として県から決定の通達を受け、事業量としては増加したことに伴い、本市の負担金割合15%の450万円を増額補正する必要が生じたものであるとの答弁でありました。

次に、企画政策課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、移住定住促進事業について、当初の見込みに対し、移住・定住した

世帯の件数が増えたことによる補助経費の増額とのことだが、どれぐらい増えたのかとただしたところ、当該事業については、当初、市外からの移住を4件、市内の定住を21件見込んでいたが、今年度末時点で、移住が17件程度、定住が19件程度見込まれることから、今回、不足する補助経費の増額を計上するところであるとの答弁でありました。

地域おこし協力隊事業について、これまで多くの協力隊員が本市に着任したが、退任後の定住につながっているのかとただしたところ、本市においては、平成27年度から当該事業に取り組み、これまで17人の協力隊員が退任し、3人の市内定住につながっている。個々の理由で定住に至らなかった隊員も多いが、一人でも多くの隊員に定住してもらうために、現在、退任した方同士が気軽に集い、情報交換できる場の確保等、受け皿づくりを進め、定住後も安心して生活できる環境づくりに努めているとの答弁でありました。

次に、保健課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、都城北諸県郡救急医療施設分負担金が52万9,000円減額された要因についてただしたところ、負担金算出の基となる指定管理料が、当初想定した額より減額となったため負担金についても減額となったものであるとの答弁でありました。

次に、農政畜産課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、アフリカ豚コレラ等の侵入防止を図るために、畜産施設整備支援事業により柵等の設置を支援するようであるが、経営体としては、市内全域の取り組みとなっているのかとただしたところ、市内の畜産業の経営体数42戸のうち本事業の申し込みのないところもあるが、聞き取りによると自己資金での整備や、近い将来廃業するという経営体もあった。そのようなことを考慮すると、ほとんどの経営体で取り組みがなされ、侵入防止対策が図られるものと考えているとの答弁でありました。

土地改良施設の突発事故復旧事業について、原因の分析及び施工上の問題はなかったのかとただしたところ、8月25日の発生であることから、直接的には7月の大雨によるものではないものの、地盤がゆっくりと緩んだことにより、FRP管が横揺れを受け破裂につながったのではないかと思われるが、はっきりした原因は不明である。以前、発生したときも専門家に調査してもらったが、原因は不明であった。今後も引き続き土地改良区と協議の上、原因の究明に努めていきたいとの答弁でありました。

次に、港湾商工課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、ふるさと納税推進事業については、寄附額が増え、事務が煩雑化することによるトラブルが懸念されるが、今年度、事業に取り組んできた中で、トラブル等は発生していないかとただしたところ、本年4月に、ふるさと納税管理システムの入れ替えを行った際、事務遂行における小さなシステムエラー等はあったが、寄附者等まで多大な影響が及ぶような大

きなトラブルは発生しておらず、電話等によるクレームも昨年と比較し、減ったと感じているとの答弁でありました。

ふるさと納税における寄附額及び件数を維持するには、リピーターの獲得が重要であると考えますが、本市寄附者のリピート率はどれぐらいかとただしたところ、本市独自で開設・運営している特設サイトでの寄附者のリピート率は、26.88%である。民間ポータルサイトにおいては公表されていないが、本市のリピート率は他自治体と比較しても高いと聞いているとの答弁でありました。

次に、福祉課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金事業の受給対象者数と未申請者への対応についてただしたところ、受給対象者数については35人であり、すべて女性である。対象者の申請に基づき給付することとなるが、未申請者に対しては通知等により申請を促していくとの答弁でありました。

福祉課関係事業を特定した2件の寄附について、その内容をただしたところ、1件は、昭和38年有明中卒業の有志の方々が9月に実施されたチャリティーコンサートの益金5万円を寄附いただいたものであり、備品購入費で計上しているポータブルトイレ3台の購入に充当するものである。もう1件は、志布志市内の職人をモデルとした撮影会を主催された九州写真師会連盟から5万円を寄附いただいたもので、ままごとセットの購入に充当するものである。撮影された写真については、鹿児島県民交流センターで写真展が開催され、市内においても11月25日までアピア内で展示されたと聞いているとの答弁でありました。

次に、建設課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、公共土木施設災害復旧事業について入札中止が相次いでいる状況であるようだが、再入札に向けては何らかの対策や工夫が必要ではないかとただしたところ、応札のない原因については、昨今の人手不足から現場を管理できる有資格者を配置できないなどの理由があるようである。こういった状況を改善するために、近接する工事を1か所にまとめて発注する方法や、発注時期のタイミングを計っている。また、国や県、建設業者などとも今後協議し、改善できるものは取り入れるなどの努力をしていくとの答弁でありました。

地域優良賃貸住宅整備事業による公的賃貸住宅の整備では、長期にわたる債務負担行為を設定する必要が生じているが、民間事業者によって行われる設計や施工に対して、本市の意向は反映されるのかとただしたところ、現在、条件を付した本事業の実施方針案を示しており、今後は民間事業者との対話によって募集要項案を示していくことで、より良い居住環境整備のための方針を共有し、事業目的の達成に努めたいとの答弁でありました。

次に、財務課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、ドライブレコーダー設置事業について、設置に係る経費の増額理由として、車両の引き取りと納車に対する回送費が必要であることが判明したとのことだが、当初予算を計上する際に、基準となるような資料を業者から取り寄せて積算しなかったのかとただしたところ、当初予算計上の際に、ドライブレコーダーの本体価格と取付け手数料については見積りももらっていたが、実際は、機器設置に際し、設備の整った場所への車両引き取りと納車の回送費が必要であることまでの詳細な打合せができていなかったため、今回、不足額の増額予算を計上した。当初予算計上時の見積りが甘かったと反省しているとの答弁でありました。

最後に、市民環境課分について報告いたします。

執行部より、予算書による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、申請手続等の変更に伴い備品購入費51万2,000円が計上されているが、申請の手続き等はどのように変更されるのか。また、現時点でのマイナンバーカードの交付率はどの程度なのかとただしたところ、マイナンバーカード取得に係る手続きについては、職員による本人確認を交付の際に行う交付時来庁方式と、申請の際に行う申請時来庁方式がある。本市では交付時来庁方式としていたが、交付率向上を図るため、申請時来庁方式での手続きも開始するところであり、申請の手続き方法を変更するものではない。申請時来庁方式の導入により、申請の際に本人確認をすることとなるため、企業等に出向いての出張受付等も可能となることから、申請がしやすくなることで交付率の向上が期待される。出向いた先での手続きに必要となるタブレットやウェブカメラ、モバイルプリンターの購入に要する経費を計上したところである。交付率については、12月1日現在で9.52%、交付枚数3,000枚となっているとの答弁でありました。

マイナンバーカードの取得については申請主義であることから、本会議においても強制するものではないとの市長答弁があった。マイナンバーカードの普及を推進する所管課としても、市長の答弁を踏まえた配慮ある対応をすべきではないかとただしたところ、強制ではないという市長答弁や国が示す利便性向上のための条件整備等の現状を踏まえ、所管課としては強制することなく申請者への情報提供と配慮ある対応に努めていくとの答弁でありました。

以上で全ての課を終え、質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第71号については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（西江園 明君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

○3番（尖 信一君） 岩根議員も一度指摘なさっておられるんですけども、今回賛成討論ということで意見を述べさせていただきます。

議案第71号、令和元年度一般会計補正予算（第5号）のうち、建設課分の債務負担行為、地域優良賃貸住宅整備事業8億2,262万円、これをPFI採用事業ということでおやりになるという

ことで、全員協議会で御説明がございました。ただ、場所に懸念があるという意見がありまして私も質問させていただきましたが、当局は津波災害に対してきちっとした対応を取るという御説明をいただきました。また、現地調査でもその旨の説明がありました。ただ、全員協議会とか現地調査では、市民の方になかなか伝わらないという思いがありまして、この本会議で明確にする必要があるというふうに思って、賛成討論に代えさせていただきました。

当局は、この事業での災害対策について、しっかり実施するということを明確に意思表示なさっておられます。また、議会からも災害対策の重要性を指摘し、対応を確実に取るよう要望しております。これをここに明確にした上で、賛成討論とさせていただきます。

よろしく申し上げます。

○議長（西江園 明君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） ただいま賛成討論でしたので、そのまま簡易採決で行います。

お諮りします。議案第71号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第71号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

日程第11 議案第72号 令和元年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（西江園 明君） 日程第11、議案第72号、令和元年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案は文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（小園義行君） ただいま議題となりました議案第72号、令和元年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月9日、委員全員出席の下、執行部から保健課長、税務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、一般被保険者高額療養費が4,967万円増額された要因についてただしたところ、療養費が伸びた要因としては、ガンなどの新生物に対する治療費が伸びたことが考えられるが、全体的に伸びている状況であり、年間ベースでは前年度に比較し4.2%程度伸びると見込んでいるとの答弁でありました。

療養費が伸びている現状を踏まえた来年度予算の計上について、どのように捉えているのかただしたところ、1人当たりの療養費について昨年度の実績と比較すると、ガンなどの新生物で

1,841円、精神及び高度障害で629円、それぞれ療養費が伸びている。一方で、昨年度療養費が伸びた循環器系の疾患については、34円安くなっている。高額療養にかかるレセプトから見えてくる疾病状況や本年度の実績見込額等を考慮した上で、来年度予算を要求することになるとの答弁でありました。

新生物等にかかる療養費が増加したとの説明であるが、1億円の基金が積み立てられたこと、前年度に比較し今年度の県への納付金が7,000万円程度増額されたこと等を踏まえた来年度の税率改正の必要性等に関する認識についてただしたところ、今年度の医療費の伸びについては認識しているが、来年度の県への納付金については、1月に示されることとなっているため、提示された納付金額や今年度の医療費総額等を勘案した上で、来年度の税率について検討することになると考えており、現時点においては判断できないとの答弁でありました。

現時点での国保税の徴収状況についてただしたところ、今年度の国保税額については、当初予算の段階で前年度と比較すると3,400万円程度減額しているため、11月末現在の徴収額は、昨年度並みまでは届いていないが、徴収率については昨年度と同程度で推移しているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第72号については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（西江園 明君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。
これから、討論を行います。討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。
これから、採決します。
お諮りします。議案第72号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第72号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

日程第12 議案第73号 令和元年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（西江園 明君） 日程第12、議案第73号、令和元年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案は文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（小園義行君） ただいま議題となりました議案第73号、令和元年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月9日、委員全員出席の下、執行部から保健課長、税務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、予算書による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、一般管理費の臨時職員賃金と、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業の派遣職員負担金が増額されているが、それぞれの人数と増額になった要因についてただしたところ、臨時職員については、本庁1人、志布志支所1人の計2人分であるが、賃金の単価改正により予算に不足が生じるため補正するものである。派遣職員負担金については1人分であるが、当初予算編成の時点で社会福祉協議会から示されていた金額について、修正の申し出があり、精査した結果、申し出を受け入れ、11万円を増額するものであるとの答弁でありました。

現時点での介護保険料の徴収状況についてただしたところ、介護保険料については、決算審査等でも指摘されているが、未収額が増加傾向にあり、現時点での徴収率については、前年度を若干下回っている。12月、1月に催告書を送付し、年末、年度末の徴収に取り組み、例年を上回る徴収率となるよう努力していくとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第73号については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（西江園 明君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。
これから、討論を行います。討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。
これから、採決します。
お諮りします。議案第73号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第73号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

日程第13 議案第74号 令和元年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第3号）

○議長（西江園 明君） 日程第13、議案第74号、令和元年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案は文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（小園義行君） ただいま議題となりました議案第74号、令和元年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第3号）について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月9日、委員全員出席の下、執行部から市民環境課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、予算書による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、今回の人事院勧告に伴い、職員の給料等については増額補正がされているが、嘱託職員の最低賃金見直し等に伴う嘱託職員報酬の補正は必要なかったのかとたまたところ、嘱託職員1名分の報酬については、最低賃金の見直し後においても既定予算で対応できるため、補正は必要なかったところであるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第74号については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（西江園 明君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。
これから、討論を行います。討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。
これから、採決します。
お諮りします。議案第74号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第74号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第14 陳情第10号 「育ちにくさを持つ子ども」及び「障がい児」とその「家族」が安心して暮らせる地域生活を求める陳情書

○議長（西江園 明君） 日程第14、陳情第10号、「育ちにくさを持つ子ども」及び「障がい児」とその「家族」が安心して暮らせる地域生活を求める陳情書を議題とします。

本案は文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（小園義行君） ただいま議題となりました陳情第10号、「育ちにくさを

持つ子ども」及び「障がい児」とその「家族」が安心して暮らせる地域生活を求める陳情書について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月9日、委員全員出席の下、執行部から福祉課長、保健課長、市民環境課長、学校教育課長ほか担当職員の出席を求め、当陳情に関する現状や所管課の取り組み状況等について説明を受けました。

福祉課長から、にこにこはうす親の会からの陳情提出は、今回で8回目となる。障がい児や、その保護者への偏見の解消に向けた市民への周知の充実については、平成27年に策定した「障害福祉計画」で基本目標に掲げている「啓発、交流の促進」に資する取り組みとして、広報紙への啓発記事の掲載、自治会へのチラシ配布、ポスター掲示、BTVケーブルテレビでの放送等による市民への周知に努めている。直近では、障がい者週間をはさんだ12月3日から17日までの期間で、本庁舎及び各支所ロビーでの就労支援事業所の紹介、障がい者が製作した作品展示を行ったところである。また、障がい者の文化活動発表会やスポーツ大会等を開催し、関係者と市民の交流を通じた理解促進に努めている。

発達障害等に関する知識を有した専門員が保育所等を訪問し、障害の早期発見、早期対応のための助言等を行う巡回支援専門員整備事業については、本市を含め県内の4市町村で実施されている。

本市においては、市内全施設での実施により適切な支援ができるよう幼保小連絡協議会や教育委員会を通じて、市内保育所や学校等に事業の周知を図っており、毎年、保育所や幼稚園を6園、小学校6校の12施設を順次巡回しているところであり、今後も引き続き全ての施設で実施できるよう関係機関等へ働きかけていく。

障害を持った子供が、支障なく保育園等での生活を送るための手助けをする保育士を規定の保育士人数にプラスして配置される加配については、市単独事業の「障がい児保育事業」により、対象児童、園児1名につき月額7万円の委託料を保育園等に支払っており、現在、7事業所が活用されているが、加配できない理由としては、人員不足が考えられるため、引き続き事業者と協議しながら障がい児保育事業については推進していく。市内に1か所しかなく、空きもないことから利用したいときに利用できない放課後等デイサービス事業所については、有資格者の不足が事業拡大に至らない要因であると事業者からも聞いており、市内の放課後等デイサービスを利用できない子供たちについては、市外施設の紹介や日中一時支援事業により対応している。今後の見込みについては、市内事業者により国庫補助金を活用した施設拡大による定員増の計画があるため、実現すれば令和3年度からの市内施設での受け入れが緩和されることが見込まれるところである。市としても、関係機関と協議しながら待機解消に向けた取り組みを進めていきたいと考えている。

学校教育課長から、合理的配慮の下での豊かな学校生活の確保や通級指導教室の配置や特別支援員増員による特別支援教育の充実については、通常学級に在籍している特別な支援が必要な児童、生徒に関する情報を各学校から集約し、教育支援委員会を開催し、次年度の特別支援学級へ

の入級の適否について協議している。入級が必要と判断されれば、保護者の同意を得た上で、必要に応じ特別支援学級設置のための申請を県に提出することとなる。特別支援学級については、平成21年度から令和元年度までの10年間で学級数は約4倍、通級する児童、生徒数は約8倍と急増している。県としては特別支援学級を新設することで、特別な支援を要する児童、生徒の豊かな学校生活の確保に努めている。今年度も7学級程度の増設を申請するところである。

牧之原養護学校への通学に伴う子供や保護者の負担が大きいという声については、市教育委員会からも県教育委員会へつないでいるが、県教委としては、特別支援学校の新設については難しい状況であるとの回答を得ている。通学に伴う負担が大きいということについては、十分理解しており、議会からの要望等をあげていただければありがたいと思っている。

市民環境課長から、市民環境課としては、人権擁護の観点からも障害を持つ子供たちも含め、全ての人の人権が尊重され、人間らしく生きる環境が必要であることから、人権教育や人権啓発等に努めていくとの説明でありました。

以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、障害を持つ子供に対する差別やいじめに関する具体的な報告等はあるのかとただしたところ、福祉課長から、障害を持つ子供に対する差別やいじめに関する具体的な報告等は受けていないが、保護者が働く職場において子供の送り迎えのための休暇が取得しにくいという状況があるということや、無料で提供される障がい者サービスを羨ましがられるといった状況があることを、間接的に聞いている。障害を持つ子供やその保護者に対する配慮に関する認識が市民全体に浸透していないと感じることもあるとの答弁でありました。

学校教育課長から、学校でのいじめに関しては毎月報告を求めているが、障害を持っていることに起因したいじめの報告等は受けていない。障害を持っていることに起因したいじめ防止の観点から特別支援学級と通常の学級との交流学級での学習を取り入れており、子供たちが持つ障害を個性と認識できる意識の醸成につながる教育に積極的に取り組んでいるとの答弁でありました。

支障なく保育園等での生活を送るための手助けをする保育士の加配や放課後等デイサービス事業者の事業拡大が困難な状況となっている要因が有資格者不足であるとの説明であったが、それぞれに必要な資格取得にかかる支援についてただしたところ、福祉課長から、加配、放課後等デイサービス事業ともに必要とされる保育士等の資格取得には時間を要し、直接的な支援等は行っていないが、放課後等デイサービス事業においては、1人当たり1か月で23日の利用を前提とした児童支援利用計画に基づき運営されているため、支援にあたる有資格者についても、23日間の配置が必要となる。まるまる23日間を利用される方が少ない放課後等デイサービス事業の利用実績を踏まえると、利用計画を調整することで新たな利用が可能となり、利用待機者の解消が見込まれることから、保護者の理解を得ながら利用計画の調整に向けた事業者との協議を行っていきたいとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、陳情書の取り扱いについて審査に入りました。

意見として、昨年度と比較すると陳情項目も少なくなっており、執行部の取り組みについて評

働されていることが伺えるところであるが、対象者が毎年変わること考えると今回で8回目となる陳情提出についても理解するところである。しかしながら、本陳情では引き続き取り組んでいくべき課題も示されており、課題解決に向けた執行部の更なる努力を期待するとともに、「育ちにくさを持つ子ども」及び「障がい児」とその「家族」が安心して暮らせる地域生活を実現していくためにも、本陳情については採択すべきという意見がありました。

以上のような、意見が出され、採決の結果、陳情第10号については、全会一致をもって、採択すべきものと決定いたしました。

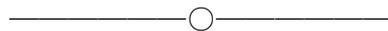
以上で報告を終わります。

○議長（西江園 明君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。
これから、討論を行います。討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。
これから、採決します。
お諮りします。陳情第10号に対する所管委員長の報告は採択であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

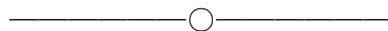
○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。
したがって、陳情第10号は、所管委員長の報告のとおり採択されました。



日程第15 議員派遣の決定

○議長（西江園 明君） 日程第15、議員派遣の決定を行います。
お諮りします。議員派遣の決定につきましては、会議規則第170条第1項の規定により、お手元に配布してある内容のとおり決定したいと思います。
これに御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。
したがって、議員派遣は、配布してある内容のとおり決定しました。



日程第16 閉会中の継続審査申し出について

○議長（西江園 明君） 日程第16、閉会中の継続審査申し出についてを議題とします。
配布してある文書写しのとおり、総務常任委員長、文教厚生常任委員長、産業建設常任委員長から、閉会中の継続審査申し出がありました。
お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありま

せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

—————○—————

日程第17 閉会中の継続調査申し出について

○議長（西江園 明君） 日程第17、閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

配布してある文書写しのとおり、総務常任委員長、文教厚生常任委員長、産業建設常任委員長、議会運営委員長から、閉会中の継続調査申し出がありました。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

—————○—————

○議長（西江園 明君） 以上で、本定例会に付議されました全ての案件を終了しましたので、これをもって議事を閉じ、令和元年第4回志布志市議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

午前11時31分 閉会